

令和4年3月2日開会

令和4年3月22日閉会

令和4年三宅町議会 第1回定例会会議録

三 宅 町 議 会

令和4年3月三宅町議会第1回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (3月2日)	
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	5
職務のため会議に出席した者の役職氏名	5
議事日程	6
議長挨拶	9
町長挨拶	9
開会の宣告	10
議事日程の報告	10
会議録署名議員の指名	10
会期の決定	10
諸般の報告	11
選任第1号の上程、採決	11
議案第1号～承認第2号の上程、説明	12
報告第1号及び第2号の上程、説明	24
同意第1号の上程、説明、質疑、採決	25
同意第2号の上程、説明、質疑、採決	27
同意第3号の上程、説明、質疑、採決	27
同意第4号の上程、説明、質疑、採決	28
同意第5号の上程、説明、質疑、採決	29
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
散会の宣告	43

第 2 号 (3月4日)

出席議員	45
欠席議員	45
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	45
職務のため会議に出席した者の役職氏名	45
議事日程	46
開議の宣告	47
議事日程の報告	47
議案第1号～議案第5号の予算審査特別委員会付託について	47
議案第6号～議案第25号及び承認第1号及び承認第2号の各委員会付託について	47
一般質問	48
瀬 角 清 司 君	48
森 内 哲 也 君	52
松 本 健 君	63
渡 辺 哲 久 君	73
松 田 晴 光 君	81
池 田 年 夫 君	85
追加議案の上程	96
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
散会の宣告	97

第 3 号 (3月22日)

出席議員	99
欠席議員	99
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	99
職務のため会議に出席した者の役職氏名	99
議事日程	100
開議の宣告	101

議事日程の報告	101
特別委員長及び常任委員長報告、質疑、討論、採決	101
閉会中の継続審査について	129
副町長退任挨拶	129
町長挨拶	131
閉会の宣告	133
署名議員	135

三宅町告示第4—2号

令和4年3月三宅町議会第1回定例会を
次のとおり招集する

令和4年2月15日

三宅町長 森 田 浩 司

記

- 1. 招集日時 令和4年3月 2日 水曜日
午 前10時00分 開 会
- 1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和4年3月三宅町議会第1回定例会

会期日程表

令和4年3月 2日水曜日
令和4年3月22日火曜日
21日間

目次	月日曜日	開会時間	摘 要
第1日目	3月2日 水曜日	午前10時00分	定例会開会 (諸報告・提案説明)
第2日目	3月3日 木曜日		休 会
第3日目	3月4日 金曜日	午前9時30分	定例会再開 (一般質問)
第4日目	3月5日 土曜日		休 会
第5日目	3月6日 日曜日		休 会
第6日目	3月7日 月曜日	午前9時30分	予算審査特別委員会 (総務建設)
第7日目	3月8日 火曜日	午前9時30分	予算審査特別委員会 (福祉文教)
第8日目	3月9日 水曜日	午後1時30分	福祉文教委員会
第9日目	3月10日 木曜日	午後1時30分	総務建設委員会
第10日目	3月11日 金曜日		休 会
第11日目	3月12日 土曜日		休 会
第12日目	3月13日 日曜日		休 会
第13日目	3月14日 月曜日		休 会
第14日目	3月15日 火曜日		休 会
第15日目	3月16日 水曜日		休 会
第16日目	3月17日 木曜日		休 会
第17日目	3月18日 金曜日		休 会
第18日目	3月19日 土曜日		休 会
第19日目	3月20日 日曜日		休 会
第20日目	3月21日 月曜日		休 会

第 2 1 日 目	3 月 2 2 日 火曜日	午前 1 0 時 0 0 分	定 例 会 再 開
-----------	---------------	----------------	-----------

令和4年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和4年3月2日水曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鰭 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	金 井 壮 夫
教 育 長	澤 井 俊 一	監 査 委 員	片 岡 嘉 夫
総 務 部 長	森 本 典 秀		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	今 中 建 志	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	山 内 亮	モニター室係	奥 田 崇 鉦

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	久 保 憲 史	2 番 議 員	川 鰭 実希子
---------	---------	---------	---------

令和4年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和3年 3月 2日 水曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 諸 般 の 報 告 |
| | (1) 会計監査報告 |
| 日程第4 | 選任第1号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任について |
| 日程第5 | 議案第1号 令和4年度三宅町一般会計予算について |
| 日程第6 | 議案第2号 令和4年度三宅町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第7 | 議案第3号 令和4年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第8 | 議案第4号 令和4年度三宅町介護保険特別会計予算について |
| 日程第9 | 議案第5号 令和4年度三宅町下水道事業会計予算について |
| 日程第10 | 議案第6号 令和3年度三宅町一般会計第12回補正予算について |
| 日程第11 | 議案第7号 令和3年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算について |
| 日程第12 | 議案第8号 令和3年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算について |
| 日程第13 | 議案第9号 令和3年度三宅町水道事業会計第4回補正予算について |
| 日程第14 | 議案第10号 令和3年度三宅町水道事業会計の利益の処分について |
| 日程第15 | 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第12号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第13号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第14号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

いて

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第19 | 議案第15号 | 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する
条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第16号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て |
| 日程第21 | 議案第17号 | 三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第18号 | 三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会
設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第19号 | 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第24 | 議案第20号 | 三宅町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する条例の制
定について |
| 日程第25 | 議案第21号 | 三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第26 | 議案第22号 | 三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例の制定につい
て |
| 日程第27 | 議案第23号 | 三宅町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関
係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第28 | 議案第24号 | 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第29 | 議案第25号 | 奈良県広域消防組合規約の変更について |
| 日程第30 | 承認第1号 | (専決処分事項報告) 令和3年度三宅町一般会計第9回補正予算に
ついて |
| 日程第31 | 承認第2号 | (専決処分事項報告) 令和3年度三宅町一般会計第11回補正予算に
ついて |
| 日程第32 | 報告第1号 | (専決処分事項報告) 令和3年度三宅町一般会計第8回補正予算に
ついて |
| 日程第33 | 報告第2号 | (専決処分事項報告) 令和3年度三宅町一般会計第10回補正予算に
ついて |
| 日程第34 | 同意第1号 | 三宅町政治倫理審査会委員の選任について |
| 日程第35 | 同意第2号 | 三宅町公平委員会委員の選任について |
| 日程第36 | 同意第3号 | 三宅町公平委員会委員の選任について |
| 日程第37 | 同意第4号 | 三宅町公営委員会委員の選任について |

- 日程第38 同意第5号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第39 発議第1号 三宅町政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第40 発議第2号 三宅町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第41 発議第3号 保育士の抜本的な処遇改善を求める意見書
- 日程第42 発議第4号 日米地位協定の見直しを求める意見書
- 日程第43 一般質問について

◎議長挨拶

○議長（辰巳光則君） 皆さん、おはようございます。

本日令和4年3月三宅町議会第1回定例会を招集されましたところ、議員各位にはご出席いただき、ありがとうございます。

本日提案されております議案につきましては、令和4年度一般会計予算をはじめとする選任1件、議案25件、承認2件、報告2件、同意5件、発議4件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう、議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 開会に先立ち、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和4年3月三宅町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、年度末の公私ご多忙の中、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さて、我が国においては、昨年度末より懸念されていた新型コロナウイルス感染症の第6波が起き、今までにない感染拡大が広がる中、オミクロン株による感染拡大について、16日、政府の衆議院予算委員会分科会では、数週間で重症者数もピークアウトする可能性もあると述べられておりますが、本町においては、感染者が2月中旬で200人を超え、奈良県でも感染拡大が収まらない中、早急な医療提供体制の再構築を図ることとされ、地方自治体にはさらなる体制強化が求められています。

また、ワクチン接種事業については、本年1月末より90歳以上の高齢者の方から開始し、来月の4月末には全ての方の3回目の接種を終了する予定としており、感染症予防と重症化リスクを軽減するためにも、ワクチン接種の早期実施が重要であり、引き続き着実な実施を進めてまいります。

そのような中、本町では目指すべき目標とした三宅町総合計画はもとより、第2期三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる重点的施策を中心に、昨年度策定した三宅町過疎地域持続的発展計画との整合性も考慮しながら、新年度の予算編成方針に基づき予算編成を行ったところでございます。

詳しくは、この後の提案説明にて申し上げますが、現在のコロナ禍、さらに今後のアフターコロナも見据えながら、20年後の将来像とする「自分らしくハッピーにスモール（住もう）タウン三宅町」を目指してまいる所存でございますので、今後も議員皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会に提出をしております案件は、令和4年度一般会計当初予算をはじめとする当初予算案5件、令和3年度一般会計第12回補正予算をはじめとする補正予算案4件、利益の処分1件、条例の制定及び一部改正13件、計画の変更1件、規約の変更1件、専決処分事項報告4件、同意案件5件の重要案件でございます。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（辰巳光則君） ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、令和4年3月三宅町議会第1回定例会は成立しましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳光則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により1番議員、久保憲史君及び2番議員、川鰐実希子君の2人を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰巳光則君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日より3月22日までの21日間としたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日より3月22日までの21日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（辰巳光則君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

片岡代表監査委員より監査報告を求めます。

片岡委員。

○監査委員（片岡嘉夫君） 去る2月17日に松田晴光監査委員と共に、令和3年度三宅町一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の中間監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

監査委員報告。

令和3年度各会計の予算執行状況及び現金の出納保管、資金の運用等について、関係書類及び各帳票類の提出を求め、関係者の説明を受け、厳正なる監査を行いました。

その結果、地方自治法をはじめとする関係法令に抵触するところもなく、適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

令和4年3月2日、代表監査委員 片岡嘉夫。

○議長（辰巳光則君） 以上で監査の報告を終わります。

◎選任第1号の上程、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第4、選任第1号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

予算審査のため、予算審査特別委員会を委員会条例第5条第1項の規定により設置し、同条第2項の規定により、8名の委員と議長をオブザーバーとした議員全員を選任したいと思います。

いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、議長及び委員8名をもって構成する予算審査特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名については、委員会条例第8条の規定はありますが、私のほうで指名をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名をさせていただくことにいたします。

それでは、特別委員会委員長に久保憲史君、副委員長に池田年夫君を指名いたします。

◎議案第1号～承認第2号の上程、説明

○議長(辰巳光則君) お諮りします。

日程第5、議案第1号 令和4年度三宅町一般会計予算についてより、日程第31、承認第2号(専決処分事項報告)令和3年度三宅町一般会計第11回補正予算についてまでの議案は、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際議案の朗読を省略したいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

お諮りします。

日程第5、議案第1号 令和4年度三宅町一般会計予算についてより、日程第31、承認第2号(専決処分事項報告)令和3年度三宅町一般会計第11回補正予算についてまでの議案25件、承認2件を一括上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認め、一括上程したいと思います。

議案の朗読は省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和4年3月三宅町議会第1回定例会に提出いたしました当初予算案をはじめとする多数の重要案件をご提案申し上げ、ご審議をお願いするところでございますが、初めに、予算編成の基本姿勢、各提案議案の概要並びに重点項目についてご説明申し上げます。

まず、予算編成に係る国・県の動向等について触れさせていただきます。

国では、まず新型コロナウイルスへの対応として、ワクチン接種の促進及び国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復、また未来を切り開く新しい資本主義として、成長と分配の好循環、デジタル田園都市国家構想による地方活性化を進めていくとともに、さらに国民の生命・財産・暮らしを守る災害対応として、防災・減災、国土強靱化の推進などを進めていくとされています。また、奈良県では暮らしやすい奈良をつくるため、奈良新「都」づくり戦略に基づく諸施策の展開として、大和平野中央プロジェクトの推進などが見受けられます。

さて、本町における令和2年度一般会計の決算において経常収支比率については、前年度より2.1%減の86.1%となり、基金残高も約22億3,756万円と増加していることから、町財政としては健全化状態にあるものの、財政健全化法における実質公債費率については前年比0.3%増の10.2%、将来負担比率については2%減の27.6%となり、有利な過疎対策事業債の借入れにより公債費において一時的に増加傾向となっております。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の回復のため、町税を中心とした歳入については短期間での増収を見込むことはできず、一方、歳出についても高齢化の進行により、社会保障経費が増加していくこと等を踏まえ、限られた財源の中でより大きな効果を発揮する必要がある、三宅町総合戦略に基づく計画的かつ重点的な実施事業を推進しなければならないと考えております。

そこで、令和4年度の予算編成に当たっては、「準備と対話」をキーワードに、20年後の将来像として、三宅ビジョンの「自分らしくハッピーにスモール（住もうる）タウン三宅町」を実現するための次の施策を推進することとしました。

1つ目、戦略型・目標達成型予算の迫及として、政策的事業は全て総合戦略の4つの基本目標に基づいた事業とし、地方創生推進会議で効果検証を実施することとします。

2つ目は、本町のミッション、バリューを念頭に置いた事業の策定として、第2期総合戦略期間のうち、令和4年度は準備期として位置づけます。また、「皆さんの夢を叶えるための「伴走者」であり「共創者」として、ともに成長し続ける」ことをミッションとして掲げ、

「対話」「挑戦」「失敗」をバリューに、積極的に既存事業の見直し、新規事業を構築していくことといたしました。

3つ目、財政健全化の推進として、国費や企業版ふるさと納税など外部資金の活用と有利な過疎対策事業債の活用を含めた歳入の確保や、D Xの観点から積極的に業務改善を進め、効果性、効率性を追求することで、限られた財源の中でも持続可能な財政運営を確保することを目指します。

さらに、このたびの監査委員からの監査報告を真摯に受け止め、会計規則等のコンプライアンスを全職員が改めて厳守する上、予算執行に努めることとしました。

最後に、新型コロナウイルス感染症対応としては、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種についてはスピーディーに予算編成を進め、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については効果的な活用を検討しております。

また、大和平野中央プロジェクトの推進に加え、目下の最重要課題である新型コロナウイルスワクチン接種事業には全庁一丸となって取り組んでまいり所存でございます。

それでは、新年度の予算の全体像について、担当部局別に主なものを述べさせていただきます。

まず、みやけイノベーション推進部では、地域活性化企業人制度を活用し、地域おこし協力隊の採用からマネジメントの支援を行うために、地域おこし協力隊サポート事業を実施します。また、業務改善による住民サービスの向上を目的としたD X推進事業や、中小企業のための経営相談所を活用し、町内にある事業所が抱える課題を解決するためのサポートを行うビジネスサポート事業に取り組んでまいります。

総務部では、従来の自治振興交付金及び魅力あるまちづくり交付金の交付とともに、地域のコミュニティ施設に対しての修繕補助を目的とした集会所等修繕補助金を創設し、地域住民のコミュニティ活動の場の維持管理を支援するとともに、持続可能な社会への取組の一環として、照明のLED化と環境に優しい低公害車の導入を行います。また、防犯電話の購入補助を新設し、防犯カメラの普及とともに安心・安全な町づくりに取り組んでまいります。

住民福祉部では、高齢者が抱える様々な健康課題に対応するため、高齢者一体化予防事業として、高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施に取り組めます。また、マイナンバーカードのさらなる普及拡大に向けて、個人番号カード交付推進事業を実施し、高齢者福祉計画、介護保険事業計画を策定するに当たり、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施す

ることとしています。

健康子ども局では、次世代を担う子供たちが地域との関わりを持ち、地域づくりに関心を持ってもらうための事業として、新たにティーンズL i n k 事業を実施し、子供たちのシビックプライドの醸成を図ります。また、骨髄移植等の推進及びドナー登録者数の増加を図ることを目的に、骨髄等提供者及びドナーが勤務する事業所に対する補助金を新設し、I C T 導入による保育・教育の質の向上の取組として、総合保育業務支援システムを導入します。

まちづくり推進部では、産業の活性化と町民の雇用期間の拡大を目的とする企業立地促進事業を推進し、さらに、三宅1号線道路整備事業や交通安全対策事業に取り組むとともに、地域経済の発展や雇用創出に向けた産学官の交流環境を整備をする新たな町づくりとして、大和平野中央プロジェクト推進事業を県と連携し、協働実施してまいります。

教育委員会事務局では、小学校校舎の更新に備えた財源の確保として、小学校施設整備基金積立を、また文化ホールの維持補修のための事業実施とともに、三宅古墳群の調査研究をするために、アンノ山南古墳の発掘調査に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、部局別に主要な施策について述べさせていただきました。

なお、今年度は新たに過疎認定を受け、過疎対策事業債の発行が可能であることから、基礎自治体として取り組むべき課題に対して、限られた財源を活用し、各部局において創意工夫の下、新年度の町政運営に必要とする施策を盛り込み、過疎計画にも反映した予算編成を行ったものでございます。

また、新年度の組織機構改革として、大和平野中央プロジェクト推進事業の着実な実施を行うために、新たに大和平野中央プロジェクト用地対策室を新設し、住民の皆様との対応窓口業務が多い環境衛生課を除くまちづくり推進部を令和4年度より、役場分庁舎とする町浄水場に移設することにより、まちづくり推進部の事業を総合的かつ機動的な体制をすることとしました。

また、高齢者の保健事業と介護予防等との一体的な事業の実施に向けて、住民福祉部と健康子ども局の業務を再編し、住民保険課を住民福祉課、長寿介護課を保険医療課とし、税務課と共に役場庁舎内での住民の皆様の窓口の一体化を図ることとしました。

さらに、改めてまちづくり交流センターM i i M o における住民の皆様との協働運営を早期に目指すために、現在のM i i M o 運営室としての役割を一新し、政策推進課に統合することにより、みやけイノベーション推進部として総合的に協働推進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、今定例会に上程いたしました各議案のご説明を申し上げます。

議案第1号 令和4年度三宅町一般会計予算についてご説明をいたします。

予算書の歳出より説明を行いますので、46、47ページをご覧ください。

まず、款1 議会費においては、議会運営費、議員報酬、事務局人件費等として、前年度比マイナス2.3%、147万3,000円減の6,237万円を計上しております。

続いて、48、49ページ下段から70、71ページ上段までをご覧ください。

款2 総務費、項1 総務管理費では、目1 一般管理費、目2 文書広報費、目3 財産管理費では、退職手当組合特別負担金の増加、目4 企画費、目5 公平委員会費、目6 諸費、目7 交流まちづくりセンター費、目8 財政調整基金費、目9 ふるさと納税基金費では、公共施設等整備基金積立金の増加要因もありますが、複合施設建設事業費関係及びオープニングに向けた費用の減少により、前年度比1億2,024万2,000円減の5億5,047万8,000円を計上しております。

項2 徴税費は、前年度より1,023万9,000円増の6,859万6,000円を、項3 戸籍住民基本台帳費では、電算事務委託料や備品購入費の減少に伴い、前年度より766万1,000円減の1,899万円を、項4 選挙費では、参議院議員選挙及び町議会議員選挙、知事及び県議会議員選挙の前倒し執行を見込んだ経費が増加し、前年度より1,650万4,000円増の2,984万円を、項5 統計調査費では、委員報酬が減少し、前年度より6万1,000円減の28万円を、項6 監査委員費では、前年度同額の39万1,000円を計上し、款2 総務費全体では前年度比マイナス13.1%、1億1,022万1,000円減の6億6,857万5,000円を計上いたしました。

次に、70、71ページ下段から84、85ページまでをご覧ください。

款3 民生費において、項1 社会福祉費では、扶助費の増加などにより、前年度比6,441万2,000円増の8億2,249万7,000円を、項2 児童福祉費では、扶助費及び委託料の増加により前年度比3,675万7,000円増の4億2,899万8,000円を計上し、款3 民生費全体ではプラス8.8%、1億116万9,000円増の12億5,149万5,000円の計上をいたしました。

続いて、86、87ページから90、91ページまでをご覧ください。

款4 衛生費において、項1 保健衛生費では、ワクチン接種事業費の増加により、前年度比2,156万3,000円増の1億6,867万1,000円を、項2 清掃費では、山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金の増加等により、前年度比926万5,000円増の1億710万9,000円を、項3 上水道費では、水道事業会計繰出金528万3,000円を計上し、款4 衛生費全体ではプラス9.5%、2,051万1,000円増の2億8,106万3,000円を計上いたしました。

続いて、92、93ページから96、97ページの中段までをご覧ください。

款6農林水産業費において、項1農業では、地籍調査業務委託料等の減少により、前年度マイナス8.6%、414万1,000円減の4,400万3,000円を、項2林業費では、森林環境譲与税基金でプラス29.4%、19万3,000円増の84万8,000円を計上いたしました。

次に、96、97ページ下段から98、99ページの上段をご覧ください。

款7商工費においては、野球グローブ生産100周年事業の減額により、前年度比マイナス42.5%、396万8,000円減の536万円を計上いたしました。

次に、98、99ページ中段から108、109ページ上段までをご覧ください。

款8土木費において、項1土木総務費では、人件費等の増加により、前年度より742万1,000円増の8,441万3,000円を、項2道路橋梁費では、道路維持費が各種保安管理委託料で増加し、道路新設費の三宅1号線道路整備事業の事業費が増加したため、前年度より6,716万1,000円増の2億8,177万2,000円を、項3都市計画費では、下水道事業会計になったことを受けて職員の人件費が一般会計から減少したことにより、前年度より870万3,000円減の1億7,922万8,000円を、項4まちづくり費では、企業立地奨励金の増加及び大和平野中央プロジェクト費の新設に伴い、前年度より2,200万5,000円増の2,319万7,000円を、項5住宅費は、人件費等の減少から、前年度より102万7,000円減の1,789万2,000円を計上しており、款8土木費全体では前年度プラス17.4%、8,685万7,000円増の5億8,650万2,000円の計上をいたしました。

次に、108ページ、109ページ下段から112、113ページの上段までをご覧ください。

款9消防費、項1消防費では、消防総務費で防災無線修繕料の増加及び非常備消防費でポンプ操法大会経費を計上し、前年度比プラス1.5%、247万6,000円増の1億6,504万3,000円を計上いたしました。

次に、112、113ページ下段から126、127ページ上段までをご覧ください。

款10教育費において、項1教育総務費では、人件費等の増加により、前年度より248万円増の4,902万2,000円を、項2小学校費では、学校給食費の公会計化の実施に伴い、前年度より5,240万7,000円増の1億2,220万1,000円を、項3中学校費においては、式下中学校会計への負担金が減少し、前年度より52万7,000円減の6,212万8,000円を、項4幼稚園費では、私立幼稚園費助成費が減少し、前年度より31万7,000円減の168万4,000円を、項5社会教育費では、社会教育施設費で維持修繕費の増加、文化財保護費の需用費、また委託料等が減少しましたが、項全体で前年度より366万9,000円増の5,272万7,000円を、項6保健体育費では、

維持補修工事費が減少したことから1,599万3,000円を計上しており、款10教育費全体では前年度比プラス22.5%、5,569万8,000円増の3億375万5,000円を計上いたしました。

次に、126、127ページ下段をご覧ください。

款12公債費においては、過疎対策事業債等の長期借入地方債の償還金の元金は増加、利子は減少し、前年度比プラス2.8%、1,135万6,000円増の4億1,332万8,000円を計上いたしました。

款14予備費につきましては、前年度比プラス29.3%、854万3,000円増の3,765万8,000円を計上しております。

次に、歳入の説明をいたします。

12、13ページにお戻りいただき、14、15ページの上段までをご覧ください。

款1町税、項1町民税では、個人町民税の減収見込みにより866万8,000円減の2億8,467万3,000円を、項2固定資産税では、増収を見込み、1,103万2,000円増の2億4,252万3,000円を、項3軽自動車税では、種別割及び環境性能割の増額を99万7,000円を見込み、2,145万4,000円を、項4町たばこ税については45万4,000円減少の3,775万8,000円と推計し、款1町税全体では前年度比プラス0.5%、290万7,000円増の5億8,640万8,000円を計上いたしました。

続いて、14、15ページの2段目から18、19ページの3段目までをご覧ください。

款2地方譲与税では、項2自動車重量譲与税から項5森林環境譲与税までにおいて、前年比プラス249万3,000円増の2,244万7,000円を計上いたしました。

款3利子割交付金では、微減の147万7,000円を、款4配当割交付金では、前年度比マイナス4.7%、33万8,000円減の683万2,000円を、款5株式等譲渡所得割交付金では、前年度比マイナス2.2%、12万8,000円減の556万2,000円を、款6法人事業税交付金では、前年度比プラス108.9%、241万3,000円増の462万9,000円を、款7地方消費税交付金では、前年度比マイナス0.3%、46万5,000円減の1億2,740万6,000円を、款8環境性能割交付金では、前年度比プラス16.7%、35万2,000円増の245万2,000円を、款9地方特例交付金では、前年度比マイナス21.3%、160万円減の590万円を計上いたしました。

款10地方交付税では、過疎対策事業債の交付税措置分を考慮し、令和4年度の普通交付税を16億6,000万円と見込み、特別交付税の3億600万円を合わせ、前年度比プラス7.3%、1億3,377万5,000円増の19億6,600万円を計上いたしました。

続いて、18、19ページの下段から44、45ページまでをご覧ください。

款12分担金及び負担金では、児童福祉・老人福祉事業等に係る個人負担金、式下中学校普通交付税負担金に中学校給食負担金等を合わせ、前年度比マイナス4.7%、341万6,000円減の6,890万2,000円を計上いたしました。

款13使用料及び手数料では、交流まちづくりセンター使用料、各施設の使用料、道路占用料、町営住宅使用料、戸籍事務等の手数料、各種証明及び許認可の手数料で、前年度比マイナス0.2%、10万5,000円減の4,179万1,000円を計上いたしました。

款14国庫支出金については、歳出経費を基に国庫補助事業の補助率から交付金、補助金の算定を行い、法定受託事務委託金等の収入見込みを合わせて、前年度比プラス16.9%、5,646万4,000円増の3億9,088万2,000円を計上いたしました。

款15県支出金については、国庫補助事業における県負担分、県単独補助事業による補助率の算定を行い、県税徴収など事務委託金等の収入見込みを合わせ、前年度比プラス9.8%、1,708万5,000円増の1億9,096万1,000円を計上いたしました。

款16財産収入については、普通財産の貸付け・売払い収入、基金利子収入を合わせて、前年度比マイナス50%、674万1,000円減の673万6,000円を計上いたしました。

款17寄附金については、ふるさと納税、企業版ふるさと納税合わせて、前年度比マイナス2.1%、67万円減の2,983万1,000円を計上しております。

款18繰入金については、ふるさと納税基金等を各事業に充当しており、公債償還調整基金の充当分を合わせて前年度比マイナス52.8%、4,588万1,000円減の4,099万5,000円を計上いたしました。

款19繰越金については、令和3年度決算による繰越金見込みの額の1,138万6,000円を計上いたしました。

款20諸収入については、税延滞金及び普通預金利子、住宅新築資金等貸付金償還金収入、自治総合センター助成金等を見込み、前年度比プラス8.2%、221万2,000円の増、2,910万3,000円を計上いたしました。

最後に、款21町債では、地方交付税の振替財源となる臨時財政対策債の借入れ見込み、公共施設等適正管理推進事業債等の借入れ予定額を合わせて、前年度比プラス7.9%、2,050万円増の2億8,030万円を計上いたしました。

以上のことから、令和4年度の一般会計予算額の総額は38億2,000万円となり、前年度比プラス4.9%、1億8,000万円の増額となっております。

次に、各特別会計予算についてご説明をいたします。

議案第2号 令和4年度三宅町国民健康保険特別会計予算については、国民健康保険事業費納付金等の増加等により、前年度比プラス4.3%、3,500万円の増の8億4,500万円を計上しております。

議案第3号 令和4年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算については、医療納付金の減少から前年度比プラス16.9%、2,199万2,000円増の1億5,170万円を計上しております。

議案第4号 令和4年度三宅町介護保険特別会計予算については、介護給付費の増加等により前年度比プラス3.3%、2,700万円増の8億4,000万円を計上しております。

なお、令和4年度の3つの特別会計の総額は18億3,670万円となり、前年度比プラス4.8%、8,399万2,000円の増額となっております。

次に、議案第5号 令和4年度三宅町下水道事業会計予算については、令和4年4月より公共下水道事業特別会計を地方公営企業法を適用する公営企業会計に移行するため、下水道事業会計として新たに予算化したものであり、令和4年度は下水道事業収益及び下水道事業費用において2億5,937万5,000円を、資本的収入で1億2,733万4,000円を、資本的支出で2億475万4,000円を計上しております。

以上が議案第1号から議案第5号までの新年度予算の概要でございます。

次に、議案第6号から第9号までの各会計の補正予算についてご説明をいたします。

まず、議案第6号 令和3年度三宅町一般会計第12回補正予算については、普通交付税の追加交付や各事業に対する国及び県支出金の増減補正を行うとともに、入札差金や事業費の確定、人件費確定に伴う調整及び事業中止に伴う減額等について所要の補正を行ったものでございます。

以上のことから、第11回補正予算後の予算総額は42億7,846万8,000円に、歳入歳出それぞれ2,031万2,000円を増額し、予算総額を42億9,878万円と定める補正予算を計上しております。

続いて、議案第7号 令和3年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算については、任意事業費、介護予防、生活支援サービス事業費、介護準備基金積立金等を減額し、歳入財源の確定に伴う予算調整を行ったものでございます。

以上のことから、今回の補正予算の規模は歳入歳出それぞれ1,616万6,000円を減額し、予算総額を8億2,046万8,000円と定める補正予算を計上しております。

次に、議案第8号 令和3年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算については、歳出において、今年度の一般管理費及び公共下水道事業費の確定に伴う減額や元利償還金の

減額を、歳入においては、使用料の収入見込みによる減額や一般会計繰入金の減額とともに、事業費確定により下水道事業債を調整したものでございます。

以上のことから、今回の補正予算の規模は、歳入歳出それぞれ744万2,000円を減額し、予算総額を2億8,655万8,000円と定める補正予算を計上しております。

次に、議案第9号 令和3年度三宅町水道事業会計第4回補正予算については、第11款水道事業収益で210万3,000円の減額を、第21款水道事業費用で420万6,000円の増額を、第31款資本的収入で250万円の増額を行うものであり、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正予算後の予算総額を14億8,601万円と定める補正予算を計上しております。

以上が議案第6号から第9号までの令和3年度の補正予算の概要説明となります。

次に、議案第10号 令和3年度三宅町水道事業会計の利益の処分については、三宅町水道事業会計において、令和4年4月から運営予定である磯城郡水道企業団での事業会計等の影響により、令和3年度末において多額の欠損金が生じる見込みであり、これを補填するため、地方公営企業法第32条第3項及び第4項の規定により、令和3年度水道事業会計の資本譲与金及び資本金の処分を行うべく議案を提出するものでございます。

続きまして、条例の制定及び一部改正についてご説明をいたします。

議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和3年8月人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、期末手当の支給割合を令和4年4月より一般職については0.15月分を、再任用職員については0.10月分を引き下げ、令和4年6月支給分についても、令和3年度中に引下げを見送った0.15月分も併せて引き下げるために本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第12号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、先ほどの一般職の職員の給与に関する条例の改正の理由と同様、特別職の期末手当の支給割合を令和4年4月より0.15月分引き下げ、令和4年6月支給分についても令和3年度中に引下げを見送った0.15月分を併せて引き下げるためと、令和3年度に引き続き令和4年度においても手当の額を除き、町長、副町長及び教育長の給料額を減額するために条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第13号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、さきの条例改正案2件と同様、議会議員の期末手当の支給割合を令和4年4月より0.15月分引き下げ、令和4年6月支給分についても令和3年度中に引下げを見送った0.15月分を併せて引き下げるための条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第14号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和3年11月19日、国において閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く方々の収入を引き上げることとされ、これに伴う保育士の処遇改善として保育手当について、現行の日額400円から日額500円に引上げを行うために条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第15号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成25年4月から実施していた勤務評価制度について、地方公務員法の改正を踏まえ、国家公務員に準拠した評価体制を確立するため、令和3年度において新たな人事評価制度として導入いたしました。その経緯から、職員の分限に関する手続き及び効果について、地方公務員法第28条第3項の規定に基づき、人事評価または勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくないと認められる場合の手続と効果を定めるため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第16号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和3年8月に人事院が公表した「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」において、「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされ、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等に係る事項について、令和4年4月1日に施行予定とされていることから、これを受けて非常勤職員の育児休業の取得要件について所要の改正を行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第17号 三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年4月から磯城郡水道企業団として運営されることに伴い、上下水道に関わる公営企業の事務局部の職員の定数が変更となるため、町長の事務局部の職員を97名から95名に、公営企業の事務局部職員を2名から4名にする条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第18号 三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年4月から磯城郡水道企業団として運営されることに伴い、本町において水道事業管理者がなくなることや、公共下水道事業が令和4年4月より特別会計から地方公営企業法の財務規定等を適用する公営企業会計に移行するため、水道事業管理者の文言を下水道事業管理者に変更するため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第19号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、全世代型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険税の軽減措置を講じるとともに、令和6年度の県内統一国民健康保険水準に向けた保険税の引上げのため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第20号 三宅町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する条例の制定については、三宅町放課後健全育成事業の三宅学童保育クラブの実施場所を三宅交流まちづくりセンターMi i Moに移転することに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第21号 三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定及び議案第22号 三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例の制定については、給水装置設置奨励金の交付要件として指定されている三宅町水道給水条例が、令和4年4月から磯城郡水道企業団にて制定される磯城郡水道企業団給水条例に変わるため、2件の条例の一部を改正するものでございます。

最後に、議案第23号 三宅町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、令和4年4月1日から公共下水道事業を特別会計から公営企業会計に移行する下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため、関係条例の制定、一部改正及び廃止するものでございます。制定する条例は、三宅町下水道事業の設置等に関する条例、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例。一部改正する条例は、三宅町特別会計条例、三宅町下水道条例、三宅町水洗便所改造資金貸付条例。廃止する条例は、三宅町公共下水道事業基金条例となります。

続いて、計画の変更1件、規約の改正1件についてご説明申し上げます。

議案第24号 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更については、新たに対象となる事業を追加するために地方債対象の拡充等を行う必要が生じたため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において、準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第25号 奈良県広域消防組合同規約の変更については、奈良県広域消防組合における組合議会議員の人数、選任方法及び任期について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、同組合同規約を変更する必要があるため、同法第290条の規定により、本規約について一部改正するものでございます。

次に、専決処分事項報告についてご説明申し上げます。

承認第1号 令和3年度三宅町一般会計第9回補正予算については、新型コロナの影響に対する新たな経済対策の一部として実施される住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業を行うために、緊急に予算措置を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年1月11日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき議会の承認をお願いするものでございます。

なお、補正予算の規模は、歳入歳出にそれぞれ1億727万5,000円を増額し、予算総額を42億6,706万9,000円とする補正予算でございます。

次に、承認第2号 令和3年度三宅町一般会計第11回補正予算については、本年2月3日、令和3年第27号、損害賠償命令請求事件の三宅町長を被告とする民事訴訟が奈良地方裁判所から送達されたことに伴い、本町として専門的な知見をお持ちの弁護士を訴訟代理人として選任するため、契約に係る費用を緊急に予算措置を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年2月4日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき議会の承認をお願いするものでございます。

なお、本補正予算は予備費を財源として調整するため、予算総額を42億7,846万8,000円に変わりはございません。

以上が今定例会に提出いたしました議案25件、承認2件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

本議案に対する質疑は、3月4日の金曜日午前9時30分より行いますので、よろしくお願いいたします。

◎報告第1号及び第2号の上程、説明

○議長（辰巳光則君） 日程第32、報告第1号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第8回補正予算について及び日程第33、報告第2号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第10回補正予算についての報告2件を議題とし、この2件を一括上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、一括上程としたいと思います。

森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 報告第1号 令和3年度三宅町一般会計第8回補正予算については、新型コロナの影響に対する新たな経済対策の一部として実施される子育て世帯等臨時特別給付金事業を行うために、緊急に予算措置を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和3年12月15日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

なお、補正予算の規模は歳入歳出にそれぞれ4,300万円を増額し、予算総額を41億5,979万4,000円とする補正予算でございます。

続きまして、報告第2号 令和3年度三宅町一般会計第10回補正予算については、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、国からワクチン接種の前倒しに関する新たな方針が示されたことによる事業を実施するに当たり、緊急に予算措置を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和3年1月28日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

なお、補正予算の規模は歳入歳出にそれぞれ1,139万9,000万円を増額し、予算総額を42億7,846万8,000円とする補正予算でございます。

以上が今定例会に提出いたしました報告2件の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

日程第32、報告第1号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第8回補正予算について及び日程第33、報告第2号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第10回補正予算についての報告2件については、地方自治法第180条第1項の規定により、町長の説明がありましたので、これを報告とします。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第34、同意第1号 三宅町政治倫理審査会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第1号 三宅町政治倫理審査会委員の選任については、現在委員1名が欠員のため、新たに委員の選任を行いたく、三宅町政治倫理条例第5条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。磯城郡三宅町大字屏風440番地の63、田矢治己、昭和26年3月9日生まれ。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

田矢委員、入場願います。

（田矢政治倫理審査委員入場）

○議長（辰巳光則君） ただいま、本会議において新たに政治倫理審査会委員に同意されましたので、ここで田矢委員の挨拶を受けることといたします。

演台のほうへどうぞ。

○政治倫理審査会委員（田矢治己君） 失礼いたします。三宅町東屏風在住の田矢治己と申します。

ただいま議員の皆様方のご同意をちょうだいいたしまして、4月1日から三宅町政治倫理審査会の委員を務めさせていただくこととなりました。何分行政関係の会合における委員等につきましては初めての経験でございますので、何かと戸惑うことも多いかと思いますが、三宅町の行政運営のために僅かな力であったとしても何か役に立ちたいと考えておりますの

で、誠意を持ってしっかり取り組んでまいりたいと考えております。どうか、皆様方におかれましては、ご支援、ご協力のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第35、同意第2号 三宅町公平委員会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第2号 三宅町公平委員会委員の選任については、令和4年3月31日付で委員1名の任期が満了となることから、引き続き委員を選任することにつき、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。磯城郡三宅町大字但馬478番地、福井 章、昭和15年8月16日生まれ。再任でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第36、同意第3号 三宅町公平委員会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第3号 三宅町公平委員会委員の選任については、令和4年3月31日付で委員1名の任期が満了となることから、引き続き委員を選任することにつき、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。磯城郡三宅町大字石見516番地の2、北浦恵子、昭和14年3月10日生まれ。再任でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第37、同意第4号 三宅町公平委員会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第4号 三宅町公平委員会委員の選任については、令和4年3月31日付で委員1名の任期が満了となることから、新たに委員を選任することにつき、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。磯城郡三宅町大字屏風384番地の4、藤田美穂子、昭和52年9月30日生まれ。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

藤田委員、入場願います。

（藤田公平委員入場）

○議長（辰巳光則君） ただいま、本会議において、新たに公平委員会委員に同意されましたので、ここで藤田委員の挨拶を受けることといたします。

演台のほうへどうぞ。

○公平委員（藤田美穂子君） 初めまして、ただいま公平委員会委員に選任いただきました藤田美穂子と申します。

もとより微力ではございますが、皆様のご指導ご鞭撻をいただき、公平委員としての職責を全うしてまいりたいと思いますので、何とぞご関係者の方々のご指導ご鞭撻を賜りたく、よろしくお願いいたします。

大変簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。ご退席ください。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第38、同意第5号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第5号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについては、地方自治法第162条の規定に基づき、令和4年4月1日付にて新たに副町長を選任するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

まず、金井副町長にはこの2年間、本町行政の中核な役割を担っていただき、本当にありがとうございました。これまでのご尽力に対し、改めて感謝申し上げます。金井副町長には、県にお戻りいただいた後、多くの諸先輩方と同様、今後も本町のために様々な形でご支援賜りますようお願いいたします。

さて、後任の副町長につきましては、お手元に配付しておりますとおり、引き続き県から派遣をお願いすることで県との連携をさらに強化し、本町の各行政分野にご指導いただくためにも、県職員として生活環境部から奈良土木事務所、県立三室病院、教育委員会事務局、医療政策部等を歴任され、現在、食と農の振興部畜産課の課長補佐として豊富な行政経験と広い見識をお持ちの喜多豊様に副町長を選任したく、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。京都府木津川市州見台3丁目22番地の2、喜多 豊、昭和46年3月12日生まれ。

ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

喜多副町長、入場願います。

（喜多副町長入場）

○議長（辰巳光則君） ただいま、本会議において、新たに副町長に同意されましたので、こ

こで喜多副町長の挨拶を受けることといたします。

演台のほうへどうぞ。

○副町長（喜多 豊君） ただいま、副町長の選任につきまして同意をいただきました喜多 豊と申します。よろしくお願いします。

4月からは三宅町職員として三宅町の発展のため微力ながら誠心誠意努力してまいる所存でございます。議員の皆様におかれましては、よろしくご指導ご鞭撻賜りますようお願いいたします。

本日議会審議の貴重なお時間の中、ご挨拶の機会をいただきましたこと、どうもありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。ご退席ください。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第39、発議第1号 三宅町政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、提出者の松本議員より提案理由の説明を求めます。
松本 健君。

○4番（松本 健君） 議長のお許しを得ましたので、発議第1号 三宅町政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明をさせていただきます。

このたびの改正は、令和元年9月より令和3年3月にかけて議会全員参加で行ってきた議会改革調査特別委員会で議論された内容に従った改正であります。

内容としましては、収支報告書の保存及び閲覧についてインターネットでも公表するもので、より開かれたものとするためのものです。

議員各位のご支持をよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。
質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 討論なしと認めます。

討論は終結します。

お諮りします。

日程第39、発議第1号 三宅町政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰巳光則君) 日程第40、発議第2号 三宅町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認め、提出者の瀬角議員より提案理由の説明を求めます。

瀬角議員。

○3番(瀬角清司君) 議長のお許しを得ましたので、本議会に提案する提案理由を説明したいと思います。三宅町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案の説明をさせていただきます。

私たち議員の定数は条例で定められた10人ありますが、1人削減し、次の一般選挙からは9人とすることを提案するものであります。

提案理由といたしましては、三宅町の人口状況であります。平成5年の約8,600人をピークに減少が続き、令和4年1月現在では6,654人と、この30年で約2,000人、2割以上減少しております。さらに、今後の人口ビジョンによりますと2030年代におきましては5,000人台、2050年代においては3,000人台に突入することが予測されております。そのため、人口規模に応じた議員数へ見直すべきと考えます。平成18年9月議会で議員定数が14人から10人へ見

直しされたときは、人口は約7,700人でした。770人に対して1議員となっております。このときより人口は約1,000人減っております。現在の人口で770人に対して1議席で計算した場合、8.6人の議員数となります。このことから、定数を9人と見直し提案するものであります。

また、この1年と少しの間、議員各位のご努力もあり、議員活動を9名で進めてこれしました。定数削減は議会機能が低下をする危険性もありますが、それでも三宅町議会議員が自覚を持ち、これ以上に議会活動に取り組み、議会の質を高めていくための奮励努力と研さんを重ねることによって、定数の削減は可能と判断し、この条例の改正をするものであります。議員各位のご支持、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

森内議員。

○6番（森内哲也君） いろいろこの件に関しては未来のこともあるので、議員の中で討論したかったんですが、ちょっとそういうのがなかったので、ちょっとこの場でいろいろあるんですけども、1点聞きたいです。

議員の削減に反対するものではないんですが、削減するということは、住民さんの代表である議員の中にいろんな若い人とか、女性・男性、年齢もそうですが性別もそう、あと仕事とかもいろんな方がおられる、多様性があるほうが、町としてのいろんな意見は吸い上げられるという話があります。議員削減するということはそのハードルを上げる、多様性、いろんな方が参加するのをしにくくするということにはなと思うんで、そのあたりのお考えとかあるようであればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 森内議員のご質問されている意味もよく分かりまして、議員の数が減るということはそれなりに聞く耳がやっぱり減るということで、そういう議会の機能の低下も恐れられるところではありますが、実際問題、現実的にこの近年の三宅町の議会に対しては、以前、ご不幸にも前議長がお亡くなりになられて、1年と5か月の間、皆さんのご努力もありましたが、定数1の削減の状態でありながら何らかの不便を感じて議会運営がなされていないように私は思います。

また、私はいたずらに議員定数を半分にしてくださいとかむちゃな案件は要してはいてま

せん。ですので、社会情勢に照らし合わせた議員定数を発議するものでありまして、先ほども述べましたが、人口比において議員定数を発議するものであります。それによって皆さんのご努力も多々あると思いますでしょうが、前回のような無投票が避けられたり、住民の皆様にも少しでも関心を持っていただけますよう町議会の町政全体の発展にもつながっていけるかなと思っております。各議員におかれましては慎重に審議いただきまして、重ねてご支持のほどよろしくをお願いしたいと思っております。

○議長（辰巳光則君） ほか、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

池田議員。

○10番（池田年夫君） 発議第2号 三宅町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案者から説明がありました。三宅町の議員定数は2008年、平成20年にそれまでの定数14から10名に削減されました。当時は、夕張市の財政破綻から国も財政再建を叫び、国の集中改革プランの下、議員も歳費を1割カットして町政に貢献してきました。今回の議員定数の削減は、現在の10名から9名にするというものであります。

私たち議員の一人一人が住民の声を聞く耳を持ち、行政の無駄遣いをチェックする目を持ち、よりよい町政にしていこうための提案をする口を持っています。議員定数が削減されれば、それだけ住民の声が行政に届きにくくなる。そればかりだけでなく、行政の監視、チェック機能を自ら弱体化させることになります。

定数が削減されれば議会が活性化するでしょうか。定数が減ればそれだけ当選をすることが難しくなります。地盤のしっかりした候補者や組織的な集票力のある候補者が有利になり、少数派の意見を持った候補者が排除されてしまいます。そうなれば、多様な民意を酌み尽くせなくなり、住民の意思を行政に反映することが難しくなってきます。

全国でも、三宅町より人口が少なくても議員定数は12名、10名という自治体は数多くあります。議員定数に関する識者の意見として、野村 稔氏は、1、議員定数について理論的根拠、あるべき基準が示されていけばよいが、残念ながらない。現状は大多数の地方議会が減少させているため、減少が善で、地方自治法に基づき法定数とおりの議員数としているのは

適正ではないかのような印象を与えている、変な話だ。減数によって浮く金額に目を取られ、反対に住民意思の反映機能、執行機関に対する批判、監視機能の低下についての検討がおろそかになっているのではないかと心配する。２、執行機関をチェックする者がいなければ、地域の均衡ある適正な行政、能率的な行政、住民の要望に即応した行政を確保できない。議会の批判と監視機能の低下は最終的には住民自身がマイナスを受ける。３、残念ながら住民意思の反映は数量化できないので、マイナスを量的にまたは金額で表示できない。この反面、議会は減少した議員数でも運営できるから、弊害が生じないような印象を議員や住民に与えている。４、議員が減れば批判、監視機能が確実に低下するのに、それを表面化していないだけであると指摘されています。

例えば、議員定数を増やし、若者や女性、障害を持った方や高齢者など様々な立場の候補者が立候補し、当選する可能性が高まれば、選挙への関心を高め、投票率も上がります。投票率が上がれば、住民の議会への関心も高まり、住民と議会と行政の間に好ましい緊張感ができるのではないのでしょうか。そういったことのほうが真の活性化と言えるのではないのでしょうか。

これからの地方自治の役割が増大していく中、議会が強化を図るべきであります。議会費用は民主主義を機能させるための最低限の必要なコストです。他のコストと同様に扱い、安易に削減すべきではないと考えます。

住民の目、耳、口を小さくし、議会の機能を低下させる定数削減をしてはならないという理由から、今回の議案には反対といたします。

○議長（辰巳光則君） ほか、討論ありませんか。

賛成討論の方は。

松田議員。

○８番（松田晴光君） 賛成討論させていただきます。

私、三宅町議会の議員を定数を定める条例の一部を改正する条例に賛成いたします。

今の三宅町を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化をはじめ、価値観、ニーズが多様化しています。それに対応していくためには限られた財政を有効に活用する必要があります。そのような中、公共施設等複合管理計画では建築物や道路のインフラの更新等を踏まえ、行政サービスを維持するためには毎年約７億４,０００万円程度の投資額が必要と試算されています。町の決算は黒字を維持していますが、税収は下がり、地方交付税に依存し、高齢化に伴う保険給付費は年々増加の一途をたどっており、財政状況は今後も非常に厳しい状況となり

ます。また、奈良県内の同規模町の議員定数を見ると、川西町では12人、安堵町では9人、吉野町9人、高取町8人、下市町は8人と、川西町を除けば三宅町より定数が少なくなっています。他の町は既にこの状況でも十分議会運営を実践されています。

また、三宅町では3年前無投票、定数を1人減らすことで財政上大きな影響はないかもしれませんが、このような財政や近隣、町の状況に対し、議会として少しでも対応し、変化する必要はあると考え、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほか、討論はありませんか。

松本議員。

○4番（松本 健君） 私は、議会改革調査特別委員会を一昨年からやってまいりました立場も踏まえて、反対討論をさせていただきたいと思います。

住民一人一人が住みたい町、住民主体の町づくりのために、議会のあるべき姿は今よりもずっと大切なものとなります。周辺の自治体を見ても、我々の三宅町議会には物足りなさをつくづく感じるどころです。こういった中、身を切る改革といった名の下、各地で定数削減の声が上がることも理解できないわけではありません。議会がふがいないから人員を削減する、本当にそれでいいんでしょうか。議会がふがいないから議会にもっと働いてもらう、働かない議員を働く議員にしてゆく、それこそが議会改革であるというものです。

さきの委員会では、議会だよりを出すことも決まりましたが、あえなく途中で頓挫することになりました。人を減らす前にちゃんと議会だよりを出すようにしましょうよ。

以上で反対討論を終わります。

○議長（辰巳光則君） ほか、討論ないですか。

森内議員。

○6番（森内哲也君） 私のほうも反対の立場から意見を言わせていただきます。

議員定数削減に反対しているわけでは実はございません。議論が足りない、全くできていない、議論するのが議会のはずなのにその部分を飛ばしてここに行き着くのはどうかということになります。今の賛成の方の意見でお金の話が出てきました。お金の話をするのであれば、1人と言わずに5人、4人削減できるところまでやろうやというふうに思いますので、そういう話もできたらなと思います。

あと、人口についての議員の考え方を出示されましたが、こういうふうなちょっと懸念、心配している部分があります。議員1人当たりの住民の数という話が出てきましたけれども、

よくこの話を聞くのは1票の格差という話のときに聞くのかなと思っております。この話は、皆さんもご存じだと思いますけれども、都会だと1万票取らないと議員が当選しないのに、田舎では100票取れば当選する、不公平じゃないのみたいな、そんな話につながってくる議論です。国全体として見たときに不公平を直さないといけないという話は分かりますが、我々、三宅ということは都会というよりも田舎のほうで不利な立場にあるのではないので、どこの視点からの意見なのかという違和感が一つあります。まず奈良県全体で見たような視点、知事とか県議会議員さんが言われるのであれば、三宅だけ得しているから減らすよというような話分かるんですけども、まず地域密着でいきたいという思いがあります。それが一つ。

もう一つ、1人当たりの抱えている住民さんというような話だったと思うんですけども、それを考えるときに、私は介護の世界にいますのでちょっと思い浮かぶ話がありまして、ケアマネジャーさん1人当たりたくさん利用者さんを抱えておられる方、あるいはそうでない方というのが、それぞれケアプランというものをつくられて、僕は見る立場のことが多いんですが、よくできている、利用者さん一人一人を見てはるなと感心する計画の場合と、あれ、大丈夫かこのプランで見れていないやんと思うのがあって、それはやっぱりケアマネジャーさん、抱えるほうの能力の違いなんです。それは数が少ないからよく見られるよという話ではないんです。これは明らか、僕が仕事上で感じているものです。なので、これをこの議員の人口当たりの話に当てはめると、やはり議員の質を上げていく必要があるというのは痛切に思っております。なので、削減の話をするのであれば、どうやって僕ら議員の質を上げる、レベルを上げるという話もセットでぜひやりたい、やらなければいけないと思っております。

その2つがちょっと気になる場所なので、こういった話をみんなでせっかく議会なのでできたらなというふうには思っております。

今、挙げられた近隣の町村、確かに定数削減、三宅よりも低いんですが、実はちょっと私もどうかな、できるのかな、人数でというので調べてみました。平成2年のデータになるんですけども、インターネットで9名、奈良県には町が15町あるんですが、平均議員定数は11人でそのうち女性の議員、11人のうち2人というのが平均値でした。女性の多様性という話も先ほどさせていただいたんですけども、議員の中にいろんな年齢の方とか男性・女性おられるほうがいいよねというのは僕もそのように思いますので、この県内の15町の中に女性議員がおられない町議会が1つあります。それは、三宅町よりも議員定数の少ないところの議会です。いやいや偶然でしようと思ったので、その町の平均年齢、議員の若さを調べ

てみました。県下15町のうちのトップです、一番高齢化しております。なので、議員定数を減らすことはちょっと高齢の男性に偏るんじゃないかというおそれがあるので怖いなと思っております。

もう一つ、今、松本議員からも議会だより出そうよというのでありました。私もそのときの委員に入っていたので、県内の町の議会だよりどうなってんねんというのを調べました。三宅町は「広報みやけ」に、議員の議会だよりというよりも報告、こんな議案あって、一般質問こんなんでした、以上、みたいなのが載るので、ちょっとこれは議会だよりと言えないでしょうねということで調べました。

大体町の広報と別に議会だよりを出しているところもあれば、三宅みたいに町の広報の間にページを割いて議会だよりを出してはるところもあります。1つだけ広報にも一切議会のコーナーがないという議会がありました。僕はちょっと広報あり、丸というので、議会だよりあり、丸でバツを打っていて、三宅はこんなん議会だよりちゃうやろってバツにしようかなと思ったら、ないんで、そこのところはどこかという、やはり三宅町より議員定数削減をされているところなので。

やはり議員の質を上げるようなこの話も、議会の質です、議員の質というよりかは。そういう話もしないといけないと思っておりますので、定数削減を早急にすることは、まだ次の選挙ってことは1年あるんで、何かいろいろとアンケート取ったり、アンケートも中断しちゃったりもありましたけれども、そういうこともできてからと思いますので、この議案には今回は反対させていただきます。

○議長（辰巳光則君） 今の、森内議員、平成2年で間違いないですか、令和2年じゃないですか。

○6番（森内哲也君） ごめんなさい、令和2年。

○議長（辰巳光則君） はい。

ほか、討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論は終結します。

お諮りします。

日程第40、発議第2号 三宅町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 賛成、反対が同数です。

地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件について採決します。

発議第2号 三宅町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定については、議長は可決と採決します。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰巳光則君) 日程第41、発議第3号 保育士の抜本的な処遇改善を求める意見書についてを議題とし、上程したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認め、提出者の池田議員より提案理由の説明を求めます。

池田議員。

○10番(池田年夫君) 保育士の抜本的な処遇改善を求める意見書(案)を読み上げて提案説明とさせていただきます。

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけている。

コロナ禍への対応として、保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育をおこなうためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務である。

小学校では、コロナ禍を受けて全学年で少人数学級化の実施が決まり、順次実施されている。2021年度「小学校基本調査」によれば、公立小学校の学級当たりの児童数は22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予想される。小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準(子ども30人に保育士1人)は70年以上も見直されず放置されているのは由々しき事態と言わざるを得ない。

また、コロナ禍は子どもの貧困や虐待などを深刻化させ、今まで以上に保育士が子どもや保護者と丁寧に関わることが求められており、保育士の専門性を高め保育をより充実させていくためにも、保育士不足の解消のためにも、保育士の処遇の改善が課題である。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、いまこそ国が責任をもって改善を進めることが求められている。

よって、国においては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く要望する。

1、国に対して、保育士の処遇を、抜本的に改善することと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

皆さん方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

森内議員。

○6番（森内哲也君） ちょっと確認をさせてください。

今、これを出されるための意見を言ってくださいました。その中に密な環境がどうか、1人当たりの抱える人数がどうかであるというような話があったんですが、この意見書自体はそこをどうせい、こうせいということではなく、処遇、給与面ですね。その部分を考え直してくださいというそういう意見書だという理解でよろしいでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） それで結構です。

○議長（辰巳光則君） ほか、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論は終結します。

お諮りします。

日程第41、発議第3号 保育士の抜本的な処遇改善を求める意見書についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎発議第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第42、発議第４号 日米地位協定の見直しを求める意見書についてを議題とし、上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、提出者の松本議員より提案理由の説明を求めます。
松本議員。

○４番（松本 健君） 議長のお許しを得ましたので、発議第４号 日米地位協定の見直しを求める意見書について。

意見書案を読み上げて提案理由の説明をさせていただきます。

日米地位協定の見直しを求める意見書。

昨年12月ごろより、沖縄、岩国、など、米軍基地に端を発すると思われる、新型コロナ・オミクロン株の感染拡大が国内で発生することとなった。これまで、日本でも他国と同様オミクロン株の国内流入を防ぐために空港等で水際対策がとられていたにもかかわらず、米軍基地所在地からの感染拡大を防ぐ事ができなかったととらえる事ができる。現在の日米地位協定のもとでは、すでに感染者数が多く発生しているアメリカからの軍人軍属の出入国及び基地外への出入りをチェックする権限は日本にはなく、基地を感染源とする予防対策に自治体はおろか国さえ無力であり、基地所在地の住民のみならず全国民の不安は深刻である。

現在、わが国には、日米安全保障条約に基づき、30都道府県に130を超える米軍基地がある。その米軍基地所在地では、航空機の騒音や米軍人・軍属がかかわる事件や事故などにより、平穏で安全・安心であるべき周辺住民の生活が脅かされる事態が続いており、基地の所在する自治体にとって、その負担の軽減がかねてより重要課題となっていた。

こうした中で、全国知事会は2018年７月に日米地位協定を抜本的に見直す提言を採択した。この知事会提言以降、全国各地の道県市町村議会で地位協定の見直しを求める意見書が可決、提出されてきた。奈良県議会においても、知事会提言を受けて意見書が採択されている。しかし、その後も基地をめぐる事件・事故、騒音・環境問題は深刻さを増している上に、今回のコロナ禍により、日本国民の生命にかかわる問題を浮き彫りにすることとなった。

日米地位協定は、日本国法令の適用除外や米軍人等の犯罪に係る裁判権や国民生活に深く

かわる事項が定められているが、1960年に締結されて以来、60年間一度も改定されず不平等の規定のまま今日に至っている。

国民の生命、財産並びに人権を守るためには日米地位協定のあるべき姿へ見直しが喫緊の課題となっている。よって、国においては、先の全国知事会の提言も踏まえ、適切な措置を講ずるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 賛成討論を行います。

沖縄の米軍基地からのオミクロン株の拡大、沖縄のすさまじい感染拡大、その中で米軍から兵士が市中に繰り出して、米軍の基地内では感染拡大していてもマスクをせず歩いているという、そういう状況の映像を見るたびに本当に何とも言えない気持ちになりました。

沖縄では、例えば、基地内の自動消火器が誤作動して化学消火剤が大量に流出して、その中には自然分解されない発がん物質が含まれていて、結局、地元住民が水道水の池として使っているところも流入して、水道水の取水ができなくなるというような事態が起きていても、基地内の調査、立入調査すらできないというそういう状況は本当に胸が痛む話です。

全国知事会等もこぞって地位協定の見直しという声を上げておられますので、三宅町議会としてもぜひ皆さん協力いただいて、地位協定の見直しを求める意見書を国にぜひ提出していただきたいと思います。ご賛同をお願いします。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほか、討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論は終結します。

お諮りします。

日程第42、発議第4号 日米地位協定の見直しを求める意見書についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） 本日はこれもちまして散会といたします。

次回は3月4日金曜日、午前9時30分より会議を開きます。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午前11時54分)

令和4年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和4年3月4日金曜日午前9時30分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鰭 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	金 井 壮 夫
教 育 長	澤 井 俊 一	みやけイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀
総 務 部 長	森 本 典 秀	健康こども局長	植 村 恵 美
住民福祉部長	宮 内 秀 樹	教育委員会事務局長	中 谷 亮 一
まちづくり推進部長	岡 橋 正 識		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	今 中 建 志	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	山 内 亮	モニター室係	奥 田 崇 鉦

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	久 保 憲 史	2 番 議 員	川 鰭 実希子
---------	---------	---------	---------

令和4年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

令和3年 3月 4日 金曜日

午 前 9時30分 再 開

日程第1 議案第1号から議案第5号までの5議案に対する予算審査特別委員会付託について

日程第2 議案第6号から議案第25号までの20議案及び承認第1号から承認第2号までの承認2件に対する各委員会付託について

日程第3 一般質問について

追加日程第1 発議第5号 ロシアによるウクライナ侵攻についての対応を求める意見書

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） 令和4年3月三宅町議会第1回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。本日の会議を開きます。

（午前 9時29分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおりであります。

◎議案第1号～議案第5号の予算審査特別委員会付託について

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

日程第1、議案第1号 令和4年度三宅町一般会計予算についてより議案第5号 令和4年度三宅町下水道事業会計予算についてまでの5議案を、さきに設置しました三宅町予算審査特別委員会に付託いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1、議案第1号 令和4年度三宅町一般会計予算についてより議案第5号 令和4年度三宅町下水道事業会計予算についてまでの5議案を、三宅町予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

◎議案第6号～議案第25号及び承認第1号及び承認第2号の各委員会付託について

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

日程第2、議案第6号 令和3年度三宅町一般会計第12回補正予算についてより議案第25号 奈良県広域消防組合規約の変更についてまでの議案20件及び承認第1号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第9回補正予算についてより承認第2号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第11回補正予算についてまでの承認2件を各常任委員会へ付託し、委員は全員でございますので、総括質疑は割愛いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 令和3年度三宅町一般会計第12回補正予算についてより議案第25号 奈良県広域消防組合規約の変更についてまでの議案20件及び承認第1号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第9回補正予算についてより承認第2号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第11回補正予算についてまでの承認2件を、各常任委員会へ付託することに決定しました。

◎一般質問

○議長（辰巳光則君） 日程第3、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。

今定例会に通告をされました議員の発言を許します。

◇ 瀬 角 清 司 君

○議長（辰巳光則君） 3番議員、瀬角清司君の一般質問を許します。

3番議員、瀬角清司君。

○3番（瀬角清司君） ……（録音漏れ）……

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ……（録音漏れ）……する機会も多く、職員にとって住民の方との良好な関係構築に役立つコミュニケーション能力は、様々な課題解決や新たな政策を展開するためにも欠くことのできない基本的な能力です。

ただ、現状としては、人的余裕のない中、専門の総合案内所や専属の係員を配置することは困難であり、まさに職員一人一人が住民サービスに対する意識をいま一度高めることで、来庁する方にできる限りご不便をおかけすることのないよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、複合施設ミーモの利用予約についてお答えをいたします。

現在、三宅町交流まちづくりセンターM i i M oの貸室利用については、通常2か月前からの予約受付を開始しているところでございます。優先的な取扱いとしては、三宅町在住者及びM i i M oクラブ会員について、3か月前からの予約を可能としているところでございます。

また、同館を利用いただく皆様の利便性の向上に資するため、本年3月1日より貸館利用のネット予約を開始したところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、今後、同館の認知度や利用頻度の向上等に伴い、貸室利用の希望日時が三宅町在住者同士でも重複するケース等も十分に想定されることから、その際の取扱いにつきましては、新たなルールづくり等が必要なものと認識しております。つきましては、今後、同館の貸室利用に係る新たなルールづくり等に当たっては、本町の施策の基本方針でもある地域住民との協働推進を念頭に、本町単独で判断することや決定することは差し控え、公民連携の意思決定機関であるM i i M o運営委員会での議論や利用者同士での対話の場の提供等、本町のミッションである伴走者としての役割に注力してまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 再質問、瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 丁寧な回答ありがとうございました。

案内看板も総合看板作ったり、分かりやすくされるということ、それはこれからの庁舎には必要なことだと本当に思います。

ですけれども、庁舎に来られる方は全ての方がやっぱり健常者ばかりじゃないと思うんです。それは職員の皆さんもよくご存じだと思いますが、目のご不自由な方、耳のご不自由な方とか、今はコロナ禍で少ないですけれども、今後インバウンドが再びありまして増えると思われる外国人の方など、そういった方々にはどのように案内とかされるようなお考えをお持ちでしょうか。ちょっと意地悪な質問かな。

○議長（辰巳光則君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 瀬角議員の再質問にお答えします。

これから町でも町のファンを大切にしていきたいという町長のお考えもございますので、やはり案内板はしかりなんですけど、庁舎の中でやはり職員の数も限られていることもございます。定員もございますので、窓口業務の者がやはり玄関等を注視しながら、優しい案内を心がけていきたいと考えておりますので、ご理解のほうよろしくをお願いします。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 森本部長の言われることよく分かりましたけれども、窓口業務の方と言いましたら、それにたけた方ばかりが窓口が行くようなイメージにありますから、そうするとやっぱり仕事の私言っている効率も下がってきちゃうこともありますし、外国人の方が来られましたらあほうな言葉ありますので、自動翻訳機、安いやつありますやんか、今やったら。そういうようなものも購入して案内していただけるような。

何も案内所をつくってほしいなんか、私言っておりません。案内にたけた方が窓口の近く

におられて、何らかのときは必要だなと思ったときは対処できるようなそういった部署というたらおかしいですけども、方を育てていただけるようなことができないのかなというご質問なんですけれども、そこは無理なんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 今、瀬角議員おっしゃったように、いろんな仕掛けというんですか、機械的なものも用意できればいいと思いますし、今回、提案説明の調書述べましたとおり、ほとんどの住民さんがよく使われる、よく対応されるような業務につきましては、庁舎入った左側に固まることになります。職員も窓口対応の課が増えることになりますので、なるべく今までよりもっとすぐに対応できるような体制、もちろん職員一人一人の研修も重ねていながら対応能力の向上に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 森本部長にそういった教育のほうもまたお任せするといたしまして、この4月から土木機関も水道課のほうに出先になりますし、あざさ苑のほうにも健康こども課あります。この小さな町の中で出先機関がよくありますので、本町やっぱり分かりにくいと思うんです、子供さんお持ちの方で。庁舎に来たら全てが済むというような、できるだけそういった住民サービスに徹していただきたいなと思います。

子育てに力を入れて、「子育てしやすいまち三宅町」と町行政うたっておられるんですから、ぜひ小さなお子さんが1人で庁舎に来られても迷わずに分かりやすい、親切丁寧な庁舎の仕組みとか案内を目指して取り組んでいただければと思います、この質問は終わりたいと思います。

それから、議長、続けてよろしいですか。

○議長（辰巳光則君） どうぞ。

○3番（瀬角清司君） Mi i Moに関する質問なんです、私はご存じだと思いますが、伴堂大字の代表でもあります。今年度の自治会総会の予約の際に問題だと思ったのは、総会の予約の際に予約はできたんです。予約はできましたが、予約する際、日付が重なる場合はその重なる代表者同士でお話をし決めていただけたらなという方針を聞いたときに、私、これからオープンしていくMi i Moが大丈夫かなとそういう疑念に思われましたので、ここは強く質問したいなと思ひまして聞かせていただいたんですけども、公平だとは思ひますけれども、私どもの伴堂地域のおかげ会館、これも極めて自分らでは公平に使っておるつ

もりです。ただ、伴堂の自治会事には最優先させていただいております。

ほかの大字の公民館もやっぱり地元が優先されておられると思うんですけども、そういったあたりはどういうふうにお考えになられておられますか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 申し上げいただいた新たなルールづくりという点では、今おっしゃっていただいています伴堂の自治会様のほうのルールも参考にさせていただきながら、また先ほど町長のほうが述べましたM i i M o の意思決定機関である運営委員会のほうにもご意見として諮らせていただきながら、新たなルールづくりという点で構築をさせていただければというふうに考えておりますので、またその点ぜひご協力いただければと考えております。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） この質問の中で私、一番問題かなと思ったのは、利用される団体の代表者同士の話合いの中で、団体の規模や社会的な地位が少し違ってきますよね。そういった中で代表者同士のいさかいにつながりかねないのかなと、そういった予測はされなかったのかなと思ひまして、そこをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） そこまでちょっとすみません、その時点で私ども、聞き至らなかったという点は反省させていただければというふうに考えておりますので、その反省を踏まえまして、総合的なルールづくりというのを今後進めていかせていただければというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） そうしたら、また答弁のほうにあるようにM i i M o 運営委員会やそういう決まり事で、今後ここが対策していってくれはるとそういう約束事というか、前向きに検討していただけるということですね。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 今、議員からいただいたご意見というのも、運営委員会の皆様にもこういったご意見がございますということはしっかりと行政としてお伝えして、その中で皆さんで議論をいただき、新たなルールをつくるのか、またこのままでしばらく、かぶることも今現状はないので、出てきたときにルールを変更しようとか様々な議論、ご意見あろうかと

思いますので、そういったところの皆様のご議論で方向性というところ、検討していただきたい。議員おっしゃった意見というのは行政としては必ず受け止めさせていただいて、運営委員会のほうにはお伝えをさせていただきますので、そういった回答でよろしく願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） そういった、稼働率がどんどん上がってきたら問題も出てくると思います。そのときにこういった私の心配する、危惧するいさかい事があるようなことがあったら何やこの施設はという嫌な思いもされる方も出てきますやろし、そこをやっぱり初めからルールづけというか、定義で考えていただけたらありがたいと思います。

過疎債利用してやっとできた三宅町の一番の利用施設でありますから、今後ともずっと三宅町の核になる施設です。ですから、ますます住民の皆さん、各団体・クラブ等に使用していただき、稼働率を上げるためにM i i M o運営委員会で先ほども言いましたが、この問題は真摯に取り組んでいただきまして、住民の皆様に愛される施設になるような努力をしていただきたいとそう思いまして、一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（辰巳光則君） これで瀬角清司君の一般質問を終わります。

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（辰巳光則君） 次に、6番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

6番議員、森内哲也君。

○6番（森内哲也君） ただいま議長の許しをいただきましたので、私のほうから一般質問をさせていただきます。

3点です。順に行かせていただきます。

1つめ、請願「三宅町内における危険な交差点の安全確保」は、どのようになっていますかというタイトルをつけております。

令和3年9月の定例会で提出いたしました、三宅町内における危険な交差点（通学路）の安全確保に関する請願について、9月の本会議の席で請願が採択されましたが、その後どのような対応が取られているのかをお示してください。今回は予算が示されるので、具体的に教えてもらいたいと思います。

2つ目です。

住民さん主体でのM i i M oの運営についてというタイトルです。

三宅町交流まちづくりセンターM i i M oの運営に、関係者さんが頑張ってくださっていることは伝わってきます。ただ、それはSNSやツイッターであったりしますので、世代が限定されているのかなとも実際感じております。また、SNSではありますけれども、「M i i M o夢コンテスト 夢かなえたらか」というようなことです。こちらも選考に入ったという情報がネットで流れてきました。その後、ちょっと内容も決まったという話も入っています。

こうした情報を含めて細かく発信されていることを評価しております。応援する気持ちはやまやまなのですが、やはりネット上の情報だけではどこに要望や意見を伝えればいいのか、そしてどういうふう処理をされているのかがちょっと見えてこない部分があるかなと懸念しております。

M i i M o運営会議というのものもあるというのは知識としては知っているのですが、どうなっているのかもちょっと見えてきません、よく分かりません。応援したい私でさえこんな状態です。将来的に住民さん主体でのM i i M oの運営を目指す、こんなふうに認識していますが、今後それをどのように実現していく計画でしょうか。住民さん主体の運営について、行政に質問するということ自体、何かちょっと違和感もあるでしょうが、そういったことをどこに伝えていいのか分からないというもやもや、現状があります。

3つ目です。

質問、令和4年度予算編成方針について。予算編成方針の資料頂きました。初めにある「ビジョン、ミッション、バリュー」の分かりやすい説明とこれを設定した意図についてというタイトルで質問させていただきます。ネットにある部分です。

私はこの「ビジョン、ミッション、バリュー」を、1、目指す姿（目標）、ビジョン、2番、そのための自分、役場だと理解しました、に課せられた任務、ミッションです。3つ、その任務を行うために何するか、どういったところに価値を置くのを決めた、バリューという言葉で表されておりますが、というふうに理解をしています。この「ビジョン、ミッション、バリュー」はチーム運営の考え方じゃないのかなと認識しています。

失敗を恐れずに挑戦するというようなことも書かれておりまして、公の機関としては画期的な宣言じゃないかなとも感じております。「何でそんなことするの」、「何でやねん」という意見を恐れてできるだけ公開せずできればこっそりやる、議会もそういうところがないかな、あるかなと思っているんですけども、そういう価値観が公共の組織の一般的なものだと感じております。それは決めたことを失敗せずにこつこつやるというのも、皆さん職員

さんの考え方、公務員の考え方として現に存在していますが、失敗を恐れずにやるというのはそれとは逆を行く、対話して失敗を恐れずに挑戦して、失敗は経験として生かす、こういう考え方なので、ある種の挑戦になるかなと思っています。

失敗かもしれないと責任追及する人が出てくる可能性があるので、公開は避けたい、公開しないという職員さんの価値基準が変わること、それを後押しする上司、トップの判断に変化が起これることと信じたいです。小さな自治体だと、仮に失敗してもダメージは少ないとか立て直ししやすいという小さいことのメリットもあります。ですので、ぜひこの対話して失敗しながらも挑戦し続けられる文化を、三宅町のものとしてつくり上げていきたいとも感じます。

そこで質問です。長くなりました。

示された「ビジョン、ミッション、バリュー」は多くの職員さんに共有・共感されそうですか。してもらいたいです。

また、我々議員も首長も選挙で選ばれております。逆に言えば、選ばれなければそこで終わりとなりますが、この対話して失敗しながらも挑戦し続けられる文化が長く続くように、何かお考えがあるでしょうか。

以上が一般質問になります。再質問は自席で行わせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員の一般質問にお答えいたします。

まず、請願、三宅町内における危険な交差点の安全確保はどのようになっているかのご質問ですが、昨年、千葉県八街市において、下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5名が死傷する痛ましい事故が発生したことにより、国において、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して、通学路における合同点検を実施するとされたことを受け、奈良県におきましても、県が積極的に各市町村と合同で通学路点検を行うとし、三宅町においても、昨年9月に天理警察署、中和土木事務所、奈良県教育委員会事務局並びに当町まちづくり推進部と教育委員会事務局で10か所の合同点検を行いました。

その中には、請願で指摘のあるJAならけん三宅支店前の交差点も含まれております。教育委員会といたしましても、合同点検を実施する前にその交差点で児童が登校する様子や交通量調査を行い、どういう危険性があるのかを確認し、合同点検に臨んでいただきました。今現在、登校時の児童は、私有地地権者のご厚意により、私有地の柵内にて待機している状況です。

また、請願でご指摘のあったＪＡならけん三宅支店前の交差点においては、令和４年度に横断歩道東側に退避場所確保の工事を予定し、新年度予算に計上させていただいているところでございます。この交差点の抜本的な安全対策については、関係機関と継続した協議を進めてまいります。

なお、その他の通学路の安全対策も奈良県と協議を進め、交通安全対策に係る補助金を確保し、早期に整備を完了できるよう準備を進めているところでございます。

続きまして、住民さん主体でのＭｉｉＭｏの運営についてのご質問にお答えいたします。

三宅町交流まちづくりセンターＭｉｉＭｏは、プレオープンの準備期間から今日に至るまで、とりわけツイッター等ＳＮＳを活用した情報発信に注力してまいりました。

しかしながら、グランドオープン時に配布・回収したアンケート結果もございましたが、情報発信のツールとしては、紙媒体等によるアナログツールの有効性を改めて認識したところでございます。今後は、ＳＮＳ、紙媒体の両方のツールを使いながらＭｉｉＭｏの情報発信の強化に努めてまいりたいと考えております。

なお、ＭｉｉＭｏへのご要望やご意見につきましては、それらを受け付ける窓口の体制やルールづくり等が必要であるものと認識しているところであり、今後の検討課題として議論を進めてまいりたいと考えております。

本町としては、ＭｉｉＭｏの稼働からおよそ１年が経過し、管理運営面での基礎的な土台を積み上げることができたものと認識しておりますが、次年度以降は公民連携によるＭｉｉＭｏ運営委員会等の活動をさらに活発化させ、また好事例の先進地視察や同館の複合機能に即した外部有識者の知見やアドバイス等を積極的に取り入れ、さらにＭｉｉＭｏ運営委員会等の議事録や活動実績の公表を積極的に進め、地域住民の皆様と本町との相互理解を深めることで、地域住民の皆様が主体となった運営の醸成に努めてまいりたいと考えております。

最後に、令和４年度予算編成方針についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、「ビジョン・ミッション・バリュー」の策定に至るまでの経緯をご説明いたします。

本町は、令和３年３月に、「自分らしくハッピーにスモール（住もうる）タウン」をコンセプトに、２０年後の将来像をしました三宅ビジョンを策定いたしました。

このビジョンを実現するために、地域住民の皆様と一緒に加速する人口減少等の課題を見つめ、７年後の大きな目標「みんなが好きな三宅町を多様な「つながり」と、みんなの「やりたい」で育む」と「ＭｉｉＭｏを中心とした交流やまちづくりの活性化」、「子ど

もから大人までの世代を超えた学びの機会の充実」、「まちを元気にする関係人口の拡大」、「まちの仲間を増やす移住定住の充実」を4つの基本目標とし、各種施策に取り組むことといたしました。

そして、地域住民の皆様のやりたいや夢をかなえるため、本町の職員は伴走者であり、共創者として共に成長し続けることをミッションとし、ビジョンとミッションの実現のために「対話・挑戦・失敗」の3つのバリューを行動指針として定めました。

この「ビジョン・ミッション・バリュー」につきましては、全職員を対象にした説明会の開催をはじめ、令和4年度の当初予算編成方針や新規職員の採用方針、今年度からの新人事評価制度にも取り入れる等して理念の共有と浸透に努めていますが、まだまだ道半ばのものと現状を認識しているところでございます。

また、とりわけ対話の重要性に鑑み、国の事業を活用し外部の専門講師をお招きして、「対話のまちづくり」をテーマに、職員の啓発やスキルアップにもつながる研修を複数回にわたり開催しているところであり、次年度は地域住民の皆様にも参加いただける研修の開催も予定しております。

今後も、町内だけでなく、町外にも積極的な情報発信の展開を図り、本町における「ビジョン・ミッション・バリュー」の理念の浸透や文化の醸成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 再質問、森内議員。

○6番（森内哲也君） そうしましたら、再質問をさせていただきます。

まず、1番、請願についてを再質問させていただきます。

今年度予算で確保していますよということでありました。それはそれでありがたいことです。住民さんの声も、町のほうで動いてくださっているのも分かったので、対応いただいているということで、喜んでおります。

1つ気になることは、先ほどの会議等にもありましたように、この交差点やはり長年危ないよという声があつてなかなか取りかかれなかったみたいな声も聞いているので、今回取りかかるということは喜んでおるんですが、これが抜本的な安全対策についてはまだこれから検討していくみたいな回答であつたので、ちょっと言葉は悪いですがけれども、もうちょっとできることがあるような気がするけれども、とりあえず安全確保のためにこれをするというような形の対応になったのかなとは思っております。

やはり住民さんの対話というキーワードも出てきました。なので、やったで、はいという

んじゃないくて、ここまで本当はしたいんですけども、今回はここです、いろいろやりたいことにはできない理由があるんですみたいなことを何か説明、工事にかかる前にそういう対話の機会があればいいのかなとは思っているんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） ただいまの森内議員の質問にお答えさせていただきます。

ご指摘いただきましたように、対策といたしましては来年度に一部歩道のたまりを造る計画をいたしております。

全体的な計画につきましては、今後、警察機関であるとか、もちろん教育委員会もそうなんですけれども、先ほどできました関係機関との協議の下、計画のほうを練っていく必要があるんですけども、まずは財源の確保というところで社会資本の整備交付金事業という部分で予算を確保しながらというのありますので、まずは測量のほうを実施するなど計画をつくるための準備を併せて令和4年度にできたらいいなというに考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） まず測量の部分で、なかなか実際目に見えてくるのはもうちょっと遅くなるみたいな回答だったのでしょうか、今の部分は。予算の審議でもうちょっと詳しくやってもいいかも分からないですけども。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） もちろん測量をまずさせていただいて、現況の幅員がどれぐらいあるのか現状の確認をさせていただいて、用地の確保等も含めまして測量のほうをまず着手しないと計画のほうが入れません。もちろん交差点のことで、県道の結崎田原本線がメインの南北の道路になっておりますので、関係機関というのはかなり増えてまいります。

また、村内に入っていく道路と道路の法線のずれというのもありますので、その辺は十分詳しく調査しながら、計画を立てる必要があるというふうに考えています。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 私の懸念しているところは、せっかく声が届いて、いろいろ考えていただいてやっているよということやのに、住民さんのほうから何でもうちょっとこんなできたんちゃうのみたいな声が出てくることを懸念してまして、やはり最善できることを職

員さん真面目に取り組んでいただいて、今回はこういう形になっちゃいました、でもこれが今のところベストかなと考えましたみたいなことは絶対あると思うので、そういったことが住民さんに伝わるといいなと思っているので、ちょっとこういう質問をさせていただいております。

何かそれに対してこうしたいなとか、説明したいなとかあればお願いしたいんですけども。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今、森内議員にいただいたご意見というのは、住民さんともまちトークの中でこの課題というところをお話をさせていただいたことというのは数回あります。その中でもやはり今部長から答弁ありましたように、伴堂の村のほうに入っていく西側に向けていくところのやはり法線の確保が課題であるとか、こういった課題があるというお話もさせていただいた中で、発言いただいた住民さんからもそれは当然課題はあるわなと。ただ、できることをまずやっていくことというのも必要じゃないかというご意見をいただいた上で、こういったところを進めてきたという経緯がございます。

その中でも議員おっしゃるように、引き続きそういった情報発信であるとか、またまちトークやタウンミーティング等々でもこういった意見交換をすることによって、相互理解というところを深めていく必要性というのはあるのかなというふうに感じておりますので、ご理解いただけたらと思います。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） ありがとうございます。そうしたら、なるべく頑張っているよという声が住民さんにも伝わればいいのかなと思います。

そうしましたら、2番、Mi i Moのこととミッション・バリュー、予算の編成のことでちょっと併せながら質問をさせていただきます。

「ビジョン・ミッション・バリュー」と横文字が出てきて、ぴんと来なかったというのが正直なところなんですけれども、この内容についてはネットでホームページで公開されているので、ぜひ皆さんも見ていただきたいと思います。

質問です。

先ほどの回答にもあったかとは思いますが、これは三宅町の職員全員がこういう思い、考え方、こういう価値観で動きましょうねという職員向けの内容ということによろしいでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） まず職員向けというのももちろんですけども、これに共感いただける住民さんもそうですし、外部の町外の方、また民間企業の方々もこういった理念等に共感して、一緒に町づくり参画していただけるという方に向けてのメッセージとなっております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） そうであってほしいと思って、質問しました。

失敗しながらも挑戦していこうよということです。読んでいてなかなかいいなと思いつつも、分かりにくいなと思ったりもしてしまっていて、ちょっと気になったのが、内向きの対話と外向きの対話みたいなところがあって、対話という部分を使い分けると言い方はよくないのかなと思うんですけども、そのあたりをもう少し説明をいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） そちらについては、内部というか課内のコミュニケーションであったり、もっと小さな単位の対話というところ。通常業務に当たる課内の対話、また課を超えた庁舎内の部局間を横断した対話というところを指しているものでございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） ということは、外向きの対話というのは住民さんと職員さん、役場との対話ということでよろしいんですよね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○6番（森内哲也君） ちょっとこれもいろんな考え方あると思うんですけども、サービスという言葉で提供する側とお客さんみたいな分けた考え方になってくるので、住民自治とかというともたあれですけども、Mi i Moなんかに関しても住民さんが主体、お客さんではなくて、提供する側の運営を目指しましょうということが根本にあるようには理解しているので、ちょっと違和感があるので、この辺はどうでしょうか。住民さんにやっぱり主体的にお客さんではなくて、自分らで考えてねとか自分らでできればやってねみたいな部分はやっぱり出てくるかなと思うんですけども、ちょっと漠然とした質問か分かりませんが、いかがでしょうか、そのあたり。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員おっしゃっているのは将来的な運営のことについてということのご質問の趣旨かなというふうに認識しておるんですけども、先ほど答弁でもさせて

いただいたように、新たな今までにない公民連携の形の公共施設の運営というところにトライをしているところでございます。そういった中で今ご意見いただきましたけれども、行政がどういう役割なのか、住民さんのところでどういう役割を担っていただくのか、またそれぞれの役割であったり、担える部分、そういった議論というところ今始まったところですので、していく必要というのがあるのかなと。

今、森内議員がおっしゃった答えだけではなく、様々な方法、手法であったり、可能性というところはまだまだ私たちも勉強中でございますので、そういったところと一緒に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） なかなか住民さん主体というのも難しい、勉強しなくてはいけないという話だと思います。そのとおりだと思います。

つい先日、Mi i Moの運営に関してコミュニティープロデューサー、主になって動いてくれた方の廃止みたいなのが伝わってきて、どうするんや来期からみたいな話も出ていたと思います。文章で質問などされておりました。

そのあたりをやり取り、文章、回答なんかも見ておりますと、何か様々なことがあったと思うんですが、なかなか見えてこないの、見えてくる部分だけで判断すると、Mi i Moの立ち上げ、運営がとりあえずグランドオープン終わりました。外から来た地域おこしの方々が1人は辞められて、1人はもうその部分が廃止ということでいなくなれるというそういう動きに関して、何か何ていうんでしょう、ちょっと言葉が悪いですけども、やっぱり合いませんでしたよね価値観が、なので、さよならというふうにぶつっと使い捨てた、これも言葉が悪いんですけども、そういう感じを受けなくもないので、私が住民の立場で言うと、何か町としてそういうことやってほしくないし、そういう町嫌だなとすごく感じるので、そのあたりはどう説明、住民さんにされるのかなというところが非常に気になっていて、言えること言えないことあるみたいな話なのかもしれませんけれども、やはり外側に見えてくることはそういう側面だけになってはくるので、そのあたりはいかがでしょうか、どうお考えでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） まず、この場で訂正させていただきたいのは、地域コーディネーターさん、地域おこし協力隊につきましては廃止ではございません。あくまで見直しという形で捉まえていただければというふうに考えております。

事実そのとおり、お二方をお招きした地域コーディネーター、お1人はご自身の一身上の都合ということで2月末をもってお辞めになられております。もう一名の方は、非常にデリケートなお話で本町と雇用関係上の話もございますので、この場で具体的な理由等申し上げるのはちょっとお控えさせていただきたいというふうに考えております。

文書での質問状という形で頂いた点に関しましては、こちらのほうもきちんとご要望の期日までに文書のほうで一旦返させていただいたところがございますけれども、改めて後日まちトークという形で、関係者の方に対しましてご説明を差し上げるという機会も設けさせていただいておりますので、その点ご理解いただければと思います。

○議長（辰巳光則君）　ちょっと今の質問に関しては全体的に質問自体がぼやっとしている中で、今の最後の質問に関しては通告とはかけ離れているのかなと思うので、ちょっと注意してもらえたらと思います。

森内議員。

○6番（森内哲也君）　2番目、住民さん主体でのM i i M oの運営についてに関する質問の延長ということで質問させていただきました。

地域おこし協力隊の方もこちらで募集要項もすごくいいのを作って募集して、住民さんになってもらって、まさにこれから頑張るぞという住民さんであったので、非常に住民さん主体というところでやる気のある住民さんをさよならしちゃったみたいなのに見えるのがすごくショックで、何があったんやというところが見えてこないのもやもやしているというそういうことです。住民主体というところにつながるのかなとは思って質問しております。

やはり何かしら価値観の違いとか思いの違いとかがあったのだと思うので、その辺は個人的にはあいつが悪いねみたいな話ではないと思っています。2人もいなく、結果的には、1人は辞めたけれども、なっているのも、ちょっとまたそのあたりは予算委員会とかでも聞こうかなとは思いますが、次期の計画に向けても予算を立てておられますので、ちょっと心配しております。なので、今後この住民主体について対話を重視していくという回答ありました。ということは、対話が足りなかったのかなというのがある意味、反省点の一つなのかなとも理解しておりますので、そのあたりもぜひ反省……そういうのは僕が突っ込んでどうのこうのではないと思うので、役場の考える対話と住民が思っている対話というのはそもそも違うのかなという気がします。

ちょっとぼやとしちゃいましたけれども、また予算委員会もありますので、もう少し私のほうも細かいところ、そこでは聞きたいと思いますので、一般質問これで終わらせていた

だきます。

○議長（辰巳光則君） 何かこちらから。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員のほうからどのような反省があるのかというところのご質問かなというふうに大きくは捉えております。

その中でもやはり当初コミュニティープロデューサーはこういうことをしてほしいというところの先ほど議員から評価いただいた募集要項については、机上のこういった業務というところをしっかりとできたというのは一つ評価いただいたとおりかなというふうに感じるんですが、1年間運営していく中で、やはり具体的に三宅町にとってどういうコミュニティープロデューサーになってほしいのか、どんなコミュニティープロデューサーが必要なのかという肉づけの部分というのが、やはり本町においてなかなか進んでいなかったというのが大きな反省点かなと。

それに伴いまたそういったサポートであったり、メンター制度取ったりとか、また研修のプログラムであったりというところもしっかりと設計できていなかったのかなというふうに感じています。そのあたりを反省として捉え、来年度の予算の中でそういったところもお示しをさせていただきたいなというふうに考えているところでございますので、森内議員におかれましては、ご理解・ご協力をいただけますようお願い申し上げたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 今おっしゃってくださったメンターとか研修というのは、コミュニティープロデューサーの人に対するということですね。

M i i M o のオープンまでずっと追いかけてきてあれと思ったのはポイントがありまして、これから建築が終わったので、運営委員会やりますよというので、住民主体とうたいながら議員我々、一応住民の代表やという意識があるので、見させてくださいと言ったら、そこはクローズ、閉じちゃった、駄目ですという感じとしたところに僕はあれと思っています。

職員さん側からすれば、それは分かるんです。私の上司は町長なので、町長がそうして住民さん選ばられてはります。なので、町長の思いをかなえたら住民さんの声を聞いているということにはなりますけれども、町長自身は私の思いだけでなくもっと広く聞いてくださいという思いがあるので、そこを閉じてしまったというところに町長のミススタートがあるんじゃないかとは思っているんで、ちょっとそのあたりは職員さんからやめてくれ町長、そんなオープンという声は出ると思うんですけれども、いやいや僕のやりたいことはここや

ねん、ここだけやらせてというのは町長には強く持ってほしいと思いますので、ちょっと私の思いも交えて質問終わらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森内哲也君の一般質問を終わります。

◇ 松 本 健 君

○議長（辰巳光則君） 次に、4番議員、松本 健君の一般質問を許します。

4番議員、松本 健君。

○4番（松本 健君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問に移らせていただきます。私のほうからは2件ございます。

1件目、公共施設等管理計画について。

この1月に、三宅町公共施設等総合管理計画改訂版（素案）がホームページで公開され、パブリックコメントが募集されたようです。

まず、計画の中身、改定内容はともかく、パブコメの結果がゼロ件であったということについて、行政ではどのように考え、これからどうしていこうとされていますか。

次に、内容について少しお尋ねします。

内容的には、去年の個別施設計画を受けて上位計画を改定したというよりは、見直しの年になったので、改定したというもののようです。改定部分の一覧には、総務省通知にどのように対応したかが記載されており、計画全体にどのような見直しや進展があったのかが分かりにくいと感じました。

その中で、ページを繰って見ていると、9ページや39ページの将来人口の部分が更新されています。その部分を紹介させていただきますと、平成28年、29年版では約40年後の人口を5,000人としていたものを、今回のものでは約45年後に2,521人ということです。これはさきにつくられた人口ビジョンに基づいて改定されたものと思われませんが、私は違和感を拭い去れません。

そもそも改定前の記載において、将来人口5,000人の推定自体が机上のもので、もともとが3,000人から5,000人ぐらいの幅があるところで、対策も示されないまま楽観シナリオというのが選択されているところに問題がありました。そのことから、人口ビジョン見直しのときに藤山浩先生に手伝っていただいて、具体策込みの人口推定をつくっていったという経緯があったと思っています。それはさきの総合戦略にも反映されており、そこでは40年後の人口目標を4,500人に維持する計画が示されています。

質問します。

公共施設の総合管理計画にとって、人口推定は大切なパラメータです。このまま行くと2,500人になるということを想定して公共施設の総合管理を考えていくのか、将来4,500人の人口を維持することとリンクさせて管理計画を立てるのかでは、計画内容が大きく変わってくると思われます。お考えと意思をお示しいただけますか。

続いて、2件目、スタートアップビレッジについて。

次に、三宅町への県立大学誘致に関連して質問します。

さきの大和平野中央スーパーシティ構想コンソーシアムキックオフ会議、その後の12月の私の一般質問でのやり取りなどで、町としても主要なテーマはスタートアップヴィレッジであるとのことでした。個人的にはほかにもやれることはあるだろうと思いますが、時間も限られていることですし、今回はスタートアップヴィレッジについて町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

三宅町、大和平野中央部がスタートアップヴィレッジとなるために、従来の学校施設に加えてその周辺のインフラ整備、環境整備として、どのような計画、都市計画が必要とお考えでしょうか、お教えてください。

身近には京阪奈の学研都市であったり、古くは筑波の学園都市、ほかにもマイナーかもしれませんが、熊本にはテクノパーク、第二テクノといったような先端技術、ベンチャー向けの工業団地のようなものがつくられてきました。こういったものの場合、更地にまちをつくる場合であっても、また既存のまちが変わっていく場合であっても、住民との十分な対話が大切です。内容をしっかり議論して前向きに進めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

再質問は席からやらせていただきます。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、公共施設等管理計画についてのご質問にお答えいたします。

このたびの公共施設等総合管理計画の見直しにつきましては、平成29年度の当初の計画を策定後、令和2年度に個別施設計画を策定したことから、その内容を当計画に反映させることを第一に、また別途、総務省の通知に基づき、過去に行った対策の実績等、新たな項目と内容を追加で記載する必要性も踏まえ、昨年6月より見直し作業を進めてまいりました。

その後、順次作業を進め、昨年末に改訂案の取りまとめが完了したことから、広報紙、ホームページ、LINEで事前周知の上、本年1月から同月末までパブリックコメントを実施したところでございますが、改訂案へのご意見等はございませんでした。これはこのたびの改定において、大きな変更がなかったことが主な要因であると考えられますが、今後は本町における公共施設等の最上位計画として、当計画のより一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

なお、議員ご指摘を踏まえ、昨年度に策定した第2期総合戦略との整合性を図るため、40年後の町内の人口を4,500人に維持する目標を当計画内に明記しておりますが、今後、本町の人口減少が進んでいくとの厳しい見通しの下、本町の財政事情や公共施設そのものの耐用年数や保有量の適正化、長寿命化の推進、維持管理費用の縮減、効率的な利活用の促進等を総合的に勘案し、公共施設の管理を進めていく必要があるものと認識しております。

しかしながら、本町といたしましても、議員お述べのとおり、公共施設の管理計画を進める上で、将来を見越した人口推定は大切なバロメーターの一つであると改めて認識をしているところであり、今後、第2期総合戦略に基づく町づくり施策の効果や社会情勢等により、町内人口が大幅に増加する等大きな変化が生じた場合には、必要に応じ適宜、柔軟な見直しを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、スタートアップビレッジについてお答えをいたします。

スタートアップヴィレッジにつきましては、松本議員におかれましても既にご承知のことと推察いたしますが、令和2年10月に、本町を含む磯城郡3町と奈良県が地域活性化に寄与する拠点施設の整備について協議を開始する覚書を締結し、その後、令和3年5月に、磯城郡3町と奈良県が個別にまちづくりのテーマと対象地区を決定する協定書を締結したことにより、本町は石見地区を対象に、「県立大学工学系学部を核としたスタートアップヴィレッジ」をテーマに、奈良県と協同で町づくりに取り組んでいくことになった経緯がございます。

さきの12月議会でのご質問の折、本町から答弁いたしましたが、県において、県立大学新キャンパスの設置に係る基本構想と計画が検討中のさなかであることから、現時点で本町の具体的な町づくりの計画内容を申し上げることは困難ですが、本テーマに基づく町づくりの方針としては、一般的な企業誘致による大規模な開発を伴うようなものではなく、現風景を残しつつ、全国で2番目に小さい町である本町の特性と今ある地域資源を最大限に活用し、スタートアップに関わる多様な人材が全国津々浦々から本町へ集積させることで、地域住民の皆様の新たな発想につなげ、本町から様々なイノベーションが生み出されるような町づく

りの取組を進めてまいりたいと考えております。

なお、周辺のインフラ整備、環境整備としてどのような計画、都市計画が必要とお考えでしょうかについてですが、インフラ整備については、石見駅並びに伴堂東交差点から県立大学へのアクセス道となる町道三宅5号線及び三宅2号線の道路整備事業を、社会資本整備総合交付金を利用し令和4年度から調査測量を行う計画であり、今議会においてご審議をお願いする新年度予算に計上をいたしているところでございます。

また、都市計画については、県立大学施設の基本構想、基本計画の策定に併せて三宅町都市計画マスタープランの見直しを行う予定をしております。その他、上下水道の整備については、県の開発計画に併せて協議を進め、必要な整備を進める予定でございます。

いずれにいたしましても、地域住民の皆様とは今までにもまちづくりトークやタウンミーティング等を通じて本テーマについてのご意見を頂戴し、県へもそれらをお伝えしているところですが、今後も都度、意見交換の場を設けてまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 再質問、松本議員。

○4番（松本 健君） 回答ありがとうございます。

ちょっと確認なんですけれども、今回回答いただきましたが、40年後の町内の人口を4,500人に維持する目標を当計画内に明記しておりますというふうにおっしゃられたようですが、何ページのどこに記載されているのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 見直しさせていただきました総合管理計画の町政概要、先ほどもご質問のあった9ページ、そこを大きく人口目標4,500人という形で記載のほう見直しさせていただいております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） すみません、確認ですけれども、ホームページに公開された素案上で既に4,500人と記載されているということですか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） すみません、パブリックコメント終了後です。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） それはまたホームページか何かに公開されている。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 総合管理計画の見直し自体は3月末をもって終了するという形になっておりますので、取りまとめ完了後にホームページ等で公表させていただくということを予定しております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） パブリックコメントはゼロだったけれども、いろんな意見を聞いて見直しをした中で2,500人はおかしいので、目標を4,500人に直していますということでよろしいんですね。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 第2期総合戦略と整合性を取るためにも、4,500人という人口目標のほうを採用させていただいたということでご理解いただければと思います。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） ちょっと安心いたしました。

まず、2,500人と4,500人じゃ結果は全然変わるだろうと。言いたかったのは2,500人だったら今回あまり前と変わっていません、結果もあまり変わっていませんみたいなのがおかしいし、2,500人だったら目標4,500人にしたいと言っているところがおかしいし、どちらか多分、正式版を出す前に直してもらわないといけないなというような思いもあって、今回指摘させていただきました。

今修正されているということなので、それは一安心なんですけれども、これそもそもパブリックコメントを求める段階で、二千五百何人とかという数字だけが乗ったようなものが公開されて、それでパブリックコメントを求めるということについてもちょっとやり方として非常に疑問を感じるんですけれども、素案を出される際には多分外注ですよ。中やっているのは外注だと思いますけれども、外注で上がってきた結果というのを一番詳しくチェックされているのは竹谷部長のところになるんですか。どういう観点でチェックして、こういうところが2,500人というままでパブコメに出てくるのか、ちょっとご意見をお伺いさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 今の観点につきましてはいろいろな複合的な要素があると思うんですけれども、いずれにせよ人口減少というところを捉まえて今後、公共施設の管理をどうしていくかという観点に立てば、2,500人を取るのか4,500人の人口目

標を取るのかといずれかになるかと思うんですけれども、当初は2,500人の人口減少という
厳しい観点に立って、管理計画の見直しにおいてその数字を採用させていただいたというの
が経緯でございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） ちょっと細かいところを突っ込むようなんですけれども、じゃ2,500人で
出すよというのを役場のほうでもそれで理解して、変更内容を業者につくらせたということ
ですか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 庁内におきましても、パブリックコメント
前の取りまとめの段階で庁内関係課のほうには意見照会をさせていただいております、そ
の結果を基にパブリックコメント前の素案としての形を取らせていただいた上で、パブリッ
クコメントのほうに出させていただいているという経緯でございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） あまり行政の箸の上げ下ろしまでは口挟まないほうがいいかなとずっ
とと思っていたんですけれども、ちょっと気持ちも変わりまして、細かいところをやっぱいい
ちいち言っていけないといけないなというふうな思いもあるので、ちょっと変な突っ込みだ
と思ったらご容赦ください。

2,500人でやろうというので進められてチェックもされていて、なぜ今4,500人に直そうと
されているんですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） この案を出して内部のほうでも各部署いろんな方々見た中で、やはり
こういった観点はおかしいんじゃないかという意見も出てきた中で、内部でまた議論をして
修正の方向というところで、議員のご指摘も当然受けながら、参考にさせていただきながら、
こういった観点というところ大事だということで議論を再度させていただいて、今見直しの
ほうということの答弁をさせていただいているということでございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 今回の私の質問も幾らかは役に立ったということなんですかね。分か
りました。

何かこの回答を見させてもらうと、もともと4,500人と書いていますよみたいな返事にな
っているところがちょっと驚きました。

この二千五百二十何人というので、外注で返ってきたという結果を見る限りは、かなり丸投げというか、これ人口ビジョン、これ何とか、ここ変更点、直しておいて、直しました、そう、よかったねという感じで仕事やっているんじゃないのかなというところが非常に危惧を感じるところです。今後もやっぱり人口推定は大切なパラメータだから、この先いろいろ変化があったとしても、よりよく反映させていくというふうなことをおっしゃってくださっているのです、そのように進めていただきたいと思います。

あと、今回の総合管理計画の変更は個別施設計画を反映させたものという形になってはおりますが、個別施設計画の作成という段階に対して、前回か前々回、一般質問させていただきましたが、あれの変更内容はよくよく見ると何だったのかということ、個別の施設が要る要らないとかというよりも、個別施設の継続していく費用に関して、このまま寿命が来たら建て替える、半分の年で半分のお金を使うというのをもう少し細かく10年おきぐらいにメンテを入れていくことで寿命を1.5倍に延ばすとか、一律の長寿命化計画パターンと従来パターンを比べて、それを採用したらこれぐらい変わりますというようなのを建物、ある意味、一律にやられているように見受けました。

それは個別にどれが要る要らないで、どれとどれはくっつけられるとかそういう計画じゃないところが非常に残念だったんですけれども、それを全体計画に反映させる際にも、やっぱり幾らか見直せる限りは見直すべきかなというふうに思いましたので、今回の3月末には時間ないでしょうけれども、そういう形で施設計画は考えていつていただきたいと思います。これはちょっと意見ですけれども。

続けて、2件目のほうに移らせていただきたいと思います。

スタートアップヴィレッジについてですけれども、今回、多分3月ぐらいまでに県は幾らかもう少し具体的なものを上げてくるのかもしれないですけれども、新年度の予算にも町長お示しいただいたように、町道三宅5号線及び2号線の道路整備に関わる費用が計上されておりました。

それは見ておりますが、それを出す前に、スタートアップヴィレッジとしての全体の都市計画というか、ここをどういうふうにしていくというのがあって初めて、それに関するどの道をどうするとか個別のものが出てくるべきだと思うんですけれども、仕事はリソースも限られているからなかなか大変だとは思いますが、どちらかというと本当はまずはこの道検討してみようかみたいな感じの予算の要求に見えるところがちょっと残念なんですけれども、今回回答いただきました中でも、道路はこういうふうのをこれから造る予定でいま

すと、また都市計画については何とかかんとか三宅町都市計画マスタープランの見直しを行う予定ですと。

順番逆ちゃうのというような気がするんですけども、具体的な計画になっていない状態であったとしても、スタートアップヴィレッジとしての学校以外のところの整備について、今どういうイメージというか、どういうことをしたいということを町長は考えられているのか、答えられる範囲でもう一度回答いただければありがたいんですけども。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員ちょっと勘違いというか、整理しておきたいというのがスタートアップヴィレッジの部分のスタートアップというのが三宅町が行うものではなく、県立大学を核としたスタートアップヴィレッジということで、県の事業の中でそういったインキュベーション施設等々も検討されているというところでございます。

町においては、そういった県の施設を利用しながらどういった施策を展開できるのかというのが町の仕事というところで認識しているところでございますけれども、施設の整備自体については、県が今行うというところで計画はそういったところで進んでいっているというのが現状でございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） ありがとうございます。

確認です。学校以外に必要なハード、箱物が必要になったとしても、それはあくまでも県に開発してもらうということですか。

○議長（辰巳光則君） 金井副町長。

○副町長（金井壮夫君） 今おっしゃったとおりでございまして、この用地の中の大学及びスタートアップ施設につきましては、県のほうで主要となる施設というのを整備していただくということでございます。

それと、先ほど計画のほうが先ではないかということでございますが、なかなか県のほうもまだ答弁にありましたように大学の中の配置も含め鋭意計画ということでありまして、特にスタートアップ施設につきましては、令和5年度にかけて必要な基本計画を策定しながら、そのまま用地の取得も含めて同時に進めているという状態でございます。

また、そのあたり県のほうから示されて、当然県と町と協議しましてそういった町づくりの整備案と具体的なところが固まってきましたら、三宅町都市計画マスタープランの見直しということになりますが、その前にも地域住民の皆様、それから議会のほうにも説明させて

いただいてご意見頂戴して、進めてまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） ありがとうございました。

今多分、用地買収というか網線引かれているようなところの中に、学校プラス学校じゃないけれども、スタートアップヴィレッジに関わるようなハード的な施設とかというの、必要とあらば県のほうで計画を立てて造っていきますというふうに今理解したんですけれども、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（辰巳光則君） 金井副町長。

○副町長（金井壮夫君） 失礼しました。今見込みのとおりでございます。県のほうでも現在、大学に併設したスタートアップ支援設備の整備に必要な基本計画、これについて予算を計上してかかっていくということでございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 学校の中に対してはなかなか住民からの要望とか、住民の関わりというのは深くてもいいと思いますけれども、ちょっとやっぱりあまり口出せないのかなと思いますけれども、その外側、例えばそんなのがあるのかどうか知りません、適当に言いますけれども、公園とか人が集まれるような施設とか宿泊の施設とか何があるのか分かりませんけれども、そういうふうなものを何を造ろうかと計画するときには、まさにその地域に住んでいる住民の意見というのは反映されるべきだと思うし、みんなでもっと夢持って、そういう夢を語っていく場が欲しいと思うんですけれども、そういう場はまずあっていいのかよくないのか。

あっていいとしたら町のほうで何か考えるあれはあるのか、それとも住民のほうから何かやればそういうのが反映される機会があるのかどうか、そういう感じでちょっと回答いただきたいんですけれども。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） まず、そういう場といますか、まちトーク等で地元自治会、例えば石見自治会の方々はやっぱり防災のところ、防災拠点になるような機能は必要であるというご意見いただいたので、そういったご意見というのを県のほうには伝えていっているというところでございます。

今後も、そういったご意見というのを地元の方々こういうふうなご意向をお持ちだとか、こういったご要望があるというところ、都度伝えていくということはしていきたいというふ

うに考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員、あと5分ぐらい。

松本議員。

○4番（松本 健君） ありがとうございます。

今の話を伺う限りは、適時いろいろ言っていただければそれを反映させていただきますよというふうなお話だったかのように見受けませんが、せっかくまちづくりトークとか何かいろいろ仕組みつくられているんだから、こういうのに関して特に学校つくるんやというのと、学校の周辺に何かそういうのも考える余地あるんやというので、大分やっぱり住民さんの反応も違ってくると思うし、そういうところよくコミュニケーション取って進めていけたらなというふうに思いますが、1つ質問です。

今までスタートアップヴィレッジに関わる住民からのこういうことをしてほしい、先ほど防災何とかというのがございましたが、スタートアップヴィレッジにこういうのが欲しいんだというようなことを住民さんのほうからどれぐらいどういうふうな声が挙がっているか。マル秘のものは結構ですけども、紹介できる範囲で。

多分すごく夢のある話なので、10件や20件、何ぼでも挙がっていると思うんですけども、いかななものでしょうか。何か紹介いただけますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） スタートアップについては、あまりご意見というのは出てきていないというのが現状でございます。

ただ、一部、スタートアップ自分たちは関係ないんじゃないかという年配の方のご意見というのがあったんですけども、僕はそうじゃなくて、その場でお伝えしたんですけども、年配の方は年配の方に向けたサービスをつくれる、スタートアップは誰でもできる、どの世代でも自分事としてスタートアップというのは可能性があるということをその場でお伝えして、言ったらそういったサービス、高齢者というか、気持ちが分かる世代にはそういうサービス生みやすいんじゃないかということで、本当に皆さん、スタートアップというのは若いものだけじゃないというのをこの前、直接お話の中でさせていただいたり、そういったいろんな方が挑戦していける町というところにもスタートアップヴィレッジというのが本当に力になっていくのかなというふうに思っていますので、そういったご意見があって、やり取りをさせていただいたというご報告をさせていただきたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 最後ですけれども、ぜひ前向きに進めていきたいと思いますので、一緒にやっていきましょう。

前の1個目の質問の上で飛ばしたところに戻るんですけれども、パブコメで結果がゼロであったというのを、内容があまり変わらなかったからゼロやったんじゃないというんじゃないで、やっぱりそんなのあったのか、これ何か見にくいとか、やっぱりコミュニケーション不足すごくあると思うんです。そのような形で意見を募集しましたよというので、スタートアップヴィレッジ、石見駅周りに関してもそれで期限を迎えてしまうというのは非常に残念なので、一緒に頑張っていきましょう。ありがとうございました。

○議長（辰巳光則君） これで松本 健君の一般質問を終わります。

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長（辰巳光則君） 次に、5番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

5番議員、渡辺哲久君。

○5番（渡辺哲久君） 渡辺から一般質問を行います。

まず、大和平野中央スーパーシティ構想について質問します。

奈良県の大和平野中央プロジェクト構想が突然、国家戦略特区スーパーシティ構想に衣替えされました。聞き慣れないスーパーシティという造語にごまかされそうですが、要するに自治体や個人が持っている個人データを仮名化情報と称して市場に提供し、企業の営利活動に使えるようにするものです。国への提案では、データ流通のためには、個人情報保護を犠牲にする規制緩和の具体策も提案しなければなりません。

しかも、内閣府の指定基準では、国への提案段階で構想全体を企画する外部の設計者が決まっており、データ流通を担う事業者を公募により選定していることが必須となっています。三宅町の未来を民間のコンサルタントに委ねるのでしょうか。

奈良県も急に衣替えしたので、具体的にどこまで煮詰まっているのかつかみかねますが、奈良県が国に提案した後では既に手遅れです。

そこで、質問します。

1、奈良県の大和平野中央スーパーシティ構想について、三宅町と奈良県の間では、現段階でどのような協議がなされていますか。

2、昨年11月5日のキックオフ会議で示された幾つかの構想が今後のたたき台になるのですか。

3、国のスーパーシティ構想では、オープンAPIを使った行政情報などの市場流通が必須となりますが、三宅町も個人情報の市場流通に踏み出すのですか。

4、大和平野中央スーパーシティ構想が国に採択されると、その賛否を住民投票にかけることとなります。個人情報を市場に出すので、住民の同意が必要だからでしょう。町民が正しく判断できるように、今の段階からの確な情報提供が必要です。どのように情報提供していきますか。

2つ目の質問は、コロナ対策、買い物支援サービスについてです。

1月24日以降、三宅町においてもほぼ毎日5名以上、多い日には十数名のコロナ感染者が確認されています。2月2日時点で、奈良県のコロナ病床使用率は77%で全国1位、重症病床使用率は41%で全国3位と医療機関も逼迫し、中和保健所も機能不全に陥っている現状で、三宅町の感染者や濃厚接触者が孤立していないか、大いに気になります。

三宅町では、感染者または濃厚接触者で親族等の支援を得られない方を対象に、医薬品の代理受け取りと買物支援のサービスをしています。保健所からは感染者を特定できる情報は通知されないと聞いていますが、買物支援などの依頼があれば、以降は町として支援を継続でき、孤立させないで済みます。

このうち、買物支援については、食料品は除く、費用は実費徴収となっていると聞いています。切羽詰まっているときに、これで支援になるのか危惧しています。

以下、質問します。

1、感染者が継続的に発生している1月24日以降、医薬品の代理受け取りと買物支援の依頼件数はどれだけですか。

2、買物支援では食品は除外されていますが、緊急時なので、レトルトの食品でも役に立つと思います。食品を除外する理由は何ですか。

3、コロナ対策では、全国民に定額給付金が支給されるなど税を財源とした個人給付も行われています。感染者や濃厚接触者からあえて実費徴収する理由は何ですか。

以上、質問します。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 渡辺議員の一般質問に回答いたします。

まず、大和平野中央スーパーシティ構想についてのご質問にお答えします。

大和平野中央スーパーシティ構想については、国の戦略特区の目的である広範かつ複数分野での先端的サービスの提供等が、奈良県と磯城郡3町が目指す大和平野中央プロジェクト

の目標と一致するところが多く、有利な財源の確保にもつながることから、国のスーパーシティ区域の第二次募集を目指すことが望ましいとの奈良県の判断の下、コンソーシアム形式によるシンポジウム中心の検討会がスタートしたところでございます。

この検討会は、昨年11月のキックオフ会議の場で示された構想案や検討課題をベースとして、「ウェルネス」、「デジタル田園都市構想」、「脱炭素社会」をテーマに現在まで計3回開催され、本町もそのいずれにも参加しておりますが、今後も継続的な開催を予定していると県から聞き及んでおります。したがって、現時点では当構想の検討段階レベルのものであり、区域申請への具体的な見通しが立っているわけでもございません。

また、本町からはさきの検討会等の場において、構想案のいずれに関わらず、個人情報の保護と適切な取扱いについては、最重要事項であることを都度県へ申し入れております。

なお、議員お述べの住民投票以外にも、議会での議決等により当構想における地元の合意形成を図る方法もございますので、本町より補足させていただきますとともに、今後の検討会での進捗状況につきましては、国や県の動向を注視しつつ、地域住民の方々に誤解を与えたり、憶測を招くことのないよう正確な情報収集に努め、広報紙やホームページ等を通じて情報提供してまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましても、その点、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、コロナ対策である買い物支援サービスに対する質問についてお答えをいたします。

まず、1点目である買物支援の依頼件数ですが、現在のところ、ゼロ件です。2件の問合せがありましたが、利用には至っておりません。

次に、2点目の食品を除外する理由についてですが、魚や肉類、野菜などといった生鮮食品については、分量や種類、形状など購入する際の指定内容が細くなり、利用者との間に行き違いが生じやすくなること、また職員と利用者が直接接触することがないように玄関先を買ってきた商品を置いて帰るため、受け取る時間が遅くなった場合に食中毒の危険性が考えられたことから、食品を除外しました。

次に、3点目についてですが、感染者や濃厚接触者からあえて実費徴収する理由についてですが、当該事業についてはあくまでも買物を代行する制度であり、ふだんの生活に必要なものを利用される方のニーズに応じて商品を購入するため、実費徴収としております。

ただ、議員が述べられましたとおり、2月に入ってから三宅町においても連日、陽性者が報告され、それに伴い自宅待機者も増えているものと思われます。健康こども課にも生活支

援事業に関する問合せが寄せられていることを受けて、買物支援の購入品目について、生鮮食品等を除くレトルトなどの食品を追加する方向で、現在見直しを行っております。

○議長（辰巳光則君） 再質問、渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 再質問を行います。

1つ目、大和平野中央スーパーシティ構想についての回答に対してです。

「ウェルネス」、「デジタル田園都市構想」、「脱炭素社会」をテーマに3回開催されているということですが、その検討内容の公開はどのようにされるかということをお聞きしたいです。

ふだんですと、1つ1つ県との協議の内容をいちいち毎回毎回公表してねなんていうことは言わない話なんですけれども、何せこのスーパーシティ構想、国の国家戦略特区では提案する段階ではもう骨格が決まってしまうということがあるので、事前の周知がほかの例えば一般的な補助金申請に比べるとかなりハードルが高いというか、申請した段階ではもう手遅れというところがあるので、段階的にそのたびそのたび情報を提供して、住民と対話しながら、三宅町としてはどんな考えでいくのかというのをちゃんと論議していくというのが必要だと思うんです。

という意味で、3回開催された内容についても何らかの形で公表して、住民の意見をまとめていくようなきっかけとしていきたいと思いますが、そういう検討内容の公開についてはどのように考えておいででしょうか。

○議長（辰巳光則君） 金井副町長。

○副町長（金井壮夫君） 大和平野中央スーパーシティ構想の検討会、県主催ということでございますので、県のほうにもいろいろ要望等もお伝えさせてもらってしまして、現在、まず11月のキックオフ会議につきましては、ユーチューブで今後公開する予定ということでございます。なお、このときに配布した資料につきましては、ご出席いただいた議員様はお手持ちかと思いますが、こちらのほうに言っていただければコピーのほうをお渡しさせていただきます。

その後、現在3回まで検討会をしておるんですが、この検討会は勉強会ということで原則は非公開ということでございます。ただ、ちょっと次第等は出せるかどうかというのは要望していきたいと思います。

ただ、議員様限定ということで、当然町の代表という議員で知らないというのはおかしいということで申し上げましたら、今後3月23日水曜日午後に検討会がございます。これの模

様について、例えば今オミクロン株の関係がありましてウェブで会議されるようなんですが、ウェブで直接見られる、視聴できるかどうかということを今要望してまいります。また結果については、できるだけ会期中に皆様にお知らせできたらと思います。ということで、ご理解よろしくお願いします。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） そういうことがあれば、ぜひウェブで視聴したいと思います。情報が早く欲しい、早く検討して三宅としての意見も積極的に出せるように、行政、議会、協力して進めていただきたいと思います。

一番私、気にしているのは、規制緩和ということです。国家戦略特区なので、規制緩和というのが必ずついて回ります。これまで二十数件、全国の各市町村から出されていたものが一旦却下して戻されるというふうになっていますが、それは規制緩和の提案が不十分であるというのが内閣府の説明ですので、もし県がスーパーシティ構想に乗って大和平野中央プロジェクトの事業を提案する場合は、規制緩和というのはかなり重要な項目になるということです。

規制緩和については、まだ現段階の検討の話合いの中では何か提案されているものはあるんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 規制緩和の部分につきましては、現在、具体的なところというのは示されていないというか、意見としても上がっていないんですけども、参考というか、ご意見の中では、土地利用の規制緩和というところも一つ考えていく課題ではないかというような問題提起の部分がありましたけれども、まだ具体的に奈良県としてのスーパーシティの中でこういった規制緩和を求めていくという方向性であったり、案というところは示されていないというのが現状でございます。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 一番気にしているところですので、何ていうか、検討段階で全てを公表してというのは難しいというのは分かりますが、重要な項目についてはぜひ早めに情報公開して、論議のテーブルに乗せていただきたいと思いますというふうに思います。

ちょっと最後に一言、この件については繰り返しになりますけれども、提案した段階では全て決まっちゃっているというのが非常に独特なものですので、遅くならないように。

最終的に住民投票以外に議会での議決というようなこととか、関係団体の意見とかいろいろ

ろ確かに書いてありますが、やっぱり住民の今後の暮らしに大きく影響するものなので、私は住民と論議して、住民と対話して、住民投票とかみんなで決めるというそういう仕組みをぜひ採用してほしいと思っていますので、その意味でも積極的な情報公開、住民との対話を進めていただきたいというふうに思います。

この件は一応その点要望して終わりとしします。

2番目の買物支援サービスに関してです。

何でこの質問したのかというのは、実は私がある相談を受けて健康こども課と一緒に救援に当たったケースがありまして、健康こども課と手分けして保健所に連絡を取ろうとするんですけども、午前中いっぱいいかかっても連絡取れない。最後は健康こども課がコンタクトを取ってくれて状況を伝えて、ちょっと緊急に必要なケースなので、策を検討してほしいということで、私は私でほかの県のルートとか手繰りながらやって、最終的にはこういう形だったら支援ができるんだけれどもというプランを提案していただいて、実際はちょっとそういう形にはならなかったんですけども、そういう経験があります。

健康こども課の保健室の現場の職員さんたちも午前中ずっと電話かけ続けて頑張って、何とか支援につなげたいということで大きな努力していただいたので、私は三宅町の健康こども課は頑張っているなというふうに思っています。ただ、やっぱりこの事業について言うと、使いにくいなというふうに感じた部分があります。

まず、前提的に認識違いあるといけないので、確認したいんですけども、三宅町、今日も七、八人出ていたと思いますけれども、そういう三宅町民の誰が感染しているのかという情報は差別から守るために、行政に対しても個人を特定する情報は伝えないという県の方針は今も変わっていませんか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 今、渡辺議員のほうからお問合せいただいたとおり、保健所のほうからは一切何の連絡もございません。なので、どなたが自宅療養されているかということは、健康こども課のほうでは知り得る状況にはございません。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 具体的な支援の内容に関わって質問を進めます。

生鮮食品を除くレトルト食品については、今後のことを検討するというところでぜひ進めていただきたいと思いますが、この事業使って積極的に支援するというふうに考えたほうがいいと思うんです。この事業の対象者は親族等の支援がない、したがって孤立している感染者

や濃厚接触者に対する支援の事業ということになっているので、重要性が高いわけです。ほかの支援がある人たちは何とかそれで頑張れるとあるけれども、そういうのがない人にどう三宅町が最後のとりでとして行政が支えるかという事業になっていますので、積極的に使ってもらって、それによって孤立しないように支援していくという事業に転換したほうがいいんじゃないかというふうに考えます。

具体的に、買物代行という仕組みではなくて、買物代行というのは本人がこれとこれを買ってきてくださいということでそれを代わりに買いに行きます、だからそこには費用徴収がついて回りますという話なんですけれども、そうじゃなくて、例えば韓国や中国なんかでもそうですけれども、想定して基本的にこういうものが必要であろうと、日用製品としてはこんなもの、食料といったらレトルトでこれだけのものをとりあえずパッケージでプッシュ型でぼんと持っていく。その中にはあまり役に立たないものも結果としてあるかも分からないけれども、そういうやり方をしたほうが即座に支援ができるんじゃないかというふうに思います。

買物代行という本人の注文を満たしていくというのは、確かに個別のニーズとしては的確かもしれないけれども、何か熱出して38度、39度でへろへろになっているときにとりあえず持ってきてもらう、多少ミスマッチがあってもとりあえず持ってきてもらうほうが孤立感も癒えるし、助けてもらえるという感覚が生まれるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう買物代行ではなくて、行政からのプッシュ型の支援として、パッケージしたものを運んでいくというそういう方法に転換するということは考えられないのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 確かに先ほど渡辺議員からお話がありました支援者の方と一緒に連携させていただいた方のケースが出た後に、やっぱり買物支援の方法というものを一度見直さないといけないということで、協議のほう課内でさせていただいておりました。

それで、やっぱりレトルト食品とかの食料品、そちらのほうは購入品目につけ足さないといけないねという話はさせていただいて、なおかつ今ご提案いただいていたようなパッケージのものを必要な方に対して配送できればいいよねという話もしてはいたんですけれども、ただ先ほどおっしゃっていたとおり、要らないものもやっぱり出てくるだろうし、アレルギーであったりとかという懸念もあったりとかで、その辺をどうクリアするべきかというところと、あと全ての待機者の方に届けることができないという側面もありますので、本当に利用したい人が連絡くださったらいいいんですけれども、その辺についても周知方法であったり

とかの必要性もございますので、もう少し慎重に検討しないといけないというところ辺で、今話のほうは進められていない状況になっています。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） どういうやり方しても一長一短はあります。確かにアレルギーのものを家の中に持ち込むこと自身もというのがあるので、そういうきめ細かな配慮を考えていただけるというのはとてもありがたいことです。

ただ、やっぱり余裕がないんだよね。発熱してしんどい、注文のこれとこれで広告見て、こう見てとやっぱりそれは無理があると思うので、デメリットは確かにあると思います。これとこれというデメリットはあると思いますが、さっきおっしゃったような例えばアレルギーであれば、依頼があったときに駄目なものはありますかと、じゃそれは取り除きますとか、そういう配慮の仕方を何かして、デメリットを減らすというような方法はないだろうかと考えていただいて、買物代行ではなくて孤立を防ぐと。

その依頼の文書は県を通して配布してくださっているということですから、一旦そこでつながれば行政としては以降、ご本人からの依頼に基づいて個別支援ができるというふうに変わりますので、そういう意味では役場にとっては非常にいい支援、いい窓口が切り開けるといことになると思うので、ちょっとその辺もう少し根本的にというか、全体的に見直しをしていただけないかなと思います。

まだ残念ながらコロナの終息ということには至らないようで、続くと思いますので、そういう連絡が来たということがラッキー、このチャンスを生かして孤立させないようにしよう。現場が大変なのはワクチン接種とかも保健師さんたちみんな全面的に関与されているので、百も承知ですが、やっぱりこういうときこそ役場が助けてくれた、行政機関、最後は見捨てないんだと、そういう三宅の町民が三宅に住んでいてよかったと思える一番重要なポイントだと思いますから、ぜひもう一度見直しを深めてもらって、もっと使いやすい制度、継続的な支援の第一歩をとにかく開くということで検討いただきたいと思います。その点、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 2月に入ってからですけれども、県のほうがそういう支援体制の見直しを行われまして、奈良県については、陽性が判明した方について、これまでは市町村でやっているそういう支援策を郵送で紹介していただいていたんですけれども、今ちょっと保健所のほうの対応もやっぱり追いつかない状況になっているというところで、陽性

者の方に対しての対応について委託機関を設けて、そこが情報収集する形を取るそうです。その際に市町村のほうのそういう生活支援であったりとか、買物支援だったりとか、そういったサービスを使われるかどうかという意味確認を本人にしていだいて、同意を得られた場合については、市町村にその方の個人情報を提供しますという制度に変更されるそうです。

ですので、こちらから三宅町としても個人特定できるようになってきますので、市町村のほうから連絡できるという仕組みになるというふうにも聞いておりますので、そういった中で今後そういった支援の方法についてはきめ細やかにこちらから対応できるかなと思っておりますので、そういう方向でちょっと体制のほうは整えていきたいなと考えております。

○議長（辰巳光則君） よろしいですか。

○5番（渡辺哲久君） 以上です。終わります。

○議長（辰巳光則君） これで渡辺哲久君の一般質問を終わります。

◇ 松 田 晴 光 君

○議長（辰巳光則君） 次に、8番議員、松田晴光君の一般質問を許します。

8番議員、松田晴光君。

○8番（松田晴光君） ただいま議長のお許しが出ましたので、一般質問を行います。

質問事項は、Mi i Moの大階段と安全対策及び使用について。

令和3年12月17日に三宅町議会より要望書を3点提出いたしましたが、その後、その3点に対してどのような対策をされたのか、所見を伺います。

要望1、雨天時、階段の利用者がスリップしないよう滑り止めの措置、要望2、夜間、階段全体が薄暗いため、全体を照らすライトなどの措置、要望3、階段内に2列の手すりの設置。

それに加えて、2段から3段に階段と平行に手すりをつけるなどの安全性を考えてはいかがでしょうか。大きな事故が一番怖い、もちろん小さな事故も怖い、救急車の出動がないことを願っています。

Mi i Moの設備及び入口も分からないと住民からよく聞くことがあり、どなたにでも分かりやすく利用できることを希望します。

町長の所見をお伺いします。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 松田議員のM i i M oの大階段と安全対策及び使用についてのご質問にお答えいたします。

M i i M oの大階段の安全対策につきましては、議会より要望書を受理した後、施設管理者としての責任と自覚の下、要望内容に基づき速やかに検討を重ねてまいりました。その結果、要望書にございました2つ目の夜間照明の設置につきましては、現在、スポットライトの設置に向けた事務手続を進めているところでございます。

なお、階段内の滑り止めや手すりの設置につきましては、設計段階において大階段の主な利用者は子供を想定していたこと、M i i M oのシンボルでもある大階段の多様な使い方や可能性を制限してしまうおそれがあること、建設時の費用に国費を投入していることから無断での大規模な改造は国費の返還につながるおそれがあること等を踏まえつつ、施設管理者としての責務を全うするため、また本町が重点施策として掲げる公民協働の推進の観点からM i i M o運営委員会等において議論の場を設け、多世代の意見も幅広くいただきながら検討してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、M i i M oの出入口等につきましては、昨年12月に駐車場と人工芝の新たな整備が完了したことで施設全体がより明瞭となったことから、現状大きな混乱は生じておりませんが、議員もお述べのとおり、さらなる利便性の向上に向けた創意工夫に努めてまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 再質問、松田議員。

○8番（松田晴光君） 要望内容に基づき速やかに検討を重ねてまいりましたと回答いただきました。いつされたんですか、何回されたんですか。具体的に教えていただけますか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 昨年12月の下旬にこういう形でご要望いただいてから、まずM i i M o運営委員会のほうにもこういう要望書が上がっているという情報共有もさせていただいております。

庁内のほうでは、M i i M o運営室のほうが主に主体になりまして、私もそうなんですけれども、現場のほうで大階段の安全性ですとか、例えばですけども、ご要望にございますスリップ止めの設置方法についても、現場確認を含めて現在までそういう形で精査等はさせていただいているところでございます。

今後も、先ほどの町長からのほうからのご答弁ありましたけれども、具体的な対策としてスリップ止めの設置等も含めてなんですけれども、M i i M o運営委員会のほうを主体とし

て検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 今現在、そうすれば施工はいつからするとか、そういうのはまだ決ま
っていないんですか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） スポットライトにつきましては、遅くとも
3月末までに設置の予定をいたしております。

それ以外の安全対策につきましては今後の議論ということもございますので、議員ご理解
のとおり、まだ予定についてはこの場で申し上げられないということになります。

○議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 今まだ決まっていない項目、要望いうんですか、その施工はできれば
いつからするということをまた報告していただけますか。それと、その施工は耐久性も考え
ていただいて、なるべく早くすることを望みます。

そして、次に、子供は遊びの名人です。どんな道具または施設であっても、遊具に使用し
ます。大階段の両側にある手すりさえも遊びの道具に使用すると思われます。手すりも何か
の安全対策を考えてもらえないかと思っております。いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 今いただきましたご意見も含めまして、今
後、M i i M o運営委員会のほう等で検討重ねてまいりたいと思いますので、ご理解のほう
よろしく願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） それと、大階段は全て健常者が使用するとは考えられません。先ほど
瀬角議員が言ったように、外人もいてるなら、体の不自由な方も来られると思います。その
ときに階段の色、同じ色じゃなしに、1段ずつ色を変えるとか工夫して足を踏み外さないよ
うにすべきではないでしょうか。いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 議員お述べのとおり、段違いに色を使い分
けてというようなサインの仕方についても、今現在のところ、庁内では議論に上がっており
ますので、その点も配慮させていただきながらの検討を進めていきたいというふうに考えて
おります。

○議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 回答の中に、建設時、国費も入っているということで、国費が入っていても安全対策は必要と考えれば、大規模な改造は国費を返還しなければならないんじゃないでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） あくまでも可能性の一つというところで、こういったデメリット、やることによってデメリット、やることのメリットというところをしっかりと見比べた上で議論を重ねてどちらがいいのかというところを決定していきたいというふうに考えています。

どちらにしてもこういった課題があるかも分からないという様々な課題や対応することによっての効果、メリット・デメリットというのは存在するというふうに思いますので、そういったところをどちらを優先するのかであるとかをしっかりと議論を尽くしていきたいというふうに考えております。必要性があれば、国費返還してもやらないといけない場合ももちろんあるということ……

（「安全対策」と呼ぶ者あり）

○町長（森田浩司君） を優先するというのも一つの方法ですし、いや子供たちがよく使って、けがが少ないからそれだけの費用かけなくて今のままがいいんじゃないかというそういう答えもあるかも分からないんですけども、どの答えになるかというところを注視していきたい。

また、4月から学童保育の子供たちが利用しますので、そういったところの利用始まったところで新たな課題というところも見つかる可能性もありますので、そういったところも併せて検討していく必要があるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 住民の中にマイナンバーカードを申請に来られたと、大階段を上られて上がったが、入口が閉まっていたということちょいちょい耳にするんです。そして、あれ何とかならんのかなとよく聞くんです。そこを例えば下に掲示板を置くとか、何とか考えていただけないでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今松田議員いただいたご意見というのを参考にしながら、現状につきましては確かに12月当初、駐車場が出来上がるまで商工会の裏から来られる方が多かったかなというふうに思っています。そうすると、階段のほうが入口に感じられて、そういった不具合というのは多かったように存じているところですけども、現在、駐車場が正面にでき

たことによって、正面の入口というところが見やすくなったということでそちらから入られる方が増えて、階段からというよりはそういった中央のところ、正面から入られる方というのが完成したことによって大きく変化してきたかなというふうに思います。

議員おっしゃるように、そういった不具合のところをまた教えていただきながら必要な対策というところを取っていきたいと思いますので、今後ともご理解・ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） Mi i Moは人を楽しませる、また喜ばせるための最高の演出と感動であってほしいと願っています。また、事故やけががないことが生命及び財産を守る町長の使命と考えるので、早急をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） よろしいですか。

○8番（松田晴光君） はい。

○議長（辰巳光則君） これで松田晴光君の一般質問を終わります。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（辰巳光則君） 次に、10番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

10番議員、池田年夫君。

○10番（池田年夫君） 議長の許しがありましたので、一般質問を行います。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染者数は、1月に入って拡大されてきています。1月下旬に入って飛躍的に感染者数が拡大し、奈良県の感染者数は2月8日からこちら2万4,000人以上増えて、昨日現在で5万8,069名になっています。また、本町の感染者は、1月24日から昨日まで約130人増えて200人を超えています。

三宅町の独自対策はどのようになっているのでしょうか。

また、政府から昨年12月27日、新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金として感染症対応分1,057万8,000円、地域経済対応分として7,189万4,000円が交付されていると思いますが、どのように使われるのでしょうか。町長の所見を伺います。

次に、大和平野中央スーパーシティ構想についてであります。

1月25日に奈良県は、奈良市内で磯城郡3町地域を中心に計画を進める大和平野中央スー

パーシティ構想の第2回検討会を行ったと報道され、各町長も参加し、各町長は町づくりについて身体的、精神的、社会的に良好な状況を示す「ウェルビーイング」をキーワードに挙げ、スーパーシティ構想に積極的な推進に積極姿勢を話したとありますが、具体的にどのようなことが報告され、検討されたのでしょうか。町長の所見を伺います。

次に、公共交通サービスについてであります。

三宅町も高齢者社会になってきています。高齢化率は36.32%で2,417人となっています。町内には生鮮食品売場のスーパーも商店ありません。高齢者の外出を支援することが求められてきています。

現実には高齢社会になって免許証を返納する住民が増加してきています。公共タクシーのチケットは1年間1人当たり48枚であります。月に2枚しか使えないことになります。これでは枚数が足りません。

今後どのようにしていくのか、町長の所見を伺います。

次に、自衛隊の住民基本台帳の一部写しの閲覧についてであります。

三宅町は18歳から22歳の住民基本台帳を自衛隊に抽出閲覧をさせています。町広報に自衛官の募集の広告が掲載されています。具体的にどのような項目を閲覧させているのでしょうか。法的根拠はどこにあるのですか。

住民基本台帳法のどの条項にも個人情報を提供できると解する条項はありません。町長の所見を伺います。

最後に、難聴者の補聴器購入助成についてであります。

昨年の3月議会でも難聴者の補聴器購入助成について質問しましたが、その後どのようなになっているのでしょうか。町長の所見を伺います。

これで一般質問を終わりますが、答弁によっては再質問を自席から行わせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 池田年夫議員の一般質問に回答させていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてお答えいたします。

現在、全国的にオミクロン株が猛威を振るうコロナ禍の中、本町におきましては、地域住民の皆様の命と暮らしを守ることを第一に考え、3回目のワクチン接種の早期完了に向け、全庁総力を挙げて取り組んでいるところでございます。

しかしながら、期せずして図らずも新型コロナウイルスに感染された方々には、休業助成金や買物支援等の独自の支援策を継続して実施しているところでございます。また、議員も

周知の事実と拝察いたしますが、高校3年生までの子育て世帯や住民税非課税世帯を対象にしたプッシュ型の給付金事業につきましても、速やかに対応しているところでございます。

なお、ご質問にございます昨年12月末に追加交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、今後のコロナ感染症の推移や国・県等の動向に注視しつつ、地域住民の皆様にとって真に必要な対策について、地域住民のニーズ等を踏まえ庁内での協議等を重ねた上、来年度以降できるだけ早期に具現化し、スピーディーな予算編成を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、大和平野中央スーパーシティ構想についてお答えいたします。

去る1月25日に開催された大和平野中央スーパーシティ構想第2回検討会においては、「デジタル田園都市構想」をテーマに具体的な取組の好事例の報告等を踏まえ、県と磯城郡3町が意見交換を行いました。

本町からは、個人データの保護や適切な取扱い、リアルとデジタルの融合、一人一人の心の豊かさ＝ウェルビーイングの追求の重要性について意見し、本町が掲げる三宅ビジョンの目標と当テーマに係る構想案の親和性が高いことを申し上げました。

なお、検討会の総括といたしましては、ここ磯城郡3町から「健康寿命日本一」を目指し、ウェルビーイングを主眼に置いた取組を進めていくこと、またデジタル田園都市構想の名称を改め、今後、ウェルビーイング田園都市構想とし、官民学が一体となってこのプロジェクトに取り組むことについて、本町を含む磯城郡3町と県が合意いたしました。

先ほどの渡辺議員のご質問に対する答弁でも申し上げましたが、当構想に係る検討会等については継続して開催していくものと県から聞き及んでおりますが、本町としては、構想案のいかににかかわらず、個人情報保護と適切な取扱いが最重要事項であると認識の下、今後も県の動向に注視しつつ、地域住民の方々に誤解を与えたり、憶測を招くことのないよう正確な情報収集に引き続き努めてまいりますので、本構想への本町の取組につきまして、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、公共交通サービスについてお答えいたします。

地域公共交通タクシー利用料金補助事業につきましては、多様化する行政ニーズへの対応や自主財源の確保が困難な状況でございますが、高齢者の皆様に対する地域公共交通の確保や外出支援等の観点から、次年度も継続して取り組んでまいりたいと考えております。しかしながら、現行サービスのさらなる向上、例えばタクシーチケットを1日につき1枚程度利用可能とするためには町単独で莫大な財政負担が必要となり、現実的に困難であると言わざ

るを得ません。

今後は、本事業における現行のサービスのほか、地域住民の皆様同士での自家用車の乗合等によるシェアリングエコノミーやシェアアプリの普及啓発のさらなる推進、とくしまる等移動販売の利用促進を通じて、地域における共助の精神の醸成や行政サポートに努めてまいりたいと考えております。

また、直近において、磯城郡3町や定住自立圏等の広域的な見地から、公共交通の安定的な確保について、連携事業による具体的な取組の検討を始めたところでもございます。

議員におかれましては、人口減少、少子高齢化、子育て支援等、本町が直面している様々な行政課題に対応する必要があることをご理解の上、本事業への取組にご賛同いただき、広域連携による地域公共交通確保の取組検討の今後の推移を見守りいただきましたら幸いです。

次に、自衛隊の住民基本台帳の一部写しの閲覧についてお答えいたします。

自衛官募集事務の一部の実施に関する法的根拠については、都道府県知事及び市町村長は、自衛隊法第97条において、自衛官の募集に関する事務の一部を行うとされており、これを受けて自衛隊法施行令に各種事務が定められ、広報宣伝等の募集事務の一部は地方自治法施行令における第1号法定受託事務に当たります。

特に自衛隊法施行令第120条では、「防衛大臣は、自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定められており、この法令上の明確な根拠に基づき、本町においても自衛官募集事務に協力しております。

また、募集対象者情報の提供につきましては、令和2年12月18日に閣議決定された「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」を受け、令和3年2月、防衛省及び総務省から各都道府県宛てに自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として、自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること及び募集に関し必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生じるものではないことが通知されております。

前述の根拠法令等に基づき、本町におきましては、自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務に係る募集案内の配布等を行うことを目的とする自衛隊奈良地方協力本部からの請求に

より、住民基本台帳法第11条第1項に定める国または地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧として、適切に対応しているところでございます。

最後に、難聴者の補聴器購入補助について回答いたします。

今年度の9月議会でも回答いたしました、町村会より令和4年度の県予算等に関する要望事項として、高齢者における難聴が加齢による難聴であるために、身体障害者手帳の取得までに至らないことが多く、制度を活用することが難しく、新たな補助制度の創設が必要であることを国に対して奈良県より要望していただいたこと、また奈良県としても助成を検討していただけるよう要望を出しました。

町村会としても、対象要件や助成額など自治体による格差が生じることがないように制度を創設していただきたいと考えており、他の自治体と足並みをそろえて対応してまいります。

○議長（辰巳光則君） 再質問、池田議員。

○10番（池田年夫君） まず、新型コロナウイルス感染症についてであります。

今、3回目のワクチン接種が行われていますけれども、奈良県でこれだけ感染者が多くなり、私の近辺でも濃厚接触者になったとの声を聞きます。PCR検査を行い、無症状の感染者を発見し、対策を考える必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 池田議員のほうからのご質問ですけれども、それは住民を対象としたPCR検査を町が実施するという想定での質問と捉えてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○健康子ども局長（植村恵美君） そうした方法になりますと、新型コロナウイルス感染症につきましては指定感染症となっておりますので、医療機関から保健所のほうに報告義務がございます。町のほうで実施するということになりますと、一旦やっぱり町で実施した結果の下、医療機関のほうに再受診をしていただかないといけないという状況が起きますので、今現在はそうした体制を検討している状況ではございません。

町としましては、濃厚接触者の方であったりとか、感染の不安のある方については、できるだけかかりつけの先生であったりとか、近隣の発熱外来のほうに受診していただくように、今はお話のほうはさせていただいているところです。

ただ、かかりつけ医のない方もいらっしゃいますので、今後は町内の医療機関のほうともちょっと連携を取らせていただいて、検査対応していただけるようにお話ししていけたらと今は考えております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 今、町独自としてはPCR検査はできないということなんですけれども、こういうことも含めてあるいはその医療機関との連携を取って、どうしたらできるのかということも町独自としても研究していく必要があるのではないかというふうに思うんです。

そういうことで、現在のところ、10歳前後の感染者が多く毎日出ているというような状況であります。学校や幼稚園の先生、あるいは保育士、公務員、医療従事者のPCR検査やワクチンの接種が必要であります。どのようになっているのでしょうか。

三宅町では、また5歳以上がワクチン接種の計画がほかのところでも言われているんですけれども、これについては計画はどのようになっているのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 現在、学校や保育施設に対しましては、奈良県のほうから抗原検査ができるようにキットが無料で配布されております。ただし、その検査キットで検査して陽性だった場合は、先ほども申し上げましたとおり、再度またかかりつけの先生や発熱外来のほうに受診していただくようにという申し添えがありましたので、二度手間になるかと思いますので、今現在は、小学校にしろ、園にしろ、直ちに下校していただきまして、かかりつけの先生のほうに受診いただくように勧めているところです。

ワクチン接種につきましては、今現在3月に入りましてから小学校、中学校の先生、あと園の先生に関してはモデルナ接種になりますけれども、優先接種として時期を早めさせていただいて接種対応させていただいているところです。

あと、5歳以上11歳以下の子供さんに関しましては、接種計画のほうを進めていくために、2月25日付で対象者になるご家庭に対してワクチン接種の意向確認をするためのはがきを送付しているところです。今現在、そのはがきに応じて保護者の方から問合せ等、相談等ありますので、そちらに対応しているところです。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 今PCRの検査のことで、抗原検査をやっているということだったんですけれども、検査だけではすり抜けるというのが今度のワクチンの特徴じゃないかと。抗原検査やったとしても無症状の人で分からないという患者もおられるので、やっぱりPCR検査を出た近くの人なんかについては、そういう対策を行っていくということが必要じゃ

ないかというふうに思います。

そういうことで、私の聞いたところでは、濃厚接触者や感染者が外出すればウイルスを拡散するということになります。家族や濃厚接触者や感染者になっているところに、保健所などからの買物や支援など連絡が全然ない、途方に暮れているという声を先日聞きました。三宅町はどのように対策を立てておられるのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 先ほど渡辺議員の買物支援のご質問のときにも回答させていただきましたとおり、三宅町としましては、今現在、買物支援、あと休業助成金、パルスオキシメーターの貸与という形で事業のほう展開させていただいております。

なお、買物支援につきましては、今後、奈良県の動向を見据えた上で内容については精査していきたいと考えておりますので、またご協力のほうよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） コロナ対策については、やっぱり広く感染者などの実態に応じて、やっぱり町独自としても対策を取っていく必要があるのではないかというふうに思います。

次に、大和平野中央スーパーシティの構想について質問いたします。

まず、スーパーシティ構想について町長の認識をお聞かせください。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 先ほど渡辺議員の質問にもご回答させていただきましたけれども、大和平野中央プロジェクトスーパーシティ構想については、国の戦略特区の目的が大和平野中央プロジェクトの目標と一致するところが多く、有利な財源の確保にもつながることから、国のスーパーシティ区域の第二次募集を目指すことが望ましいとの県の判断の下、コンソーシアム形式による検討会がスタートしたところでございます。

これまでに「ウェルネス」、「デジタル田園都市構想」、また「脱炭素社会」をテーマに計3回、勉強会、検討会を開催されておりますが、これらは本町が掲げる三宅ビジョンの目標との親和性が高いものとして認識をしているところでございます。

今後も、引き続き検討会等に参加して国や県の動向の注視、情報収集、また意見交換に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 今、町長の認識について伺ったんですけれども、今言われている荒

井知事の大和平野中央スーパーシティ構想と三宅町の奈良大の理工学部建設、あるいは田原本町や川西町の健康体育施設の建設、いわゆる大和中央プロジェクトの事業が並行して進んでいっているというようなことなんですけれども、その違いについて認識について詳しく説明してください。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 池田議員のご質問でございますけれども、スーパーシティ構想そのものは、そもそも大和平野中央プロジェクトの目標である雇用の創出とか、県民の方の健康維持とか、健全な生活の維持向上というそういう目標を立てたプロジェクトにおいて、磯城郡3町のそれぞれのまちづくりのテーマというのがございますけれども、例えば三宅町でしたら産業の活性化、スタートアップヴィレッジでございます。川西、田原本につきましては、ウエルネスタウンです。まほろば健康パークですとか、新たにスポーツ施設を建設するといったそれぞれのテーマでまちづくりを進めるということで背景にございますけれども、それらのテーマをスーパーシティの構想内に盛り込みまして、磯城郡3町とその周辺一帯エリアの施設整備を一体的に捉えて、未来都市の実現を目指すということでございます。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 国の言うてるスーパーシティ構想、それを荒井知事がそう言うているんですけれども、やっぱり大和中央プロジェクトとは全然中身が違うんじゃないかなというふうに思うんです。それで、やっぱり区別して見ていく必要があるのかなと。全体的にスーパーシティ構想については、奈良盆地全体をひっくるめた大きな構想としてやられるのであって、その中の一部分として大和中央プロジェクトというのが事業化されるということじゃないかというふうに思うんです。それだから、区別してこれについては見ていく必要があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 金井副町長。

○副町長（金井壮夫君） 議員のおっしゃるとおりの点は非常にあるかと考えております。やはり大和平野中央プロジェクト、これはしっかり核として先ほども申し上げたように雇用の場の確保、若者の県外流失防止、人材育成と県内企業の人材確保、県内の若者・女性・高齢者の再教育、それから子供とか高齢者までのウエルネスタウンに係ってくるんですけれども、健康で健全な生活の維持向上という目的で、渡辺議員の回答にもありましたように、スーパ

ーシティということで広い国の構想、これに乗っかるような形で財源の確保とかを考えていくということで、現在、勉強会をしていることですが、やはり大和平野中央プロジェクト、これはしっかり核として考えたいと思います。

県のほうでも実は大きくくくりは大和平野中央スーパーシティ構想となっておりますが、大和平野中央スーパーシティ構想の推進と大和平野中央プロジェクトの推進と二段構えの予算立てになっておりまして、区別しているところです。これは県の事業の報道資料でございますので、またお見せさせていただくこともできますので、後でまた配付させていただきます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 今スーパーシティ構想と大和中央プロジェクトの違いなのか、それもはっきりと僕らとしても違うんだという立場の下で物事を見ていかなきゃならないんだというふうに感じます。

そういうことで、今度の大和中央スーパーシティのところでも、先ほどのスーパーシティのところで問題になった渡辺議員も発言されたんですけれども、規制緩和ということで町長のほうから土地の取得とか田んぼダムをなくすということでもありますので、そういうことに対する規制緩和なのか、そういう部分もあると思いますけれども、そのことについて大学を建設する中でそういう問題をどのように解決していくのか。今の三宅小学校みたいに、運動場のところに地下に水をためるというような構想なんかもその中に入れて、計画なのか、設計をしてもらいたいというふうに要望してもらいたいというふうに思うんです。

そうじゃなければ、その部分をつぶして今まで田んぼダムがあったところなくなるわけですから、その部分が水害とかそういうあれに一層広げていくということになりますので、そういう点についても十分地元の要望、あるいは災害対策なのか、そういう観点からもどのようなものになるのかということなんかについても検討して、県のほうにも要望していただきたいと思います。

次に、公共交通のサービスについてでありますけれども、答弁の中で、磯城郡3町や定住自立圏等の広域的な見地から公共交通の安定的な確保について、連携事業による具体的な取組の検討を始めたところだという回答があったんですけれども、具体的にどのようなことが検討されているのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 実際に取組を始めていくというあくまでス

タート段階ということでございまして、今直近では広域の取組、こういったことが考えられるかというのを関係市町村で今アンケートを取られている状況でございます。そのアンケート結果に基づいて、今後は協議の場でその案をたたいていくというような方向性になっていくかと思っておりますので、またそのあたりの推移を見守りいただければと思います。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 先ほども公共交通のタクシー券の件で、年間で48枚ということでは足りないのではないかという発言をしたんですけれども、これに対して町長は1日につき1枚程度を利用可能とするという極端なことを言われて、増やすのを無理だというのじゃなくして、やっぱりもう1枚増やしたらどうなのか、2枚増やしたらどうなのかと、1か月の使用枚数です。そういうことも考えて、今の高齢者が安心して暮らせるような町づくりをいかにしてつくっていくのかということが今行政としては求められているんじゃないかというふうに思いますので、そういう極端な考えではなしに、やっぱり住民の生活を守るという観点から、行政としてどのようにしていくのかという観点を逃さないようにして、この問題については対応していただきたいというふうに思います。

次に、自衛隊の住民基本台帳の一部写しについてでありますけれども、答弁の中で基本台帳法の11条について言われたんですけれども、これについても市町村による目的外の利用や、ましてや外部提供についての定めがないわけで、住民基本台帳法のどの条項をもっても、これを根拠に市町村が住民基本台帳に記された個人情報を提供できるというふうに解することはできないというふうに思うんです。

そしてまた、答弁の中で法令上の定めというふうに言われているわけですが、大阪市の条例のこの部分は、提供を一律禁止した上で、個別の場合にそれを解除するというもので、ここに言う法令の定めとは、市町村に対して本来の目的外の提供を例外的に容認する旨の規定を指すというふうに言われています。

例えば災害対策基本法の49条の11の1項で、市町村長は、個人情報につき内部の目的外利用ができる趣旨を定めているというふうになっているんですけれども、このように法令上の定めということについても、個人情報について、そういう外部に出してはならないというふうにはっきりと定めているわけでありまして、まして三宅町が自衛隊の職員が来て閲覧して、そこに無断で自衛隊のほうから該当者に直接そういう案内状が行った場合、本人自身が果たしてこの案内状はどこから来たんやと、どういうふうにして名前とか住所が分かったんやとということになるわけで、そういう個人情報いうんか、それについてやっぱり町としてもそう

いう該当者に町のほうからこういう案内状が来るか分かりませんよという承諾も得なければならぬというようなことも生じますので、そういうことも含めて自衛隊のほうに、その情報については目的外の使用についてはしないようにということを強く要望してほしいというふうに思います。

続いて……

○議長（辰巳光則君） 池田議員、もう最後ぐらいで。

○10番（池田年夫君） 最後です。

難聴者の補聴器購入についてでありますけれども、以前に質問したときには集団検診のときに調査を行うというふうに答弁されていたわけなんですけれども、調査はされたんでしょうか、されていないんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 集団検診のほうで調査する旨、お伝えしておりましたけれども、コロナのワクチン接種等により集団検診のほうの実施期間等々についてちょっと前後したりとか、予定変更になったりとかしておりましたので、実際には今回実施することができておりません。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） できていないということでありまして、聞くところによりますと、補聴器の購入助成について、兵庫県ではモデル事業として、高齢者の補聴器活用状況の調査を実施するということが来年度の予算案に盛り込まれたということであります。

奈良県でも補助制度をつくれるよう町長からも要請し、三宅町独自のこういう制度をつくることは考えられないのか、県独自ではなかなかできないけれども、三宅町でも単独でできるのではないかとこのように思いますけれども、これについて答弁お願いいたします。

質問を終わりたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 先ほど町長のほうからの回答にありましてとおり、町村会のほうで各町村の意見として取りまとめていただいて、奈良県のほうに対して要望書のほうを出させていただいております。そちらのほうは最たるは国のほうでそういう助成制度を創設していただくのがもっともかなと思うんですけれども、それがもし遅れるようであれば、奈良県独自で補助制度のほうを創設していただけるようにという要望のほうを出させていただいております。

ただ、その理由としては先ほど述べましたとおり、各市町村内で制度に格差があってははいけませんので、やはり実施するのであればどの市町村においてもそういう助成制度の対象であったりとか金額というのを合わせていかないといけないのではないかというふうに町としても考えておりますので、各ほかの町村と一緒に足並みをそろえて制度のほうの創設に対して要望等をこれからも実施していきたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） これで池田年夫君の一般質問を終わります。

これで本日の定例会に通告されました一般質問は終わります。

◎追加議案の上程

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

本日の議事日程に追加議案1件を上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議案を追加することに決定しました。

追加の議案を配付いたします。しばらくお待ちください。

（議案配付）

○議長（辰巳光則君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎発議第5号 ロシアによるウクライナ侵攻についての対応を求める意見書

○議長（辰巳光則君） 追加日程第1、発議第5号 ロシアによるウクライナ侵攻についての対応を求める意見書についてを議題とし、提案者の渡辺議員より説明を求めます。

渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 意見書案を朗読し、提案します。

ロシアによるウクライナ侵攻についての対応を求める意見書。

2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を行った。

このことは、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為であり、断じて容認できない。

ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を即時に安全かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った

対応を強く求める。

また、政府においては、邦人の確実な保護や我が国への影響対策について万全を尽くしていただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月4日。

奈良県三宅町議会。

衆議院議長、細田博之殿、参議院議長、山東昭子殿、内閣総理大臣、岸田文雄殿、内閣官房長官、松野博一殿、外務大臣、林 芳正殿。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ただいま渡辺議員の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑は終結します。

これより討論行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論は終わります。

お諮りします。

追加日程第1、発議第5号 ロシアによるウクライナ侵攻についての対応を求める意見書についてを採決します。

採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

なお、5日より21日までは各常任委員会並びに特別委員会開会のため休会とし、3月22日の火曜日、午前10時より再開いたしまして、ただいま各常任委員会並びに特別委員会に付託されました各議案につきましては、委員長の報告を求めることにします。

本日はこれにて散会します。

(午後 0時21分)

令和4年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

招集の日時 令和4年3月22日火曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鰭 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	金 井 壮 夫
教 育 長	澤 井 俊 一	みやけイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀
総 務 部 長	森 本 典 秀		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	今 中 建 志	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	岸 本 奈 己	モニター室係	奥 田 崇 鉦

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	久 保 憲 史	2 番 議 員	川 鰭 実希子
---------	---------	---------	---------

令和4年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

令和3年 3月22日 火曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1

特別委員長及び常任委員長報告

(1) 予算審査特別委員会委員長報告

(2) 総務建設委員会委員長報告

(3) 福祉文教委員会委員長報告

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） それでは、令和4年3月、三宅町議会第1回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。

本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎特別委員長及び常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第1、予算審査特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告について議題とします。

去る3月4日の本会議において、常任委員会並びに特別委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、3月7日と8日に開会されました予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、久保憲史君。

○予算審査特別委員会委員長（久保憲史君） 去る3月2日の第1回定例会本会議に提出されました議案のうち、予算審査特別委員会に付託を受けました令和4年度三宅町一般会計予算案を含め、各特別会計予算案5件について報告いたします。

まず、本町の財政状況において令和2年度一般会計の決算では、経常収支比率は前年度より2.1%減の86.1%となり、基金残高も約22億3,756万円と増加しており、町財政としては健全化状態であるものの、財政健全化法による実質公債費比率は前年比0.3%増の10.2%、将来負担比率については2.0%減の27.6%となり、近年の大規模事業の実施による公債費が増加傾向にあることが要因となっている。こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の回復のため、町税を中心とした歳入については、短期間での増収は見込めず、一方で歳出について高齢化の進行により社会保障費が増加していくことと等を踏まえ、限られた財源の中でより大きな効果を発揮する必要がある、三宅町総合戦略に基づく計画的かつ重点的な事業実施を推進しなければならないとされています。

このような中、本町の令和4年度の予算編成におきましては、「準備と対話」をキーワードに三宅ビジョンの「自分らしくハッピーにスモールタウン三宅町」の20年後の将来像の実現に向けて戦略型、目的達成型予算の追求を行い、本町のミッション・バリューを念頭に置いた事業の策定、財政健全化の推進、新型コロナウイルス感染症対応を基に施策を推進していくとされています。

議案第1号 令和4年度三宅町一般会計予算案は、総額38億2,000万円となり、対前年度比としまして4.9%、1億8,000万円の増額となっています。

まず、歳入について主なものといたしましては、款1町税で5億8,640万8,000円で、前年度に比べ290万7,000円の増額となっております。

款2地方譲与税では2,244万7,000円で、前年度に比べ240万3,000円の増額。

款3利子割交付金ほかおのおの各交付金で前年度より9,000円減額の1億5,425万8,000円。

款10地方交付税は19億6,600万円の収入が見込まれており、前年度より1億3,377万5,000円の増額。

款12分担金及び負担金では、幼児園保護者負担金、予防接種ほか各種検診負担金、小中学校給食負担金、式下中学校普通交付税負担金等で6,890万2,000円の収入が見込まれており、前年度に比べて341万6,000円の減額。

款13使用料及び手数料では、交流まちづくりセンター使用料、町道占用料、町営住宅使用料、住民基本台帳事務手数料、指定ごみ袋売払手数料及び廃棄物処理手数料等を合わせて4,179万1,000円の収入が見込まれており、前年度に比べて10万5,000円の減額。

款14国庫支出金では、負担金・補助金・委託金を合わせ3億9,088万2,000円が、款15県支出金では、負担金・補助金・委託金を合わせ1億9,096万1,000円が見込まれております。

款16財産収入では、財産貸付収入、基金利子並びに不動産売払収入を合わせ673万6,000円が見込まれ、款17寄附金では、ふるさと納税を含め2,983万1,000円が見込まれ、款18繰入金については4,099万5,000円が見込まれております。

款19繰越金では1,138万6,000円が、款20諸収入では、各課における雑入、職員駐車場使用料等を合わせ2,910万3,000円が見込まれております。

款21町債では、臨時財政対策債、過疎対策事業債、地域活性化事業債などを合わせ2億8,030万円が見込まれております。

歳出について、款1議会費は、議会運営関係、議員及び職員人件費または県外研修等を合

わせ6,237万円が計上されています。

款2総務費では、継続的に行われている事業等経費のほか、地域おこし協力隊サポート事業、DX推進事業、Mi i Moを中心とした多様な交流まちづくり経費、地域コミュニティ事業、防犯・交通安全啓発事業、ふるさと納税推進事業、令和4年度中に執行される参議院議員選挙費などに係る所要の経費を含め6億6,857万5,000円が計上されております。

款3民生費は、国民健康保険特別会計繰出金に係る経費、心身障害者・精神障害者・高齢者・乳幼児・ひとり親家庭への医療費助成事業、後期高齢者医療広域連合の運営等に係る経費、高齢者が住み慣れた自宅で日常生活を送れるように事業展開する高齢者福祉事業、介護保険特別会計繰出金に係る経費、あざさ苑指定管理委託料、障害者及び障害児の福祉の増進を図り安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する障害者自立支援事業、地域生活支援事業及び障害児支援事業を、また児童福祉では、児童手当等給付事業、児童虐待防止対策事業、子育て応援事業に係る経費、認定こども園施設管理運営費、放課後児童健全育成事業、また新たな事業としてティーンズLINK事業、総合保育業務支援システム導入に係る経費などを合わせて12億5,149万5,000円が計上されています。

衛生費は、各種がん検診等健康増進事業、予防接種等健康対策に係る経費、乳幼児健診等の母子保健事業、妊産婦及び乳児に支援を行う産前・産後サポート事業、国保中央病院負担金、ごみ・し尿処理経費、指定ごみ袋関係経費、山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金、感染症の蔓延防止を目的に新型コロナウイルスワクチン接種事業、産婦及び新生児支援のための産後ケア事業、また新たな事業として骨髄バンクドナー助成事業などを合わせて2億8,106万3,000円が計上されております。

款6農林水産業費では、農業用施設等の改修工事費を土地改良事業団体連合会へ事業・事務拠出金を支払う土地改良施設維持管理適正化事業、土地の境界位置と面積を測量する地積調査事業、農業委員会業務全般の運営に係る農業委員会費、屯倉のおいしい発進事業に係る経費、水稻病虫害防除展示圃事業、経営所得安定対策等推進事業などで4,485万1,000円が計上されております。

款7商工費では、各工房等を見学するオープンファクトリーや職人によるワークショップを開催する産業観光事業や商工振興に係る各種負担金及び補助金、または新たな事業としてビジネスサポート事業などを合わせて536万円が計上されております。

款8土木費は、三宅1号線道路整備事業、道路等の維持管理経費、交通安全対策事業費、町営住宅管理経費、公園管理経費、空き家対策経費、企業立地促進のための経費また新たな

大和平野中央プロジェクト推進事業、分庁舎施設管理費などで５億８,６５０万２,０００円が計上されています。

款９消防費は、災害に強いまちづくり事業、防災・災害対策関連経費、消防団員活動経費、奈良県広域消防組合消防費負担金などを合わせ１億６,５０４万３,０００円が計上されています。

款１０教育費は、教育委員会・小学校等の管理運営経費、小学校施設整備基金積立金、式下中学校管理運営経費に係る式下中学校組合負担金、文化ホール費、社会教育活動費、文化財保護費及び体育施設費、人権教育費などを合わせ３億３,７５５万５,０００円が計上されております。

款１２公債費については、地方債の元金・利子償還金を合わせ４億１,３３２万８,０００円が計上されております。

款１４予備費については、３,７６５万８,０００円が計上されています。

それでは、３月７日と８日の２日間にわたり行いました予算審査経過並びに結果につきましてご報告いたします。

まず、先ほど説明いたしました議案第１号の審査結果について申し上げます。

議会事務局及び会計課では、政策経費の有無を確認し、財務諸表の公表及び作成支援の必要性を、みやけイノベーション推進部では、地方交付税の算定基準等、過疎債おける交付税への措置、今後の財政見通し、広報の発行、公共施設整備基金の積立て、地域公共交通事業タクシー券の枚数及び利用条件、地域おこし協力隊が退職することになった原因及び今後の対応、地域おこし協力隊サポート事業の進め方、新たな地域おこし協力隊に求める事業像、地域力創造アドバイザーの活用、各課における経常経費と政策経費の内訳資料を求め企画と財政が同じ課によることの問題点、新年度M i i M oの運営方法、目標指標の図り方や提案、多目的機能支払交付金、水稻病虫害防除展示園事業における委託先、キッチンカーの活用が困難であることによる売却処分、農業の担い手の状況、学校給食における地元食材の活用、水田台帳システムデータ利用に対するセキュリティの確保、グローブ１００周年後どう広げていくのか、ビジネスサポート事業の対象事業者などの質疑を行いました。

次に、総務部関連では、事業実施に伴う起債と基金利用の検討、公用車の管理、高速プリンタ購入費、例規システムの運用、D X推進、スーパーシティ構想における政策顧問、大和平野中央プロジェクトの周知方法、災害時の電源確保における電気自動車の導入、コロナウイルスによる減収状況、県立大学設置に伴う税収面の影響についてなど質疑を行いました。

続いて、まちづくり推進部関連では、地籍調査事業の推進、県立大学設置に伴い周辺整備の用地確保等、現場技術業務、三宅１号線道路整備事業に伴う近鉄踏切部分の見通し、分庁

舎の賃料、磯城郡水道企業団におけるセグメント会計、空き家対策への進め方、町営住宅審議会、ごみ袋売払手数料などの質疑を行いました。

続いて、住民福祉部関係については、戸籍・住民基本台帳システム改修と国で検討されているシステム標準化の確認、マイナンバーカードの交付率、保険証や免許証等への利用、高齢者一体化予防事業、特定健診受診率、介護保険料軽減対象になる段階別人数、養護老人ホームへの入所後の現状把握、高齢者福祉事業における減額理由などの質疑を行いました。

次に、健康こども局関係については、幼稚園及び学童保育の保育料保護者負担金についてを、障害者自立支援及び民生委員の現状、ガバメントクラウドファンディング及び企業版ふるさと納税の進め方や今年度の決算見込み、ティーンズLINK事業に携わる地域おこし協力隊の活動及び経費の内訳、みやけまちいくパートナーシップ事業に係る共助コミュニティの現状、普及率の算定、児童虐待防止事業での虐待防止や親に対するケア、産後ケア事業に伴う宿泊施設について、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る接種人数及び費用内訳、モデルナとファイザーの比率、子育て支援センターに係る利用者の拡充についての質疑を行いました。

次に、教育関係については、小学校建替基金積立ての計画年数及び総額について、GIGAスクール構想での導入タブレットに伴う卒業生分の対応及びアカウントの取扱い、中学校校舎の整備検討、自治会にある図書文庫の予算について、文化ホールとMiiMOの利用、三宅古墳群及びアンノ山古墳調査について、マラソン大会参加における有料化検討についての質疑を行いました。

また、全体概要の質疑として、学童保育のプロポーザル審査を受けて文書保存規程が整理されたが、今後町全体で適正な文書管理を実施するに当たり、具体的な取組及び仕組みの必要性について、地域おこし協力隊の退職による受入れ側の問題点、事業主体は行政であり、目的の明確化、災害などを想定した電気自動車の導入、県立大学の整備及び地域コミュニティの重要性、基金残高の示し方などの質疑を行いました。

議案第1号 令和4年度三宅町一般会計予算について、本委員会は可否同数となり、委員長採決で原案を承認いたしました。

次に、議案第2号 令和4年度三宅町国民健康保険特別会計予算案について、歳入歳出では8億4,500万円の予算計上となり、対前年度と比較して3,500万円の増額となっております。奈良県における国保県単位化による保険料の見通し、基金の今後の使途、傷病手当等の周知、共同事業拠出金に伴う事業の進め方についてなどの質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛

成多数で承認いたしました。

議案第3号 令和4年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算案については、歳入歳出予算で1億5,170万円の予算計上で、対前年度と比較して2,199万2,000円の増額となっており、後期高齢者医療保険と国民健康保険の加入人数の関係についてなどの質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

議案第4号 令和4年度三宅町介護保険特別会計予算については、歳入歳出予算で8億4,000万円の予算計上で、対前年度と比較して2,700万円の増額となっており、介護給付費が上がっている部分の理由及び今後の見通し、保険料滞納への対応及び給付制限、訪問型サービス事業に伴う短期集中予防サービスの内容について、医療と介護の関わりや国保中央病院との連携についての質疑を行い、本委員会では原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

議案第5号 令和4年度三宅町下水道事業会計予算案については、地方公営企業法の全部を適用することになり、事業収益は2億5,937万5,000円で、事業費用は2億5,937万5,000円、また資本的収入で1億2,733万4,000円、資本的支出では2億475万4,000円の予算計上となされ、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

以上が特別委員会に付託を受けました令和4年度予算5議案についての概要であり、慎重に審議を行い原案のとおり5件を承認いたしましたことと議案第1号における反対意見として森内委員より少数意見の留保がなされたことを併せて報告を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辰巳光則君） ただいま久保委員長の報告がありました。

少数意見の報告を求めます。

少数意見報告者、森内哲也君。

○6番（森内哲也君） 少数意見報告です。

去る3月7日、3月8日、予算特別委員会において留保した少数意見を三宅町議会会議規則第76条第2項の規定により報告させていただきます。

議案は、第1号です。件名、令和4年度一般会計予算についてです。

意見の要旨を述べさせていただきます。以下のとおりです。

今回の一般会計予算には、地域おこし協力隊4名を新たに三宅町へ呼ぶ予算が含まれております。また、その地域おこし協力隊の募集から活動までをサポートする地域活性化企業人の活用という費用も含まれております。しかし、これらの予算を生かせるのか不安に思っています。なぜならご存じのとおり三宅町交流まちづくりセンターMi i Moの立ち上げと同

時に2名の地域おこし協力隊の方が来てくれていましたが、M i i M oの運営開始から1年もたたないうちに1名は活躍の場がないと退職され、もう1名は実質退職を勧告、言い渡した形で三宅町を去っていくことになっております。

「行政の仕事を担っていただくわけではありません。むしろ行政と連携しながら行政が不得意とすることにこそ力を貸してほしい」このような募集文句で地域おこし協力隊の人員を募集しました。求める人物像としては、私などは高いなと感じる要件が設けられており、「多様な人とコミュニケーションをとることが楽しめる」、あるいは「接する人をも元気にする力がある」「あきらめず試行錯誤を続けていくことができる」「様々な人を巻き込んだイベントの企画の遂行」「収益事業・サービスデザインを担当して実現していく」「人材育成・マネジメントの経験がある」このような要件から幾つかを満たす人材として多数の応募者の中から役場が自らが選んだ2人でした。その2人がいなくなります。

何が問題でこの人ならと選んだ人材は去っていくのか、どこでうまくコミュニケーションがとれず、この人ならと選んだはずなのにずれていってしまい溝ができるまでになったのかなどこれまでの経過を振り返ることが十分に行われていないのではないかと危惧します。その反省がないままではまた同じことを繰り返してしまいます。

以上のような意見を予算委員会で述べさせていただきました。

少数意見として追加させていただきます。

○議長（辰巳光則君） 続いて、3月9日午後1時30分より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、川緒実希子君。

○福祉文教委員会委員長（川緒実希子君） 去る3月4日、第1回定例会本会議において福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、9日に福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第6号 令和3年度三宅町一般会計第12回補正予算案について歳出のうち、住民福祉部関係では、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード所有者の転出入手続ワンストップ化に伴うシステム改修により264万円の増額、マイナンバーカード普及促進事業費の確定に伴う318万5,000円の減額補正が行われています。

款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費では、高齢者福祉事業について、決算見込額により老人クラブ活動事業、高齢者地域活動推進事業及び要介護高齢者紙おむつ事業の合

わせて98万4,000円の減額、老人保健措置事業について決算見込額により30万円の減額、介護保険料軽減強化負担金繰出金、地域支援事業繰出金の94万3,000円の減額補正が行われています。

健康こども局関係では、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、台風の影響により戦没者追悼式を中止したことによる30万4,000円の減額、障害者自立支援事業について、補装具給付費、自立支援医療給付費及び障害介護給付費合わせて944万円の減額、地域生活支援事業について、訪問入浴サービス利用者の増、障害者文化交流事業委託料及び手話奉仕員養成講座事業委託料の決算見込みにより合わせて33万8,000円の減額、障害児支援事業について、障害児通所給付費90万円の減額補正が行われています。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、病児・病後児童保育事業の決算見込みにより減額、令和2年度施設型給付費等県費交付金返還金の実績額確定により増額、合わせて9万9,000円の減額補正が行われています。

目6幼稚園費では、会計年度任用職員給料、バス運行委託料及び手ぶら登園サービス利用料の決算見込みにより合わせて224万6,000円の減額補正が行われています。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、磯城休日応急診療所運営負担金80万2,000円の増額、小児深夜診療負担金46万3,000円の減額、産婦人科一次救急負担金9万4,000円の増額で合わせて43万3,000円の増額、健康増進事業においても新型コロナウイルス感染症の影響により町民公開講座事業費及びがん検診委託料を合わせて13万3,000円の減額、健康づくり事業においては、男性の料理教室、食生活改善推進員養成講座及び健康づくり推進協議会の決算見込みにより16万2,000円の減額、感染症・予防接種事業においては、当初見込者数の減少により乳幼児定期予防接種委託料及び緊急風疹抗体検査事業委託料合わせて219万8,000円の減額、産後ケア事業においては、産後ケア事業委託料の決算見込みにより53万9,000円の減額、新型コロナウイルス感染症対策事業においては、パルスオキシメーター購入費用の決算見込みにより18万2,000円の減額補正が行われています。

教育委員会事務局関係では、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費では、会計年度任用職員給料及び放課後子ども教室学習支援員報償費の決算見込みにより98万3,000円の減額、ICT環境整備事業においてモバイルルーター通信費、ICT支援員委託料及びGIGAスクールサポーター委託料の決算見込みにより合わせて178万8,000円の減額、感染症対策事業において、スクール・サポート・スタッフの勤務日数の確定による43万9,000円の減額及び学校における消耗品、備品の購入で90万2,000円の増額補正が行われています。目3学

校給食費では、学校給食調理業務委託料の確定により86万3,000円の減額、項3中学校費では、夜間学級の運営等に要する負担金として27万5,000円の増額補正が行われています。

項5社会教育費、目1社会教育総務費では、成人式記念講演報償費の減額、新型コロナウイルス感染症の影響により生涯学習講座、子ども体験教室の一部及び青少年野外活動事業を中止したことにより合わせて168万6,000円の減額、目2公民館費では、中央公民館除却に伴い41万円の減額、目3社会教育施設費では、文化ホール光熱水費の決算見込み及び文化ホール清掃業務の入札差金により62万5,000円の減額。

項6保健体育費、目1保健体育総務費では、新型コロナウイルス感染症の影響によるマラソン大会の中止により185万1,000円の減額補正が行われています。

また、繰越明許費では、転入・転出手続ワンストップ化事業264万円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業3,620万9,000円、学校等における感染症対策等支援事業90万2,000円が計上されています。

続いて、歳入におきましては、款12分担金及び負担金、項2負担金、目2民生負担金では、幼稚園保護者負担金及び保育所入所受託負担金で合わせて6万1,000円の減額、目3衛生負担金では、産後ケア事業利用者事故負担金の徴収変更により8万6,000円の減額補正が行われています。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目8教育使用料では、中央公民館の除却に伴う使用料の決算見込みで3万9,000円の減額補正が行われています。

款14国庫支出金、項1国庫負担金では、介護保険料軽減強化国庫負担金の決算見込みで27万2,000円の減額、障害者自立支援費等負担金及び障害児支援負担金で合わせて217万円の減額。

項2国庫補助金、目1総務補助金では、社会保障・税番号制度システム整備補助金として264万円の増額、目2民生補助金では、地域生活支援事業補助金の決算見込みで17万円の減額、目3衛生補助金では、母子保健衛生事業補助金、緊急風疹抗体検査事業補助金及び子ども・子育て支援交付金の決算見込みで104万9,000円の増額、目8教育補助金では、公立学校情報機器整備費補助金、学校保健特別対策事業費補助金、記念物・埋蔵文化財関係国庫補助金の決算見込みで79万6,000円の減額、目10児童福祉補助金では、児童虐待DV対策等総合支援事業補助金、母子家庭等対策費総合支援事業補助金及び子ども・子育て支援交付金の決算見込みで387万6,000円の減額補正が行われています。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生負担金では、介護保険料軽減強化県負担金の決算

見込みで13万6,000円の減額、障害者自立支援費等負担金及び障害児通所給付費等県費負担金の決算見込みで108万5,000円の減額。

項2 県補助金、目2 民生補助金では、在宅福祉事業補助金の決算見込みで13万9,000円の減額、地域生活支援事業補助金及び子ども・子育て支援交付金の決算見込みで67万2,000円の減額、目3 衛生補助金では、健康増進事業補助金及び子ども・子育て支援交付金の決算見込みで87万9,000円の減額、目8 教育補助金では、教育支援体制整備事業費補助金及び記念物・埋蔵文化財関係県費補助金の決算見込みで86万7,000円の減額補正が行われています。

款17 寄附金、項1 寄附金、目3 企業版ふるさと納税では、手ぶら登園サービス利用料の財源振替えにより190万円の減額補正が行われています。

款18 繰入金、項1 基金繰入金、目4 地域振興基金繰入金では、地域振興基金繰入金の決算見込みで40万円の減額補正が行われています。

款20 諸収入、項6 雑入では、マラソン大会スポンサー収入、生涯学習事業、夏季青少年野外活動参加費及び子ども体験教室参加費で合わせて94万円の減額補正が行われています。

款21 町債、項1 町債、目1 総務債では、過疎対策事業債において社会福祉施設改修事業及びみやけ子ども・子育て応援事業に係る過疎対策事業費の確定により合わせて280万円の増額、目8 消防債では、東屏風体育館防水改修工事に対し390万円の予算措置が行われています。

以上、一般会計第12回補正予算案について、児童福祉補助金の減額理由とニーズについて、幼稚園バス利用及び運行状況、学校における感染症対策備品購入の状況及び納入見通しなどの質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第7号 令和3年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算案については、歳入において国庫支出金等の確定に伴う減額、一般会計繰入金の減額による予算調整がされ、歳出では家族介護用品支給事業、地域支援事業費、予算調整による介護給付費準備基金積立金及び予備費の減額により1,616万6,000円を減額し、歳入歳出の総額を8億2,046万8,000円と定めるものであり、訪問型及び通所型サービス事業費の利用減の理由について、介護給付費準備金積立金について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第19号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険税の軽減措置を講じるとともに、令和6年度の県内統一国民健康保険水準に向けた保険税の引上げのための改正案であり、統一による

保険料の見込み、保険料における基金充当について質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第20号 三宅町放課後児童県税育成施設設置条例の一部を改正する条例の制定については、三宅町放課後健全育成事業の三宅町学童保育クラブの実施場所を三宅町交流まちづくりセンター「Mi i Mo」に移転することに伴う改正案であり、条例で定める学童保育の実施場所についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、承認第1号 （専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第9回補正予算については、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う関係予算の措置を緊急に行ったもので、福祉文教委員会所管で歳出について、款3民生費においては、臨時特別給付金事業実施に必要な事務経費及び給付金について1億677万5,000円の増額補正が行われ、歳入については、款14国庫支出金において必要な経費の国庫補助金1億727万5,000円の増額補正が行われ、専決処分でなく臨時会での対応をすべきではなかったか、収入状況が急遽変わった世帯への対応についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が福祉文教委員会に付託を受けました補正予算案2件、条例案2件、承認1件の概要であり、慎重に審議を行い、原案のとおり承認しましたことをご報告申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。

続いて、3月10日午後1時30分より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、渡辺哲久君。

○総務建設委員会委員長（渡辺哲久君） 去る3月4日、第1回定例会本会議において総務建設委員会に付託を受けました諸議案について、10日に総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果について報告いたします。

まず、議案第6号 令和3年度三宅町一般会計第12回補正予算案について、歳出のうちイノベーション推進部関係では、款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費では、公共施設の老朽化等による改修・修繕等に備えるため、基金に積立てを行い3,000万円の増額、公共施設等総合管理計画策定事業では、決算見込みとして35万円2,000円の減額、目4企画費では、地域公共交通事業の決算見込みとして137万7,000円の減額、移住定住促進事業の決算見込みとして100万円の減額、目7交流まちづくりセンター費では、執行額確定及び入札差金により合わせて1,168万5,000円の減額、目8財政調整基金費では、将来の地方債の償還に

備え、公債償還基金に積立てを行い1億円の増額補正が行われています。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費では、委員報酬の決算見込みにより72万円の減額、情報収集等業務効率化支援事業の決算見込みにより12万円の増額、合わせて60万円の減額、目2農業総務費では、ドローンの農薬散布業務委託料確定により16万円の減額、多面的機能支払交付決定額の確定により29万8,000円の減額、合わせて45万8,000円の減額、目3農業振興費では、新規就農事業の対象者が対象条件を満たさなくなったことにより75万円の減額補正が行われています。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費では、補助金の決算見込み及びガバメントクラウドファンディング事業の未実施による合わせて72万5,000円の減額補正が行われています。

款12公債費、項1公債費、目1元金においては、公債費元金償還金額決定により1,918万1,000円の減額、目2利子においては、公債費利子償還金額決定により348万1,000円の減額補正が行われています。

款14予備費、項1予備費、目1予備費においては、一般会計歳入歳出予算の財源調整のため4,752万6,000円の増額補正が行われています。

総務部関係では、職員人件費について予算確定後の人事異動等に伴う人件費の過不足調整による4,688万円の減額。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、令和3年度雇用保険・労災保険の支払額確定により39万円の減額、目3財産管理費で執務室移動に伴う備品購入に係る9万2,000円の増額、公共施設消防用設備等保守点検業務に係る入札差金及び公共施設等整備基金積立金の積立額確定に伴い328万2,000円の減額、目4企画費で情報セキュリティに関する職員研修に係る必要経費の減額、電算事務委託及び端末機器等購入に係る入札差金による減額で合わせて1,532万2,000円の減額、項2町税費、目1税務総務費で軽自動車税ワンストップサービス開始時期変更によるシステム改修費110万円の減額、項4選挙費、目3衆議院議員選挙費で令和3年10月31日執行の選挙執行経費確定により合わせて112万1,000円の減額補正が行われています。

款3民生費、項1社会保障費、目1社会福祉総務費では、人権問題啓発活動推進本部事業経費で167万7,000円の減額補正が行われています。

款9消防費、項1消防費、目1消防総務費では、コロナ禍の影響による消防出初式の中止及び防災備蓄備品購入の入札差金、また耐震シェルター設置申請件数確定に伴う補助金で合わせて152万4,000円の減額、目3非常備消防費では、コロナ禍の影響による消防操法大会の

中止、消防学校入校及び奈良県消防防災訓練等の執行経費確定に伴い317万9,000円の減額補正が行われています。

まちづくり推進部関係では、款2総務費、項1総務管理費、目7交流まちづくりセンター費で事業関係役務費、委託料及び工事費の請負差金による720万5,000円の減額補正が行われています。

款6農林水産事業費、項1農業費、目4農地費で、事業関係委託料の請負差金により350万円の減額補正が行われています。

款8土木費、項1土木総務費、目1土木総務費で、空き家実態再調査業務の請負差金及び用地管理事務において執行見込みなしに伴い、合わせて180万2,000円の減額補正が行われています。

款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費で、石見駅西側送迎用駐車場の植栽部において防草対策の材料費変更により22万5,000円の減額、目2道路新設費で委託料の請負差金により合わせて1,150万円の減額補正が行われています。

款8土木費、款3都市計画費、目1都市計画総務費で、既存木造住宅耐震診断事業及び改修補助事業の応募件数確定により60万円の減額、目4下水道費で、一般会計繰出金の決算見込額により195万8,000円の増額補正が行われています。

また、繰越明許費では、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業12万円、道路メンテナンス事業1,600万円が計上されています。

続いて、歳入におきましては、款9地方特例交付金、項1地方特例交付金では、交付額決定により137万1,000円の減額が行われています。

款10地方交付税、項1地方交付税では、臨時財政対策債を償還するための経費として追加交付された分として7,366万2,000円の増額が行われています。

款13使用料及び手数料、項1使用料では、M i i M o レンタルスペース等使用料の決算見込みにより114万9,000円の減額補正が行われています。

款14国庫支出金、項2国庫補助金では、多世代がつながるひとりひとりの居場所創出事業及び移住支援事業で合わせて240万1,000円の減額、地方創生臨時交付金追加交付で178万6,000円の増額、耐震シェルター設置事業に対する国庫補助金で、全額の25万円の減額、既存木造住宅耐震診断・改修補助事業の申請者数確定及び空き家実態調査業務の請負差金による補助金の確定で58万6,000円の減額、社会資本整備総合交付金事業及び三宅1号線道路整備事業の交付額確定により867万9,000円の減額補正が行われています。

款14国庫支出金、項3国庫委託金では、衆議院議員選挙事務委託金の決算見込みにより112万1,000円の減額、人権啓発活動地方委託金の決算見込みにより12万9,000円の減額補正が行われています。

款15県支出金、項1県負担金では、地積調査負担金の決算見込みにより105万7,000円の減額補正が行われています。

項2県補助金では、新規就農支援事業補助金、多面的機能支払交付金、農地利用最適化交付金、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業補助金、既存木造住宅耐震診断事業補助金・改修補助金及び耐震シェルター設置事業県費補助金の決算見込みにより合わせて177万4,000円の減額補正が行われています。

款16財産収入、項2財産売却収入では、土地売却の決算見込みにより291万円の減額補正が行われています。

款17寄附金、項1寄附金では、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金への財源振替により200万円の減額補正が行われています。

款18繰入金、項1基金繰入金では、公債償還額確定による基金繰入金及び消防基金繰入金の決算見込みにより合わせて932万5,000円の減額補正が行われています。

款21町債、項1町債では、過疎対策事業債において過疎対策事業費の確定により、政策推進課、M i i M o 運営室、総務課、まちづくり推進課、土木管理課及び環境衛生課、合わせて1,610万円の増額、臨時財政対策債において2,748万5,000円の減額、公共施設等適正管理推進事業債において複合施設整備事業の確定により90万円の減額、市町村振興資金において複合施設整備事業の確定により600万円の減額補正が行われています。

以上が一般会計第12回補正予算案であり、次のような質疑を行いました。

地方交付税における追加交付分の対象年齢及び繰上償還の検討についてを、交流まちづくりセンター運営費における運営委員会負担金の執行内容についてを、M i i M o の使用料収入における減額理由についてを、農業委員の活動縮小による報酬減額理由についてを、新規就農支援事業の対象者が対象条件を満たさなくなった内容についてを、人・農地プランの進行状況についてを、一般会計における人件費約4,600万円の減額内訳及び男性職員の育児休業取得についてを、保育士の処遇改善に伴う歳入項目についてを、軽自動車税ワンストップサービスの内容についてを、社会資本整備総合交付金事業における歳入歳出の構成及び歳入財源の変更理由についてを、既存木造住宅耐震改修支援事業における広報紙等の周知についてなどです。

これらの質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第8号 令和3年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算案については、歳出において款1公共下水道事業費、項1公共下水道費、目1一般管理費では、一般管理費の決算見込額により432万6,000円の減額、同じく目2公共下水道整備費では、公共下水道整備費決算見込みにより223万円の減額補正が行われています。

款2公債費、項1公債費、目1元金では、公債費元金の決算見込額により19万5,000円の減額、目2利子では公債費利子の決算見込額により69万1,000円の減額補正が行われています。

歳入については、公共下水道使用料の決算見込額により90万円の減額、繰入金で一般会計繰入金195万8,000円の増額、町債では公共下水道事業債、流域下水道事業債、過疎対策事業債合わせて850万円の減額補正が行われており、現年度の使用料収入減額分の理由についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第9号 令和3年度三宅町水道事業会計第4回補正予算案については、支出において款21水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費では、受水量増加により850万円の増額、目10受託工事費では、水道管移設復旧費用の決算見込みにより429万4,000円の減額補正が行われています。

収入において、款11水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益では、水道使用料の決算見込みにより180万円の増額、目5受託工事収益では、水道管移設費用の決算見込額により390万3,000円の減額。

款31資本的収入、項1負担金、目1加入分担金では、給水加入分分担金の決算見込額により250万円の増額補正が行われており、加入分担金の増額理由についてを、受託工事費の決算見込みがゼロの理由についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第10号 令和3年度三宅町水道事業会計の利益の処分について、令和4年4月から運営予定の磯城郡水道企業団での事業会計統合の影響により、多額の欠損金が生じる見込みであり、これを補填するため、地方公営企業法第32条第3項及び第4項の規定により、令和3年度の資本剰余金及び資本金の処分を行うため、議会の議決を求めるものであり、この処分が必要な理由についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定案につ

いて、令和３年８月、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、期末手当の支給割合を令和４年４月より一般職については0.15月分を、再任用職員については0.10月分を引下げ、令和４年６月支給分についても、令和３年度中に引下げを見送った0.15月分も合わせて引下げるために本条例の一部を改正するもので、国の賃上げ施策と逆行しているものと質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第12号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定案について、令和３年８月、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、特別職の期末手当の支給割合を令和４年４月より0.15月分引下げ、令和４年６月支給分についても、令和３年度中に引下げを見送った0.15月分も合わせて引き下げるために本条例の一部を改正する。また、令和３年度に引き続き令和４年度においても手当の額を除き、町長・副町長及び教育長の給料額を減額するために条例の一部を改正するもので、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第13号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定案について、令和３年８月人事院勧告により国家公務員の給与改定に準じて、議会議員の期末手当の支給割合を令和４年４月より0.15月分引下げ、令和４年６月支給分についても、令和３年度中に引下げを見送った0.15月分も合わせて引き下げるため、条例の一部改正するもので、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第14号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定案について、令和３年11月19日、国において閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く方々の収入を引き上げることとされ、これに伴う保育士の処遇改善として、保育手当を現行の１日当たり400円から500円に引き上げるため、条例の一部を改正するもので、月額9,000円及び３％の確認、特殊勤務手当についてを適用職員の範囲についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第15号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定案について、平成25年４月から実施していた勤務評価制度について、その後の地方公務員法の改正を踏まえ、国家公務員に準拠した評価制度を確立するため、令和３年度において新たな人事評価制度を導入した。これを受けて職員の分限に関する手続き及び効果について、地方公務員法第28条第３項の規定に基づき、人事評価または勤務の状況を示す事実に基づいて、勤務実績がよくないと認められる場合の手続き及び効果を定めるため、条例の一部を

改正するもので、本条例の適用となる事実及び不服申立てへの対応、適用職員の範囲についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第16号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定案について、令和3年8月に人事院が公表した「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」において、「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が示された。これを受け、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等に係る事項も含めた非常勤職員の育児休業の取得要件について所要の改正を行うため、条例の一部改正するもので、取得期間及び内容についてを代替職員への適用についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第17号 三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、令和4年4月から磯城郡水道企業団が運営されることに伴い、上下水道にかかわる公営企業の事務局部の職員の定数が変更となるため条例の一部を改正するもので、現在派遣中の職員の身分についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第18号 三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定案について、令和4年4月から磯城郡水道企業団が運営されることに伴い、本町において水道事業管理者がなくなり、公共下水道事業が令和4年4月より特別会計から地方公営企業法の財務規定等を適用する公営企業会計に移行するため、水道事業管理者の文言を下水道事業管理者に変更するため、条例の一部を改正するもので、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第21号 三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定案について、給水装置設置奨励金の交付要件に規定されている三宅町水道給水条例が令和4年4月から磯城郡水道企業団にて制定される磯城郡水道企業団給水条例に変わるため、条例の一部改正するもので、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第22号 三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例の制定案について、給水装置設置奨励金の交付要件に規定されている三宅町水道給水条例が令和4年4月から磯城郡水道企業団にて制定される磯城郡水道企業団給水条例に変わるため、条例の一部改正するもので、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第23号 三宅町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定案について、令和4年4月1日から公共下水道事業特別会計から公営企業会計に移行する下水道事業地方公営企業法の規定を全部を適用するため、関係

条例を制定、一部改正及び廃止する。制定する条例は、三宅町下水道事業の設置等に関する条例、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例。一部改正する条例は、三宅町特別会計条例、三宅町下水道条例、三宅町水洗便所改造資金貸付条例、廃止する条例は、三宅町公共下水道事業基金条例となるもので、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第24号 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更について、新たに対象となる事業を追加するために地方債対象の拡充等を行う必要が生じたため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第25号 奈良県広域消防組合規約の変更について、奈良県広域消防組合における組合議会議員の人数、選任方法及び任期について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、同組合規約を変更する必要があるため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、承認第1号 （専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第9回補正予算については、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の実施に伴う関係予算の調整を緊急に行ったもので、総務建設委員会所管の歳出、款3民生費において事業に係る職員の時間外勤務手当60万円の増額補正が行われ、歳入、款14予備費については、一般会計歳入歳出予算の財政調整のため10万円の減額補正が行われ、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、承認第2号 （専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第11回補正予算については、損害賠償命令請求事件における代理人弁護士に要する経費を緊急に措置する必要が生じ、款2総務費においては、損害賠償命令請求事件着手金として55万円の増額、この予算の財政調整のため、款14予備費にて55万円の減額補正が行われています。

次に、審査の経緯について、学童保育委託業者選定業務を伴う町長自らの調査実施及び弁護士費用の支払いについての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が総務建設委員会に付託を受けました補正予算案3件、条例案11件、承認2件、利益の処分1件、計画の変更1件、規約の変更1件の概要であり、慎重に審議を行い、おのこの原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。

ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し、質疑を許しま

す。質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

賛成、反対、反対、松本委員。

○4番（松本 健君） それでは、承認第2号 専決処分の承認について、反対の立場から討論します。

本件は、令和2年10月に行われたプロポーザル方式の業者選定において、審査会閉会後に選定結果が変更されたということについて、令和3年3月に議会からの監査請求の後、令和3年9月に住民監査請求を経て住民訴訟となり、町がそれを受けて立つための弁護士選任に関する予算措置を専決したというものです。

令和3年9月の住民監査請求による監査結果といっても棄却でしたが、を改めて確認しました。その中には事実関係として、27日に作成された審査委員6名の採点表及び集計表の書類が担当課において決裁後廃棄されていたという記述があります。

また、27日の審査会議事録には、採点表は別紙のとおりとなっているものの、その別紙が現在は無存在であるというのが町の見解でした。これら2つのことから、決裁後に決裁済みの文書を担当課が廃棄したということを暗に示すものであり、誠にゆゆしき事態であります。

今回住民訴訟に至った理由の中には、事実を解明し、公表しようとしめない行政の態度、監査に頼らずともその後時間は十分あったにもかかわらず、自ら再調査すべきであることを怠った責任が多分に含まれるものと考えます。

今回弁護士費用を公費で負担するという判断は、反省の姿勢が全く見られないと思われるも仕方ありません。真実の解明は司法の場に委ねられることになりますが、上の理由から弁護士費用を公費で負担することには賛成しかねます。

また、議案第1号 令和4年度一般会計予算については、少数意見があったM i i M o 運営に関連して同感ではあり、行政には猛省を促したいところではありますが、予算自体をどうこうという話ではないので、賛成させていただきますが、ここで一言発言させていただきます。

今回M i i M o 運営に関連していろいろ事情を確認することがありました。住民視点からは分からないところでいつの間にか物事が決まっている、それをあたかも総意のように発表されている、隠蔽の体質がある、責任の所在が不明確、全ては町長の責任と言うが、軽過ぎ

る、失敗事例を深掘りすることがなされているかどうかが不安であるといったことが聞かれます。私はこれらの本質は、昨年のプロポーザルの話と同じように思えます。あの事件をもっと深く追求していればよかったなと残念に思えます。

くしくも今回予算方針にはいろいろと書かれている中、「失敗を経験に」という言葉があります。この方針を深く受け止めていただきたい、また、「失敗を経験に」は結構ですが、失敗はすぐにその場で改めることが大切です。「喉元過ぎれば熱さを忘れる」という言葉がありますけれども、失敗はすぐに改めるようにしていただきたいと思います。

ということで、そういうことをお願いしたいと思いますが、賛成はさせていただきます。

それから、議案第15号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてについても述べさせていただきます。反対です。

今まで述べた2件の事件の本質を考えた場合、今回のこの条例の制定は、人事評価を分限に反映させるためのものであるようですが、時期尚早ではないかと考えるように至りました。コミュニケーションに問題のある職場で人事評価制度が先行することは、さらなる悲劇をもたらしかねません。まずは誰もが言いたいことが言えることは当たり前で、人一人を大切にする職場である条件の下で職員の力を結集して事業に当たるという風土を育てるのが先決と考え、反対させていただきます。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほかに討論ありませんか。

池田議員。

○10番（池田年夫君） ただいま予算審査特別委員会、福祉文教常任委員会、総務建設常任委員会の各委員長報告がありました。3月議会の議案中、三宅町一般会計予算案、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の3特別会計、議案第11号の一般職員の給与に関する条例の一部改正から第13号の議員の報酬等に関する条例の一部改正、国民健康保険税の一部を改正する条例案について、反対討論を行います。

令和4年度三宅町予算案は、前年度予算に比べて1億8,000万円増額で、歳入では、地方交付税の1億3,377万円の増加、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫支出金で5,646万円の増加、過疎対策費事業債で2,050万円の増加、歳出では、複合施設設備事業の終了等で総務費が1億122万円の減、障害者自立支援事業や幼児園費等の民生費で1億116万円の増、ワクチン接種事業・県北西部広域環境衛生組合等の衛生費で2,451万円の増、三宅1号線道路整備事業・大和平野中央プロジェクト推進事業等の土木費で8,685万円の増、小学校施設

整備基金積立金や文化ホール費等の教育費で5,569万円の増となっていますが、この中には政府のデジタル化政策の法整備で行われてきた官民データ活用推進法、行政手続オンライン化改正法・デジタル行政推進法の制定に基づくシステム改修費等が見え隠れしています。住民生活に活用できるデジタル化については反対ではありませんが、自治体が持っているデータを一極集中させ、そこに民間企業からの労働者を派遣させ、民間企業がデータを活用できるようにし、企業の利潤追求に使われる危険性が懸念されます。

また、過疎債については、ハード事業で1億4,920万円、ソフト事業で3,500万円、合計1億8,420万円が追加され、委員会でも指摘されましたが、公債償還基金の1億円の積立てをはじめ、基金の積立ては1億723万円を行い、繰出しは6,648万円、令和5年5月31日残高の予定は27億9,480万円になり、令和4年5月31日見込額の27億5,405万円より4,075万円の増となり、令和2年度一般会計決算時の実質公債費比率や将来負担比率の増になりかねません。

国民健康保険特別会計については、税条例改正で所得割を6.4%から7.4%に、均等割額を2万4,000円から2万5,000円に、平等割額を1万7,000円から1万8,000円に引き上げる条例であります。国の6歳未満の子供の均等割の半額の減額等がありますが、三宅町の勤労者の所得は平均320万円、後期高齢者の所得平均は88.8万円で、国民健康保険税の引上げが住民の生活に押しかぶさってきていることが分かります。

介護保険会計については、介護サービスが令和2年度決算の件数より件数が減少しているサービスがあり、本当に介護保険事業に見合った予算なのか疑問に思えます。施設で介護士の派遣を受け入れているところでは、莫大な手数料を取り、その手数料が介護保険料から支払われているところも出てきています。住民の税金や保険料が住民のために使われているのが疑問が出てきています。

条例の議案第11号の一般職員の給与に関する条例の一部改正から第13号の議員の報酬等に関する条例の一部改正ですが、岸田首相が言っている賃金引上げに逆行しているし、三宅町職員のラスパイレスの指数は、令和元年度で92.6%、国家公務員より高いとはいえませんので、反対であります。

三宅町令和4年度一般会計予算案、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険特別会計と条例では、議案第11号の一般職の給与に関する条例の一部改正から第13号の議員の報酬等に関する条例の一部改正、国民健康保険税条例の一部改正については反対とし、討論いたします。

○議長（辰巳光則君）　ほか討論ありませんか。

川鰭議員。

○2番（川鰭実希子君） 議案第1号 三宅町一般会計予算案につきまして地域おこし協力隊の部分について反対させていただきます。

理由の大半は、先ほど森内議員が述べられたことに尽きるような気もするんですけども、改めて自分の言葉で語っておきたいなと思います。

と言いますのもやはり地域おこし協力隊というのは、この町に可能性を感じて夢を持って来ている方たちです。一番の三宅町の応援団になるべき方ですね。そういう方が志を半ばにして去っていくというのは、町にとってどれほどの損失であり、痛手であるかという部分が何か予算案審議を通して理事者側と議員との間で対話をしていてももどかしいものがありまして、何か議員のほうの思いがうまく理事者の方たちに伝わっているようにとはとても思えませんでした。それが一番残念です。この三宅町に来ることがなければこの1年なりをもっと有効なことに使えたかもしれないという考えも成り立ちますし、またその人の人生において非常にもったいない1年を過ごさせてしまったという、とても私はすまない気持ちでいっぱいです。それを二度と繰り返していただきたくない、そのために新年度の予算では、新たな仕組み、外部人材の活用みたいな新たな仕組みを使うみたいなことですが、それともいかなものかと、自分たちの責任においてしっかりやらなければならない部分を外注して済みますのかみたいな気持ちもありますし、なので、ここの部分も非常に残念に感じているので、いま一度やるのであれば本当によくよく考えた上でやっていただきたいという思いを伝えたくてちょっと発言させていただきました。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほか、森内議員。

○6番（森内哲也君） 私は議案第1号に予算案に賛成の立場から発言させていただきます。

先ほど委員会の報告で少数意見ということで発言させていただきました。今期で今川鰭議員の発言もありましたけれども、地域おこし協力隊の2人がいなくなります。1人は自ら三宅町では活躍できないと思って去っていかれ、1人は実質退職させたような形になっています。この質疑の中でもちょっと不満は川鰭議員ほかいろいろありましたけれども、町長よりはこのような回答いただいております。いただいた複数の議員さんの指摘は真摯に受け止め、今回の出来事を経験として次に生かしていく、こう述べられておりますので、この1点にこだわって全体に反対をするようなことは私としてはできないかな、やめさせていただけたらと思います。

ただし、しかしMi i Moは三宅町の発展の基点となるべき起爆剤とすべきだと強く思っております。ですので、先ほどもありましたけれども、今回の件は十分に振り返っていただきたいです。行政が不得意とするところに今回もチャレンジする、外部からやってきてもらって変革を行うとなれば、行政自身がどの部分が不得意なのかというところを認めて、本当にその部分を変化させる覚悟ができるのかというところも振り返ってください。

また、今回ミスマッチということで一方の方を切る、去ってもらうというのは、町が進める大事だと思って進めようとしておられる対話というのとは全く正反対、ほど遠いことだと考えておりますので、どうすべきだったのかもぜひ振り返ってください。

それぞれ議員が耳の痛いことを言っていると思いますけれども、応援しているからこそですので、お許しいただけたらと思います。

○議長（辰巳光則君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

議案第1号 令和4年度三宅町一般会計予算についてを採決します。

採決は起立で行います。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第2号 令和4年度三宅町国民健康保険特別会計予算について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第3号 令和4年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第4号 令和4年度三宅町介護保険特別会計予算について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第5号 令和4年度三宅町下水道事業会計予算について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第6号 令和3年度三宅町一般会計第12回補正予算について採決します。

本件は各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第7号 令和3年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第8号 令和3年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第9号 令和3年度三宅町水道事業会計第4回補正予算について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第10号 令和3年度三宅町水道事業会計の利益の処分について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第12号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第13号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第14号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第15号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第16号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第17号 三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第18号 三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第19号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第20号 三宅町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第21号 三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第22号 三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第23号 三宅町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第24号 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第25号 奈良県広域消防組合規約の変更について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

承認第1号 (専決処分事項報告) 令和3年度三宅町一般会計第9回補正予算について採決します。

本件は各委員長の報告のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は承認することに決定しました。

お諮りします。

承認第2号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第11回補正予算について採決します。

本件は委員長の報告のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は承認することに決定しました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会は議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第8項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） ご異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

◎副町長退任挨拶

○議長（辰巳光則君） 以上をもちまして本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

ここで令和4年3月31日をもって退任されます金井副町長より退任の挨拶を受けることにします。

金井副町長。

○副町長（金井壮夫君） 私は、3月31日付で副町長職を退任することになりますが、このようなご挨拶の機会をいただいたこと、まずお礼を申し上げます。

令和2年3月4日に選任のご同意をいただき、当年4月1日付で就任して以来、今日まで2年間、森田町長、そして辰巳議長、お亡くなりになられた衣川前議長をはじめ議員の皆様

方のご指導をいただきながら微力ではございましたが、職責を務めさせていただくことができました。皆様方には心より感謝いたすとともに、厚く御礼を申し上げます。

そして、温かく接していただきました住民の皆様、支えていただきました職員の皆様がこの場をおかりし、厚く御礼申し上げます。

振り返りますと、まず着任早々新型コロナウイルス感染症対策本部会議が行われました。学校、イベント等行事の対応、役場内の組織対応が話し合われたことを思い出します。直後の4月7日から国から大都市圏での緊急事態宣言が発出され、4月16日は区域を全国に拡大されました。その後特別定額給付金の支給、コロナ対応地方創生臨時交付金による諸事業の創設など現在ではコロナワクチン接種事業をメインの対策として今日まで継続しています。昨日をもって大阪府等18都道府県のまん延防止等重点措置が解除され、県内の日々の感染者数も低下傾向ではありますが、まだまだ油断のならない水準ではあります。コロナ対策に追われた2年間だったといえるのかなと思います。

そのような中で、住民の皆様と協働のまちづくりを進め、多世代がつながり地域の魅力を創設し、町民一人一人の居場所となるよう議会や住民の皆さんと議論を深めてまいりました複合施設Mi i MOこれが整備され、令和3年7月に供用を開始することができたこと、シビックプライドを育み、町の産業全体の活性化にもつなげる野球グローブ生産100周年事業など町の将来につながる大切な事業を町長はじめ職員の皆さん、そして住民の皆様方とも一緒になって展開できましたことは、本当に貴重な経験でございました。私も三宅町での経験を礎に今後人とのつながりを大切に考えて歩んでまいりたいと思います。

さて、着任以来私なりに副町長としての使命は何かと考えさせていただき、これまで自分の県での経験を生かして何ができるのかと思ひまして、特に今年度は新たな人事評価制度の導入や文書保存規程等の内部管理業務に力を入れてきました。と申しますのも地方分権の進展の中、人口の減少、高齢化をはじめとする地域の問題、これについて自らの課題として責任を持って引受け、住民の皆さんと一緒に解決に取り組む、外部の人材を含め多様な人々と心を開いてつながり、町の発展のために多くの知見を取り入れて進化していく、このようなことができる職員の育成が必要であるかと考えたからでございます。これは企画や財政部門だけを指すではありません。福祉や保健といった人々のケアを行う部門、子供たちを育む部門、水道や環境衛生など町の生活基盤を支える部門、町づくりを行う部門など全ての職員が意識することであると考えております。

このために町の将来像であるビジョンや実現するための方向性である戦略を定め、本町の

職員の伴走者としての使命（ミッション）、対話、挑戦失敗の3つのバリューを行動の指針として職員への浸透を図ってきました。そして、特に職員各自が組織の目標を理解し、役場を目標追求を施行する組織風土に変えていく、そのための人事評価制度を導入し、またそのような組織を支えるためには、公平性、客観性、透明性を追求し、内外にも説明責任が果たせるような明確なルールを確立する必要があるというふうに考えております。

また、良質な人材の確保、育成も重要でございます。故人いわく「天の時は地の利に如かず地の利は人の和に如かず」と言う言葉がございますが、天のときチャンスがめぐっても地理的なものとか、交通など有利な条件がそろっていてもそれだけではだめです。人が最も重要であると解釈しております。

このような観点から、よい人材の確保、育成、これも重要でございますが、まだまだこれから道半ばでございます。先ほど申し上げた役場を目標に向かって挑戦する主体性を持った組織風土、公平性、客観性、透明性を備えた明確なルールづくり、よい人材の確保、これらのことを行うことで住民の皆様から信頼され、内部の人材を含め多様な人々や将来の有望な人材までが集まるといった町となり役場となり、住民の皆様が持つ多様な可能性をさらに開花させていくことができるものと信じております。

さて、私の後任として喜多 豊君が議会初日にご同意いただいたところでございますが、このような考え方もしっかりと伝えてまいりたいと考えております。どうか皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、結びになりますが、三宅町のますますの発展と議員の皆様のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、退任のご挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりありがとうございました。（拍手）

○議長（辰巳光則君） 金井副町長、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 閉会に当たりまして、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和4年3月三宅町議会第1回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、令和4年度三宅町一般会計予算をはじめとする当初予算5件、補正予算4件、その他の議案16件、承認2件の重要案件について慎重審議いただき、全議案

ご可決、ご同意賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、ご審議いただいたとおり、令和4年度一般会計当初予算は、三宅ビジョンである「自分らしくハッピーにスモール（住もうる）タウン三宅町」の20年後の将来像を実現するために様々な施策を展開するべく4つの仕組みづくりを重点予算と位置づける予算組みを行い、昨年度より1億8,000万円多い38億2,000万円の計上となりました。特に新年度は新たな体制の中、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を行う高齢者一体化予防事業の実施に向けて準備を進めるとともに、大和平野中央プロジェクト事業についても着実な実施を目指すために新たな室を設けることとし、そして、県立大学を核としたスタートアップビレッジを念頭に、本町の特性と今ある地域資源を最大限に活用し、スタートアップにかかわる多様な人材を全国津々浦々から本町へ集積することにより、地域住民の皆様の新たな発想とともに、様々なイノベーションが生み出させるような町づくりへの取組を進めてまいりたいと考えております。

また、議員の皆様にも大変ご心配をおかけしております。まちづくり交流センター「M i i M o」の運営につきましては、一新した体制とする中、地域住民の皆様と行政がさらに相互理解を深めることで、住民主体となる運営のさらなる醸成に努めてまいります。

なお、一般質問及び予算審査特別委員会、各常任委員会にてご審議いただいた課題等につきましては、貴重なご意見として真摯に受け止め、今後の町政に生かしてまいりたいと考えておりますので、議員皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

そのような中、新型コロナウイルス感染で最大の規模となった第6波においては、今月初旬まで1,000人を超えていた県内の感染者数が最近では1,000人を割ることが多くなり、若干落ち着いてきたのではないかと感じております。

しかしながら、この新型コロナウイルスとの闘いはさらに長期間にわたる可能性も考えられることから、本町といたしましては、自治体としての役割を再認識し、地方創生臨時交付金事業の早期実施を目指しながら、引き続き住民の皆様にワクチン接種の有効性と安全性についてご説明するとともに、3回目のワクチン接種が予定どおり完了するよう役場一同全力を尽くしてまいります。

最後になりますが、朝夕肌寒い日もございますが、日増しに暖かさを感じ、春の訪れを感じる季節となりました。

議員皆様におかれましては、新年度にかけて公私何かとお忙しい時期とは存じますが、くれぐれも健康にご留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げますと共に、より一層のご支援

とご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和4年3月第1回定例会の閉会に当たりまして
のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辰巳光則君）　ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（辰巳光則君）　これをもって令和4年3月三宅町議会第1回定例会を閉会いたします。

議員各位におかれましては、慎重審議ありがとうございました。

（午後　0時03分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和4年3月2日開会

令和4年3月22日閉会

令和4年三宅町議会 第1回定例会会議録

三 宅 町 議 会

令和4年3月三宅町議会第1回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (3月2日)	
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	5
職務のため会議に出席した者の役職氏名	5
議事日程	6
議長挨拶	9
町長挨拶	9
開会の宣告	10
議事日程の報告	10
会議録署名議員の指名	10
会期の決定	10
諸般の報告	11
選任第1号の上程、採決	11
議案第1号～承認第2号の上程、説明	12
報告第1号及び第2号の上程、説明	24
同意第1号の上程、説明、質疑、採決	25
同意第2号の上程、説明、質疑、採決	27
同意第3号の上程、説明、質疑、採決	27
同意第4号の上程、説明、質疑、採決	28
同意第5号の上程、説明、質疑、採決	29
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
散会の宣告	43

第 2 号 (3月4日)

出席議員	45
欠席議員	45
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	45
職務のため会議に出席した者の役職氏名	45
議事日程	46
開議の宣告	47
議事日程の報告	47
議案第1号～議案第5号の予算審査特別委員会付託について	47
議案第6号～議案第25号及び承認第1号及び承認第2号の各委員会付託について	47
一般質問	48
瀬 角 清 司 君	48
森 内 哲 也 君	52
松 本 健 君	63
渡 辺 哲 久 君	73
松 田 晴 光 君	81
池 田 年 夫 君	85
追加議案の上程	96
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
散会の宣告	97

第 3 号 (3月22日)

出席議員	99
欠席議員	99
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	99
職務のため会議に出席した者の役職氏名	99
議事日程	100
開議の宣告	101

議事日程の報告	101
特別委員長及び常任委員長報告、質疑、討論、採決	101
閉会中の継続審査について	129
副町長退任挨拶	129
町長挨拶	131
閉会の宣告	133
署名議員	135

三宅町告示第4—2号

令和4年3月三宅町議会第1回定例会を
次のとおり招集する

令和4年2月15日

三宅町長 森 田 浩 司

記

- 1. 招集日時 令和4年3月 2日 水曜日
午 前10時00分 開 会
- 1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和4年3月三宅町議会第1回定例会

会期日程表

令和4年3月 2日水曜日
令和4年3月22日火曜日
21日間

目次	月日曜日	開会時間	摘 要
第1日目	3月2日 水曜日	午前10時00分	定例会開会 (諸報告・提案説明)
第2日目	3月3日 木曜日		休 会
第3日目	3月4日 金曜日	午前9時30分	定例会再開 (一般質問)
第4日目	3月5日 土曜日		休 会
第5日目	3月6日 日曜日		休 会
第6日目	3月7日 月曜日	午前9時30分	予算審査特別委員会 (総務建設)
第7日目	3月8日 火曜日	午前9時30分	予算審査特別委員会 (福祉文教)
第8日目	3月9日 水曜日	午後1時30分	福祉文教委員会
第9日目	3月10日 木曜日	午後1時30分	総務建設委員会
第10日目	3月11日 金曜日		休 会
第11日目	3月12日 土曜日		休 会
第12日目	3月13日 日曜日		休 会
第13日目	3月14日 月曜日		休 会
第14日目	3月15日 火曜日		休 会
第15日目	3月16日 水曜日		休 会
第16日目	3月17日 木曜日		休 会
第17日目	3月18日 金曜日		休 会
第18日目	3月19日 土曜日		休 会
第19日目	3月20日 日曜日		休 会
第20日目	3月21日 月曜日		休 会

第 2 1 日 目	3 月 2 2 日 火曜日	午前 1 0 時 0 0 分	定 例 会 再 開
-----------	---------------	----------------	-----------

令和4年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和4年3月2日水曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鰭 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	金 井 壮 夫
教 育 長	澤 井 俊 一	監 査 委 員	片 岡 嘉 夫
総 務 部 長	森 本 典 秀		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	今 中 建 志	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	山 内 亮	モニター室係	奥 田 崇 鉦

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	久 保 憲 史	2 番 議 員	川 鰭 実希子
---------	---------	---------	---------

令和4年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和3年 3月 2日 水曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 諸 般 の 報 告 |
| | (1) 会計監査報告 |
| 日程第4 | 選任第1号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任について |
| 日程第5 | 議案第1号 令和4年度三宅町一般会計予算について |
| 日程第6 | 議案第2号 令和4年度三宅町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第7 | 議案第3号 令和4年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第8 | 議案第4号 令和4年度三宅町介護保険特別会計予算について |
| 日程第9 | 議案第5号 令和4年度三宅町下水道事業会計予算について |
| 日程第10 | 議案第6号 令和3年度三宅町一般会計第12回補正予算について |
| 日程第11 | 議案第7号 令和3年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算について |
| 日程第12 | 議案第8号 令和3年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算について |
| 日程第13 | 議案第9号 令和3年度三宅町水道事業会計第4回補正予算について |
| 日程第14 | 議案第10号 令和3年度三宅町水道事業会計の利益の処分について |
| 日程第15 | 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第12号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第13号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第14号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

いて

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第19 | 議案第15号 | 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する
条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第16号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て |
| 日程第21 | 議案第17号 | 三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第18号 | 三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会
設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第19号 | 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第24 | 議案第20号 | 三宅町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する条例の制
定について |
| 日程第25 | 議案第21号 | 三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第26 | 議案第22号 | 三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例の制定につい
て |
| 日程第27 | 議案第23号 | 三宅町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関
係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第28 | 議案第24号 | 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第29 | 議案第25号 | 奈良県広域消防組合規約の変更について |
| 日程第30 | 承認第1号 | (専決処分事項報告) 令和3年度三宅町一般会計第9回補正予算に
ついて |
| 日程第31 | 承認第2号 | (専決処分事項報告) 令和3年度三宅町一般会計第11回補正予算に
ついて |
| 日程第32 | 報告第1号 | (専決処分事項報告) 令和3年度三宅町一般会計第8回補正予算に
ついて |
| 日程第33 | 報告第2号 | (専決処分事項報告) 令和3年度三宅町一般会計第10回補正予算に
ついて |
| 日程第34 | 同意第1号 | 三宅町政治倫理審査会委員の選任について |
| 日程第35 | 同意第2号 | 三宅町公平委員会委員の選任について |
| 日程第36 | 同意第3号 | 三宅町公平委員会委員の選任について |
| 日程第37 | 同意第4号 | 三宅町公営委員会委員の選任について |

- 日程第38 同意第5号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第39 発議第1号 三宅町政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第40 発議第2号 三宅町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第41 発議第3号 保育士の抜本的な処遇改善を求める意見書
- 日程第42 発議第4号 日米地位協定の見直しを求める意見書
- 日程第43 一般質問について

◎議長挨拶

○議長（辰巳光則君） 皆さん、おはようございます。

本日令和4年3月三宅町議会第1回定例会を招集されましたところ、議員各位にはご出席いただき、ありがとうございます。

本日提案されております議案につきましては、令和4年度一般会計予算をはじめとする選任1件、議案25件、承認2件、報告2件、同意5件、発議4件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう、議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 開会に先立ち、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和4年3月三宅町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、年度末の公私ご多忙の中、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さて、我が国においては、昨年度末より懸念されていた新型コロナウイルス感染症の第6波が起き、今までにない感染拡大が広がる中、オミクロン株による感染拡大について、16日、政府の衆議院予算委員会分科会では、数週間で重症者数もピークアウトする可能性もあると述べられておりますが、本町においては、感染者が2月中旬で200人を超え、奈良県でも感染拡大が収まらない中、早急な医療提供体制の再構築を図ることとされ、地方自治体にはさらなる体制強化が求められています。

また、ワクチン接種事業については、本年1月末より90歳以上の高齢者の方から開始し、来月の4月末には全ての方の3回目の接種を終了する予定としており、感染症予防と重症化リスクを軽減するためにも、ワクチン接種の早期実施が重要であり、引き続き着実な実施を進めてまいります。

そのような中、本町では目指すべき目標とした三宅町総合計画はもとより、第2期三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる重点的施策を中心に、昨年度策定した三宅町過疎地域持続的発展計画との整合性も考慮しながら、新年度の予算編成方針に基づき予算編成を行ったところでございます。

詳しくは、この後の提案説明にて申し上げますが、現在のコロナ禍、さらに今後のアフターコロナも見据えながら、20年後の将来像とする「自分らしくハッピーにスモール（住もう）タウン三宅町」を目指してまいり所存でございますので、今後も議員皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会に提出をしております案件は、令和4年度一般会計当初予算をはじめとする当初予算案5件、令和3年度一般会計第12回補正予算をはじめとする補正予算案4件、利益の処分1件、条例の制定及び一部改正13件、計画の変更1件、規約の変更1件、専決処分事項報告4件、同意案件5件の重要案件でございます。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（辰巳光則君） ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、令和4年3月三宅町議会第1回定例会は成立しましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳光則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により1番議員、久保憲史君及び2番議員、川鰐実希子君の2人を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰巳光則君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日より3月22日までの21日間としたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日より3月22日までの21日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（辰巳光則君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

片岡代表監査委員より監査報告を求めます。

片岡委員。

○監査委員（片岡嘉夫君） 去る2月17日に松田晴光監査委員と共に、令和3年度三宅町一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の中間監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

監査委員報告。

令和3年度各会計の予算執行状況及び現金の出納保管、資金の運用等について、関係書類及び各帳票類の提出を求め、関係者の説明を受け、厳正なる監査を行いました。

その結果、地方自治法をはじめとする関係法令に抵触するところもなく、適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

令和4年3月2日、代表監査委員 片岡嘉夫。

○議長（辰巳光則君） 以上で監査の報告を終わります。

◎選任第1号の上程、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第4、選任第1号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

予算審査のため、予算審査特別委員会を委員会条例第5条第1項の規定により設置し、同条第2項の規定により、8名の委員と議長をオブザーバーとした議員全員を選任したいと思います。

いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議長及び委員８名をもって構成する予算審査特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名については、委員会条例第８条の規定はありますが、私のほうで指名をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名をさせていただくことにいたします。

それでは、特別委員会委員長に久保憲史君、副委員長に池田年夫君を指名いたします。

◎議案第１号～承認第２号の上程、説明

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

日程第５、議案第１号 令和４年度三宅町一般会計予算についてより、日程第31、承認第２号（専決処分事項報告）令和３年度三宅町一般会計第11回補正予算についてまでの議案は、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際議案の朗読を省略したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

お諮りします。

日程第５、議案第１号 令和４年度三宅町一般会計予算についてより、日程第31、承認第２号（専決処分事項報告）令和３年度三宅町一般会計第11回補正予算についてまでの議案25件、承認２件を一括上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、一括上程したいと思います。

議案の朗読は省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和4年3月三宅町議会第1回定例会に提出いたしました当初予算案をはじめとする多数の重要案件をご提案申し上げ、ご審議をお願いするところでございますが、初めに、予算編成の基本姿勢、各提案議案の概要並びに重点項目についてご説明申し上げます。

まず、予算編成に係る国・県の動向等について触れさせていただきます。

国では、まず新型コロナウイルスへの対応として、ワクチン接種の促進及び国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復、また未来を切り開く新しい資本主義として、成長と分配の好循環、デジタル田園都市国家構想による地方活性化を進めていくとともに、さらに国民の生命・財産・暮らしを守る災害対応として、防災・減災、国土強靱化の推進などを進めていくとされています。また、奈良県では暮らしやすい奈良をつくるため、奈良新「都」づくり戦略に基づく諸施策の展開として、大和平野中央プロジェクトの推進などが見受けられます。

さて、本町における令和2年度一般会計の決算において経常収支比率については、前年度より2.1%減の86.1%となり、基金残高も約22億3,756万円と増加していることから、町財政としては健全化状態にあるものの、財政健全化法における実質公債費率については前年比0.3%増の10.2%、将来負担比率については2%減の27.6%となり、有利な過疎対策事業債の借入れにより公債費において一時的に増加傾向となっております。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の回復のため、町税を中心とした歳入については短期間での増収を見込むことはできず、一方、歳出についても高齢化の進行により、社会保障経費が増加していくこと等を踏まえ、限られた財源の中でより大きな効果を発揮する必要がある、三宅町総合戦略に基づく計画的かつ重点的な実施事業を推進しなければならないと考えております。

そこで、令和4年度の予算編成に当たっては、「準備と対話」をキーワードに、20年後の将来像として、三宅ビジョンの「自分らしくハッピーにスモール（住もうる）タウン三宅町」を実現するための次の施策を推進することとしました。

1つ目、戦略型・目標達成型予算の迫及として、政策的事業は全て総合戦略の4つの基本目標に基づいた事業とし、地方創生推進会議で効果検証を実施することとします。

2つ目は、本町のミッション、バリューを念頭に置いた事業の策定として、第2期総合戦略期間のうち、令和4年度は準備期として位置づけます。また、「皆さんの夢を叶えるための「伴走者」であり「共創者」として、ともに成長し続ける」ことをミッションとして掲げ、

「対話」「挑戦」「失敗」をバリューに、積極的に既存事業の見直し、新規事業を構築していくことといたしました。

3つ目、財政健全化の推進として、国費や企業版ふるさと納税など外部資金の活用と有利な過疎対策事業債の活用を含めた歳入の確保や、D Xの観点から積極的に業務改善を進め、効果性、効率性を追求することで、限られた財源の中でも持続可能な財政運営を確保することを目指します。

さらに、このたびの監査委員からの監査報告を真摯に受け止め、会計規則等のコンプライアンスを全職員が改めて厳守する上、予算執行に努めることとしました。

最後に、新型コロナウイルス感染症対応としては、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種についてはスピーディーに予算編成を進め、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については効果的な活用を検討しております。

また、大和平野中央プロジェクトの推進に加え、目下の最重要課題である新型コロナウイルスワクチン接種事業には全庁一丸となって取り組んでまいり所存でございます。

それでは、新年度の予算の全体像について、担当部局別に主なものを述べさせていただきます。

まず、みやけイノベーション推進部では、地域活性化企業人制度を活用し、地域おこし協力隊の採用からマネジメントの支援を行うために、地域おこし協力隊サポート事業を実施します。また、業務改善による住民サービスの向上を目的としたD X推進事業や、中小企業のための経営相談所を活用し、町内にある事業所が抱える課題を解決するためのサポートを行うビジネスサポート事業に取り組んでまいります。

総務部では、従来の自治振興交付金及び魅力あるまちづくり交付金の交付とともに、地域のコミュニティ施設に対しての修繕補助を目的とした集会所等修繕補助金を創設し、地域住民のコミュニティ活動の場の維持管理を支援するとともに、持続可能な社会への取組の一環として、照明のLED化と環境に優しい低公害車の導入を行います。また、防犯電話の購入補助を新設し、防犯カメラの普及とともに安心・安全な町づくりに取り組んでまいります。

住民福祉部では、高齢者が抱える様々な健康課題に対応するため、高齢者一体化予防事業として、高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施に取り組めます。また、マイナンバーカードのさらなる普及拡大に向けて、個人番号カード交付推進事業を実施し、高齢者福祉計画、介護保険事業計画を策定するに当たり、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施す

ることとしています。

健康子ども局では、次世代を担う子供たちが地域との関わりを持ち、地域づくりに関心を持ってもらうための事業として、新たにティーンズL i n k事業を実施し、子供たちのシビックプライドの醸成を図ります。また、骨髄移植等の推進及びドナー登録者数の増加を図ることを目的に、骨髄等提供者及びドナーが勤務する事業所に対する補助金を新設し、I C T導入による保育・教育の質の向上の取組として、総合保育業務支援システムを導入します。

まちづくり推進部では、産業の活性化と町民の雇用期間の拡大を目的とする企業立地促進事業を推進し、さらに、三宅1号線道路整備事業や交通安全対策事業に取り組むとともに、地域経済の発展や雇用創出に向けた産学官の交流環境を整備をする新たな町づくりとして、大和平野中央プロジェクト推進事業を県と連携し、協働実施してまいります。

教育委員会事務局では、小学校校舎の更新に備えた財源の確保として、小学校施設整備基金積立を、また文化ホールの維持補修のための事業実施とともに、三宅古墳群の調査研究をするために、アンノ山南古墳の発掘調査に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、部局別に主要な施策について述べさせていただきました。

なお、今年度は新たに過疎認定を受け、過疎対策事業債の発行が可能であることから、基礎自治体として取り組むべき課題に対して、限られた財源を活用し、各部局において創意工夫の下、新年度の町政運営に必要とする施策を盛り込み、過疎計画にも反映した予算編成を行ったものでございます。

また、新年度の組織機構改革として、大和平野中央プロジェクト推進事業の着実な実施を行うために、新たに大和平野中央プロジェクト用地対策室を新設し、住民の皆様との対応窓口業務が多い環境衛生課を除くまちづくり推進部を令和4年度より、役場分庁舎とする町浄水場に移設することにより、まちづくり推進部の事業を総合的かつ機動的な体制をすることとしました。

また、高齢者の保健事業と介護予防等との一体的な事業の実施に向けて、住民福祉部と健康子ども局の業務を再編し、住民保険課を住民福祉課、長寿介護課を保険医療課とし、税務課と共に役場庁舎内での住民の皆様の窓口の一体化を図ることとしました。

さらに、改めてまちづくり交流センターM i i M oにおける住民の皆様との協働運営を早期に目指すために、現在のM i i M o運営室としての役割を一新し、政策推進課に統合することにより、みやけイノベーション推進部として総合的に協働推進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、今定例会に上程いたしました各議案のご説明を申し上げます。

議案第1号 令和4年度三宅町一般会計予算についてご説明をいたします。

予算書の歳出より説明を行いますので、46、47ページをご覧ください。

まず、款1 議会費においては、議会運営費、議員報酬、事務局人件費等として、前年度比マイナス2.3%、147万3,000円減の6,237万円を計上しております。

続いて、48、49ページ下段から70、71ページ上段までをご覧ください。

款2 総務費、項1 総務管理費では、目1 一般管理費、目2 文書広報費、目3 財産管理費では、退職手当組合特別負担金の増加、目4 企画費、目5 公平委員会費、目6 諸費、目7 交流まちづくりセンター費、目8 財政調整基金費、目9 ふるさと納税基金費では、公共施設等整備基金積立金の増加要因もありますが、複合施設建設事業費関係及びオープニングに向けた費用の減少により、前年度比1億2,024万2,000円減の5億5,047万8,000円を計上しております。

項2 徴税費は、前年度より1,023万9,000円増の6,859万6,000円を、項3 戸籍住民基本台帳費では、電算事務委託料や備品購入費の減少に伴い、前年度より766万1,000円減の1,899万円を、項4 選挙費では、参議院議員選挙及び町議会議員選挙、知事及び県議会議員選挙の前倒し執行を見込んだ経費が増加し、前年度より1,650万4,000円増の2,984万円を、項5 統計調査費では、委員報酬が減少し、前年度より6万1,000円減の28万円を、項6 監査委員費では、前年度同額の39万1,000円を計上し、款2 総務費全体では前年度比マイナス13.1%、1億1,022万1,000円減の6億6,857万5,000円を計上いたしました。

次に、70、71ページ下段から84、85ページまでをご覧ください。

款3 民生費において、項1 社会福祉費では、扶助費の増加などにより、前年度比6,441万2,000円増の8億2,249万7,000円を、項2 児童福祉費では、扶助費及び委託料の増加により前年度比3,675万7,000円増の4億2,899万8,000円を計上し、款3 民生費全体ではプラス8.8%、1億116万9,000円増の12億5,149万5,000円の計上をいたしました。

続いて、86、87ページから90、91ページまでをご覧ください。

款4 衛生費において、項1 保健衛生費では、ワクチン接種事業費の増加により、前年度比2,156万3,000円増の1億6,867万1,000円を、項2 清掃費では、山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金の増加等により、前年度比926万5,000円増の1億710万9,000円を、項3 上水道費では、水道事業会計繰出金528万3,000円を計上し、款4 衛生費全体ではプラス9.5%、2,051万1,000円増の2億8,106万3,000円を計上いたしました。

続いて、92、93ページから96、97ページの中段までをご覧ください。

款6農林水産業費において、項1農業では、地籍調査業務委託料等の減少により、前年度マイナス8.6%、414万1,000円減の4,400万3,000円を、項2林業費では、森林環境譲与税基金でプラス29.4%、19万3,000円増の84万8,000円を計上いたしました。

次に、96、97ページ下段から98、99ページの上段をご覧ください。

款7商工費においては、野球グローブ生産100周年事業の減額により、前年度比マイナス42.5%、396万8,000円減の536万円を計上いたしました。

次に、98、99ページ中段から108、109ページ上段までをご覧ください。

款8土木費において、項1土木総務費では、人件費等の増加により、前年度より742万1,000円増の8,441万3,000円を、項2道路橋梁費では、道路維持費が各種保安管理委託料で増加し、道路新設費の三宅1号線道路整備事業の事業費が増加したため、前年度より6,716万1,000円増の2億8,177万2,000円を、項3都市計画費では、下水道事業会計になったことを受けて職員の人件費が一般会計から減少したことにより、前年度より870万3,000円減の1億7,922万8,000円を、項4まちづくり費では、企業立地奨励金の増加及び大和平野中央プロジェクト費の新設に伴い、前年度より2,200万5,000円増の2,319万7,000円を、項5住宅費は、人件費等の減少から、前年度より102万7,000円減の1,789万2,000円を計上しており、款8土木費全体では前年度プラス17.4%、8,685万7,000円増の5億8,650万2,000円の計上をいたしました。

次に、108ページ、109ページ下段から112、113ページの上段までをご覧ください。

款9消防費、項1消防費では、消防総務費で防災無線修繕料の増加及び非常備消防費でポンプ操法大会経費を計上し、前年度比プラス1.5%、247万6,000円増の1億6,504万3,000円を計上いたしました。

次に、112、113ページ下段から126、127ページ上段までをご覧ください。

款10教育費において、項1教育総務費では、人件費等の増加により、前年度より248万円増の4,902万2,000円を、項2小学校費では、学校給食費の公会計化の実施に伴い、前年度より5,240万7,000円増の1億2,220万1,000円を、項3中学校費においては、式下中学校会計への負担金が減少し、前年度より52万7,000円減の6,212万8,000円を、項4幼稚園費では、私立幼稚園費助成費が減少し、前年度より31万7,000円減の168万4,000円を、項5社会教育費では、社会教育施設費で維持修繕費の増加、文化財保護費の需用費、また委託料等が減少しましたが、項全体で前年度より366万9,000円増の5,272万7,000円を、項6保健体育費では、

維持補修工事費が減少したことから1,599万3,000円を計上しており、款10教育費全体では前年度比プラス22.5%、5,569万8,000円増の3億375万5,000円を計上いたしました。

次に、126、127ページ下段をご覧ください。

款12公債費においては、過疎対策事業債等の長期借入地方債の償還金の元金は増加、利子は減少し、前年度比プラス2.8%、1,135万6,000円増の4億1,332万8,000円を計上いたしました。

款14予備費につきましては、前年度比プラス29.3%、854万3,000円増の3,765万8,000円を計上しております。

次に、歳入の説明をいたします。

12、13ページにお戻りいただき、14、15ページの上段までをご覧ください。

款1町税、項1町民税では、個人町民税の減収見込みにより866万8,000円減の2億8,467万3,000円を、項2固定資産税では、増収を見込み、1,103万2,000円増の2億4,252万3,000円を、項3軽自動車税では、種別割及び環境性能割の増額を99万7,000円を見込み、2,145万4,000円を、項4町たばこ税については45万4,000円減少の3,775万8,000円と推計し、款1町税全体では前年度比プラス0.5%、290万7,000円増の5億8,640万8,000円を計上いたしました。

続いて、14、15ページの2段目から18、19ページの3段目までをご覧ください。

款2地方譲与税では、項2自動車重量譲与税から項5森林環境譲与税までにおいて、前年比プラス249万3,000円増の2,244万7,000円を計上いたしました。

款3利子割交付金では、微減の147万7,000円を、款4配当割交付金では、前年度比マイナス4.7%、33万8,000円減の683万2,000円を、款5株式等譲渡所得割交付金では、前年度比マイナス2.2%、12万8,000円減の556万2,000円を、款6法人事業税交付金では、前年度比プラス108.9%、241万3,000円増の462万9,000円を、款7地方消費税交付金では、前年度比マイナス0.3%、46万5,000円減の1億2,740万6,000円を、款8環境性能割交付金では、前年度比プラス16.7%、35万2,000円増の245万2,000円を、款9地方特例交付金では、前年度比マイナス21.3%、160万円減の590万円を計上いたしました。

款10地方交付税では、過疎対策事業債の交付税措置分を考慮し、令和4年度の普通交付税を16億6,000万円と見込み、特別交付税の3億600万円を合わせ、前年度比プラス7.3%、1億3,377万5,000円増の19億6,600万円を計上いたしました。

続いて、18、19ページの下段から44、45ページまでをご覧ください。

款12分担金及び負担金では、児童福祉・老人福祉事業等に係る個人負担金、式下中学校普通交付税負担金に中学校給食負担金等を合わせ、前年度比マイナス4.7%、341万6,000円減の6,890万2,000円を計上いたしました。

款13使用料及び手数料では、交流まちづくりセンター使用料、各施設の使用料、道路占用料、町営住宅使用料、戸籍事務等の手数料、各種証明及び許認可の手数料で、前年度比マイナス0.2%、10万5,000円減の4,179万1,000円を計上いたしました。

款14国庫支出金については、歳出経費を基に国庫補助事業の補助率から交付金、補助金の算定を行い、法定受託事務委託金等の収入見込みを合わせて、前年度比プラス16.9%、5,646万4,000円増の3億9,088万2,000円を計上いたしました。

款15県支出金については、国庫補助事業における県負担分、県単独補助事業による補助率の算定を行い、県税徴収など事務委託金等の収入見込みを合わせ、前年度比プラス9.8%、1,708万5,000円増の1億9,096万1,000円を計上いたしました。

款16財産収入については、普通財産の貸付け・売払い収入、基金利子収入を合わせて、前年度比マイナス50%、674万1,000円減の673万6,000円を計上いたしました。

款17寄附金については、ふるさと納税、企業版ふるさと納税合わせて、前年度比マイナス2.1%、67万円減の2,983万1,000円を計上しております。

款18繰入金については、ふるさと納税基金等を各事業に充当しており、公債償還調整基金の充当分を合わせて前年度比マイナス52.8%、4,588万1,000円減の4,099万5,000円を計上いたしました。

款19繰越金については、令和3年度決算による繰越金見込みの額の1,138万6,000円を計上いたしました。

款20諸収入については、税延滞金及び普通預金利子、住宅新築資金等貸付金償還金収入、自治総合センター助成金等を見込み、前年度比プラス8.2%、221万2,000円の増、2,910万3,000円を計上いたしました。

最後に、款21町債では、地方交付税の振替財源となる臨時財政対策債の借入れ見込み、公共施設等適正管理推進事業債等の借入れ予定額を合わせて、前年度比プラス7.9%、2,050万円増の2億8,030万円を計上いたしました。

以上のことから、令和4年度の一般会計予算額の総額は38億2,000万円となり、前年度比プラス4.9%、1億8,000万円の増額となっております。

次に、各特別会計予算についてご説明をいたします。

議案第2号 令和4年度三宅町国民健康保険特別会計予算については、国民健康保険事業費納付金等の増加等により、前年度比プラス4.3%、3,500万円の増の8億4,500万円を計上しております。

議案第3号 令和4年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算については、医療納付金の減少から前年度比プラス16.9%、2,199万2,000円増の1億5,170万円を計上しております。

議案第4号 令和4年度三宅町介護保険特別会計予算については、介護給付費の増加等により前年度比プラス3.3%、2,700万円増の8億4,000万円を計上しております。

なお、令和4年度の3つの特別会計の総額は18億3,670万円となり、前年度比プラス4.8%、8,399万2,000円の増額となっております。

次に、議案第5号 令和4年度三宅町下水道事業会計予算については、令和4年4月より公共下水道事業特別会計を地方公営企業法を適用する公営企業会計に移行するため、下水道事業会計として新たに予算化したものであり、令和4年度は下水道事業収益及び下水道事業費用において2億5,937万5,000円を、資本的収入で1億2,733万4,000円を、資本的支出で2億475万4,000円を計上しております。

以上が議案第1号から議案第5号までの新年度予算の概要でございます。

次に、議案第6号から第9号までの各会計の補正予算についてご説明をいたします。

まず、議案第6号 令和3年度三宅町一般会計第12回補正予算については、普通交付税の追加交付や各事業に対する国及び県支出金の増減補正を行うとともに、入札差金や事業費の確定、人件費確定に伴う調整及び事業中止に伴う減額等について所要の補正を行ったものでございます。

以上のことから、第11回補正予算後の予算総額は42億7,846万8,000円に、歳入歳出それぞれ2,031万2,000円を増額し、予算総額を42億9,878万円と定める補正予算を計上しております。

続いて、議案第7号 令和3年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算については、任意事業費、介護予防、生活支援サービス事業費、介護準備基金積立金等を減額し、歳入財源の確定に伴う予算調整を行ったものでございます。

以上のことから、今回の補正予算の規模は歳入歳出それぞれ1,616万6,000円を減額し、予算総額を8億2,046万8,000円と定める補正予算を計上しております。

次に、議案第8号 令和3年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算については、歳出において、今年度の一般管理費及び公共下水道事業費の確定に伴う減額や元利償還金の

減額を、歳入においては、使用料の収入見込みによる減額や一般会計繰入金の減額とともに、事業費確定により下水道事業債を調整したものでございます。

以上のことから、今回の補正予算の規模は、歳入歳出それぞれ744万2,000円を減額し、予算総額を2億8,655万8,000円と定める補正予算を計上しております。

次に、議案第9号 令和3年度三宅町水道事業会計第4回補正予算については、第11款水道事業収益で210万3,000円の減額を、第21款水道事業費用で420万6,000円の増額を、第31款資本的収入で250万円の増額を行うものであり、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正予算後の予算総額を14億8,601万円と定める補正予算を計上しております。

以上が議案第6号から第9号までの令和3年度の補正予算の概要説明となります。

次に、議案第10号 令和3年度三宅町水道事業会計の利益の処分については、三宅町水道事業会計において、令和4年4月から運営予定である磯城郡水道企業団での事業会計等の影響により、令和3年度末において多額の欠損金が生じる見込みであり、これを補填するため、地方公営企業法第32条第3項及び第4項の規定により、令和3年度水道事業会計の資本譲与金及び資本金の処分を行うべく議案を提出するものでございます。

続きまして、条例の制定及び一部改正についてご説明をいたします。

議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和3年8月人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、期末手当の支給割合を令和4年4月より一般職については0.15月分を、再任用職員については0.10月分を引き下げ、令和4年6月支給分についても、令和3年度中に引下げを見送った0.15月分も併せて引き下げるために本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第12号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、先ほどの一般職の職員の給与に関する条例の改正の理由と同様、特別職の期末手当の支給割合を令和4年4月より0.15月分引き下げ、令和4年6月支給分についても令和3年度中に引下げを見送った0.15月分を併せて引き下げるためと、令和3年度に引き続き令和4年度においても手当の額を除き、町長、副町長及び教育長の給料額を減額するために条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第13号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、さきの条例改正案2件と同様、議会議員の期末手当の支給割合を令和4年4月より0.15月分引き下げ、令和4年6月支給分についても令和3年度中に引下げを見送った0.15月分を併せて引き下げるための条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第14号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和3年11月19日、国において閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く方々の収入を引き上げることとされ、これに伴う保育士の処遇改善として保育手当について、現行の日額400円から日額500円に引上げを行うために条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第15号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成25年4月から実施していた勤務評価制度について、地方公務員法の改正を踏まえ、国家公務員に準拠した評価体制を確立するため、令和3年度において新たな人事評価制度として導入いたしました。その経緯から、職員の分限に関する手続き及び効果について、地方公務員法第28条第3項の規定に基づき、人事評価または勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくないと認められる場合の手続と効果を定めるため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第16号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和3年8月に人事院が公表した「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」において、「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされ、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等に係る事項について、令和4年4月1日に施行予定とされていることから、これを受けて非常勤職員の育児休業の取得要件について所要の改正を行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第17号 三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年4月から磯城郡水道企業団として運営されることに伴い、上下水道に関わる公営企業の事務局部の職員の定数が変更となるため、町長の事務局部の職員を97名から95名に、公営企業の事務局部職員を2名から4名にする条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第18号 三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年4月から磯城郡水道企業団として運営されることに伴い、本町において水道事業管理者がなくなることや、公共下水道事業が令和4年4月より特別会計から地方公営企業法の財務規定等を適用する公営企業会計に移行するため、水道事業管理者の文言を下水道事業管理者に変更するため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第19号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、全世代型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険税の軽減措置を講じるとともに、令和6年度の県内統一国民健康保険水準に向けた保険税の引上げのため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第20号 三宅町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する条例の制定については、三宅町放課後健全育成事業の三宅学童保育クラブの実施場所を三宅交流まちづくりセンターMi i Moに移転することに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第21号 三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定及び議案第22号 三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例の制定については、給水装置設置奨励金の交付要件として指定されている三宅町水道給水条例が、令和4年4月から磯城郡水道企業団にて制定される磯城郡水道企業団給水条例に変わるため、2件の条例の一部を改正するものでございます。

最後に、議案第23号 三宅町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、令和4年4月1日から公共下水道事業を特別会計から公営企業会計に移行する下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため、関係条例の制定、一部改正及び廃止するものでございます。制定する条例は、三宅町下水道事業の設置等に関する条例、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例。一部改正する条例は、三宅町特別会計条例、三宅町下水道条例、三宅町水洗便所改造資金貸付条例。廃止する条例は、三宅町公共下水道事業基金条例となります。

続いて、計画の変更1件、規約の改正1件についてご説明申し上げます。

議案第24号 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更については、新たに対象となる事業を追加するために地方債対象の拡充等を行う必要が生じたため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において、準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第25号 奈良県広域消防組合規約の変更については、奈良県広域消防組合における組合議会議員の人数、選任方法及び任期について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、同組合規約を変更する必要があるため、同法第290条の規定により、本規約について一部改正するものでございます。

次に、専決処分事項報告についてご説明申し上げます。

承認第1号 令和3年度三宅町一般会計第9回補正予算については、新型コロナの影響に対する新たな経済対策の一部として実施される住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業を行うために、緊急に予算措置を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年1月11日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき議会の承認をお願いするものでございます。

なお、補正予算の規模は、歳入歳出にそれぞれ1億727万5,000円を増額し、予算総額を42億6,706万9,000円とする補正予算でございます。

次に、承認第2号 令和3年度三宅町一般会計第11回補正予算については、本年2月3日、令和3年第27号、損害賠償命令請求事件の三宅町長を被告とする民事訴訟が奈良地方裁判所から送達されたことに伴い、本町として専門的な知見をお持ちの弁護士を訴訟代理人として選任するため、契約に係る費用を緊急に予算措置を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年2月4日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき議会の承認をお願いするものでございます。

なお、本補正予算は予備費を財源として調整するため、予算総額を42億7,846万8,000円に変わりはございません。

以上が今定例会に提出いたしました議案25件、承認2件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

本議案に対する質疑は、3月4日の金曜日午前9時30分より行いますので、よろしくお願いいたします。

◎報告第1号及び第2号の上程、説明

○議長（辰巳光則君） 日程第32、報告第1号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第8回補正予算について及び日程第33、報告第2号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第10回補正予算についての報告2件を議題とし、この2件を一括上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、一括上程としたいと思います。

森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 報告第1号 令和3年度三宅町一般会計第8回補正予算については、新型コロナの影響に対する新たな経済対策の一部として実施される子育て世帯等臨時特別給付金事業を行うために、緊急に予算措置を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和3年12月15日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

なお、補正予算の規模は歳入歳出にそれぞれ4,300万円を増額し、予算総額を41億5,979万4,000円とする補正予算でございます。

続きまして、報告第2号 令和3年度三宅町一般会計第10回補正予算については、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、国からワクチン接種の前倒しに関する新たな方針が示されたことによる事業を実施するに当たり、緊急に予算措置を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和3年1月28日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

なお、補正予算の規模は歳入歳出にそれぞれ1,139万9,000万円を増額し、予算総額を42億7,846万8,000円とする補正予算でございます。

以上が今定例会に提出いたしました報告2件の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

日程第32、報告第1号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第8回補正予算について及び日程第33、報告第2号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第10回補正予算についての報告2件については、地方自治法第180条第1項の規定により、町長の説明がありましたので、これを報告とします。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第34、同意第1号 三宅町政治倫理審査会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第1号 三宅町政治倫理審査会委員の選任については、現在委員1名が欠員のため、新たに委員の選任を行いたく、三宅町政治倫理条例第5条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。磯城郡三宅町大字屏風440番地の63、田矢治己、昭和26年3月9日生まれ。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

田矢委員、入場願います。

（田矢政治倫理審査委員入場）

○議長（辰巳光則君） ただいま、本会議において新たに政治倫理審査会委員に同意されましたので、ここで田矢委員の挨拶を受けることといたします。

演台のほうへどうぞ。

○政治倫理審査会委員（田矢治己君） 失礼いたします。三宅町東屏風在住の田矢治己と申します。

ただいま議員の皆様方のご同意をちょうだいいたしまして、4月1日から三宅町政治倫理審査会の委員を務めさせていただくこととなりました。何分行政関係の会合における委員等につきましては初めての経験でございますので、何かと戸惑うことも多いかと思いますが、三宅町の行政運営のために僅かな力であったとしても何か役に立ちたいと考えておりますの

で、誠意を持ってしっかり取り組んでまいりたいと考えております。どうか、皆様方におかれましては、ご支援、ご協力のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第35、同意第2号 三宅町公平委員会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第2号 三宅町公平委員会委員の選任については、令和4年3月31日付で委員1名の任期が満了となることから、引き続き委員を選任することにつき、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。磯城郡三宅町大字但馬478番地、福井 章、昭和15年8月16日生まれ。再任でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第36、同意第3号 三宅町公平委員会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第3号 三宅町公平委員会委員の選任については、令和4年3月31日付で委員1名の任期が満了となることから、引き続き委員を選任することにつき、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。磯城郡三宅町大字石見516番地の2、北浦恵子、昭和14年3月10日生まれ。再任でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第37、同意第4号 三宅町公平委員会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第4号 三宅町公平委員会委員の選任については、令和4年3月31日付で委員1名の任期が満了となることから、新たに委員を選任することにつき、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。磯城郡三宅町大字屏風384番地の4、藤田美穂子、昭和52年9月30日生まれ。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

藤田委員、入場願います。

（藤田公平委員入場）

○議長（辰巳光則君） ただいま、本会議において、新たに公平委員会委員に同意されましたので、ここで藤田委員の挨拶を受けることといたします。

演台のほうへどうぞ。

○公平委員（藤田美穂子君） 初めまして、ただいま公平委員会委員に選任いただきました藤田美穂子と申します。

もとより微力ではございますが、皆様のご指導ご鞭撻をいただき、公平委員としての職責を全うしてまいりたいと思いますので、何とぞご関係者の方々のご指導ご鞭撻を賜りたく、よろしくお願いいたします。

大変簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。ご退席ください。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第38、同意第5号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第5号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについては、地方自治法第162条の規定に基づき、令和4年4月1日付にて新たに副町長を選任するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

まず、金井副町長にはこの2年間、本町行政の中核な役割を担っていただき、本当にありがとうございました。これまでのご尽力に対し、改めて感謝申し上げます。金井副町長には、県にお戻りいただいた後、多くの諸先輩方と同様、今後も本町のために様々な形でご支援賜りますようお願いいたします。

さて、後任の副町長につきましては、お手元に配付しておりますとおり、引き続き県から派遣をお願いすることで県との連携をさらに強化し、本町の各行政分野にご指導いただくためにも、県職員として生活環境部から奈良土木事務所、県立三室病院、教育委員会事務局、医療政策部等を歴任され、現在、食と農の振興部畜産課の課長補佐として豊富な行政経験と広い見識をお持ちの喜多豊様に副町長を選任したく、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。京都府木津川市州見台3丁目22番地の2、喜多 豊、昭和46年3月12日生まれ。

ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

喜多副町長、入場願います。

（喜多副町長入場）

○議長（辰巳光則君） ただいま、本会議において、新たに副町長に同意されましたので、こ

こで喜多副町長の挨拶を受けることといたします。

演台のほうへどうぞ。

○副町長（喜多 豊君） ただいま、副町長の選任につきまして同意をいただきました喜多 豊と申します。よろしくお願いします。

4月からは三宅町職員として三宅町の発展のため微力ながら誠心誠意努力してまいる所存でございます。議員の皆様におかれましては、よろしくご指導ご鞭撻賜りますようお願いいたします。

本日議会審議の貴重なお時間の中、ご挨拶の機会をいただきましたこと、どうもありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。ご退席ください。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第39、発議第1号 三宅町政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、提出者の松本議員より提案理由の説明を求めます。
松本 健君。

○4番（松本 健君） 議長のお許しを得ましたので、発議第1号 三宅町政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明をさせていただきます。

このたびの改正は、令和元年9月より令和3年3月にかけて議会全員参加で行ってきた議会改革調査特別委員会で議論された内容に従った改正であります。

内容としましては、収支報告書の保存及び閲覧についてインターネットでも公表するもので、より開かれたものとするためのものです。

議員各位のご支持をよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。
質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 討論なしと認めます。

討論は終結します。

お諮りします。

日程第39、発議第1号 三宅町政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰巳光則君) 日程第40、発議第2号 三宅町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認め、提出者の瀬角議員より提案理由の説明を求めます。

瀬角議員。

○3番(瀬角清司君) 議長のお許しを得ましたので、本議会に提案する提案理由を説明したいと思います。三宅町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案の説明をさせていただきます。

私たち議員の定数は条例で定められた10人ありますが、1人削減し、次の一般選挙からは9人とすることを提案するものであります。

提案理由といたしましては、三宅町の人口状況であります。平成5年の約8,600人をピークに減少が続き、令和4年1月現在では6,654人と、この30年で約2,000人、2割以上減少しております。さらに、今後の人口ビジョンによりますと2030年代におきましては5,000人台、2050年代においては3,000人台に突入することが予測されております。そのため、人口規模に応じた議員数へ見直すべきと考えます。平成18年9月議会で議員定数が14人から10人へ見

直しされたときは、人口は約7,700人でした。770人に対して1議員となっております。このときより人口は約1,000人減っております。現在の人口で770人に対して1議席で計算した場合、8.6人の議員数となります。このことから、定数を9人と見直し提案するものであります。

また、この1年と少しの間、議員各位のご努力もあり、議員活動を9名で進めてこれしました。定数削減は議会機能が低下をする危険性もありますが、それでも三宅町議会議員が自覚を持ち、これ以上に議会活動に取り組み、議会の質を高めていくための奮励努力と研さんを重ねることによって、定数の削減は可能と判断し、この条例の改正をするものであります。議員各位のご支持、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

森内議員。

○6番（森内哲也君） いろいろこの件に関しては未来のこともあるので、議員の中で討論したかったんですが、ちょっとそういうのがなかったので、ちょっとこの場でいろいろあるんですけども、1点聞きたいです。

議員の削減に反対するものではないんですが、削減するということは、住民さんの代表である議員の中にいろんな若い人とか、女性・男性、年齢もそうですが性別もそう、あと仕事とかもいろんな方がおられる、多様性があるほうが、町としてのいろんな意見は吸い上げられるという話があります。議員削減するということはそのハードルを上げる、多様性、いろんな方が参加するのをしにくくするということにはなと思うんで、そのあたりのお考えとかあるようであればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 森内議員のご質問されている意味もよく分かりまして、議員の数が減るということはそれなりに聞く耳がやっぱり減るということで、そういう議会の機能の低下も恐れられるところではありますが、実際問題、現実的にこの近年の三宅町の議会に対しては、以前、ご不幸にも前議長がお亡くなりになられて、1年と5か月の間、皆さんのご努力もありましたが、定数1の削減の状態でありながら何らかの不便を感じて議会運営がなされていないように私は思います。

また、私はいたずらに議員定数を半分にしてくださいとかむちゃな案件は要してはいてま

せん。ですので、社会情勢に照らし合わせた議員定数を発議するものでありまして、先ほども述べましたが、人口比において議員定数を発議するものであります。それによって皆さんのご努力も多々あると思いますでしょうが、前回のような無投票が避けられたり、住民の皆様にも少しでも関心を持っていただけますよう町議会の町政全体の発展にもつながっていけるかなと思っております。各議員におかれましては慎重に審議いただきまして、重ねてご支持のほどよろしくをお願いしたいと思っております。

○議長（辰巳光則君） ほか、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

池田議員。

○10番（池田年夫君） 発議第2号 三宅町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案者から説明がありました。三宅町の議員定数は2008年、平成20年にそれまでの定数14から10名に削減されました。当時は、夕張市の財政破綻から国も財政再建を叫び、国の集中改革プランの下、議員も歳費を1割カットして町政に貢献してきました。今回の議員定数の削減は、現在の10名から9名にするというものであります。

私たち議員の一人一人が住民の声を聞く耳を持ち、行政の無駄遣いをチェックする目を持ち、よりよい町政にしていこうための提案をする口を持っています。議員定数が削減されれば、それだけ住民の声が行政に届きにくくなる。そればかりだけでなく、行政の監視、チェック機能を自ら弱体化させることになります。

定数が削減されれば議会が活性化するでしょうか。定数が減ればそれだけ当選をすることが難しくなります。地盤のしっかりした候補者や組織的な集票力のある候補者が有利になり、少数派の意見を持った候補者が排除されてしまいます。そうなれば、多様な民意を酌み尽くせなくなり、住民の意思を行政に反映することが難しくなってきます。

全国でも、三宅町より人口が少なくても議員定数は12名、10名という自治体は数多くあります。議員定数に関する識者の意見として、野村 稔氏は、1、議員定数について理論的根拠、あるべき基準が示されていけばよいが、残念ながらない。現状は大多数の地方議会が減少させているため、減少が善で、地方自治法に基づき法定数とおりの議員数としているのは

適正ではないかのような印象を与えている、変な話だ。減数によって浮く金額に目を取られ、反対に住民意思の反映機能、執行機関に対する批判、監視機能の低下についての検討がおろそかになっているのではないかと心配する。２、執行機関をチェックする者がいなければ、地域の均衡ある適正な行政、能率的な行政、住民の要望に即応した行政を確保できない。議会の批判と監視機能の低下は最終的には住民自身がマイナスを受ける。３、残念ながら住民意思の反映は数量化できないので、マイナスを量的にまたは金額で表示できない。この反面、議会は減少した議員数でも運営できるから、弊害が生じないような印象を議員や住民に与えている。４、議員が減れば批判、監視機能が確実に低下するのに、それを表面化していないだけであると指摘されています。

例えば、議員定数を増やし、若者や女性、障害を持った方や高齢者など様々な立場の候補者が立候補し、当選する可能性が高まれば、選挙への関心を高め、投票率も上がります。投票率が上がれば、住民の議会への関心も高まり、住民と議会と行政の間に好ましい緊張感ができるのではないのでしょうか。そういったことのほうが真の活性化と言えるのではないのでしょうか。

これからの地方自治の役割が増大していく中、議会が強化を図るべきであります。議会費用は民主主義を機能させるための最低限の必要なコストです。他のコストと同様に扱い、安易に削減すべきではないと考えます。

住民の目、耳、口を小さくし、議会の機能を低下させる定数削減をしてはならないという理由から、今回の議案には反対といたします。

○議長（辰巳光則君） ほか、討論ありませんか。

賛成討論の方は。

松田議員。

○８番（松田晴光君） 賛成討論させていただきます。

私、三宅町議会の議員を定数を定める条例の一部を改正する条例に賛成いたします。

今の三宅町を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化をはじめ、価値観、ニーズが多様化しています。それに対応していくためには限られた財政を有効に活用する必要があります。そのような中、公共施設等複合管理計画では建築物や道路のインフラの更新等を踏まえ、行政サービスを維持するためには毎年約７億４,０００万円程度の投資額が必要と試算されています。町の決算は黒字を維持していますが、税収は下がり、地方交付税に依存し、高齢化に伴う保険給付費は年々増加の一途をたどっており、財政状況は今後も非常に厳しい状況となり

ます。また、奈良県内の同規模町の議員定数を見ると、川西町では12人、安堵町では9人、吉野町9人、高取町8人、下市町は8人と、川西町を除けば三宅町より定数が少なくなっています。他の町は既にこの状況でも十分議会運営を実践されています。

また、三宅町では3年前無投票、定数を1人減らすことで財政上大きな影響はないかもしれませんが、このような財政や近隣、町の状況に対し、議会として少しでも対応し、変化する必要はあると考え、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほか、討論はありませんか。

松本議員。

○4番（松本 健君） 私は、議会改革調査特別委員会を一昨年からやってまいりました立場も踏まえて、反対討論をさせていただきたいと思います。

住民一人一人が住みたい町、住民主体の町づくりのために、議会のあるべき姿は今よりもずっと大切なものとなります。周辺の自治体を見ても、我々の三宅町議会には物足りなさをつくづく感じるところです。こういった中、身を切る改革といった名の下、各地で定数削減の声が上がることも理解できないわけではありません。議会がふがいないから人員を削減する、本当にそれでいいんでしょうか。議会がふがいないから議会にもっと働いてもらう、働かない議員を働く議員にしてゆく、それこそが議会改革であるというものです。

さきの委員会では、議会だよりを出すことも決まりましたが、あえなく途中で頓挫することになりました。人を減らす前にちゃんと議会だよりを出すようにしましょうよ。

以上で反対討論を終わります。

○議長（辰巳光則君） ほか、討論ないですか。

森内議員。

○6番（森内哲也君） 私のほうも反対の立場から意見を言わせていただきます。

議員定数削減に反対しているわけでは実はございません。議論が足りない、全くできていない、議論するのが議会のはずなのにその部分を飛ばしてここに行き着くのはどうかということになります。今の賛成の方の意見でお金の話が出てきました。お金の話をするのであれば、1人と言わずに5人、4人削減できるところまでやろうやというふうに思いますので、そういう話もできたらなと思います。

あと、人口についての議員の考え方を出示されましたが、こういうふうなちょっと懸念、心配している部分があります。議員1人当たりの住民の数という話が出てきましたけれども、

よくこの話を聞くのは1票の格差という話のときに聞くのかなと思っております。この話は、皆さんもご存じだと思いますけれども、都会だと1万票取らないと議員が当選しないのに、田舎では100票取れば当選する、不公平じゃないのみたいな、そんな話につながってくる議論です。国全体として見たときに不公平を直さないといけないという話は分かりますが、我々、三宅ということは都会というよりも田舎のほうで不利な立場にあるのではないので、どこの視点からの意見なのかという違和感が一つあります。まず奈良県全体で見たような視点、知事とか県議会議員さんが言われるのであれば、三宅だけ得しているから減らすよというような話分かるんですけども、まず地域密着でいきたいという思いがあります。それが一つ。

もう一つ、1人当たりの抱えている住民さんというような話だったと思うんですけども、それを考えるときに、私は介護の世界にいますのでちょっと思い浮かぶ話がありまして、ケアマネジャーさん1人当たりたくさん利用者さんを抱えておられる方、あるいはそうでない方というのが、それぞれケアプランというものをつくられて、僕は見る立場のことが多いんですが、よくできている、利用者さん一人一人を見てはるなと感心する計画の場合と、あれ、大丈夫かこのプランで見れていないやんと思うのがあって、それはやっぱりケアマネジャーさん、抱えるほうの能力の違いなんです。それは数が少ないからよく見られるよという話ではないんです。これは明らか、僕が仕事上で感じているものです。なので、これをこの議員の人口当たりの話に当てはめると、やはり議員の質を上げていく必要があるというのは痛切に思っております。なので、削減の話をするのであれば、どうやって僕ら議員の質を上げる、レベルを上げるという話もセットでぜひやりたい、やらなければいけないと思っております。

その2つがちょっと気になる場所なので、こういった話をみんなでせっかく議会なのでできたらなというふうには思っております。

今、挙げられた近隣の町村、確かに定数削減、三宅よりも低いんですが、実はちょっと私もどうかな、できるのかな、人数でというので調べてみました。平成2年のデータになるんですけども、インターネットで9名、奈良県には町が15町あるんですが、平均議員定数は11人でそのうち女性の議員、11人のうち2人というのが平均値でした。女性の多様性という話も先ほどさせていただいたんですけども、議員の中にいろんな年齢の方とか男性・女性おられるほうがいいよねというのは僕もそのように思いますので、この県内の15町の中に女性議員がおられない町議会が1つあります。それは、三宅町よりも議員定数の少ないところの議会です。いやいや偶然でしようと思ったので、その町の平均年齢、議員の若さを調べ

てみました。県下15町のうちのトップです、一番高齢化しております。なので、議員定数を減らすことはちょっと高齢の男性に偏るんじゃないかというおそれがあるので怖いなと思っております。

もう一つ、今、松本議員からも議会だより出そうよというのでありました。私もそのときの委員に入っていたので、県内の町の議会だよりどうなってんねんというのを調べました。三宅町は「広報みやけ」に、議員の議会だよりというよりも報告、こんな議案あって、一般質問こんなでした、以上、みたいなのが載るので、ちょっとこれは議会だよりと言えないでしょうねということで調べました。

大体町の広報と別に議会だよりを出しているところもあれば、三宅みたいに町の広報の間にページを割いて議会だよりを出してはるところもあります。1つだけ広報にも一切議会のコーナーがないという議会がありました。僕はちょっと広報あり、丸というので、議会だよりあり、丸でバツを打っていて、三宅はこんなん議会だよりちゃうやろってバツにしようかなと思ったら、ないんで、そこのところはどこかという、やはり三宅町より議員定数削減をされているところなので。

やはり議員の質を上げるようなこの話も、議会の質です、議員の質というよりかは。そういう話もしないといけないと思っておりますので、定数削減を早急にすることは、まだ次の選挙ってことは1年あるんで、何かいろいろとアンケート取ったり、アンケートも中断しちゃったりもありましたけれども、そういうこともできてからと思いますので、この議案には今回は反対させていただきます。

○議長（辰巳光則君） 今の、森内議員、平成2年で間違いないですか、令和2年じゃないですか。

○6番（森内哲也君） ごめんなさい、令和2年。

○議長（辰巳光則君） はい。

ほか、討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論は終結します。

お諮りします。

日程第40、発議第2号 三宅町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 賛成、反対が同数です。

地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件について採決します。

発議第2号 三宅町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定については、議長は可決と採決します。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰巳光則君) 日程第41、発議第3号 保育士の抜本的な処遇改善を求める意見書についてを議題とし、上程したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認め、提出者の池田議員より提案理由の説明を求めます。

池田議員。

○10番(池田年夫君) 保育士の抜本的な処遇改善を求める意見書(案)を読み上げて提案説明とさせていただきます。

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけている。

コロナ禍への対応として、保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育をおこなうためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務である。

小学校では、コロナ禍を受けて全学年で少人数学級化の実施が決まり、順次実施されている。2021年度「小学校基本調査」によれば、公立小学校の学級当たりの児童数は22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予想される。小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準(子ども30人に保育士1人)は70年以上も見直されず放置されているのは由々しき事態と言わざるを得ない。

また、コロナ禍は子どもの貧困や虐待などを深刻化させ、今まで以上に保育士が子どもや保護者と丁寧に関わることが求められており、保育士の専門性を高め保育をより充実させていくためにも、保育士不足の解消のためにも、保育士の処遇の改善が課題である。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、いまこそ国が責任をもって改善を進めることが求められている。

よって、国においては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く要望する。

1、国に対して、保育士の処遇を、抜本的に改善することと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

皆さん方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

森内議員。

○6番（森内哲也君） ちょっと確認をさせてください。

今、これを出されるための意見を言ってくださいました。その中に密な環境がどうか、1人当たりの抱える人数がどうかであるというような話があったんですが、この意見書自体はそこをどうせい、こうせいということではなく、処遇、給与面ですね。その部分を考え直してくださいというそういう意見書だという理解でよろしいでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） それで結構です。

○議長（辰巳光則君） ほか、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論は終結します。

お諮りします。

日程第41、発議第3号 保育士の抜本的な処遇改善を求める意見書についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎発議第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第42、発議第４号 日米地位協定の見直しを求める意見書についてを議題とし、上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、提出者の松本議員より提案理由の説明を求めます。
松本議員。

○４番（松本 健君） 議長のお許しを得ましたので、発議第４号 日米地位協定の見直しを求める意見書について。

意見書案を読み上げて提案理由の説明をさせていただきます。

日米地位協定の見直しを求める意見書。

昨年12月ごろより、沖縄、岩国、など、米軍基地に端を発すると思われる、新型コロナ・オミクロン株の感染拡大が国内で発生することとなった。これまで、日本でも他国と同様オミクロン株の国内流入を防ぐために空港等で水際対策がとられていたにもかかわらず、米軍基地所在地からの感染拡大を防ぐ事ができなかったととらえる事ができる。現在の日米地位協定のもとでは、すでに感染者数が多く発生しているアメリカからの軍人軍属の出入国及び基地外への出入りをチェックする権限は日本にはなく、基地を感染源とする予防対策に自治体はおろか国さえ無力であり、基地所在地の住民のみならず全国民の不安は深刻である。

現在、わが国には、日米安全保障条約に基づき、30都道府県に130を超える米軍基地がある。その米軍基地所在地では、航空機の騒音や米軍人・軍属がかかわる事件や事故などにより、平穏で安全・安心であるべき周辺住民の生活が脅かされる事態が続いており、基地の所在する自治体にとって、その負担の軽減がかねてより重要課題となっていた。

こうした中で、全国知事会は2018年７月に日米地位協定を抜本的に見直す提言を採択した。この知事会提言以降、全国各地の道県市町村議会で地位協定の見直しを求める意見書が可決、提出されてきた。奈良県議会においても、知事会提言を受けて意見書が採択されている。しかし、その後も基地をめぐる事件・事故、騒音・環境問題は深刻さを増している上に、今回のコロナ禍により、日本国民の生命にかかわる問題を浮き彫りにすることとなった。

日米地位協定は、日本国法令の適用除外や米軍人等の犯罪に係る裁判権や国民生活に深く

かわる事項が定められているが、1960年に締結されて以来、60年間一度も改定されず不平等の規定のまま今日に至っている。

国民の生命、財産並びに人権を守るためには日米地位協定のあるべき姿へ見直しが喫緊の課題となっている。よって、国においては、先の全国知事会の提言も踏まえ、適切な措置を講ずるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 賛成討論を行います。

沖縄の米軍基地からのオミクロン株の拡大、沖縄のすさまじい感染拡大、その中で米軍から兵士が市中に繰り出して、米軍の基地内では感染拡大していてもマスクをせず歩いているという、そういう状況の映像を見るたびに本当に何とも言えない気持ちになりました。

沖縄では、例えば、基地内の自動消火器が誤作動して化学消火剤が大量に流出して、その中には自然分解されない発がん物質が含まれていて、結局、地元住民が水道水の池として使っているところも流入して、水道水の取水ができなくなるというような事態が起きていても、基地内の調査、立入調査すらできないというそういう状況は本当に胸が痛む話です。

全国知事会等もこぞって地位協定の見直しという声を上げておられますので、三宅町議会としてもぜひ皆さん協力いただいて、地位協定の見直しを求める意見書を国にぜひ提出していただきたいと思います。ご賛同をお願いします。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほか、討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論は終結します。

お諮りします。

日程第42、発議第4号 日米地位協定の見直しを求める意見書についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） 本日はこれもちまして散会といたします。

次回は3月4日金曜日、午前9時30分より会議を開きます。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午前11時54分)

令和4年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和4年3月4日金曜日午前9時30分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鰭 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	金 井 壮 夫
教 育 長	澤 井 俊 一	みやけイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀
総 務 部 長	森 本 典 秀	健康こども局長	植 村 恵 美
住民福祉部長	宮 内 秀 樹	教育委員会事務局長	中 谷 亮 一
まちづくり推進部長	岡 橋 正 識		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	今 中 建 志	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	山 内 亮	モニター室係	奥 田 崇 鉦

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	久 保 憲 史	2 番 議 員	川 鰭 実希子
---------	---------	---------	---------

令和4年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

令和3年 3月 4日 金曜日

午 前 9時30分 再 開

日程第1 議案第1号から議案第5号までの5議案に対する予算審査特別委員会付託について

日程第2 議案第6号から議案第25号までの20議案及び承認第1号から承認第2号までの承認2件に対する各委員会付託について

日程第3 一般質問について

追加日程第1 発議第5号 ロシアによるウクライナ侵攻についての対応を求める意見書

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） 令和4年3月三宅町議会第1回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。本日の会議を開きます。

（午前 9時29分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおりであります。

◎議案第1号～議案第5号の予算審査特別委員会付託について

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

日程第1、議案第1号 令和4年度三宅町一般会計予算についてより議案第5号 令和4年度三宅町下水道事業会計予算についてまでの5議案を、さきに設置しました三宅町予算審査特別委員会に付託いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1、議案第1号 令和4年度三宅町一般会計予算についてより議案第5号 令和4年度三宅町下水道事業会計予算についてまでの5議案を、三宅町予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

◎議案第6号～議案第25号及び承認第1号及び承認第2号の各委員会付託について

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

日程第2、議案第6号 令和3年度三宅町一般会計第12回補正予算についてより議案第25号 奈良県広域消防組合規約の変更についてまでの議案20件及び承認第1号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第9回補正予算についてより承認第2号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第11回補正予算についてまでの承認2件を各常任委員会へ付託し、委員は全員でございますので、総括質疑は割愛いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 令和3年度三宅町一般会計第12回補正予算についてより議案第25号 奈良県広域消防組合規約の変更についてまでの議案20件及び承認第1号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第9回補正予算についてより承認第2号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第11回補正予算についてまでの承認2件を、各常任委員会へ付託することに決定しました。

◎一般質問

○議長（辰巳光則君） 日程第3、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。

今定例会に通告をされました議員の発言を許します。

◇ 瀬 角 清 司 君

○議長（辰巳光則君） 3番議員、瀬角清司君の一般質問を許します。

3番議員、瀬角清司君。

○3番（瀬角清司君） ……（録音漏れ）……

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ……（録音漏れ）……する機会も多く、職員にとって住民の方との良好な関係構築に役立つコミュニケーション能力は、様々な課題解決や新たな政策を展開するためにも欠くことのできない基本的な能力です。

ただ、現状としては、人的余裕のない中、専門の総合案内所や専属の係員を配置することは困難であり、まさに職員一人一人が住民サービスに対する意識をいま一度高めることで、来庁する方にできる限りご不便をおかけすることのないよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、複合施設ミーモの利用予約についてお答えをいたします。

現在、三宅町交流まちづくりセンターM i i M oの貸室利用については、通常2か月前からの予約受付を開始しているところでございます。優先的な取扱いとしては、三宅町在住者及びM i i M oクラブ会員について、3か月前からの予約を可能としているところでございます。

また、同館を利用いただく皆様の利便性の向上に資するため、本年3月1日より貸館利用のネット予約を開始したところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、今後、同館の認知度や利用頻度の向上等に伴い、貸室利用の希望日時が三宅町在住者同士でも重複するケース等も十分に想定されることから、その際の取扱いにつきましては、新たなルールづくり等が必要なものと認識しております。つきましては、今後、同館の貸室利用に係る新たなルールづくり等に当たっては、本町の施策の基本方針でもある地域住民との協働推進を念頭に、本町単独で判断することや決定することは差し控え、公民連携の意思決定機関であるM i i M o運営委員会での議論や利用者同士での対話の場の提供等、本町のミッションである伴走者としての役割に注力してまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 再質問、瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 丁寧な回答ありがとうございました。

案内看板も総合看板作ったり、分かりやすくされるということ、それはこれからの庁舎には必要なことだと本当に思います。

ですけれども、庁舎に来られる方は全ての方がやっぱり健常者ばかりじゃないと思うんです。それは職員の皆さんもよくご存じだと思いますが、目のご不自由な方、耳のご不自由な方とか、今はコロナ禍で少ないですけれども、今後インバウンドが再びありまして増えると思われる外国人の方など、そういった方々にはどのように案内とかされるようなお考えをお持ちでしょうか。ちょっと意地悪な質問かな。

○議長（辰巳光則君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 瀬角議員の再質問にお答えします。

これから町でも町のファンを大切にしていきたいという町長のお考えもございますので、やはり案内板はしかりなんですけど、庁舎の中でやはり職員の数も限られていることもございます。定員もございますので、窓口業務の者がやはり玄関等を注視しながら、優しい案内を心がけていきたいと考えておりますので、ご理解のほうよろしくお願いします。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 森本部長の言われることよく分かりましたけれども、窓口業務の方と言いましたら、それにたけた方ばかりが窓口が行くようなイメージにありますから、そうするとやっぱり仕事の私言っている効率も下がってきちゃうこともありますし、外国人の方が来られましたらあほうな言葉ありますので、自動翻訳機、安いやつありますやんか、今やったら。そういうようなものも購入して案内していただけるような。

何も案内所をつくってほしいなんか、私言っておりません。案内にたけた方が窓口の近く

におられて、何らかのときは必要だなと思ったときは対処できるようなそういった部署というたらおかしいですけども、方を育てていただけるようなことができないのかなというご質問なんですけれども、そこは無理なんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森本部長。

○総務部長（森本典秀君） 今、瀬角議員おっしゃったように、いろんな仕掛けというんですか、機械的なものも用意できればいいと思いますし、今回、提案説明の調書述べましたとおり、ほとんどの住民さんがよく使われる、よく対応されるような業務につきましては、庁舎入った左側に固まることになります。職員も窓口対応の課が増えることになりますので、なるべく今までよりもっとすぐに対応できるような体制、もちろん職員一人一人の研修も重ねていながら対応能力の向上に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） 森本部長にそういった教育のほうもまたお任せするといたしまして、この4月から土木機関も水道課のほうに出先になりますし、あざさ苑のほうにも健康こども課あります。この小さな町の中で出先機関がよくありますので、本町やっぱり分かりにくいと思うんです、子供さんお持ちの方で。庁舎に来たら全てが済むというような、できるだけそういった住民サービスに徹していただきたいなと思います。

子育てに力を入れて、「子育てしやすいまち三宅町」と町行政うたっておられるんですから、ぜひ小さなお子さんが1人で庁舎に来られても迷わずに分かりやすい、親切丁寧な庁舎の仕組みとか案内を目指して取り組んでいただければと思います、この質問は終わりたいと思います。

それから、議長、続けてよろしいですか。

○議長（辰巳光則君） どうぞ。

○3番（瀬角清司君） M i i M oに関する質問なんです、私はご存じだと思いますが、伴堂大字の代表でもあります。今年度の自治会総会の予約の際に問題だと思ったのは、総会の予約の際に予約はできたんです。予約はできましたが、予約する際、日付が重なる場合はその重なる代表者同士でお話をし決めていただけたらなという方針を聞いたときに、私、これからオープンしていくM i i M oが大丈夫かなとそういう疑念に思われましたので、ここは強く質問したいなと思ひまして聞かせていただいたんですけども、公平だとは思ひますけれども、私どもの伴堂地域のおかげ会館、これも極めて自分らでは公平に使っておるつ

もりです。ただ、伴堂の自治会事には最優先させていただいております。

ほかの大字の公民館もやっぱり地元が優先されておられると思うんですけども、そういったあたりはどういうふうにお考えになられておられますか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 申し上げいただいた新たなルールづくりという点では、今おっしゃっていただいています伴堂の自治会様のほうのルールも参考にさせていただきながら、また先ほど町長のほうが述べましたM i i M o の意思決定機関である運営委員会のほうにもご意見として諮らせていただきながら、新たなルールづくりという点で構築をさせていただければというふうに考えておりますので、またその点ぜひご協力いただければと考えております。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） この質問の中で私、一番問題かなと思ったのは、利用される団体の代表者同士の話合いの中で、団体の規模や社会的な地位が少し違ってきますよね。そういった中で代表者同士のいさかいにつながりかねないのかなと、そういった予測はされなかったのかなと思ひまして、そこをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） そこまでちょっとすみません、その時点で私ども、聞き至らなかったという点は反省させていただければというふうに考えておりますので、その反省を踏まえまして、総合的なルールづくりというのを今後進めていかせていただければというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） そうしたら、また答弁のほうにあるようにM i i M o 運営委員会やそういう決まり事で、今後ここが対策していってくれはるとそういう約束事というか、前向きに検討していただけるということですね。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 今、議員からいただいたご意見というのも、運営委員会の皆様にもこういったご意見がございますということはしっかりと行政としてお伝えして、その中で皆さんで議論をいただき、新たなルールをつくるのか、またこのままでしばらく、かぶることも今現状はないので、出てきたときにルールを変更しようとか様々な議論、ご意見あろうかと

思いますので、そういったところの皆様のご議論で方向性というところ、検討していただきたい。議員おっしゃった意見というのは行政としては必ず受け止めさせていただいて、運営委員会のほうにはお伝えをさせていただきますので、そういった回答でよろしく願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） そういった、稼働率がどんどん上がってきたら問題も出てくると思います。そのときにこういった私の心配する、危惧するいさかい事があるようなことがあったら何やこの施設はという嫌な思いもされる方も出てきますやろし、そこをやっぱり初めからルールづけというか、定義で考えていただけたらありがたいと思います。

過疎債利用してやっとできた三宅町の一番の利用施設でありますから、今後ともずっと三宅町の核になる施設です。ですから、ますます住民の皆さん、各団体・クラブ等に使用していただき、稼働率を上げるためにM i i M o運営委員会で先ほども言いましたが、この問題は真摯に取り組んでいただきまして、住民の皆様に愛される施設になるような努力をしていただきたいとそう思いまして、一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（辰巳光則君） これで瀬角清司君の一般質問を終わります。

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（辰巳光則君） 次に、6番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

6番議員、森内哲也君。

○6番（森内哲也君） ただいま議長の許しをいただきましたので、私のほうから一般質問をさせていただきます。

3点です。順に行かせていただきます。

1つめ、請願「三宅町内における危険な交差点の安全確保」は、どのようになっていますかというタイトルをつけております。

令和3年9月の定例会で提出いたしました、三宅町内における危険な交差点（通学路）の安全確保に関する請願について、9月の本会議の席で請願が採択されましたが、その後どのような対応が取られているのかをお示してください。今回は予算が示されるので、具体的に教えてもらいたいと思います。

2つ目です。

住民さん主体でのM i i M oの運営についてというタイトルです。

三宅町交流まちづくりセンターM i i M oの運営に、関係者さんが頑張ってくださっていることは伝わってきます。ただ、それはSNSやツイッターであったりしますので、世代が限定されているのかなとも実際感じております。また、SNSではありますけれども、「M i i M o夢コンテスト 夢かなえたらか」というようなことです。こちらも選考に入ったという情報がネットで流れてきました。その後、ちょっと内容も決まったという話も入っています。

こうした情報を含めて細かく発信されていることを評価しております。応援する気持ちはやまやまなのですが、やはりネット上の情報だけではどこに要望や意見を伝えればいいのか、そしてどういうふうに処理をされているのかがちょっと見えてこない部分があるかなと懸念しております。

M i i M o運営会議というのものもあるというのは知識としては知っているのですが、どうなっているのかもちょっと見えてきません、よく分かりません。応援したい私でさえこんな状態です。将来的に住民さん主体でのM i i M oの運営を目指す、こんなふうに認識していますが、今後それをどのように実現していく計画でしょうか。住民さん主体の運営について、行政に質問するという自体、何かちょっと違和感もあるでしょうが、そういったことをどこに伝えていいのか分からないというもやもや、現状があります。

3つ目です。

質問、令和4年度予算編成方針について。予算編成方針の資料頂きました。初めにある「ビジョン、ミッション、バリュー」の分かりやすい説明とこれを設定した意図についてというタイトルで質問させていただきます。ネットにある部分です。

私はこの「ビジョン、ミッション、バリュー」を、1、目指す姿（目標）、ビジョン、2番、そのための自分、役場だと理解しました、に課せられた任務、ミッションです。3つ、その任務を行うために何するか、どういったところに価値を置くのを決めた、バリューという言葉で表されておりますが、というふうに理解をしています。この「ビジョン、ミッション、バリュー」はチーム運営の考え方じゃないのかなと認識しています。

失敗を恐れずに挑戦するというようなことも書かれておりまして、公の機関としては画期的な宣言じゃないかなとも感じております。「何でそんなことするの」、「何でやねん」という意見を恐れてできるだけ公開せずできればこっそりやる、議会もそういうところがないかな、あるかなと思っているんですけども、そういう価値観が公共の組織の一般的なものだと感じております。それは決めたことを失敗せずにこつこつやるというのも、皆さん職員

さんの考え方、公務員の考え方として現に存在していますが、失敗を恐れずにやるというのはそれとは逆を行く、対話して失敗を恐れずに挑戦して、失敗は経験として生かす、こういう考え方なので、ある種の挑戦になるかなと思っています。

失敗かもしれないと責任追及する人が出てくる可能性があるので、公開は避けたい、公開しないという職員さんの価値基準が変わること、それを後押しする上司、トップの判断に変化が起こればいいと信じたいです。小さな自治体だと、仮に失敗してもダメージは少ないとか立て直ししやすいという小さいことのメリットもあります。ですので、ぜひこの対話して失敗しながらも挑戦し続けられる文化を、三宅町のものとしてつくり上げていきたいとも感じます。

そこで質問です。長くなりました。

示された「ビジョン、ミッション、バリュー」は多くの職員さんに共有・共感されそうですか。してもらいたいです。

また、我々議員も首長も選挙で選ばれております。逆に言えば、選ばれなければそこで終わりとなりますが、この対話して失敗しながらも挑戦し続けられる文化が長く続くように、何かお考えがあるでしょうか。

以上が一般質問になります。再質問は自席で行わせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員の一般質問にお答えいたします。

まず、請願、三宅町内における危険な交差点の安全確保はどのようになっているかのご質問ですが、昨年、千葉県八街市において、下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5名が死傷する痛ましい事故が発生したことにより、国において、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して、通学路における合同点検を実施するとされたことを受け、奈良県におきましても、県が積極的に各市町村と合同で通学路点検を行うとし、三宅町においても、昨年9月に天理警察署、中和土木事務所、奈良県教育委員会事務局並びに当町まちづくり推進部と教育委員会事務局で10か所の合同点検を行いました。

その中には、請願で指摘のあるJAならけん三宅支店前の交差点も含まれております。教育委員会といたしましても、合同点検を実施する前にその交差点で児童が登校する様子や交通量調査を行い、どういう危険性があるのかを確認し、合同点検に臨んでいただきました。今現在、登校時の児童は、私有地地権者のご厚意により、私有地の柵内にて待機している状況です。

また、請願でご指摘のあったＪＡならけん三宅支店前の交差点においては、令和４年度に横断歩道東側に退避場所確保の工事を予定し、新年度予算に計上させていただいているところでございます。この交差点の抜本的な安全対策については、関係機関と継続した協議を進めてまいります。

なお、その他の通学路の安全対策も奈良県と協議を進め、交通安全対策に係る補助金を確保し、早期に整備を完了できるよう準備を進めているところでございます。

続きまして、住民さん主体でのＭｉｉＭｏの運営についてのご質問にお答えいたします。

三宅町交流まちづくりセンターＭｉｉＭｏは、プレオープンの準備期間から今日に至るまで、とりわけツイッター等ＳＮＳを活用した情報発信に注力してまいりました。

しかしながら、グランドオープン時に配布・回収したアンケート結果もございましたが、情報発信のツールとしては、紙媒体等によるアナログツールの有効性を改めて認識したところでございます。今後は、ＳＮＳ、紙媒体の両方のツールを使いながらＭｉｉＭｏの情報発信の強化に努めてまいりたいと考えております。

なお、ＭｉｉＭｏへのご要望やご意見につきましては、それらを受け付ける窓口の体制やルールづくり等が必要であるものと認識しているところであり、今後の検討課題として議論を進めてまいりたいと考えております。

本町としては、ＭｉｉＭｏの稼働からおよそ１年が経過し、管理運営面での基礎的な土台を積み上げることができたものと認識しておりますが、次年度以降は公民連携によるＭｉｉＭｏ運営委員会等の活動をさらに活発化させ、また好事例の先進地視察や同館の複合機能に即した外部有識者の知見やアドバイス等を積極的に取り入れ、さらにＭｉｉＭｏ運営委員会等の議事録や活動実績の公表を積極的に進め、地域住民の皆様と本町との相互理解を深めることで、地域住民の皆様が主体となった運営の醸成に努めてまいりたいと考えております。

最後に、令和４年度予算編成方針についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、「ビジョン・ミッション・バリュー」の策定に至るまでの経緯をご説明いたします。

本町は、令和３年３月に、「自分らしくハッピーにスモール（住もうる）タウン」をコンセプトに、２０年後の将来像をしました三宅ビジョンを策定いたしました。

このビジョンを実現するために、地域住民の皆様と一緒に加速する人口減少等の課題を見つめ、７年後の大きな目標「みんなが好きな三宅町を多様な「つながり」と、みんなの「やりたい」で育む」と「ＭｉｉＭｏを中心とした交流やまちづくりの活性化」、「子ど

もから大人までの世代を超えた学びの機会の充実」、「まちを元気にする関係人口の拡大」、「まちの仲間を増やす移住定住の充実」を4つの基本目標とし、各種施策に取り組むことといたしました。

そして、地域住民の皆様のやりたいや夢をかなえるため、本町の職員は伴走者であり、共創者として共に成長し続けることをミッションとし、ビジョンとミッションの実現のために「対話・挑戦・失敗」の3つのバリューを行動指針として決めました。

この「ビジョン・ミッション・バリュー」につきましては、全職員を対象にした説明会の開催をはじめ、令和4年度の当初予算編成方針や新規職員の採用方針、今年度からの新人事評価制度にも取り入れる等して理念の共有と浸透に努めていますが、まだまだ道半ばのものと現状を認識しているところでございます。

また、とりわけ対話の重要性に鑑み、国の事業を活用し外部の専門講師をお招きして、「対話のまちづくり」をテーマに、職員の啓発やスキルアップにもつながる研修を複数回にわたり開催しているところであり、次年度は地域住民の皆様にも参加いただける研修の開催も予定しております。

今後も、町内だけでなく、町外にも積極的な情報発信の展開を図り、本町における「ビジョン・ミッション・バリュー」の理念の浸透や文化の醸成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 再質問、森内議員。

○6番（森内哲也君） そうしましたら、再質問をさせていただきます。

まず、1番、請願についてを再質問させていただきます。

今年度予算で確保していますよということでありました。それはそれでありがたいことです。住民さんの声も、町のほうで動いてくださっているのも分かったので、対応いただいているということで、喜んでおります。

1つ気になることは、先ほどの会議等にもありましたように、この交差点やはり長年危ないよという声があつてなかなか取りかかれなかったみたいな声も聞いているので、今回取りかかるということは喜んでおるんですが、これが抜本的な安全対策についてはまだこれから検討していくみたいな回答であつたので、ちょっと言葉は悪いですがけれども、もうちょっとできることがあるような気がするけれども、とりあえず安全確保のためにこれをするというような形の対応になったのかなとは思っております。

やはり住民さんの対話というキーワードも出てきました。なので、やったで、はいという

んじゃないくて、ここまで本当はしたいんですけども、今回はここです、いろいろやりたいことにはできない理由があるんですみたいなことを何か説明、工事にかかる前にそういう対話の機会があればいいのかなとは思っているんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） ただいまの森内議員の質問にお答えさせていただきます。

ご指摘いただきましたように、対策といたしましては来年度に一部歩道のたまりを造る計画をいたしております。

全体的な計画につきましては、今後、警察機関であるとか、もちろん教育委員会もそうなんですけれども、先ほどできました関係機関との協議の下、計画のほうを練っていく必要があるんですけども、まずは財源の確保というところで社会資本の整備交付金事業という部分で予算を確保しながらというのありますので、まずは測量のほうを実施するなど計画をつくるための準備を併せて令和4年度にできたらいいなというに考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） まず測量の部分で、なかなか実際目に見えてくるのはもうちょっと遅くなるみたいな回答だったのでしょうか、今の部分は。予算の審議でもうちょっと詳しくやってもいいかも分からないですけども。

○議長（辰巳光則君） 岡橋部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） もちろん測量をまずさせていただいて、現況の幅員がどれぐらいあるのか現状の確認をさせていただいて、用地の確保等も含めまして測量のほうをまず着手しないと計画のほうが入れません。もちろん交差点のことで、県道の結崎田原本線がメインの南北の道路になっておりますので、関係機関というのはかなり増えてまいります。

また、村内に入っていく道路と道路の法線のずれというのもありますので、その辺は十分詳しく調査しながら、計画を立てる必要があるというふうに考えています。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 私の懸念しているところは、せっかく声が届いて、いろいろ考えていただいてやっているよということやのに、住民さんのほうから何でもうちょっとこんなできたんちゃうのみたいな声が出てくることを懸念してまして、やはり最善できることを職

員さん真面目に取り組んでいただいて、今回はこういう形になっちゃいました、でもこれが今のところベストかなと考えましたみたいなことは絶対あると思うので、そういったことが住民さんに伝わるといいなと思っているので、ちょっとこういう質問をさせていただいております。

何かそれに対してこうしたいなとか、説明したいなとかあればお願いしたいんですけども。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今、森内議員にいただいたご意見というのは、住民さんともまちトークの中でこの課題というところをお話をさせていただいたことというのは数回あります。その中でもやはり今部長から答弁ありましたように、伴堂の村のほうに入っていく西側に向けていくところのやはり法線の確保が課題であるとか、こういった課題があるというお話もさせていただいた中で、発言いただいた住民さんからもそれは当然課題はあるわなと。ただ、できることをまずやっていくことというのも必要じゃないかというご意見をいただいた上で、こういったところを進めてきたという経緯がございます。

その中でも議員おっしゃるように、引き続きそういった情報発信であるとか、またまちトークやタウンミーティング等々でもこういった意見交換をすることによって、相互理解というところを深めていく必要性というのはあるのかなというふうに感じておりますので、ご理解いただけたらと思います。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） ありがとうございます。そうしたら、なるべく頑張っているよという声が住民さんにも伝わればいいのかなと思います。

そうしましたら、2番、Mi i Moのこととミッション・バリュー、予算の編成のことでちょっと併せながら質問をさせていただきます。

「ビジョン・ミッション・バリュー」と横文字が出てきて、ぴんと来なかったというのが正直なところなんですけれども、この内容についてはネットでホームページで公開されているので、ぜひ皆さんも見ていただきたいと思います。

質問です。

先ほどの回答にもあったかとは思いますが、これは三宅町の職員全員がこういう思い、考え方、こういう価値観で動きましょうねという職員向けの内容ということではいいでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） まず職員向けというのももちろんですけども、これに共感いただける住民さんもそうですし、外部の町外の方、また民間企業の方々もこういった理念等に共感して、一緒に町づくり参画していただけるという方に向けてのメッセージとなっております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） そうであってほしいと思って、質問しました。

失敗しながらも挑戦していこうよということです。読んでいてなかなかいいなと思いつつも、分かりにくいなと思ったりもしてしまっていて、ちょっと気になったのが、内向きの対話と外向きの対話みたいなところがあって、対話という部分を使い分けるという言い方はよくないのかなと思うんですけども、そのあたりをもう少し説明をいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） そちらについては、内部というか課内のコミュニケーションであったり、もっと小さな単位の対話というところ。通常業務に当たる課内の対話、また課を超えた庁舎内の部局間を横断した対話というところを指しているものでございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） ということは、外向きの対話というのは住民さんと職員さん、役場との対話ということでよろしいんですよね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○6番（森内哲也君） ちょっとこれもいろんな考え方あると思うんですけども、サービスという言葉で提供する側とお客さんみたいな分けた考え方になってくるので、住民自治とかというとまたあれですけども、Mi i Moなんかに関しても住民さんが主体、お客さんではなくて、提供する側の運営を目指しましょうということが根本にあるようには理解しているので、ちょっと違和感があるので、この辺はどうでしょうか。住民さんにやっぱり主体的にお客さんではなくて、自分らで考えてねとか自分らでできればやってねみたいな部分はやっぱり出てくるかなと思うんですけども、ちょっと漠然とした質問か分かりませんが、いかがでしょうか、そのあたり。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員おっしゃっているのは将来的な運営のことについてということのご質問の趣旨かなというふうに認識しておるんですけども、先ほど答弁でもさせて

いただいたように、新たな今までにない公民連携の形の公共施設の運営というところにトライをしているところでございます。そういった中で今ご意見いただきましたけれども、行政がどういう役割なのか、住民さんのところでどういう役割を担っていただくのか、またそれぞれの役割であったり、担える部分、そういった議論というところ今始まったところですので、していく必要というのがあるのかなと。

今、森内議員がおっしゃった答えだけではなく、様々な方法、手法であったり、可能性というところはまだまだ私たちも勉強中でございますので、そういったところと一緒に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） なかなか住民さん主体というのも難しい、勉強しなくてはいけないという話だと思います。そのとおりだと思います。

つい先日、Mi i Moの運営に関してコミュニティープロデューサー、主になって動いてくれた方の廃止みたいなのが伝わってきて、どうするんや来期からみたいな話も出ていたと思います。文章で質問などされておりました。

そのあたりをやり取り、文章、回答なんかも見ておりますと、何か様々なことがあったと思うんですが、なかなか見えてこないの、見えてくる部分だけで判断すると、Mi i Moの立ち上げ、運営がとりあえずグランドオープン終わりました。外から来た地域おこしの方々が1人は辞められて、1人はもうその部分が廃止ということでいなくなれるというそういう動きに関して、何か何ていうんでしょう、ちょっと言葉が悪いですけども、やっぱり合いませんでしたよね価値観が、なので、さよならというふうにぶつっと使い捨てた、これも言葉が悪いんですけども、そういう感じを受けなくもないので、私が住民の立場で言うと、何か町としてそういうことやってほしくないし、そういう町嫌だなとすごく感じるの、そのあたりはどう説明、住民さんにされるのかなというところが非常に気になっていて、言えること言えないことあるみたいな話なのかもしれませんけれども、やはり外側に見えてくることはそういう側面だけになってはくるので、そのあたりはいかがでしょうか、どうお考えでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） まず、この場で訂正させていただきたいのは、地域コーディネーターさん、地域おこし協力隊につきましては廃止ではございません。あくまで見直しという形で捉まえていただければというふうに考えております。

事実そのとおり、お二方をお招きした地域コーディネーター、お1人はご自身の一身上の都合でということで2月末をもってお辞めになられております。もう一名の方は、非常にデリケートなお話で本町と雇用関係上の話もございますので、この場で具体的な理由等申し上げるのはちょっとお控えさせていただきたいというふうに考えております。

文書での質問状という形で頂いた点に関しましては、こちらのほうもきちんとご要望の期日までに文書のほうで一旦返させていただいたところがございますけれども、改めて後日まちトークという形で、関係者の方に対しましてご説明を差し上げるという機会も設けさせていただいておりますので、その点ご理解いただければと思います。

○議長（辰巳光則君）　ちょっと今の質問に関しては全体的に質問自体がぼやっとしている中で、今の最後の質問に関しては通告とはかけ離れているのかなと思うので、ちょっと注意してもらえたらと思います。

森内議員。

○6番（森内哲也君）　2番目、住民さん主体でのM i i M oの運営についてに関する質問の延長ということで質問させていただきました。

地域おこし協力隊の方もこちらで募集要項もすごくいいのを作って募集して、住民さんになってもらって、まさにこれから頑張るぞという住民さんであったので、非常に住民さん主体というところでやる気のある住民さんをさよならしちゃったみたいなふうに見えるのがすごくショックで、何があったんやというところが見えてこないのもやもやしているというそういうことです。住民主体というところにつながるのかなとは思って質問しております。

やはり何かしら価値観の違いとか思いの違いとかがあったのだと思うので、その辺は個人的にはあいつが悪いねみたいな話ではないと思っています。2人もいなく、結果的には、1人は辞めたけれども、なっているのも、ちょっとまたそのあたりは予算委員会とかでも聞こうかなとは思いますが、次期の計画に向けても予算を立てておられますので、ちょっと心配しております。なので、今後この住民主体について対話を重視していくという回答ありました。ということは、対話が足りなかったのかなというのがある意味、反省点の一つなのかなとも理解しておりますので、そのあたりもぜひ反省……そういうのは僕が突っ込んでどうのこうのではないと思うので、役場の考える対話と住民が思っている対話というのはそもそも違うのかなという気がします。

ちょっとぼやとしちゃいましたけれども、また予算委員会もありますので、もう少し私のほうも細かいところ、そこでは聞きたいと思いますので、一般質問これで終わらせていた

だきます。

○議長（辰巳光則君） 何かこちらから。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員のほうからどのような反省があるのかというところのご質問かなというふうに大きくは捉えております。

その中でもやはり当初コミュニティープロデューサーはこういうことをしてほしいというところの先ほど議員から評価いただいた募集要項については、机上のこういった業務というところをしっかりとできたというのは一つ評価いただいたとおりかなというふうに感じるんですが、1年間運営していく中で、やはり具体的に三宅町にとってどういうコミュニティープロデューサーになってほしいのか、どんなコミュニティープロデューサーが必要なのかという肉づけの部分というのが、やはり本町においてなかなか進んでいなかったというのが大きな反省点かなと。

それに伴いまたそういったサポートであったり、メンター制度取ったりとか、また研修のプログラムであったりというところもしっかりと設計できていなかったのかなというふうに感じています。そのあたりを反省として捉え、来年度の予算の中でそういったところもお示しをさせていただきたいなというふうに考えているところでございますので、森内議員におかれましては、ご理解・ご協力をいただけますようお願い申し上げたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 今おっしゃってくださったメンターとか研修というのは、コミュニティープロデューサーの人に対するということですね。

M i i M o のオープンまでずっと追いかけてきてあれと思ったのはポイントがありまして、これから建築が終わったので、運営委員会やりますよというので、住民主体とうたいながら議員我々、一応住民の代表やという意識があるので、見させてくださいと言ったら、そこはクローズ、閉じちゃった、駄目ですという感じとしたところに僕はあれと思っています。

職員さん側からすれば、それは分かるんです。私の上司は町長なので、町長がそうして住民さん選ばられてはります。なので、町長の思いをかなえたら住民さんの声を聞いているということにはなりますけれども、町長自身は私の思いだけでなくもっと広く聞いてくださいという思いがあるので、そこを閉じてしまったというところに町長のミススタートがあるんじゃないかとは思っているんで、ちょっとそのあたりは職員さんからやめてくれ町長、そんなオープンという声は出ると思うんですけれども、いやいや僕のやりたいことはここや

ねん、ここだけやらせてというのは町長には強く持ってほしいと思いますので、ちょっと私の思いも交えて質問終わらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森内哲也君の一般質問を終わります。

◇ 松 本 健 君

○議長（辰巳光則君） 次に、4番議員、松本 健君の一般質問を許します。

4番議員、松本 健君。

○4番（松本 健君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問に移らせていただきます。私のほうからは2件ございます。

1件目、公共施設等管理計画について。

この1月に、三宅町公共施設等総合管理計画改訂版（素案）がホームページで公開され、パブリックコメントが募集されたようです。

まず、計画の中身、改定内容はともかく、パブコメの結果がゼロ件であったということについて、行政ではどのように考え、これからどうしていこうとされていますか。

次に、内容について少しお尋ねします。

内容的には、去年の個別施設計画を受けて上位計画を改定したというよりは、見直しの年になったので、改定したというもののようです。改定部分の一覧には、総務省通知にどのように対応したかが記載されており、計画全体にどのような見直しや進展があったのかが分かりにくいと感じました。

その中で、ページを繰って見ていると、9ページや39ページの将来人口の部分が更新されています。その部分を紹介させていただきますと、平成28年、29年版では約40年後の人口を5,000人としていたものを、今回のものでは約45年後に2,521人ということです。これはさきにつくられた人口ビジョンに基づいて改定されたものと思われませんが、私は違和感を拭い去れません。

そもそも改定前の記載において、将来人口5,000人の推定自体が机上のもので、もともとが3,000人から5,000人ぐらいの幅があるところで、対策も示されないまま楽観シナリオというのが選択されているところに問題がありました。そのことから、人口ビジョン見直しのときに藤山浩先生に手伝っていただいて、具体策込みの人口推定をつくっていったという経緯があったと思っています。それはさきの総合戦略にも反映されており、そこでは40年後の人口目標を4,500人に維持する計画が示されています。

質問します。

公共施設の総合管理計画にとって、人口推定は大切なパラメータです。このまま行くと2,500人になるということを想定して公共施設の総合管理を考えていくのか、将来4,500人の人口を維持することとリンクさせて管理計画を立てるのかでは、計画内容が大きく変わってくると思われます。お考えと意思をお示しいただけますか。

続いて、2件目、スタートアップビレッジについて。

次に、三宅町への県立大学誘致に関連して質問します。

さきの大和平野中央スーパーシティ構想コンソーシアムキックオフ会議、その後の12月の私の一般質問でのやり取りなどで、町としても主要なテーマはスタートアップヴィレッジであるとのことでした。個人的にはほかにもやれることはあるだろうと思いますが、時間も限られていることですし、今回はスタートアップヴィレッジについて町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

三宅町、大和平野中央部がスタートアップヴィレッジとなるために、従来の学校施設に加えてその周辺のインフラ整備、環境整備として、どのような計画、都市計画が必要とお考えでしょうか、お教えてください。

身近には京阪奈の学研都市であったり、古くは筑波の学園都市、ほかにもマイナーかもしれませんが、熊本にはテクノパーク、第二テクノといったような先端技術、ベンチャー向けの工業団地のようなものがつくられてきました。こういったものの場合、更地にまちをつくる場合であっても、また既存のまちが変わっていく場合であっても、住民との十分な対話が大切です。内容をしっかり議論して前向きに進めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

再質問は席からやらせていただきます。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、公共施設等管理計画についてのご質問にお答えいたします。

このたびの公共施設等総合管理計画の見直しにつきましては、平成29年度の当初の計画を策定後、令和2年度に個別施設計画を策定したことから、その内容を当計画に反映させることを第一に、また別途、総務省の通知に基づき、過去に行った対策の実績等、新たな項目と内容を追加で記載する必要性も踏まえ、昨年6月より見直し作業を進めてまいりました。

その後、順次作業を進め、昨年末に改訂案の取りまとめが完了したことから、広報紙、ホームページ、LINEで事前周知の上、本年1月から同月末までパブリックコメントを実施したところでございますが、改訂案へのご意見等はございませんでした。これはこのたびの改定において、大きな変更がなかったことが主な要因であると考えられますが、今後は本町における公共施設等の最上位計画として、当計画のより一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

なお、議員ご指摘を踏まえ、昨年度に策定した第2期総合戦略との整合性を図るため、40年後の町内の人口を4,500人に維持する目標を当計画内に明記しておりますが、今後、本町の人口減少が進んでいくとの厳しい見通しの下、本町の財政事情や公共施設そのものの耐用年数や保有量の適正化、長寿命化の推進、維持管理費用の縮減、効率的な利活用の促進等を総合的に勘案し、公共施設の管理を進めていく必要があるものと認識しております。

しかしながら、本町といたしましても、議員お述べのとおり、公共施設の管理計画を進める上で、将来を見越した人口推定は大切なバロメーターの一つであると改めて認識をしているところであり、今後、第2期総合戦略に基づく町づくり施策の効果や社会情勢等により、町内人口が大幅に増加する等大きな変化が生じた場合には、必要に応じ適宜、柔軟な見直しを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、スタートアップビレッジについてお答えをいたします。

スタートアップヴィレッジにつきましては、松本議員におかれましても既にご承知のことと推察いたしますが、令和2年10月に、本町を含む磯城郡3町と奈良県が地域活性化に寄与する拠点施設の整備について協議を開始する覚書を締結し、その後、令和3年5月に、磯城郡3町と奈良県が個別にまちづくりのテーマと対象地区を決定する協定書を締結したことにより、本町は石見地区を対象に、「県立大学工学系学部を核としたスタートアップヴィレッジ」をテーマに、奈良県と協同で町づくりに取り組んでいくことになった経緯がございます。

さきの12月議会でのご質問の折、本町から答弁いたしましたが、県において、県立大学新キャンパスの設置に係る基本構想と計画が検討中のさなかであることから、現時点で本町の具体的な町づくりの計画内容を申し上げることは困難ですが、本テーマに基づく町づくりの方針としては、一般的な企業誘致による大規模な開発を伴うようなものではなく、現風景を残しつつ、全国で2番目に小さい町である本町の特性と今ある地域資源を最大限に活用し、スタートアップに関わる多様な人材が全国津々浦々から本町へ集積させることで、地域住民の皆様の新たな発想につなげ、本町から様々なイノベーションが生み出されるような町づく

りの取組を進めてまいりたいと考えております。

なお、周辺のインフラ整備、環境整備としてどのような計画、都市計画が必要とお考えでしょうかについてですが、インフラ整備については、石見駅並びに伴堂東交差点から県立大学へのアクセス道となる町道三宅5号線及び三宅2号線の道路整備事業を、社会資本整備総合交付金を利用し令和4年度から調査測量を行う計画であり、今議会においてご審議をお願いする新年度予算に計上をいたしているところでございます。

また、都市計画については、県立大学施設の基本構想、基本計画の策定に併せて三宅町都市計画マスタープランの見直しを行う予定をしております。その他、上下水道の整備については、県の開発計画に併せて協議を進め、必要な整備を進める予定でございます。

いずれにいたしましても、地域住民の皆様とは今までにもまちづくりトークやタウンミーティング等を通じて本テーマについてのご意見を頂戴し、県へもそれらをお伝えしているところですが、今後も都度、意見交換の場を設けてまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 再質問、松本議員。

○4番（松本 健君） 回答ありがとうございます。

ちょっと確認なんですけれども、今回回答いただきましたが、40年後の町内の人口を4,500人に維持する目標を当計画内に明記しておりますというふうにおっしゃられたようですが、何ページのどこに記載されているのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 見直しさせていただきました総合管理計画の町政概要、先ほどもご質問のあった9ページ、そこを大きく人口目標4,500人という形で記載のほう見直しさせていただいております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） すみません、確認ですけれども、ホームページに公開された素案上で既に4,500人と記載されているということですか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） すみません、パブリックコメント終了後です。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） それはまたホームページか何かに公開されている。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 総合管理計画の見直し自体は3月末をもって終了するという形になっておりますので、取りまとめ完了後にホームページ等で公表させていただくということを予定しております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） パブリックコメントはゼロだったけれども、いろんな意見を聞いて見直しをした中で2,500人はおかしいので、目標を4,500人に直していますということでよろしいんですね。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 第2期総合戦略と整合性を取るためにも、4,500人という人口目標のほうを採用させていただいたということでご理解いただければと思います。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） ちょっと安心いたしました。

まず、2,500人と4,500人じゃ結果は全然変わるだろうと。言いたかったのは2,500人だったら今回あまり前と変わっていません、結果もあまり変わっていませんみたいなのがおかしいし、2,500人だったら目標4,500人にしたいと言っているところがおかしいし、どちらか多分、正式版を出す前に直してもらわないといけないなというような思いもあって、今回指摘させていただきました。

今修正されているということなので、それは一安心なんですけれども、これそもそもパブリックコメントを求める段階で、二千五百何人とかという数字だけが乗ったようなものが公開されて、それでパブリックコメントを求めるということについてもちょっとやり方として非常に疑問を感じるんですけれども、素案を出される際には多分外注ですよ。中やっているのは外注だと思いますけれども、外注で上がってきた結果というのを一番詳しくチェックされているのは竹谷部長のところになるんですか。どういう観点でチェックして、こういうところが2,500人というままでパブコメに出てくるのか、ちょっとご意見をお伺いさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 今の観点につきましてはいろいろな複合的な要素があると思うんですけれども、いずれにせよ人口減少というところを捉まえて今後、公共施設の管理をどうしていくかという観点に立てば、2,500人を取るのか4,500人の人口目

標を取るのかといずれかになるかと思うんですけれども、当初は2,500人の人口減少という
厳しい観点に立って、管理計画の見直しにおいてその数字を採用させていただいたというの
が経緯でございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） ちょっと細かいところを突っ込むようなんですけれども、じゃ2,500人で
出すよというのを役場のほうでもそれで理解して、変更内容を業者につくらせたということ
ですか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 庁内におきましても、パブリックコメント
前の取りまとめの段階で庁内関係課のほうには意見照会をさせていただいております、そ
の結果を基にパブリックコメント前の素案としての形を取らせていただいた上で、パブリッ
クコメントのほうに出させていただいているという経緯でございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） あまり行政の箸の上げ下ろしまでは口挟まないほうがいいかなとずっ
とと思っていたんですけれども、ちょっと気持ちも変わりまして、細かいところをやっぱいい
ちいち言っていけないといけないなというふうな思いもあるので、ちょっと変な突っ込みだ
と思ったらご容赦ください。

2,500人でやろうというので進められてチェックもされていて、なぜ今4,500人に直そうと
されているんですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） この案を出して内部のほうでも各部署いろんな方々見た中で、やはり
こういった観点はおかしいんじゃないかという意見も出てきた中で、内部でまた議論をして
修正の方向というところで、議員のご指摘も当然受けながら、参考にさせていただきながら、
こういった観点というところ大事だということで議論を再度させていただいて、今見直しの
ほうということの答弁をさせていただいているということでございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 今回の私の質問も幾らかは役に立ったということなんですかね。分か
りました。

何かこの回答を見させてもらうと、もともと4,500人と書いていますよみたいな返事にな
っているところがちょっと驚きました。

この二千五百二十何人というので、外注で返ってきたという結果を見る限りは、かなり丸投げというか、これ人口ビジョン、これ何とか、ここ変更点、直しておいて、直しました、そう、よかったねという感じで仕事やっているんじゃないのかなというところが非常に危惧を感じるところです。今後もやっぱり人口推定は大切なパラメータだから、この先いろいろ変化があったとしても、よりよく反映させていくというふうなことをおっしゃってくださっているのです、そのように進めていただきたいと思います。

あと、今回の総合管理計画の変更は個別施設計画を反映させたものという形になってはおりますが、個別施設計画の作成という段階に対して、前回か前々回、一般質問させていただきましたが、あれの変更内容はよくよく見ると何だったのかというと、個別の施設が要る要らないとかというよりも、個別施設の継続していく費用に関して、このまま寿命が来たら建て替える、半分の年で半分のお金を使うというのをもう少し細かく10年おきぐらいにメンテを入れていくことで寿命を1.5倍に延ばすとか、一律の長寿命化計画パターンと従来パターンを比べて、それを採用したらこれぐらい変わりますというようなのを建物、ある意味、一律にやられているように見受けました。

それは個別にどれが要る要らないで、どれとどれはくっつけられるとかそういう計画じゃないところが非常に残念だったんですけれども、それを全体計画に反映させる際にも、やっぱり幾らか見直せる限りは見直すべきかなというふうに思いましたので、今回の3月末には時間ないでしょうけれども、そういう形で施設計画は考えていつていただきたいと思います。これはちょっと意見ですけれども。

続けて、2件目のほうに移らせていただきたいと思います。

スタートアップヴィレッジについてですけれども、今回、多分3月ぐらいまでに県は幾らかもう少し具体的なものを上げてくるのかもしれないですけれども、新年度の予算にも町長お示しいただいたように、町道三宅5号線及び2号線の道路整備に関わる費用が計上されておりました。

それは見ておりますが、それを出す前に、スタートアップヴィレッジとしての全体の都市計画というか、ここをどういうふうにしていくというのがあって初めて、それに関するどの道をどうするとか個別のものが出てくるべきだと思うんですけれども、仕事はリソースも限られているからなかなか大変だとは思いますが、どちらかというと本当はまずはこの道検討してみようかみたいな感じの予算の要求に見えるところがちょっと残念なんですけれども、今回回答いただきました中でも、道路はこういうふうのをこれから造る予定でいま

すと、また都市計画については何とかかんとか三宅町都市計画マスタープランの見直しを行う予定です。

順番逆ちゃうのというような気がするんですけども、具体的な計画になっていない状態であったとしても、スタートアップヴィレッジとしての学校以外のところの整備について、今どういうイメージというか、どういうことをしたいということを町長は考えられているのか、答えられる範囲でもう一度回答いただければありがたいんですけども。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員ちょっと勘違いというか、整理しておきたいというのがスタートアップヴィレッジの部分のスタートアップというのが三宅町が行うものではなく、県立大学を核としたスタートアップヴィレッジということで、県の事業の中でそういったインキュベーション施設等々も検討されているというところでございます。

町においては、そういった県の施設を利用しながらどういった施策を展開できるのかというのが町の仕事というところで認識しているところでございますけれども、施設の整備自体については、県が今行うというところで計画はそういったところで進んでいっているというのが現状でございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） ありがとうございます。

確認です。学校以外に必要なハード、箱物が必要になったとしても、それはあくまでも県に開発してもらうということですか。

○議長（辰巳光則君） 金井副町長。

○副町長（金井壮夫君） 今おっしゃったとおりでございまして、この用地の中の大学及びスタートアップ施設につきましては、県のほうで主要となる施設というのを整備していただくということでございます。

それと、先ほど計画のほうが先ではないかということでございますが、なかなか県のほうもまだ答弁にありましたように大学の中の配置も含め鋭意計画ということでありまして、特にスタートアップ施設につきましては、令和5年度にかけて必要な基本計画を策定しながら、そのまま用地の取得も含めて同時に進めているという状態でございます。

また、そのあたり県のほうから示されて、当然県と町と協議しましてそういった町づくりの整備案と具体的なところが固まってきましたら、三宅町都市計画マスタープランの見直しということになりますが、その前にも地域住民の皆様、それから議会のほうにも説明させて

いただいてご意見頂戴して、進めてまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） ありがとうございました。

今多分、用地買収というか網線引かれているようなところの中に、学校プラス学校じゃないけれども、スタートアップヴィレッジに関わるようなハード的な施設とかというの、必要とあらば県のほうで計画を立てて造っていきますというふうに今理解したんですけれども、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（辰巳光則君） 金井副町長。

○副町長（金井壮夫君） 失礼しました。今見込みのとおりでございます。県のほうでも現在、大学に併設したスタートアップ支援設備の整備に必要な基本計画、これについて予算を計上してかかっていくということでございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 学校の中に対してはなかなか住民からの要望とか、住民の関わりというのは深くてもいいと思いますけれども、ちょっとやっぱりあまり口出せないのかなと思いますけれども、その外側、例えばそんなのがあるのかどうか知りません、適当に言いますけれども、公園とか人が集まれるような施設とか宿泊の施設とか何があるのか分かりませんけれども、そういうふうなものを何を造ろうかと計画するときには、まさにその地域に住んでいる住民の意見というのは反映されるべきだと思うし、みんなでもっと夢持って、そういう夢を語っていく場が欲しいと思うんですけれども、そういう場はまずあっていいのかよくないのか。

あっていいとしたら町のほうで何か考えるあれはあるのか、それとも住民のほうから何かやればそういうのが反映される機会があるのかどうか、そういう感じでちょっと回答いただきたいんですけれども。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） まず、そういう場といたしますか、まちトーク等で地元自治会、例えば石見自治会の方々はやっぱり防災のところ、防災拠点になるような機能は必要であるというご意見いただいたので、そういったご意見というのを県のほうには伝えていっているというところでございます。

今後も、そういったご意見というのを地元の方々こういうふうなご意向をお持ちだとか、こういったご要望があるというところ、都度伝えていくということはしていきたいというふ

うに考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員、あと5分ぐらい。

松本議員。

○4番（松本 健君） ありがとうございます。

今の話を伺う限りは、適時いろいろ言っていただければそれを反映させていただきますよというふうなお話だったかのように見受けませんが、せっかくまちづくりトークとか何かいろいろ仕組みつくられているんだから、こういうのに関して特に学校つくるんやというのと、学校の周辺に何かそういうのも考える余地あるんやというので、大分やっぱり住民さんの反応も違ってくると思うし、そういうところよくコミュニケーション取って進めていけたらなというふうに思いますが、1つ質問です。

今までスタートアップヴィレッジに関わる住民からのこういうことをしてほしい、先ほど防災何とかというのがございましたが、スタートアップヴィレッジにこういうのが欲しいんだというようなことを住民さんのほうからどれぐらいどういうふうな声が挙がっているか。マル秘のものは結構ですけども、紹介できる範囲で。

多分すごく夢のある話なので、10件や20件、何ぼでも挙がっていると思うんですけども、いかななものでしょうか。何か紹介いただけますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） スタートアップについては、あまりご意見というのは出てきていないというのが現状でございます。

ただ、一部、スタートアップ自分たちは関係ないんじゃないかという年配の方のご意見というのがあったんですけども、僕はそうじゃなくて、その場でお伝えしたんですけども、年配の方は年配の方に向けたサービスをつくれる、スタートアップは誰でもできる、どの世代でも自分事としてスタートアップというのは可能性があるということをその場でお伝えして、言ったらそういったサービス、高齢者というか、気持ちが分かる世代にはそういうサービス生みやすいんじゃないかということで、本当に皆さん、スタートアップというのは若いものだけじゃないというのをこの前、直接お話の中でさせていただいたり、そういったいろんな方が挑戦していける町というところにもスタートアップヴィレッジというのが本当に力になっていくのかなというふうに思っていますので、そういったご意見があって、やり取りをさせていただいたというご報告をさせていただきたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 最後ですけれども、ぜひ前向きに進めていきたいと思いますので、一緒にやっていきましょう。

前の1個目の質問の上で飛ばしたところに戻るんですけれども、パブコメで結果がゼロであったというのを、内容があまり変わらなかったからゼロやったんじゃないというんじゃないで、やっぱりそんなのあったのか、これ何か見にくいとか、やっぱりコミュニケーション不足すごくあると思うんです。そのような形で意見を募集しましたよというので、スタートアップヴィレッジ、石見駅周りに関してもそれで期限を迎えてしまうというのは非常に残念なので、一緒に頑張っていきましょう。ありがとうございました。

○議長（辰巳光則君） これで松本 健君の一般質問を終わります。

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長（辰巳光則君） 次に、5番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

5番議員、渡辺哲久君。

○5番（渡辺哲久君） 渡辺から一般質問を行います。

まず、大和平野中央スーパーシティ構想について質問します。

奈良県の大和平野中央プロジェクト構想が突然、国家戦略特区スーパーシティ構想に衣替えされました。聞き慣れないスーパーシティという造語にごまかされそうですが、要するに自治体や個人が持っている個人データを仮名化情報と称して市場に提供し、企業の営利活動に使えるようにするものです。国への提案では、データ流通のためには、個人情報保護を犠牲にする規制緩和の具体策も提案しなければなりません。

しかも、内閣府の指定基準では、国への提案段階で構想全体を企画する外部の設計者が決まっており、データ流通を担う事業者を公募により選定していることが必須となっています。三宅町の未来を民間のコンサルタントに委ねるのでしょうか。

奈良県も急に衣替えしたので、具体的にどこまで煮詰まっているのかつかみかねますが、奈良県が国に提案した後では既に手遅れです。

そこで、質問します。

1、奈良県の大和平野中央スーパーシティ構想について、三宅町と奈良県の間では、現段階でどのような協議がなされていますか。

2、昨年11月5日のキックオフ会議で示された幾つかの構想が今後のたたき台になるのですか。

3、国のスーパーシティ構想では、オープンAPIを使った行政情報などの市場流通が必須となりますが、三宅町も個人情報の市場流通に踏み出すのですか。

4、大和平野中央スーパーシティ構想が国に採択されると、その賛否を住民投票にかけることとなります。個人情報を市場に出すので、住民の同意が必要だからでしょう。町民が正しく判断できるように、今の段階からの確な情報提供が必要です。どのように情報提供していきますか。

2つ目の質問は、コロナ対策、買い物支援サービスについてです。

1月24日以降、三宅町においてもほぼ毎日5名以上、多い日には十数名のコロナ感染者が確認されています。2月2日時点で、奈良県のコロナ病床使用率は77%で全国1位、重症病床使用率は41%で全国3位と医療機関も逼迫し、中和保健所も機能不全に陥っている現状で、三宅町の感染者や濃厚接触者が孤立していないか、大いに気になります。

三宅町では、感染者または濃厚接触者で親族等の支援を得られない方を対象に、医薬品の代理受け取りと買物支援のサービスをしています。保健所からは感染者を特定できる情報は通知されないと聞いていますが、買物支援などの依頼があれば、以降は町として支援を継続でき、孤立させないで済みます。

このうち、買物支援については、食料品は除く、費用は実費徴収となっていると聞いています。切羽詰まっているときに、これで支援になるのか危惧しています。

以下、質問します。

1、感染者が継続的に発生している1月24日以降、医薬品の代理受け取りと買物支援の依頼件数はどれだけですか。

2、買物支援では食品は除外されていますが、緊急時なので、レトルトの食品でも役に立つと思います。食品を除外する理由は何ですか。

3、コロナ対策では、全国民に定額給付金が支給されるなど税を財源とした個人給付も行われています。感染者や濃厚接触者からあえて実費徴収する理由は何ですか。

以上、質問します。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 渡辺議員の一般質問に回答いたします。

まず、大和平野中央スーパーシティ構想についてのご質問にお答えします。

大和平野中央スーパーシティ構想については、国の戦略特区の目的である広範かつ複数分野での先端的サービスの提供等が、奈良県と磯城郡3町が目指す大和平野中央プロジェクト

の目標と一致するところが多く、有利な財源の確保にもつながることから、国のスーパーシティ区域の第二次募集を目指すことが望ましいとの奈良県の判断の下、コンソーシアム形式によるシンポジウム中心の検討会がスタートしたところでございます。

この検討会は、昨年11月のキックオフ会議の場で示された構想案や検討課題をベースとして、「ウェルネス」、「デジタル田園都市構想」、「脱炭素社会」をテーマに現在まで計3回開催され、本町もそのいずれにも参加しておりますが、今後も継続的な開催を予定していると県から聞き及んでおります。したがって、現時点では当構想の検討段階レベルのものであり、区域申請への具体的な見通しが立っているわけでもございません。

また、本町からはさきの検討会等の場において、構想案のいずれに関わらず、個人情報の保護と適切な取扱いについては、最重要事項であることを都度県へ申し入れております。

なお、議員お述べの住民投票以外にも、議会での議決等により当構想における地元の合意形成を図る方法もございますので、本町より補足させていただきますとともに、今後の検討会での進捗状況につきましては、国や県の動向を注視しつつ、地域住民の方々に誤解を与えたり、憶測を招くことのないよう正確な情報収集に努め、広報紙やホームページ等を通じて情報提供してまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましても、その点、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、コロナ対策である買い物支援サービスに対する質問についてお答えをいたします。

まず、1点目である買物支援の依頼件数ですが、現在のところ、ゼロ件です。2件の問合せがありましたが、利用には至っておりません。

次に、2点目の食品を除外する理由についてですが、魚や肉類、野菜などといった生鮮食品については、分量や種類、形状など購入する際の指定内容が細くなり、利用者との間に行き違いが生じやすくなること、また職員と利用者が直接接触することがないように玄関先を買ってきた商品を置いて帰るため、受け取る時間が遅くなった場合に食中毒の危険性が考えられたことから、食品を除外しました。

次に、3点目についてですが、感染者や濃厚接触者からあえて実費徴収する理由についてですが、当該事業についてはあくまでも買物を代行する制度であり、ふだんの生活に必要なものを利用される方のニーズに応じて商品を購入するため、実費徴収としております。

ただ、議員が述べられましたとおり、2月に入ってから三宅町においても連日、陽性者が報告され、それに伴い自宅待機者も増えているものと思われます。健康こども課にも生活支

援事業に関する問合せが寄せられていることを受けて、買物支援の購入品目について、生鮮食品等を除くレトルトなどの食品を追加する方向で、現在見直しを行っております。

○議長（辰巳光則君） 再質問、渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 再質問を行います。

1つ目、大和平野中央スーパーシティ構想についての回答に対してです。

「ウェルネス」、「デジタル田園都市構想」、「脱炭素社会」をテーマに3回開催されているということですが、その検討内容の公開はどのようにされるかということをお聞きしたいです。

ふだんですと、1つ1つ県との協議の内容をいちいち毎回毎回公表してねなんていうことは言わない話なんですけれども、何せこのスーパーシティ構想、国の国家戦略特区では提案する段階ではもう骨格が決まってしまうということがあるので、事前の周知がほかの例えば一般的な補助金申請に比べるとかなりハードルが高いというか、申請した段階ではもう手遅れというところがあるので、段階的にそのたびそのたび情報を提供して、住民と対話しながら、三宅町としてはどんな考えでいくのかというのをちゃんと論議していくというのが必要だと思うんです。

という意味で、3回開催された内容についても何らかの形で公表して、住民の意見をまとめていくようなきっかけとしていきたいと思いますが、そういう検討内容の公開についてはどのように考えておいででしょうか。

○議長（辰巳光則君） 金井副町長。

○副町長（金井壮夫君） 大和平野中央スーパーシティ構想の検討会、県主催ということでございますので、県のほうにもいろいろ要望等もお伝えさせてもらってしまして、現在、まず11月のキックオフ会議につきましては、ユーチューブで今後公開する予定ということでございます。なお、このときに配布した資料につきましては、ご出席いただいた議員様はお手持ちかと思いますが、こちらのほうに言っていただければコピーのほうをお渡しさせていただきます。

その後、現在3回まで検討会をしておるんですが、この検討会は勉強会ということで原則是非公開ということでございます。ただ、ちょっと次第等は出せるかどうかというのは要望していきたいと思います。

ただ、議員様限定ということで、当然町の代表という議員で知らないというのはおかしいということで申し上げましたら、今後3月23日水曜日午後に検討会がございます。これの模

様について、例えば今オミクロン株の関係がありましてウェブで会議されるようなんですが、ウェブで直接見られる、視聴できるかどうかということを今要望してまいります。また結果については、できるだけ会期中に皆様にお知らせできたらと思います。ということで、ご理解よろしくお願いします。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） そういうことがあれば、ぜひウェブで視聴したいと思います。情報が早く欲しい、早く検討して三宅としての意見も積極的に出せるように、行政、議会、協力して進めていただきたいと思います。

一番私、気にしているのは、規制緩和ということです。国家戦略特区なので、規制緩和というのが必ずついて回ります。これまで二十数件、全国の各市町村から出されていたものが一旦却下して戻されるというふうになっていますが、それは規制緩和の提案が不十分であるというのが内閣府の説明ですので、もし県がスーパーシティ構想に乗って大和平野中央プロジェクトの事業を提案する場合は、規制緩和というのはかなり重要な項目になるということです。

規制緩和については、まだ現段階の検討の話合いの中では何か提案されているものはあるんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 規制緩和の部分につきましては、現在、具体的なところというのは示されていないというか、意見としても上がっていないんですけども、参考というか、ご意見の中では、土地利用の規制緩和というところも一つ考えていく課題ではないかというような問題提起の部分がありましたけれども、まだ具体的に奈良県としてのスーパーシティの中でこういった規制緩和を求めていくという方向性であったり、案というところは示されていないというのが現状でございます。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 一番気にしているところですので、何ていうか、検討段階で全てを公表してというのは難しいというのは分かりますが、重要な項目についてはぜひ早めに情報公開して、論議のテーブルに乗せていただきたいと思いますというふうに思います。

ちょっと最後に一言、この件については繰り返しになりますけれども、提案した段階では全て決まっちゃっているというのが非常に独特なものですので、遅くならないように。

最終的に住民投票以外に議会での議決というようなこととか、関係団体の意見とかいろいろ

ろ確かに書いてありますが、やっぱり住民の今後の暮らしに大きく影響するものなので、私は住民と論議して、住民と対話して、住民投票とかみんなで決めるというそういう仕組みをぜひ採用してほしいと思っていますので、その意味でも積極的な情報公開、住民との対話を進めていただきたいというふうに思います。

この件は一応その点要望して終わりとしします。

2番目の買物支援サービスに関してです。

何でこの質問したのかというのは、実は私がある相談を受けて健康こども課と一緒に救援に当たったケースがありまして、健康こども課と手分けして保健所に連絡を取ろうとするんですけども、午前中いっぱいいかかっても連絡取れない。最後は健康こども課がコンタクトを取ってくれて状況を伝えて、ちょっと緊急に必要なケースなので、策を検討してほしいということで、私は私でほかの県のルートとか手繰りながらやって、最終的にはこういう形だったら支援ができるんだけれどもというプランを提案していただいて、実際はちょっとそういう形にはならなかったんですけども、そういう経験があります。

健康こども課の保健室の現場の職員さんたちも午前中ずっと電話かけ続けて頑張って、何とか支援につなげたいということで大きな努力していただいたので、私は三宅町の健康こども課は頑張っているなというふうに思っています。ただ、やっぱりこの事業について言うと、使いにくいなというふうに感じた部分があります。

まず、前提的に認識違いあるといけないので、確認したいんですけども、三宅町、今日も七、八人出ていたと思いますけれども、そういう三宅町民の誰が感染しているのかという情報は差別から守るために、行政に対しても個人を特定する情報は伝えないという県の方針は今も変わっていませんか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 今、渡辺議員のほうからお問合せいただいたとおり、保健所のほうからは一切何の連絡もございません。なので、どなたが自宅療養されているかということは、健康こども課のほうでは知り得る状況にはございません。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 具体的な支援の内容に関わって質問を進めます。

生鮮食品を除くレトルト食品については、今後のことを検討するというところでぜひ進めていただきたいと思いますが、この事業使って積極的に支援するというふうに考えたほうがいいと思うんです。この事業の対象者は親族等の支援がない、したがって孤立している感染者

や濃厚接触者に対する支援の事業ということになっているので、重要性が高いわけです。ほかの支援がある人たちは何とかそれで頑張れるとあるけれども、そういうのがない人にどう三宅町が最後のとりでとして行政が支えるかという事業になっていますので、積極的に使ってもらい、それによって孤立しないように支援していくという事業に転換したほうがいいんじゃないかというふうに考えます。

具体的に、買物代行という仕組みではなくて、買物代行というのは本人がこれとこれを買ってきてくださいということでそれを代わりに買いに行きます、だからそこには費用徴収がついて回りますという話なんですけれども、そうじゃなくて、例えば韓国や中国なんかでもそうですけれども、想定して基本的にこういうものが必要であろうと、日用製品としてはこんなもの、食料といったらレトルトでこれだけのものをとりあえずパッケージでプッシュ型でぼんと持っていく。その中にはあまり役に立たないものも結果としてあるかも分からないけれども、そういうやり方をしたほうが即座に支援ができるんじゃないかというふうに思います。

買物代行という本人の注文を満たしていくというのは、確かに個別のニーズとしては的確かもしれないけれども、何か熱出して38度、39度でへろへろになっているときにとりあえず持ってきてもらう、多少ミスマッチがあってもとりあえず持ってきてもらうほうが孤立感も癒えるし、助けてもらえるという感覚が生まれるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう買物代行ではなくて、行政からのプッシュ型の支援として、パッケージしたものを運んでいくというそういう方法に転換するということは考えられないのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 確かに先ほど渡辺議員からお話がありました支援者の方と一緒に連携させていただいた方のケースが出た後に、やっぱり買物支援の方法というものを一度見直さないといけないということで、協議のほう課内でさせていただいておりました。

それで、やっぱりレトルト食品とかの食料品、そちらのほうは購入品目につけ足さないといけないねという話はさせていただいて、なおかつ今ご提案いただいていたようなパッケージのものを必要な方に対して配送できればいいよねという話もしてはいたんですけれども、ただ先ほどおっしゃっていたとおり、要らないものもやっぱり出てくるだろうし、アレルギーであったりとかという懸念もあったりとかで、その辺をどうクリアするべきかというところと、あと全ての待機者の方に届けることができないという側面もありますので、本当に利用したい人が連絡くださったらいいいんですけれども、その辺についても周知方法であったり

とかの必要性もございますので、もう少し慎重に検討しないといけないというところ辺で、今話のほうは進められていない状況になっています。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） どういうやり方しても一長一短はあります。確かにアレルギーのものを家の中に持ち込むこと自身もというのがあるので、そういうきめ細かな配慮を考えていただけるというのはとてもありがたいことです。

ただ、やっぱり余裕がないんだよね。発熱してしんどい、注文のこれとこれで広告見て、こう見てとやっぱりそれは無理があると思うので、デメリットは確かにあると思います。これとこれというデメリットはあると思いますが、さっきおっしゃったような例えばアレルギーであれば、依頼があったときに駄目なものはありますかと、じゃそれは取り除きますとか、そういう配慮の仕方を何かして、デメリットを減らすというような方法はないだろうかと考えていただいて、買物代行ではなくて孤立を防ぐと。

その依頼の文書は県を通して配布してくださっているということですから、一旦そこでつながれば行政としては以降、ご本人からの依頼に基づいて個別支援ができるというふうに変わりますので、そういう意味では役場にとっては非常にいい支援、いい窓口が切り開けるといことになると思うので、ちょっとその辺もう少し根本的にというか、全体的に見直しをしていただけないかなと思います。

まだ残念ながらコロナの終息ということには至らないようで、続くと思いますので、そういう連絡が来たということがラッキー、このチャンスを生かして孤立させないようにしよう。現場が大変なのはワクチン接種とかも保健師さんたちみんな全面的に関与されているので、百も承知ですが、やっぱりこういうときこそ役場が助けてくれた、行政機関、最後は見捨てないんだと、そういう三宅の町民が三宅に住んでいてよかったと思える一番重要なポイントだと思いますから、ぜひもう一度見直しを深めてもらって、もっと使いやすい制度、継続的な支援の第一歩をとにかく開くということで検討いただきたいと思います。その点、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 2月に入ってからですけれども、県のほうがそういう支援体制の見直しを行われまして、奈良県については、陽性が判明した方について、これまでは市町村でやっているそういう支援策を郵送で紹介していただいていたんですけれども、今ちょっと保健所のほうの対応もやっぱり追いつかない状況になっているというところで、陽性

者の方に対しての対応について委託機関を設けて、そこが情報収集する形を取るそうです。その際に市町村のほうのそういう生活支援であったりとか、買物支援だったりとか、そういったサービスを使われるかどうかという意味確認を本人にしていだいて、同意を得られた場合については、市町村にその方の個人情報を提供しますという制度に変更されるそうです。

ですので、こちらから三宅町としても個人特定できるようになってきますので、市町村のほうから連絡できるという仕組みになるというふうにも聞いておりますので、そういった中で今後そういった支援の方法についてはきめ細やかにこちらから対応できるかなと思っておりますので、そういう方向でちょっと体制のほうは整えていきたいなと考えております。

○議長（辰巳光則君） よろしいですか。

○5番（渡辺哲久君） 以上です。終わります。

○議長（辰巳光則君） これで渡辺哲久君の一般質問を終わります。

◇ 松 田 晴 光 君

○議長（辰巳光則君） 次に、8番議員、松田晴光君の一般質問を許します。

8番議員、松田晴光君。

○8番（松田晴光君） ただいま議長のお許しが出ましたので、一般質問を行います。

質問事項は、Mi i Moの大階段と安全対策及び使用について。

令和3年12月17日に三宅町議会より要望書を3点提出いたしましたが、その後、その3点に対してどのような対策をされたのか、所見を伺います。

要望1、雨天時、階段の利用者がスリップしないよう滑り止めの措置、要望2、夜間、階段全体が薄暗いため、全体を照らすライトなどの措置、要望3、階段内に2列の手すりの設置。

それに加えて、2段から3段に階段と平行に手すりをつけるなどの安全性を考えてはいかがでしょうか。大きな事故が一番怖い、もちろん小さな事故も怖い、救急車の出動がないことを願っています。

Mi i Moの設備及び入口も分からないと住民からよく聞くことがあり、どなたにでも分かりやすく利用できることを希望します。

町長の所見をお伺いします。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 松田議員のM i i M oの大階段と安全対策及び使用についてのご質問にお答えいたします。

M i i M oの大階段の安全対策につきましては、議会より要望書を受理した後、施設管理者としての責任と自覚の下、要望内容に基づき速やかに検討を重ねてまいりました。その結果、要望書にございました2つ目の夜間照明の設置につきましては、現在、スポットライトの設置に向けた事務手続を進めているところでございます。

なお、階段内の滑り止めや手すりの設置につきましては、設計段階において大階段の主な利用者は子供を想定していたこと、M i i M oのシンボルでもある大階段の多様な使い方や可能性を制限してしまうおそれがあること、建設時の費用に国費を投入していることから無断での大規模な改造は国費の返還につながるおそれがあること等を踏まえつつ、施設管理者としての責務を全うするため、また本町が重点施策として掲げる公民協働の推進の観点からM i i M o運営委員会等において議論の場を設け、多世代の意見も幅広くいただきながら検討してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、M i i M oの出入口等につきましては、昨年12月に駐車場と人工芝の新たな整備が完了したことで施設全体がより明瞭となったことから、現状大きな混乱は生じておりませんが、議員もお述べのとおり、さらなる利便性の向上に向けた創意工夫に努めてまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 再質問、松田議員。

○8番（松田晴光君） 要望内容に基づき速やかに検討を重ねてまいりましたと回答いただきました。いつされたんですか、何回されたんですか。具体的に教えていただけますか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 昨年12月の下旬にこういう形でご要望いただいてから、まずM i i M o運営委員会のほうにもこういう要望書が上がっているという情報共有もさせていただいております。

庁内のほうでは、M i i M o運営室のほうが主に主体になりまして、私もそうなんですけれども、現場のほうで大階段の安全性ですとか、例えばですけども、ご要望にございますスリップ止めの設置方法についても、現場確認を含めて現在までそういう形で精査等はさせていただいているところでございます。

今後も、先ほどの町長からのほうからのご答弁ありましたけれども、具体的な対策としてスリップ止めの設置等も含めてなんですけれども、M i i M o運営委員会のほうを主体とし

て検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 今現在、そうすれば施工はいつからするとか、そういうのはまだ決ま
っていないんですか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） スポットライトにつきましては、遅くとも
3月末までに設置の予定をいたしております。

それ以外の安全対策につきましては今後の議論ということもございますので、議員ご理解
のとおり、まだ予定についてはこの場で申し上げられないということになります。

○議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 今まだ決まっていない項目、要望いうんですか、その施工はできれば
いつからするというのをまた報告していただけますか。それと、その施工は耐久性も考え
ていただいて、なるべく早くすることを望みます。

そして、次に、子供は遊びの名人です。どんな道具または施設であっても、遊具に使用し
ます。大階段の両側にある手すりさえも遊びの道具に使用すると思われます。手すりも何か
の安全対策を考えてもらえないかと思っております。いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 今いただきましたご意見も含めまして、今
後、M i i M o運営委員会のほう等で検討重ねてまいりたいと思いますので、ご理解のほう
よろしく願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） それと、大階段は全て健常者が使用するとは考えられません。先ほど
瀬角議員が言ったように、外人もいてるなら、体の不自由な方も来られると思います。その
ときに階段の色、同じ色じゃなしに、1段ずつ色を変えるとか工夫して足を踏み外さないよ
うにすべきではないでしょうか。いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 議員お述べのとおり、段違いに色を使い分
けてというようなサインの仕方についても、今現在のところ、庁内では議論に上がっており
ますので、その点も配慮させていただきながらの検討を進めていきたいというふうに考えて
おります。

○議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 回答の中に、建設時、国費も入っているということで、国費が入っていても安全対策は必要と考えれば、大規模な改造は国費を返還しなければならないんじゃないでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） あくまでも可能性の一つというところで、こういったデメリット、やることによってデメリット、やることのメリットというところをしっかりと見比べた上で議論を重ねてどちらがいいのかというところを決定していきたいというふうに考えています。

どちらにしてもこういった課題があるかも分からないという様々な課題や対応することによっての効果、メリット・デメリットというのは存在するというふうに思いますので、そういったところをどちらを優先するのかであるとかをしっかりと議論を尽くしていきたいというふうに考えております。必要性があれば、国費返還してもやらないといけない場合ももちろんあるということ……

（「安全対策」と呼ぶ者あり）

○町長（森田浩司君） を優先するというのも一つの方法ですし、いや子供たちがよく使って、けがが少ないからそれだけの費用かけなくて今のままがいいんじゃないかというそういう答えもあるかも分からないんですけども、どの答えになるかというところを注視していきたい。

また、4月から学童保育の子供たちが利用しますので、そういったところの利用始まったところで新たな課題というところも見つかってくる可能性もありますので、そういったところも併せて検討していく必要があるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 住民の中にマイナンバーカードを申請に来られたと、大階段を上られて上がったが、入口が閉まっていたということちょいちょい耳にするんです。そして、あれ何とかならんのかなとよく聞くんです。そこを例えば下に掲示板を置くとか、何とか考えていただけないでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今松田議員いただいたご意見というのを参考にしながら、現状につきましては確かに12月当初、駐車場が出来上がるまで商工会の裏から来られる方が多かったかなというふうに思っています。そうすると、階段のほうが入口に感じられて、そういった不具合というのは多かったように存じているところですけども、現在、駐車場が正面にでき

たことによって、正面の入口というところが見やすくなったということでそちらから入られる方が増えて、階段からというよりはそういった中央のところ、正面から入られる方というのが完成したことによって大きく変化してきたかなというふうに思います。

議員おっしゃるように、そういった不具合のところをまた教えていただきながら必要な対策というところを取っていきたいと思いますので、今後ともご理解・ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） Mi i Moは人を楽しませる、また喜ばせるための最高の演出と感動であってほしいと願っています。また、事故やけががないことが生命及び財産を守る町長の使命と考えるので、早急をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） よろしいですか。

○8番（松田晴光君） はい。

○議長（辰巳光則君） これで松田晴光君の一般質問を終わります。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（辰巳光則君） 次に、10番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

10番議員、池田年夫君。

○10番（池田年夫君） 議長の許しがありましたので、一般質問を行います。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染者数は、1月に入って拡大されてきています。1月下旬に入って飛躍的に感染者数が拡大し、奈良県の感染者数は2月8日からこちら2万4,000人以上増えて、昨日現在で5万8,069名になっています。また、本町の感染者は、1月24日から昨日まで約130人増えて200人を超えています。

三宅町の独自対策はどのようになっているのでしょうか。

また、政府から昨年の12月27日、新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金として感染症対応分1,057万8,000円、地域経済対応分として7,189万4,000円が交付されていると思いますが、どのように使われるのでしょうか。町長の所見を伺います。

次に、大和平野中央スーパーシティ構想についてであります。

1月25日に奈良県は、奈良市内で磯城郡3町地域を中心に計画を進める大和平野中央スー

パーシティ構想の第2回検討会を行ったと報道され、各町長も参加し、各町長は町づくりについて身体的、精神的、社会的に良好な状況を示す「ウェルビーイング」をキーワードに挙げ、スーパーシティ構想に積極的な推進に積極姿勢を話したとありますが、具体的にどのようなことが報告され、検討されたのでしょうか。町長の所見を伺います。

次に、公共交通サービスについてであります。

三宅町も高齢者社会になってきています。高齢化率は36.32%で2,417人となっています。町内には生鮮食品売場のスーパーも商店ありません。高齢者の外出を支援することが求められてきています。

現実には高齢社会になって免許証を返納する住民が増加してきています。公共タクシーのチケットは1年間1人当たり48枚であります。月に2枚しか使えないことになります。これでは枚数が足りません。

今後どのようにしていくのか、町長の所見を伺います。

次に、自衛隊の住民基本台帳の一部写しの閲覧についてであります。

三宅町は18歳から22歳の住民基本台帳を自衛隊に抽出閲覧をさせています。町広報に自衛官の募集の広告が掲載されています。具体的にどのような項目を閲覧させているのでしょうか。法的根拠はどこにあるのですか。

住民基本台帳法のどの条項にも個人情報を提供できると解する条項はありません。町長の所見を伺います。

最後に、難聴者の補聴器購入助成についてであります。

昨年の3月議会でも難聴者の補聴器購入助成について質問しましたが、その後どのようなになっているのでしょうか。町長の所見を伺います。

これで一般質問を終わりますが、答弁によっては再質問を自席から行わせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 池田年夫議員の一般質問に回答させていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてお答えいたします。

現在、全国的にオミクロン株が猛威を振るうコロナ禍の中、本町におきましては、地域住民の皆様の命と暮らしを守ることを第一に考え、3回目のワクチン接種の早期完了に向け、全庁総力を挙げて取り組んでいるところでございます。

しかしながら、期せずして図らずも新型コロナウイルスに感染された方々には、休業助成金や買物支援等の独自の支援策を継続して実施しているところでございます。また、議員も

周知の事実と拝察いたしますが、高校3年生までの子育て世帯や住民税非課税世帯を対象にしたプッシュ型の給付金事業につきましても、速やかに対応しているところでございます。

なお、ご質問にございます昨年12月末に追加交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、今後のコロナ感染症の推移や国・県等の動向に注視しつつ、地域住民の皆様にとって真に必要な対策について、地域住民のニーズ等を踏まえ庁内での協議等を重ねた上、来年度以降できるだけ早期に具現化し、スピーディーな予算編成を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、大和平野中央スーパーシティ構想についてお答えいたします。

去る1月25日に開催された大和平野中央スーパーシティ構想第2回検討会においては、「デジタル田園都市構想」をテーマに具体的な取組の好事例の報告等を踏まえ、県と磯城郡3町が意見交換を行いました。

本町からは、個人データの保護や適切な取扱い、リアルとデジタルの融合、一人一人の心の豊かさ＝ウェルビーイングの追求の重要性について意見し、本町が掲げる三宅ビジョンの目標と当テーマに係る構想案の親和性が高いことを申し上げました。

なお、検討会の総括といたしましては、ここ磯城郡3町から「健康寿命日本一」を目指し、ウェルビーイングを主眼に置いた取組を進めていくこと、またデジタル田園都市構想の名称を改め、今後、ウェルビーイング田園都市構想とし、官民学が一体となってこのプロジェクトに取り組むことについて、本町を含む磯城郡3町と県が合意いたしました。

先ほどの渡辺議員のご質問に対する答弁でも申し上げましたが、当構想に係る検討会等については継続して開催していくものと県から聞き及んでおりますが、本町としては、構想案のいかににかかわらず、個人情報保護と適切な取扱いが最重要事項であると認識の下、今後も県の動向に注視しつつ、地域住民の方々に誤解を与えたり、憶測を招くことのないよう正確な情報収集に引き続き努めてまいりますので、本構想への本町の取組につきまして、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、公共交通サービスについてお答えいたします。

地域公共交通タクシー利用料金補助事業につきましては、多様化する行政ニーズへの対応や自主財源の確保が困難な状況でございますが、高齢者の皆様に対する地域公共交通の確保や外出支援等の観点から、次年度も継続して取り組んでまいりたいと考えております。しかしながら、現行サービスのさらなる向上、例えばタクシーチケットを1日につき1枚程度利用可能とするためには町単独で莫大な財政負担が必要となり、現実的に困難であると言わざ

るを得ません。

今後は、本事業における現行のサービスのほか、地域住民の皆様同士での自家用車の乗合等によるシェアリングエコノミーやシェアアプリの普及啓発のさらなる推進、とくしまる等移動販売の利用促進を通じて、地域における共助の精神の醸成や行政サポートに努めてまいりたいと考えております。

また、直近において、磯城郡3町や定住自立圏等の広域的な見地から、公共交通の安定的な確保について、連携事業による具体的な取組の検討を始めたところでもございます。

議員におかれましては、人口減少、少子高齢化、子育て支援等、本町が直面している様々な行政課題に対応する必要があることをご理解の上、本事業への取組にご賛同いただき、広域連携による地域公共交通確保の取組検討の今後の推移を見守りいただきましたら幸いです。

次に、自衛隊の住民基本台帳の一部写しの閲覧についてお答えいたします。

自衛官募集事務の一部の実施に関する法的根拠については、都道府県知事及び市町村長は、自衛隊法第97条において、自衛官の募集に関する事務の一部を行うとされており、これを受けて自衛隊法施行令に各種事務が定められ、広報宣伝等の募集事務の一部は地方自治法施行令における第1号法定受託事務に当たります。

特に自衛隊法施行令第120条では、「防衛大臣は、自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定められており、この法令上の明確な根拠に基づき、本町においても自衛官募集事務に協力しております。

また、募集対象者情報の提供につきましては、令和2年12月18日に閣議決定された「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」を受け、令和3年2月、防衛省及び総務省から各都道府県宛てに自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として、自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること及び募集に関し必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生じるものではないことが通知されております。

前述の根拠法令等に基づき、本町におきましては、自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務に係る募集案内の配布等を行うことを目的とする自衛隊奈良地方協力本部からの請求に

より、住民基本台帳法第11条第1項に定める国または地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧として、適切に対応しているところでございます。

最後に、難聴者の補聴器購入補助について回答いたします。

今年度の9月議会でも回答いたしました、町村会より令和4年度の県予算等に関する要望事項として、高齢者における難聴が加齢による難聴であるために、身体障害者手帳の取得までに至らないことが多く、制度を活用することが難しく、新たな補助制度の創設が必要であることを国に対して奈良県より要望していただいたこと、また奈良県としても助成を検討していただけるよう要望を出しました。

町村会としても、対象要件や助成額など自治体による格差が生じることがないように制度を創設していただきたいと考えており、他の自治体と足並みをそろえて対応してまいります。

○議長（辰巳光則君） 再質問、池田議員。

○10番（池田年夫君） まず、新型コロナウイルス感染症についてであります。

今、3回目のワクチン接種が行われていますけれども、奈良県でこれだけ感染者が多くなり、私の近辺でも濃厚接触者になったとの声を聞きます。PCR検査を行い、無症状の感染者を発見し、対策を考える必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 池田議員のほうからのご質問ですけれども、それは住民を対象としたPCR検査を町が実施するという想定での質問と捉えてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○健康こども局長（植村恵美君） そうした方法になりますと、新型コロナウイルス感染症につきましては指定感染症となっておりますので、医療機関から保健所のほうに報告義務がございます。町のほうで実施するということになりますと、一旦やっぱり町で実施した結果の下、医療機関のほうに再受診をしていただかないといけないという状況が起きますので、今現在はそうした体制を検討している状況ではございません。

町としましては、濃厚接触者の方であったりとか、感染の不安のある方については、できるだけかかりつけの先生であったりとか、近隣の発熱外来のほうに受診していただくように、今はお話のほうはさせていただいているところです。

ただ、かかりつけ医のない方もいらっしゃいますので、今後は町内の医療機関のほうともちょっと連携を取らせていただいて、検査対応していただけるようにお話ししていけたらと今は考えております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 今、町独自としてはPCR検査はできないということなんですけれども、こういうことも含めてあるいはその医療機関との連携を取って、どうしたらできるのかということも町独自としても研究していく必要があるのではないかというふうに思うんです。

そういうことで、現在のところ、10歳前後の感染者が多く毎日出ているというような状況であります。学校や幼稚園の先生、あるいは保育士、公務員、医療従事者のPCR検査やワクチンの接種が必要であります。どのようになっているのでしょうか。

三宅町では、また5歳以上がワクチン接種の計画がほかのところでも言われているんですけれども、これについては計画はどのようになっているのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 現在、学校や保育施設に対しましては、奈良県のほうから抗原検査ができるようにキットが無料で配布されております。ただし、その検査キットで検査して陽性だった場合は、先ほども申し上げましたとおり、再度またかかりつけの先生や発熱外来のほうに受診していただくようにという申し添えがありましたので、二度手間になるかと思いますので、今現在は、小学校にしろ、園にしろ、直ちに下校していただきまして、かかりつけの先生のほうに受診いただくように勧めているところです。

ワクチン接種につきましては、今現在3月に入りましてから小学校、中学校の先生、あと園の先生に関してはモデルナ接種になりますけれども、優先接種として時期を早めさせていただいて接種対応させていただいているところです。

あと、5歳以上11歳以下の子供さんに関しましては、接種計画のほうを進めていくために、2月25日付で対象者になるご家庭に対してワクチン接種の意向確認をするためのはがきを送付しているところです。今現在、そのはがきに応じて保護者の方から問合せ等、相談等ありますので、そちらに対応しているところです。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 今PCRの検査のことで、抗原検査をやっているということだったんですけれども、検査だけではすり抜けるというのが今度のワクチンの特徴じゃないかと。抗原検査やったとしても無症状の人で分からないという患者もおられるので、やっぱりPCR検査を出た近くの人なんかについては、そういう対策を行っていくということが必要じゃ

ないかというふうに思います。

そういうことで、私の聞いたところでは、濃厚接触者や感染者が外出すればウイルスを拡散するということになります。家族や濃厚接触者や感染者になっているところに、保健所などからの買物や支援など連絡が全然ない、途方に暮れているという声を先日聞きました。三宅町はどのように対策を立てておられるのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 先ほど渡辺議員の買物支援のご質問のときにも回答させていただきましたとおり、三宅町としましては、今現在、買物支援、あと休業助成金、パルスオキシメーターの貸与という形で事業のほう展開させていただいております。

なお、買物支援につきましては、今後、奈良県の動向を見据えた上で内容については精査していきたいと考えておりますので、またご協力のほうよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） コロナ対策については、やっぱり広く感染者などの実態に応じて、やっぱり町独自としても対策を取っていく必要があるのではないかというふうに思います。

次に、大和平野中央スーパーシティの構想について質問いたします。

まず、スーパーシティ構想について町長の認識をお聞かせください。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 先ほど渡辺議員の質問にもご回答させていただきましたけれども、大和平野中央プロジェクトスーパーシティ構想については、国の戦略特区の目的が大和平野中央プロジェクトの目標と一致するところが多く、有利な財源の確保にもつながることから、国のスーパーシティ区域の第二次募集を目指すことが望ましいとの県の判断の下、コンソーシアム形式による検討会がスタートしたところでございます。

これまでに「ウェルネス」、「デジタル田園都市構想」、また「脱炭素社会」をテーマに計3回、勉強会、検討会を開催されておりますが、これらは本町が掲げる三宅ビジョンの目標との親和性が高いものとして認識をしているところでございます。

今後も、引き続き検討会等に参加して国や県の動向の注視、情報収集、また意見交換に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 今、町長の認識について伺ったんですけれども、今言われている荒

井知事の大和平野中央スーパーシティ構想と三宅町の奈良大の理工学部建設、あるいは田原本町や川西町の健康体育施設の建設、いわゆる大和中央プロジェクトの事業が並行して進んでいっているというようなことなんですけれども、その違いについて認識について詳しく説明してください。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 池田議員のご質問でございますけれども、スーパーシティ構想そのものは、そもそも大和平野中央プロジェクトの目標である雇用の創出とか、県民の方の健康維持とか、健全な生活の維持向上というそういう目標を立てたプロジェクトにおいて、磯城郡3町のそれぞれのまちづくりのテーマというのがございますけれども、例えば三宅町でしたら産業の活性化、スタートアップヴィレッジでございます。川西、田原本につきましては、ウエルネスタウンです。まほろば健康パークですとか、新たにスポーツ施設を建設するといったそれぞれのテーマでまちづくりを進めるということで背景にございますけれども、それらのテーマをスーパーシティの構想内に盛り込みまして、磯城郡3町とその周辺一帯エリアの施設整備を一体的に捉えて、未来都市の実現を目指すということでございます。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 国の言うてるスーパーシティ構想、それを荒井知事がそう言うているんですけれども、やっぱり大和中央プロジェクトとは全然中身が違うんじゃないかなというふうに思うんです。それで、やっぱり区別して見ていく必要があるのかなと。全体的にスーパーシティ構想については、奈良盆地全体をひっくるめた大きな構想としてやられるのであって、その中の一部分として大和中央プロジェクトというのが事業化されるということじゃないかというふうに思うんです。それだから、区別してこれについては見ていく必要があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 金井副町長。

○副町長（金井壮夫君） 議員のおっしゃるとおりの点は非常にあるかと考えております。やはり大和平野中央プロジェクト、これはしっかり核として先ほども申し上げたように雇用の場の確保、若者の県外流失防止、人材育成と県内企業の人材確保、県内の若者・女性・高齢者の再教育、それから子供とか高齢者までのウエルネスタウンに係ってくるんですけれども、健康で健全な生活の維持向上という目的で、渡辺議員の回答にもありましたように、スーパ

ーシティということで広い国の構想、これに乗っかるような形で財源の確保とかを考えていくということで、現在、勉強会をしていることですが、やはり大和平野中央プロジェクト、これはしっかり核として考えたいと思います。

県のほうでも実は大きくくくりは大和平野中央スーパーシティ構想となっておりますが、大和平野中央スーパーシティ構想の推進と大和平野中央プロジェクトの推進と二段構えの予算立てになっておりまして、区別しているところです。これは県の事業の報道資料でございますので、またお見せさせていただくこともできますので、後でまた配付させていただきます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 今スーパーシティ構想と大和中央プロジェクトの違いなのか、それもはっきりと僕らとしても違うんだという立場の下で物事を見ていかなきゃならないんだというふうに感じます。

そういうことで、今度の大和中央スーパーシティのところでも、先ほどのスーパーシティのところで問題になった渡辺議員も発言されたんですけれども、規制緩和ということで町長のほうから土地の取得とか田んぼダムをなくすということでありますので、そういうことに対する規制緩和なのか、そういう部分もあると思いますけれども、そのことについて大学を建設する中でそういう問題をどのように解決していくのか。今の三宅小学校みたいに、運動場のところに地下に水をためるというような構想なんかもその中に入れて、計画なのか、設計をしてもらいたいというふうに要望してもらいたいというふうに思うんです。

そうじゃなければ、その部分をつぶして今まで田んぼダムがあったところなくなるわけですから、その部分が水害とかそういうあれに一層広げていくということになりますので、そういう点についても十分地元の要望、あるいは災害対策なのか、そういう観点からもどのようなことになるのかということなんかについても検討して、県のほうにも要望していただきたいと思います。

次に、公共交通のサービスについてでありますけれども、答弁の中で、磯城郡3町や定住自立圏等の広域的な見地から公共交通の安定的な確保について、連携事業による具体的な取組の検討を始めたところだという回答があったんですけれども、具体的にどのようなことが検討されているのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 実際に取組を始めていくというあくまでス

タート段階ということでございまして、今直近では広域の取組、こういったことが考えられるかというのを関係市町村で今アンケートを取られている状況でございます。そのアンケート結果に基づいて、今後は協議の場でその案をたたいていくというような方向性になっていくかと思っておりますので、またそのあたりの推移を見守りいただければと思います。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 先ほども公共交通のタクシー券の件で、年間で48枚ということでは足りないのではないかという発言をしたんですけれども、これに対して町長は1日につき1枚程度を利用可能とするという極端なことを言われて、増やすのを無理だというのじゃなくして、やっぱりもう1枚増やしたらどうなのか、2枚増やしたらどうなのかと、1か月の使用枚数です。そういうことも考えて、今の高齢者が安心して暮らせるような町づくりをいかにしてつくっていくのかということが今行政としては求められているんじゃないかというふうに思いますので、そういう極端な考えではなしに、やっぱり住民の生活を守るという観点から、行政としてどのようにしていくのかという観点を逃さないようにして、この問題については対応していただきたいというふうに思います。

次に、自衛隊の住民基本台帳の一部写しについてでありますけれども、答弁の中で基本台帳法の11条について言われたんですけれども、これについても市町村による目的外の利用や、ましてや外部提供についての定めがないわけで、住民基本台帳法のどの条項をもっても、これを根拠に市町村が住民基本台帳に記された個人情報を提供できるというふうに解することはできないというふうに思うんです。

そしてまた、答弁の中で法令上の定めというふうに言われているわけですが、大阪市の条例のこの部分は、提供を一律禁止した上で、個別の場合にそれを解除するというもので、ここに言う法令の定めとは、市町村に対して本来の目的外の提供を例外的に容認する旨の規定を指すというふうに言われています。

例えば災害対策基本法の49条の11の1項で、市町村長は、個人情報につき内部の目的外利用ができる趣旨を定めているというふうになっているんですけれども、このように法令上の定めということについても、個人情報について、そういう外部に出してはならないというふうにはっきりと定めているわけでありまして、まして三宅町が自衛隊の職員が来て閲覧して、そこに無断で自衛隊のほうから該当者に直接そういう案内状が行った場合、本人自身が果たしてこの案内状はどこから来たんやと、どういうふうにして名前とか住所が分かったんやとということになるわけで、そういう個人情報いうんか、それについてやっぱり町としてもそう

いう該当者に町のほうからこういう案内状が来るか分かりませんよという承諾も得なければならぬというようなことも生じますので、そういうことも含めて自衛隊のほうに、その情報については目的外の使用についてはしないようにということを強く要望してほしいというふうに思います。

続いて……

○議長（辰巳光則君） 池田議員、もう最後ぐらいで。

○10番（池田年夫君） 最後です。

難聴者の補聴器購入についてでありますけれども、以前に質問したときには集団検診のときに調査を行うというふうに答弁されていたわけなんですけれども、調査はされたんでしょうか、されていないんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 集団検診のほうで調査する旨、お伝えしておりましたけれども、コロナのワクチン接種等により集団検診のほうの実施期間等々についてちょっと前後したりとか、予定変更になったりとかしておりましたので、実際には今回実施することができておりません。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） できていないということでありまして、聞くところによりますと、補聴器の購入助成について、兵庫県ではモデル事業として、高齢者の補聴器活用状況の調査を実施するということが来年度の予算案に盛り込まれたということであります。

奈良県でも補助制度をつくれるよう町長からも要請し、三宅町独自のこういう制度をつくることは考えられないのか、県独自ではなかなかできないけれども、三宅町でも単独でできるのではないかというふうに思いますけれども、これについて答弁お願いいたします。

質問を終わりたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康こども局長（植村恵美君） 先ほど町長のほうからの回答にありましてとおり、町村会のほうで各町村の意見として取りまとめていただいて、奈良県のほうに対して要望書のほうを出させていただいております。そちらのほうは最たるは国のほうでそういう助成制度を創設していただくのがもっともかなと思うんですけれども、それがもし遅れるようであれば、奈良県独自で補助制度のほうを創設していただけるようにという要望のほうを出させていただいております。

ただ、その理由としては先ほど述べましたとおり、各市町村内で制度に格差があってはいけませんので、やはり実施するのであればどの市町村においてもそういう助成制度の対象であったりとか金額というのを合わせていかないといけないのではないかというふうに町としても考えておりますので、各ほかの町村と一緒に足並みをそろえて制度のほうの創設に対して要望等をこれからも実施していきたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） これで池田年夫君の一般質問を終わります。

これで本日の定例会に通告されました一般質問は終わります。

◎追加議案の上程

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

本日の議事日程に追加議案1件を上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議案を追加することに決定しました。

追加の議案を配付いたします。しばらくお待ちください。

（議案配付）

○議長（辰巳光則君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎発議第5号 ロシアによるウクライナ侵攻についての対応を求める意見書

○議長（辰巳光則君） 追加日程第1、発議第5号 ロシアによるウクライナ侵攻についての対応を求める意見書についてを議題とし、提案者の渡辺議員より説明を求めます。

渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 意見書案を朗読し、提案します。

ロシアによるウクライナ侵攻についての対応を求める意見書。

2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を行った。

このことは、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為であり、断じて容認できない。

ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を即時に安全かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った

対応を強く求める。

また、政府においては、邦人の確実な保護や我が国への影響対策について万全を尽くしていただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月4日。

奈良県三宅町議会。

衆議院議長、細田博之殿、参議院議長、山東昭子殿、内閣総理大臣、岸田文雄殿、内閣官房長官、松野博一殿、外務大臣、林 芳正殿。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ただいま渡辺議員の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑は終結します。

これより討論行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論は終わります。

お諮りします。

追加日程第1、発議第5号 ロシアによるウクライナ侵攻についての対応を求める意見書についてを採決します。

採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

なお、5日より21日までは各常任委員会並びに特別委員会開会のため休会とし、3月22日の火曜日、午前10時より再開いたしまして、ただいま各常任委員会並びに特別委員会に付託されました各議案につきましては、委員長の報告を求めることにします。

本日はこれにて散会します。

(午後 0時21分)

令和4年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

招集の日時 令和4年3月22日火曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鰭 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	金 井 壮 夫
教 育 長	澤 井 俊 一	みやけイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀
総 務 部 長	森 本 典 秀		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	今 中 建 志	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	岸 本 奈 己	モニター室係	奥 田 崇 鉦

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	久 保 憲 史	2 番 議 員	川 鰭 実希子
---------	---------	---------	---------

令和4年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

令和3年 3月22日 火曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1

特別委員長及び常任委員長報告

(1) 予算審査特別委員会委員長報告

(2) 総務建設委員会委員長報告

(3) 福祉文教委員会委員長報告

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） それでは、令和4年3月、三宅町議会第1回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。

本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎特別委員長及び常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第1、予算審査特別委員会委員長及び常任委員会委員長報告について議題とします。

去る3月4日の本会議において、常任委員会並びに特別委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、3月7日と8日に開会されました予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、久保憲史君。

○予算審査特別委員会委員長（久保憲史君） 去る3月2日の第1回定例会本会議に提出されました議案のうち、予算審査特別委員会に付託を受けました令和4年度三宅町一般会計予算案を含め、各特別会計予算案5件について報告いたします。

まず、本町の財政状況において令和2年度一般会計の決算では、経常収支比率は前年度より2.1%減の86.1%となり、基金残高も約22億3,756万円と増加しており、町財政としては健全化状態であるものの、財政健全化法による実質公債費比率は前年比0.3%増の10.2%、将来負担比率については2.0%減の27.6%となり、近年の大規模事業の実施による公債費が増加傾向にあることが要因となっている。こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の回復のため、町税を中心とした歳入については、短期間での増収は見込めず、一方で歳出について高齢化の進行により社会保障費が増加していくことと等を踏まえ、限られた財源の中でより大きな効果を発揮する必要があると、三宅町総合戦略に基づく計画的かつ重点的な事業実施を推進しなければならないとされています。

このような中、本町の令和4年度の予算編成におきましては、「準備と対話」をキーワードに三宅ビジョンの「自分らしくハッピーにスモールタウン三宅町」の20年後の将来像の実現に向けて戦略型、目的達成型予算の追求を行い、本町のミッション・バリューを念頭に置いた事業の策定、財政健全化の推進、新型コロナウイルス感染症対応を基に施策を推進していくとされています。

議案第1号 令和4年度三宅町一般会計予算案は、総額38億2,000万円となり、対前年度比としまして4.9%、1億8,000万円の増額となっています。

まず、歳入について主なものといたしましては、款1町税で5億8,640万8,000円で、前年度に比べ290万7,000円の増額となっております。

款2地方譲与税では2,244万7,000円で、前年度に比べ240万3,000円の増額。

款3利子割交付金ほかおのおの各交付金で前年度より9,000円減額の1億5,425万8,000円。

款10地方交付税は19億6,600万円の収入が見込まれており、前年度より1億3,377万5,000円の増額。

款12分担金及び負担金では、幼児園保護者負担金、予防接種ほか各種検診負担金、小中学校給食負担金、式下中学校普通交付税負担金等で6,890万2,000円の収入が見込まれており、前年度に比べて341万6,000円の減額。

款13使用料及び手数料では、交流まちづくりセンター使用料、町道占用料、町営住宅使用料、住民基本台帳事務手数料、指定ごみ袋売払手数料及び廃棄物処理手数料等を合わせて4,179万1,000円の収入が見込まれており、前年度に比べて10万5,000円の減額。

款14国庫支出金では、負担金・補助金・委託金を合わせ3億9,088万2,000円が、款15県支出金では、負担金・補助金・委託金を合わせ1億9,096万1,000円が見込まれております。

款16財産収入では、財産貸付収入、基金利子並びに不動産売払収入を合わせ673万6,000円が見込まれ、款17寄附金では、ふるさと納税を含め2,983万1,000円が見込まれ、款18繰入金については4,099万5,000円が見込まれております。

款19繰越金では1,138万6,000円が、款20諸収入では、各課における雑入、職員駐車場使用料等を合わせ2,910万3,000円が見込まれております。

款21町債では、臨時財政対策債、過疎対策事業債、地域活性化事業債などを合わせ2億8,030万円が見込まれております。

歳出について、款1議会費は、議会運営関係、議員及び職員人件費または県外研修等を合

わせ6,237万円が計上されています。

款2総務費では、継続的に行われている事業等経費のほか、地域おこし協力隊サポート事業、DX推進事業、Mi i Moを中心とした多様な交流まちづくり経費、地域コミュニティ事業、防犯・交通安全啓発事業、ふるさと納税推進事業、令和4年度中に執行される参議院議員選挙費などに係る所要の経費を含め6億6,857万5,000円が計上されております。

款3民生費は、国民健康保険特別会計繰出金に係る経費、心身障害者・精神障害者・高齢者・乳幼児・ひとり親家庭への医療費助成事業、後期高齢者医療広域連合の運営等に係る経費、高齢者が住み慣れた自宅で日常生活を送れるように事業展開する高齢者福祉事業、介護保険特別会計繰出金に係る経費、あざさ苑指定管理委託料、障害者及び障害児の福祉の増進を図り安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する障害者自立支援事業、地域生活支援事業及び障害児支援事業を、また児童福祉では、児童手当等給付事業、児童虐待防止対策事業、子育て応援事業に係る経費、認定こども園施設管理運営費、放課後児童健全育成事業、また新たな事業としてティーンズLINK事業、総合保育業務支援システム導入に係る経費などを合わせて12億5,149万5,000円が計上されています。

衛生費は、各種がん検診等健康増進事業、予防接種等健康対策に係る経費、乳幼児健診等の母子保健事業、妊産婦及び乳児に支援を行う産前・産後サポート事業、国保中央病院負担金、ごみ・し尿処理経費、指定ごみ袋関係経費、山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金、感染症の蔓延防止を目的に新型コロナウイルスワクチン接種事業、産婦及び新生児支援のための産後ケア事業、また新たな事業として骨髄バンクドナー助成事業などを合わせて2億8,106万3,000円が計上されております。

款6農林水産業費では、農業用施設等の改修工事費を土地改良事業団体連合会へ事業・事務拠出金を支払う土地改良施設維持管理適正化事業、土地の境界位置と面積を測量する地積調査事業、農業委員会業務全般の運営に係る農業委員会費、屯倉のおいしい発進事業に係る経費、水稻病虫害防除展示圃事業、経営所得安定対策等推進事業などで4,485万1,000円が計上されております。

款7商工費では、各工房等を見学するオープンファクトリーや職人によるワークショップを開催する産業観光事業や商工振興に係る各種負担金及び補助金、または新たな事業としてビジネスサポート事業などを合わせて536万円が計上されております。

款8土木費は、三宅1号線道路整備事業、道路等の維持管理経費、交通安全対策事業費、町営住宅管理経費、公園管理経費、空き家対策経費、企業立地促進のための経費また新たな

大和平野中央プロジェクト推進事業、分庁舎施設管理費などで５億８,６５０万２,０００円が計上されています。

款９消防費は、災害に強いまちづくり事業、防災・災害対策関連経費、消防団員活動経費、奈良県広域消防組合消防費負担金などを合わせ１億６,５０４万３,０００円が計上されています。

款１０教育費は、教育委員会・小学校等の管理運営経費、小学校施設整備基金積立金、式下中学校管理運営経費に係る式下中学校組合負担金、文化ホール費、社会教育活動費、文化財保護費及び体育施設費、人権教育費などを合わせ３億３,７５５万５,０００円が計上されております。

款１２公債費については、地方債の元金・利子償還金を合わせ４億１,３３２万８,０００円が計上されております。

款１４予備費については、３,７６５万８,０００円が計上されています。

それでは、３月７日と８日の２日間にわたり行いました予算審査経過並びに結果につきましてご報告いたします。

まず、先ほど説明いたしました議案第１号の審査結果について申し上げます。

議会事務局及び会計課では、政策経費の有無を確認し、財務諸表の公表及び作成支援の必要性を、みやけイノベーション推進部では、地方交付税の算定基準等、過疎債おける交付税への措置、今後の財政見通し、広報の発行、公共施設整備基金の積立て、地域公共交通事業タクシー券の枚数及び利用条件、地域おこし協力隊が退職することになった原因及び今後の対応、地域おこし協力隊サポート事業の進め方、新たな地域おこし協力隊に求める事業像、地域力創造アドバイザーの活用、各課における経常経費と政策経費の内訳資料を求め企画と財政が同じ課によることの問題点、新年度M i i M oの運営方法、目標指標の図り方や提案、多目的機能支払交付金、水稻病虫害防除展示園事業における委託先、キッチンカーの活用が困難であることによる売却処分、農業の担い手の状況、学校給食における地元食材の活用、水田台帳システムデータ利用に対するセキュリティの確保、グローブ１００周年後どう広げていくのか、ビジネスサポート事業の対象事業者などの質疑を行いました。

次に、総務部関連では、事業実施に伴う起債と基金利用の検討、公用車の管理、高速プリンタ購入費、例規システムの運用、D X推進、スーパーシティ構想における政策顧問、大和平野中央プロジェクトの周知方法、災害時の電源確保における電気自動車の導入、コロナウイルスによる減収状況、県立大学設置に伴う税収面の影響についてなど質疑を行いました。

続いて、まちづくり推進部関連では、地籍調査事業の推進、県立大学設置に伴い周辺整備の用地確保等、現場技術業務、三宅１号線道路整備事業に伴う近鉄踏切部分の見通し、分庁

舎の賃料、磯城郡水道企業団におけるセグメント会計、空き家対策への進め方、町営住宅審議会、ごみ袋売払手数料などの質疑を行いました。

続いて、住民福祉部関係については、戸籍・住民基本台帳システム改修と国で検討されているシステム標準化の確認、マイナンバーカードの交付率、保険証や免許証等への利用、高齢者一体化予防事業、特定健診受診率、介護保険料軽減対象になる段階別人数、養護老人ホームへの入所後の現状把握、高齢者福祉事業における減額理由などの質疑を行いました。

次に、健康こども局関係については、幼稚園及び学童保育の保育料保護者負担金についてを、障害者自立支援及び民生委員の現状、ガバメントクラウドファンディング及び企業版ふるさと納税の進め方や今年度の決算見込み、ティーンズLINK事業に携わる地域おこし協力隊の活動及び経費の内訳、みやけまちいくパートナーシップ事業に係る共助コミュニティの現状、普及率の算定、児童虐待防止事業での虐待防止や親に対するケア、産後ケア事業に伴う宿泊施設について、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る接種人数及び費用内訳、モデルナとファイザーの比率、子育て支援センターに係る利用者の拡充についての質疑を行いました。

次に、教育関係については、小学校建替基金積立ての計画年数及び総額について、GIGAスクール構想での導入タブレットに伴う卒業生分の対応及びアカウントの取扱い、中学校校舎の整備検討、自治会にある図書文庫の予算について、文化ホールとMiiMOの利用、三宅古墳群及びアンノ山古墳調査について、マラソン大会参加における有料化検討についての質疑を行いました。

また、全体概要の質疑として、学童保育のプロポーザル審査を受けて文書保存規程が整理されたが、今後町全体で適正な文書管理を実施するに当たり、具体的な取組及び仕組みの必要性について、地域おこし協力隊の退職による受入れ側の問題点、事業主体は行政であり、目的の明確化、災害などを想定した電気自動車の導入、県立大学の整備及び地域コミュニティの重要性、基金残高の示し方などの質疑を行いました。

議案第1号 令和4年度三宅町一般会計予算について、本委員会は可否同数となり、委員長採決で原案を承認いたしました。

次に、議案第2号 令和4年度三宅町国民健康保険特別会計予算案について、歳入歳出では8億4,500万円の予算計上となり、対前年度と比較して3,500万円の増額となっております。奈良県における国保県単位化による保険料の見通し、基金の今後の使途、傷病手当等の周知、共同事業拠出金に伴う事業の進め方についてなどの質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛

成多数で承認いたしました。

議案第3号 令和4年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算案については、歳入歳出予算で1億5,170万円の予算計上で、対前年度と比較して2,199万2,000円の増額となっており、後期高齢者医療保険と国民健康保険の加入人数の関係についてなどの質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

議案第4号 令和4年度三宅町介護保険特別会計予算については、歳入歳出予算で8億4,000万円の予算計上で、対前年度と比較して2,700万円の増額となっており、介護給付費が上がっている部分の理由及び今後の見通し、保険料滞納への対応及び給付制限、訪問型サービス事業に伴う短期集中予防サービスの内容について、医療と介護の関わりや国保中央病院との連携についての質疑を行い、本委員会では原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

議案第5号 令和4年度三宅町下水道事業会計予算案については、地方公営企業法の全部を適用することになり、事業収益は2億5,937万5,000円で、事業費用は2億5,937万5,000円、また資本的収入で1億2,733万4,000円、資本的支出では2億475万4,000円の予算計上がなされ、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

以上が特別委員会に付託を受けました令和4年度予算5議案についての概要であり、慎重に審議を行い原案のとおり5件を承認いたしましたことと議案第1号における反対意見として森内委員より少数意見の留保がなされたことを併せて報告を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辰巳光則君） ただいま久保委員長の報告がありました。

少数意見の報告を求めます。

少数意見報告者、森内哲也君。

○6番（森内哲也君） 少数意見報告です。

去る3月7日、3月8日、予算特別委員会において留保した少数意見を三宅町議会会議規則第76条第2項の規定により報告させていただきます。

議案は、第1号です。件名、令和4年度一般会計予算についてです。

意見の要旨を述べさせていただきます。以下のとおりです。

今回の一般会計予算には、地域おこし協力隊4名を新たに三宅町へ呼ぶ予算が含まれております。また、その地域おこし協力隊の募集から活動までをサポートする地域活性化企業人の活用という費用も含まれております。しかし、これらの予算を生かせるのか不安に思っています。なぜならご存じのとおり三宅町交流まちづくりセンターMi i Moの立ち上げと同

時に2名の地域おこし協力隊の方が来てくれていましたが、M i i M oの運営開始から1年もたたないうちに1名は活躍の場がないと退職され、もう1名は実質退職を勧告、言い渡した形で三宅町を去っていくことになっております。

「行政の仕事を担っていただくわけではありません。むしろ行政と連携しながら行政が不得意とすることにこそ力を貸してほしい」このような募集文句で地域おこし協力隊の人員を募集しました。求める人物像としては、私などは高いなと感じる要件が設けられており、「多様な人とコミュニケーションをとることが楽しめる」、あるいは「接する人をも元気にする力がある」「あきらめず試行錯誤を続けていくことができる」「様々な人を巻き込んだイベントの企画の遂行」「収益事業・サービスデザインを担当して実現していく」「人材育成・マネジメントの経験がある」このような要件から幾つかを満たす人材として多数の応募者の中から役場が自らが選んだ2人でした。その2人がいなくなります。

何が問題でこの人ならと選んだ人材は去っていくのか、どこでうまくコミュニケーションがとれず、この人ならと選んだはずなのにずれていってしまい溝ができるまでになったのかなどこれまでの経過を振り返ることが十分に行われていないのではないかと危惧します。その反省がないままではまた同じことを繰り返してしまいます。

以上のような意見を予算委員会で述べさせていただきました。

少数意見として追加させていただきます。

○議長（辰巳光則君） 続いて、3月9日午後1時30分より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、川緒実希子君。

○福祉文教委員会委員長（川緒実希子君） 去る3月4日、第1回定例会本会議において福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、9日に福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第6号 令和3年度三宅町一般会計第12回補正予算案について歳出のうち、住民福祉部関係では、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード所有者の転入手続ワンストップ化に伴うシステム改修により264万円の増額、マイナンバーカード普及促進事業費の確定に伴う318万5,000円の減額補正が行われています。

款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費では、高齢者福祉事業について、決算見込額により老人クラブ活動事業、高齢者地域活動推進事業及び要介護高齢者紙おむつ事業の合

わせて98万4,000円の減額、老人保健措置事業について決算見込額により30万円の減額、介護保険料軽減強化負担金繰出金、地域支援事業繰出金の94万3,000円の減額補正が行われています。

健康こども局関係では、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、台風の影響により戦没者追悼式を中止したことによる30万4,000円の減額、障害者自立支援事業について、補装具給付費、自立支援医療給付費及び障害介護給付費合わせて944万円の減額、地域生活支援事業について、訪問入浴サービス利用者の増、障害者文化交流事業委託料及び手話奉仕員養成講座事業委託料の決算見込みにより合わせて33万8,000円の減額、障害児支援事業について、障害児通所給付費90万円の減額補正が行われています。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、病児・病後児童保育事業の決算見込みにより減額、令和2年度施設型給付費等県費交付金返還金の実績額確定により増額、合わせて9万9,000円の減額補正が行われています。

目6幼稚園費では、会計年度任用職員給料、バス運行委託料及び手ぶら登園サービス利用料の決算見込みにより合わせて224万6,000円の減額補正が行われています。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、磯城休日応急診療所運営負担金80万2,000円の増額、小児深夜診療負担金46万3,000円の減額、産婦人科一次救急負担金9万4,000円の増額で合わせて43万3,000円の増額、健康増進事業においても新型コロナウイルス感染症の影響により町民公開講座事業費及びがん検診委託料を合わせて13万3,000円の減額、健康づくり事業においては、男性の料理教室、食生活改善推進員養成講座及び健康づくり推進協議会の決算見込みにより16万2,000円の減額、感染症・予防接種事業においては、当初見込者数の減少により乳幼児定期予防接種委託料及び緊急風疹抗体検査事業委託料合わせて219万8,000円の減額、産後ケア事業においては、産後ケア事業委託料の決算見込みにより53万9,000円の減額、新型コロナウイルス感染症対策事業においては、パルスオキシメーター購入費用の決算見込みにより18万2,000円の減額補正が行われています。

教育委員会事務局関係では、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費では、会計年度任用職員給料及び放課後子ども教室学習支援員報償費の決算見込みにより98万3,000円の減額、ICT環境整備事業においてモバイルルーター通信費、ICT支援員委託料及びGIGAスクールサポーター委託料の決算見込みにより合わせて178万8,000円の減額、感染症対策事業において、スクール・サポート・スタッフの勤務日数の確定による43万9,000円の減額及び学校における消耗品、備品の購入で90万2,000円の増額補正が行われています。目3学

校給食費では、学校給食調理業務委託料の確定により86万3,000円の減額、項3中学校費では、夜間学級の運営等に要する負担金として27万5,000円の増額補正が行われています。

項5社会教育費、目1社会教育総務費では、成人式記念講演報償費の減額、新型コロナウイルス感染症の影響により生涯学習講座、子ども体験教室の一部及び青少年野外活動事業を中止したことにより合わせて168万6,000円の減額、目2公民館費では、中央公民館除却に伴い41万円の減額、目3社会教育施設費では、文化ホール光熱水費の決算見込み及び文化ホール清掃業務の入札差金により62万5,000円の減額。

項6保健体育費、目1保健体育総務費では、新型コロナウイルス感染症の影響によるマラソン大会の中止により185万1,000円の減額補正が行われています。

また、繰越明許費では、転入・転出手続ワンストップ化事業264万円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業3,620万9,000円、学校等における感染症対策等支援事業90万2,000円が計上されています。

続いて、歳入におきましては、款12分担金及び負担金、項2負担金、目2民生負担金では、幼稚園保護者負担金及び保育所入所受託負担金で合わせて6万1,000円の減額、目3衛生負担金では、産後ケア事業利用者事故負担金の徴収変更により8万6,000円の減額補正が行われています。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目8教育使用料では、中央公民館の除却に伴う使用料の決算見込みで3万9,000円の減額補正が行われています。

款14国庫支出金、項1国庫負担金では、介護保険料軽減強化国庫負担金の決算見込みで27万2,000円の減額、障害者自立支援費等負担金及び障害児支援負担金で合わせて217万円の減額。

項2国庫補助金、目1総務補助金では、社会保障・税番号制度システム整備補助金として264万円の増額、目2民生補助金では、地域生活支援事業補助金の決算見込みで17万円の減額、目3衛生補助金では、母子保健衛生事業補助金、緊急風疹抗体検査事業補助金及び子ども・子育て支援交付金の決算見込みで104万9,000円の増額、目8教育補助金では、公立学校情報機器整備費補助金、学校保健特別対策事業費補助金、記念物・埋蔵文化財関係国庫補助金の決算見込みで79万6,000円の減額、目10児童福祉補助金では、児童虐待DV対策等総合支援事業補助金、母子家庭等対策費総合支援事業補助金及び子ども・子育て支援交付金の決算見込みで387万6,000円の減額補正が行われています。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生負担金では、介護保険料軽減強化県負担金の決算

見込みで13万6,000円の減額、障害者自立支援費等負担金及び障害児通所給付費等県費負担金の決算見込みで108万5,000円の減額。

項2 県補助金、目2 民生補助金では、在宅福祉事業補助金の決算見込みで13万9,000円の減額、地域生活支援事業補助金及び子ども・子育て支援交付金の決算見込みで67万2,000円の減額、目3 衛生補助金では、健康増進事業補助金及び子ども・子育て支援交付金の決算見込みで87万9,000円の減額、目8 教育補助金では、教育支援体制整備事業費補助金及び記念物・埋蔵文化財関係県費補助金の決算見込みで86万7,000円の減額補正が行われています。

款17 寄附金、項1 寄附金、目3 企業版ふるさと納税では、手ぶら登園サービス利用料の財源振替えにより190万円の減額補正が行われています。

款18 繰入金、項1 基金繰入金、目4 地域振興基金繰入金では、地域振興基金繰入金の決算見込みで40万円の減額補正が行われています。

款20 諸収入、項6 雑入では、マラソン大会スポンサー収入、生涯学習事業、夏季青少年野外活動参加費及び子ども体験教室参加費で合わせて94万円の減額補正が行われています。

款21 町債、項1 町債、目1 総務債では、過疎対策事業債において社会福祉施設改修事業及びみやけ子ども・子育て応援事業に係る過疎対策事業費の確定により合わせて280万円の増額、目8 消防債では、東屏風体育館防水改修工事に対し390万円の予算措置が行われています。

以上、一般会計第12回補正予算案について、児童福祉補助金の減額理由とニーズについて、幼稚園バス利用及び運行状況、学校における感染症対策備品購入の状況及び納入見通しなどの質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第7号 令和3年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算案については、歳入において国庫支出金等の確定に伴う減額、一般会計繰入金の減額による予算調整がされ、歳出では家族介護用品支給事業、地域支援事業費、予算調整による介護給付費準備基金積立金及び予備費の減額により1,616万6,000円を減額し、歳入歳出の総額を8億2,046万8,000円と定めるものであり、訪問型及び通所型サービス事業費の利用減の理由について、介護給付費準備基金積立金について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第19号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険税の軽減措置を講じるとともに、令和6年度の県内統一国民健康保険水準に向けた保険税の引上げのための改正案であり、統一による

保険料の見込み、保険料における基金充当について質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第20号 三宅町放課後児童県税育成施設設置条例の一部を改正する条例の制定については、三宅町放課後健全育成事業の三宅町学童保育クラブの実施場所を三宅町交流まちづくりセンター「Mi i Mo」に移転することに伴う改正案であり、条例で定める学童保育の実施場所についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、承認第1号 （専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第9回補正予算については、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う関係予算の措置を緊急に行ったもので、福祉文教委員会所管で歳出について、款3民生費においては、臨時特別給付金事業実施に必要な事務経費及び給付金について1億677万5,000円の増額補正が行われ、歳入については、款14国庫支出金において必要な経費の国庫補助金1億727万5,000円の増額補正が行われ、専決処分でなく臨時会での対応をすべきではなかったか、収入状況が急遽変わった世帯への対応についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が福祉文教委員会に付託を受けました補正予算案2件、条例案2件、承認1件の概要であり、慎重に審議を行い、原案のとおり承認しましたことをご報告申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。

続いて、3月10日午後1時30分より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、渡辺哲久君。

○総務建設委員会委員長（渡辺哲久君） 去る3月4日、第1回定例会本会議において総務建設委員会に付託を受けました諸議案について、10日に総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果について報告いたします。

まず、議案第6号 令和3年度三宅町一般会計第12回補正予算案について、歳出のうちイノベーション推進部関係では、款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費では、公共施設の老朽化等による改修・修繕等に備えるため、基金に積立てを行い3,000万円の増額、公共施設等総合管理計画策定事業では、決算見込みとして35万円2,000円の減額、目4企画費では、地域公共交通事業の決算見込みとして137万7,000円の減額、移住定住促進事業の決算見込みとして100万円の減額、目7交流まちづくりセンター費では、執行額確定及び入札差金により合わせて1,168万5,000円の減額、目8財政調整基金費では、将来の地方債の償還に

備え、公債償還基金に積立てを行い1億円の増額補正が行われています。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費では、委員報酬の決算見込みにより72万円の減額、情報収集等業務効率化支援事業の決算見込みにより12万円の増額、合わせて60万円の減額、目2農業総務費では、ドローンの農薬散布業務委託料確定により16万円の減額、多面的機能支払交付決定額の確定により29万8,000円の減額、合わせて45万8,000円の減額、目3農業振興費では、新規就農事業の対象者が対象条件を満たさなくなったことにより75万円の減額補正が行われています。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費では、補助金の決算見込み及びガバメントクラウドファンディング事業の未実施による合わせて72万5,000円の減額補正が行われています。

款12公債費、項1公債費、目1元金においては、公債費元金償還金額決定により1,918万1,000円の減額、目2利子においては、公債費利子償還金額決定により348万1,000円の減額補正が行われています。

款14予備費、項1予備費、目1予備費においては、一般会計歳入歳出予算の財源調整のため4,752万6,000円の増額補正が行われています。

総務部関係では、職員人件費について予算確定後の人事異動等に伴う人件費の過不足調整による4,688万円の減額。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、令和3年度雇用保険・労災保険の支払額確定により39万円の減額、目3財産管理費で執務室移動に伴う備品購入に係る9万2,000円の増額、公共施設消防用設備等保守点検業務に係る入札差金及び公共施設等整備基金積立金の積立額確定に伴い328万2,000円の減額、目4企画費で情報セキュリティに関する職員研修に係る必要経費の減額、電算事務委託及び端末機器等購入に係る入札差金による減額で合わせて1,532万2,000円の減額、項2町税費、目1税務総務費で軽自動車税ワンストップサービス開始時期変更によるシステム改修費110万円の減額、項4選挙費、目3衆議院議員選挙費で令和3年10月31日執行の選挙執行経費確定により合わせて112万1,000円の減額補正が行われています。

款3民生費、項1社会保障費、目1社会福祉総務費では、人権問題啓発活動推進本部事業経費で167万7,000円の減額補正が行われています。

款9消防費、項1消防費、目1消防総務費では、コロナ禍の影響による消防出初式の中止及び防災備蓄備品購入の入札差金、また耐震シェルター設置申請件数確定に伴う補助金で合わせて152万4,000円の減額、目3非常備消防費では、コロナ禍の影響による消防操法大会の

中止、消防学校入校及び奈良県消防防災訓練等の執行経費確定に伴い317万9,000円の減額補正が行われています。

まちづくり推進部関係では、款2総務費、項1総務管理費、目7交流まちづくりセンター費で事業関係役務費、委託料及び工事費の請負差金による720万5,000円の減額補正が行われています。

款6農林水産事業費、項1農業費、目4農地費で、事業関係委託料の請負差金により350万円の減額補正が行われています。

款8土木費、項1土木総務費、目1土木総務費で、空き家実態再調査業務の請負差金及び用地管理事務において執行見込みなしに伴い、合わせて180万2,000円の減額補正が行われています。

款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費で、石見駅西側送迎用駐車場の植栽部において防草対策の材料費変更により22万5,000円の減額、目2道路新設費で委託料の請負差金により合わせて1,150万円の減額補正が行われています。

款8土木費、款3都市計画費、目1都市計画総務費で、既存木造住宅耐震診断事業及び改修補助事業の応募件数確定により60万円の減額、目4下水道費で、一般会計繰出金の決算見込額により195万8,000円の増額補正が行われています。

また、繰越明許費では、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業12万円、道路メンテナンス事業1,600万円が計上されています。

続いて、歳入におきましては、款9地方特例交付金、項1地方特例交付金では、交付額決定により137万1,000円の減額が行われています。

款10地方交付税、項1地方交付税では、臨時財政対策債を償還するための経費として追加交付された分として7,366万2,000円の増額が行われています。

款13使用料及び手数料、項1使用料では、M i i M o レンタルスペース等使用料の決算見込みにより114万9,000円の減額補正が行われています。

款14国庫支出金、項2国庫補助金では、多世代がつながるひとりひとりの居場所創出事業及び移住支援事業で合わせて240万1,000円の減額、地方創生臨時交付金追加交付で178万6,000円の増額、耐震シェルター設置事業に対する国庫補助金で、全額の25万円の減額、既存木造住宅耐震診断・改修補助事業の申請者数確定及び空き家実態調査業務の請負差金による補助金の確定で58万6,000円の減額、社会資本整備総合交付金事業及び三宅1号線道路整備事業の交付額確定により867万9,000円の減額補正が行われています。

款14国庫支出金、項3国庫委託金では、衆議院議員選挙事務委託金の決算見込みにより112万1,000円の減額、人権啓発活動地方委託金の決算見込みにより12万9,000円の減額補正が行われています。

款15県支出金、項1県負担金では、地積調査負担金の決算見込みにより105万7,000円の減額補正が行われています。

項2県補助金では、新規就農支援事業補助金、多面的機能支払交付金、農地利用最適化交付金、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業補助金、既存木造住宅耐震診断事業補助金・改修補助金及び耐震シェルター設置事業県費補助金の決算見込みにより合わせて177万4,000円の減額補正が行われています。

款16財産収入、項2財産売却収入では、土地売却の決算見込みにより291万円の減額補正が行われています。

款17寄附金、項1寄附金では、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金への財源振替により200万円の減額補正が行われています。

款18繰入金、項1基金繰入金では、公債償還額確定による基金繰入金及び消防基金繰入金の決算見込みにより合わせて932万5,000円の減額補正が行われています。

款21町債、項1町債では、過疎対策事業債において過疎対策事業費の確定により、政策推進課、M i i M o 運営室、総務課、まちづくり推進課、土木管理課及び環境衛生課、合わせて1,610万円の増額、臨時財政対策債において2,748万5,000円の減額、公共施設等適正管理推進事業債において複合施設整備事業の確定により90万円の減額、市町村振興資金において複合施設整備事業の確定により600万円の減額補正が行われています。

以上が一般会計第12回補正予算案であり、次のような質疑を行いました。

地方交付税における追加交付分の対象年齢及び繰上償還の検討についてを、交流まちづくりセンター運営費における運営委員会負担金の執行内容についてを、M i i M o の使用料収入における減額理由についてを、農業委員の活動縮小による報酬減額理由についてを、新規就農支援事業の対象者が対象条件を満たさなくなった内容についてを、人・農地プランの進行状況についてを、一般会計における人件費約4,600万円の減額内訳及び男性職員の育児休業取得についてを、保育士の処遇改善に伴う歳入項目についてを、軽自動車税ワンストップサービスの内容についてを、社会資本整備総合交付金事業における歳入歳出の構成及び歳入財源の変更理由についてを、既存木造住宅耐震改修支援事業における広報紙等の周知についてなどです。

これらの質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第8号 令和3年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算案については、歳出において款1公共下水道事業費、項1公共下水道費、目1一般管理費では、一般管理費の決算見込額により432万6,000円の減額、同じく目2公共下水道整備費では、公共下水道整備費決算見込みにより223万円の減額補正が行われています。

款2公債費、項1公債費、目1元金では、公債費元金の決算見込額により19万5,000円の減額、目2利子では公債費利子の決算見込額により69万1,000円の減額補正が行われています。

歳入については、公共下水道使用料の決算見込額により90万円の減額、繰入金で一般会計繰入金195万8,000円の増額、町債では公共下水道事業債、流域下水道事業債、過疎対策事業債合わせて850万円の減額補正が行われており、現年度の使用料収入減額分の理由についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第9号 令和3年度三宅町水道事業会計第4回補正予算案については、支出において款21水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費では、受水量増加により850万円の増額、目10受託工事費では、水道管移設復旧費用の決算見込みにより429万4,000円の減額補正が行われています。

収入において、款11水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益では、水道使用料の決算見込みにより180万円の増額、目5受託工事収益では、水道管移設費用の決算見込額により390万3,000円の減額。

款31資本的収入、項1負担金、目1加入分担金では、給水加入分分担金の決算見込額により250万円の増額補正が行われており、加入分担金の増額理由についてを、受託工事費の決算見込みがゼロの理由についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第10号 令和3年度三宅町水道事業会計の利益の処分について、令和4年4月から運営予定の磯城郡水道企業団での事業会計統合の影響により、多額の欠損金が生じる見込みであり、これを補填するため、地方公営企業法第32条第3項及び第4項の規定により、令和3年度の資本剰余金及び資本金の処分を行うため、議会の議決を求めるものであり、この処分が必要な理由についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定案につ

いて、令和３年８月、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、期末手当の支給割合を令和４年４月より一般職については0.15月分を、再任用職員については0.10月分を引下げ、令和４年６月支給分についても、令和３年度中に引下げを見送った0.15月分も合わせて引下げるために本条例の一部を改正するもので、国の賃上げ施策と逆行しているものと質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第12号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定案について、令和３年８月、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、特別職の期末手当の支給割合を令和４年４月より0.15月分引下げ、令和４年６月支給分についても、令和３年度中に引下げを見送った0.15月分も合わせて引き下げるために本条例の一部を改正する。また、令和３年度に引き続き令和４年度においても手当の額を除き、町長・副町長及び教育長の給料額を減額するために条例の一部を改正するもので、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第13号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定案について、令和３年８月人事院勧告により国家公務員の給与改定に準じて、議会議員の期末手当の支給割合を令和４年４月より0.15月分引下げ、令和４年６月支給分についても、令和３年度中に引下げを見送った0.15月分も合わせて引き下げるため、条例の一部改正するもので、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第14号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定案について、令和３年11月19日、国において閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く方々の収入を引き上げることとされ、これに伴う保育士の処遇改善として、保育手当を現行の１日当たり400円から500円に引き上げるため、条例の一部を改正するもので、月額9,000円及び３％の確認、特殊勤務手当についてを適用職員の範囲についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第15号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定案について、平成25年４月から実施していた勤務評価制度について、その後の地方公務員法の改正を踏まえ、国家公務員に準拠した評価制度を確立するため、令和３年度において新たな人事評価制度を導入した。これを受けて職員の分限に関する手続き及び効果について、地方公務員法第28条第３項の規定に基づき、人事評価または勤務の状況を示す事実に基づいて、勤務実績がよくないと認められる場合の手続き及び効果を定めるため、条例の一部を

改正するもので、本条例の適用となる事実及び不服申立てへの対応、適用職員の範囲についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第16号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定案について、令和3年8月に人事院が公表した「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」において、「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が示された。これを受け、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等に係る事項も含めた非常勤職員の育児休業の取得要件について所要の改正を行うため、条例の一部改正するもので、取得期間及び内容についてを代替職員への適用についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第17号 三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、令和4年4月から磯城郡水道企業団が運営されることに伴い、上下水道にかかわる公営企業の事務局部の職員の定数が変更となるため条例の一部を改正するもので、現在派遣中の職員の身分についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第18号 三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定案について、令和4年4月から磯城郡水道企業団が運営されることに伴い、本町において水道事業管理者がなくなり、公共下水道事業が令和4年4月より特別会計から地方公営企業法の財務規定等を適用する公営企業会計に移行するため、水道事業管理者の文言を下水道事業管理者に変更するため、条例の一部を改正するもので、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第21号 三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定案について、給水装置設置奨励金の交付要件に規定されている三宅町水道給水条例が令和4年4月から磯城郡水道企業団にて制定される磯城郡水道企業団給水条例に変わるため、条例の一部改正するもので、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第22号 三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例の制定案について、給水装置設置奨励金の交付要件に規定されている三宅町水道給水条例が令和4年4月から磯城郡水道企業団にて制定される磯城郡水道企業団給水条例に変わるため、条例の一部改正するもので、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第23号 三宅町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定案について、令和4年4月1日から公共下水道事業特別会計から公営企業会計に移行する下水道事業地方公営企業法の規定を全部を適用するため、関係

条例を制定、一部改正及び廃止する。制定する条例は、三宅町下水道事業の設置等に関する条例、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例。一部改正する条例は、三宅町特別会計条例、三宅町下水道条例、三宅町水洗便所改造資金貸付条例、廃止する条例は、三宅町公共下水道事業基金条例となるもので、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第24号 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更について、新たに対象となる事業を追加するために地方債対象の拡充等を行う必要が生じたため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第25号 奈良県広域消防組合規約の変更について、奈良県広域消防組合における組合議会議員の人数、選任方法及び任期について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、同組合規約を変更する必要があるため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、承認第1号 （専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第9回補正予算については、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の実施に伴う関係予算の調整を緊急に行ったもので、総務建設委員会所管の歳出、款3民生費において事業に係る職員の時間外勤務手当60万円の増額補正が行われ、歳入、款14予備費については、一般会計歳入歳出予算の財政調整のため10万円の減額補正が行われ、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、承認第2号 （専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第11回補正予算については、損害賠償命令請求事件における代理人弁護士に要する経費を緊急に措置する必要が生じ、款2総務費においては、損害賠償命令請求事件着手金として55万円の増額、この予算の財政調整のため、款14予備費にて55万円の減額補正が行われています。

次に、審査の経緯について、学童保育委託業者選定業務を伴う町長自らの調査実施及び弁護士費用の支払いについての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が総務建設委員会に付託を受けました補正予算案3件、条例案11件、承認2件、利益の処分1件、計画の変更1件、規約の変更1件の概要であり、慎重に審議を行い、おのこの原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。

ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し、質疑を許しま

す。質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

賛成、反対、反対、松本委員。

○4番（松本 健君） それでは、承認第2号 専決処分の承認について、反対の立場から討論します。

本件は、令和2年10月に行われたプロポーザル方式の業者選定において、審査会閉会後に選定結果が変更されたということについて、令和3年3月に議会からの監査請求の後、令和3年9月に住民監査請求を経て住民訴訟となり、町がそれを受けて立つための弁護士選任に関する予算措置を専決したというものです。

令和3年9月の住民監査請求による監査結果といっても棄却でしたが、を改めて確認しました。その中には事実関係として、27日に作成された審査委員6名の採点表及び集計表の書類が担当課において決裁後廃棄されていたという記述があります。

また、27日の審査会議事録には、採点表は別紙のとおりとなっているものの、その別紙が現在は無存在であるというのが町の見解でした。これら2つのことから、決裁後に決裁済みの文書を担当課が廃棄したということを暗に示すものであり、誠にゆゆしき事態であります。

今回住民訴訟に至った理由の中には、事実を解明し、公表しようとしめない行政の態度、監査に頼らずともその後時間は十分あったにもかかわらず、自ら再調査すべきであることを怠った責任が多分に含まれるものと考えます。

今回弁護士費用を公費で負担するという判断は、反省の姿勢が全く見られないと思われるも仕方ありません。真実の解明は司法の場に委ねられることになりますが、上の理由から弁護士費用を公費で負担することには賛成しかねます。

また、議案第1号 令和4年度一般会計予算については、少数意見があったM i i M o 運営に関連して同感ではあり、行政には猛省を促したいところではありますが、予算自体をどうこうという話ではないので、賛成させていただきますが、ここで一言発言させていただきます。

今回M i i M o 運営に関連していろいろ事情を確認することがありました。住民視点からは分からないところでいつの間にか物事が決まっている、それをあたかも総意のように発表されている、隠蔽の体質がある、責任の所在が不明確、全ては町長の責任と言うが、軽過ぎ

る、失敗事例を深掘りすることがなされているかどうかが不安であるといったことが聞かれます。私はこれらの本質は、昨年のプロポーザルの話と同じように思えます。あの事件をもっと深く追求していればよかったなと残念に思えます。

くしくも今回予算方針にはいろいろと書かれている中、「失敗を経験に」という言葉があります。この方針を深く受け止めていただきたい、また、「失敗を経験に」は結構ですが、失敗はすぐにその場で改めることが大切です。「喉元過ぎれば熱さを忘れる」という言葉がありますけれども、失敗はすぐに改めるようにしていただきたいと思います。

ということで、そういうことをお願いしたいと思いますが、賛成はさせていただきます。

それから、議案第15号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてについても述べさせていただきます。反対です。

今まで述べた2件の事件の本質を考えた場合、今回のこの条例の制定は、人事評価を分限に反映させるためのものであるようですが、時期尚早ではないかと考えるように至りました。コミュニケーションに問題のある職場で人事評価制度が先行することは、さらなる悲劇をもたらしかねません。まずは誰もが言いたいことが言えることは当たり前で、人一人を大切にする職場である条件の下で職員の力を結集して事業に当たるという風土を育てるのが先決と考え、反対させていただきます。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほかに討論ありませんか。

池田議員。

○10番（池田年夫君） ただいま予算審査特別委員会、福祉文教常任委員会、総務建設常任委員会の各委員長報告がありました。3月議会の議案中、三宅町一般会計予算案、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の3特別会計、議案第11号の一般職員の給与に関する条例の一部改正から第13号の議員の報酬等に関する条例の一部改正、国民健康保険税の一部を改正する条例案について、反対討論を行います。

令和4年度三宅町予算案は、前年度予算に比べて1億8,000万円増額で、歳入では、地方交付税の1億3,377万円の増加、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫支出金で5,646万円の増加、過疎対策費事業債で2,050万円の増加、歳出では、複合施設設備事業の終了等で総務費が1億122万円の減、障害者自立支援事業や幼児園費等の民生費で1億116万円の増、ワクチン接種事業・県北西部広域環境衛生組合等の衛生費で2,451万円の増、三宅1号線道路整備事業・大和平野中央プロジェクト推進事業等の土木費で8,685万円の増、小学校施設

整備基金積立金や文化ホール費等の教育費で5,569万円の増となっていますが、この中には政府のデジタル化政策の法整備で行われてきた官民データ活用推進法、行政手続オンライン化改正法・デジタル行政推進法の制定に基づくシステム改修費等が見え隠れしています。住民生活に活用できるデジタル化については反対ではありませんが、自治体が持っているデータを一極集中させ、そこに民間企業からの労働者を派遣させ、民間企業がデータを活用できるようにし、企業の利潤追求に使われる危険性が懸念されます。

また、過疎債については、ハード事業で1億4,920万円、ソフト事業で3,500万円、合計1億8,420万円が追加され、委員会でも指摘されましたが、公債償還基金の1億円の積立てをはじめ、基金の積立ては1億723万円を行い、繰出しは6,648万円、令和5年5月31日残高の予定は27億9,480万円になり、令和4年5月31日見込額の27億5,405万円より4,075万円の増となり、令和2年度一般会計決算時の実質公債費比率や将来負担比率の増になりかねません。

国民健康保険特別会計については、税条例改正で所得割を6.4%から7.4%に、均等割額を2万4,000円から2万5,000円に、平等割額を1万7,000円から1万8,000円に引き上げる条例であります。国の6歳未満の子供の均等割の半額の減額等がありますが、三宅町の勤労者の所得は平均320万円、後期高齢者の所得平均は88.8万円で、国民健康保険税の引上げが住民の生活に押しかぶさってきていることが分かります。

介護保険会計については、介護サービスが令和2年度決算の件数より件数が減少しているサービスがあり、本当に介護保険事業に見合った予算なのか疑問に思えます。施設で介護士の派遣を受け入れているところでは、莫大な手数料を取り、その手数料が介護保険料から支払われているところも出てきています。住民の税金や保険料が住民のために使われているのが疑問が出てきています。

条例の議案第11号の一般職員の給与に関する条例の一部改正から第13号の議員の報酬等に関する条例の一部改正ですが、岸田首相が言っている賃金引上げに逆行しているし、三宅町職員のラスパイレスの指数は、令和元年度で92.6%、国家公務員より高いとはいえませんので、反対であります。

三宅町令和4年度一般会計予算案、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険特別会計と条例では、議案第11号の一般職の給与に関する条例の一部改正から第13号の議員の報酬等に関する条例の一部改正、国民健康保険税条例の一部改正については反対とし、討論いたします。

○議長（辰巳光則君）　ほか討論ありませんか。

川鰭議員。

○2番（川鰭実希子君） 議案第1号 三宅町一般会計予算案につきまして地域おこし協力隊の部分について反対させていただきます。

理由の大半は、先ほど森内議員が述べられたことに尽きるような気もするんですけども、改めて自分の言葉で語っておきたいなと思います。

と言いますのもやはり地域おこし協力隊というのは、この町に可能性を感じて夢を持って来ている方たちです。一番の三宅町の応援団になるべき方ですね。そういう方が志を半ばにして去っていくというのは、町にとってどれほどの損失であり、痛手であるかという部分が何か予算案審議を通して理事者側と議員との間で対話をしていてももどかしいものがありまして、何か議員のほうの思いがうまく理事者の方たちに伝わっているようにとはとても思えませんでした。それが一番残念です。この三宅町に来ることがなければこの1年なりをもっと有効なことに使えたかもしれないという考えも成り立ちますし、またその人の人生において非常にもったいない1年を過ごさせてしまったという、とても私はすまない気持ちでいっぱいです。それを二度と繰り返していただきたくない、そのために新年度の予算では、新たな仕組み、外部人材の活用みたいな新たな仕組みを使うみたいなことですが、それともいかなものかと、自分たちの責任においてしっかりやらなければならない部分を外注して済みますのかみたいな気持ちもありますし、なので、ここの部分も非常に残念に感じているので、いま一度やるのであれば本当によくよく考えた上でやっていただきたいという思いを伝えたくてちょっと発言させていただきました。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほか、森内議員。

○6番（森内哲也君） 私は議案第1号に予算案に賛成の立場から発言させていただきます。

先ほど委員会の報告で少数意見ということで発言させていただきました。今期で今川鰭議員の発言もありましたけれども、地域おこし協力隊の2人がいなくなります。1人は自ら三宅町では活躍できないと思って去っていかれ、1人は実質退職させたような形になっています。この質疑の中でもちょっと不満は川鰭議員ほかいろいろありましたけれども、町長よりはこのような回答いただいております。いただいた複数の議員さんの指摘は真摯に受け止め、今回の出来事を経験として次に生かしていく、こう述べられておりますので、この1点にこだわって全体に反対をするようなことは私としてはできないかな、やめさせていただけたらと思います。

ただし、しかしMi i Moは三宅町の発展の基点となるべき起爆剤とすべきだと強く思っております。ですので、先ほどもありましたけれども、今回の件は十分に振り返っていただきたいです。行政が不得意とするところに今回もチャレンジする、外部からやってきてもらって変革を行うとなれば、行政自身がどの部分が不得意なのかというところを認めて、本当にその部分を変化させる覚悟ができるのかというところも振り返ってください。

また、今回ミスマッチということで一方の方を切る、去ってもらうというのは、町が進める大事だと思って進めようとしておられる対話というのとは全く正反対、ほど遠いことだと考えておりますので、どうすべきだったのかもぜひ振り返ってください。

それぞれ議員が耳の痛いことを言っていると思いますけれども、応援しているからこそですので、お許しいただけたらと思います。

○議長（辰巳光則君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

議案第1号 令和4年度三宅町一般会計予算についてを採決します。

採決は起立で行います。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第2号 令和4年度三宅町国民健康保険特別会計予算について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第3号 令和4年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第4号 令和4年度三宅町介護保険特別会計予算について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第5号 令和4年度三宅町下水道事業会計予算について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第6号 令和3年度三宅町一般会計第12回補正予算について採決します。

本件は各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第7号 令和3年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第8号 令和3年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第9号 令和3年度三宅町水道事業会計第4回補正予算について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第10号 令和3年度三宅町水道事業会計の利益の処分について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第12号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第13号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第14号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第15号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第16号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第17号 三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第18号 三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第19号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第20号 三宅町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第21号 三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第22号 三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第23号 三宅町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第24号 三宅町過疎地域持続的発展計画の変更について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第25号 奈良県広域消防組合規約の変更について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

承認第1号 (専決処分事項報告) 令和3年度三宅町一般会計第9回補正予算について採決します。

本件は各委員長の報告のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は承認することに決定しました。

お諮りします。

承認第2号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第11回補正予算について採決します。

本件は委員長の報告のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は承認することに決定しました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会は議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第8項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） ご異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

◎副町長退任挨拶

○議長（辰巳光則君） 以上をもちまして本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

ここで令和4年3月31日をもって退任されます金井副町長より退任の挨拶を受けることにします。

金井副町長。

○副町長（金井壮夫君） 私は、3月31日付で副町長職を退任することになりますが、このようなお挨拶の機会をいただいたこと、まずお礼を申し上げます。

令和2年3月4日に選任のご同意をいただき、当年4月1日付で就任して以来、今日まで2年間、森田町長、そして辰巳議長、お亡くなりになられた衣川前議長をはじめ議員の皆様

方のご指導をいただきながら微力ではございましたが、職責を務めさせていただくことができました。皆様方には心より感謝いたすとともに、厚く御礼を申し上げます。

そして、温かく接していただきました住民の皆様、支えていただきました職員の皆様にごの場をおかりし、厚く御礼申し上げます。

振り返りますと、まず着任早々新型コロナウイルス感染症対策本部会議が行われました。学校、イベント等行事の対応、役場内の組織対応が話し合われたことを思い出します。直後の4月7日から国から大都市圏での緊急事態宣言が発出され、4月16日は区域を全国に拡大されました。その後特別定額給付金の支給、コロナ対応地方創生臨時交付金による諸事業の創設など現在ではコロナワクチン接種事業をメインの対策として今日まで継続しています。昨日をもって大阪府等18都道府県のまん延防止等重点措置が解除され、県内の日々の感染者数も低下傾向ではありますが、まだまだ油断のならない水準ではあります。コロナ対策に追われた2年間だったといえるのかなと思います。

そのような中で、住民の皆様と協働のまちづくりを進め、多世代がつながり地域の魅力を創設し、町民一人一人の居場所となるよう議会や住民の皆さんと議論を深めてまいりました複合施設M i i MOこれが整備され、令和3年7月に供用を開始することができたこと、シビックプライドを育み、町の産業全体の活性化にもつなげる野球グローブ生産100周年事業など町の将来につながる大切な事業を町長はじめ職員の皆さん、そして住民の皆様方とも一緒になって展開できましたことは、本当に貴重な経験でございました。私も三宅町での経験を礎に今後人とのつながりを大切に考えて歩んでまいりたいと思います。

さて、着任以来私なりに副町長としての使命は何かと考えさせていただき、これまで自分の県での経験を生かして何ができるのかと思ひまして、特に今年度は新たな人事評価制度の導入や文書保存規程等の内部管理業務に力を入れてきました。と申しますのも地方分権の進展の中、人口の減少、高齢化をはじめとする地域の問題、これについて自らの課題として責任を持って引受け、住民の皆さんと一緒に解決に取り組む、外部の人材を含め多様な人々と心を開いてつながり、町の発展のために多くの知見を取り入れて進化していく、このようなことができる職員の育成が必要であるかと考えたからでございます。これは企画や財政部門だけを指すではありません。福祉や保健といった人々のケアを行う部門、子供たちを育む部門、水道や環境衛生など町の生活基盤を支える部門、町づくりを行う部門など全ての職員が意識することであると考えております。

このために町の将来像であるビジョンや実現するための方向性である戦略を定め、本町の

職員の伴走者としての使命（ミッション）、対話、挑戦失敗の3つのバリューを行動の指針として職員への浸透を図ってきました。そして、特に職員各自が組織の目標を理解し、役場を目標追求を施行する組織風土に変えていく、そのための人事評価制度を導入し、またそのような組織を支えるためには、公平性、客観性、透明性を追求し、内外にも説明責任が果たせるような明確なルールを確立する必要があるというふうに考えております。

また、良質な人材の確保、育成も重要でございます。故人いわく「天の時は地の利に如かず地の利は人の和に如かず」と言う言葉がございますが、天のときチャンスがめぐっても地理的なものとか、交通など有利な条件がそろっていてもそれだけではだめです。人が最も重要であると解釈しております。

このような観点から、よい人材の確保、育成、これも重要でございますが、まだまだこれから道半ばでございます。先ほど申し上げた役場を目標に向かって挑戦する主体性を持った組織風土、公平性、客観性、透明性を備えた明確なルールづくり、よい人材の確保、これらのことを行うことで住民の皆様から信頼され、内部の人材を含め多様な人々や将来の有望な人材までが集まるといった町となり役場となり、住民の皆様が持つ多様な可能性をさらに開花させていくことができるものと信じております。

さて、私の後任として喜多 豊君が議会初日にご同意いただいたところでございますが、このような考え方もしっかりと伝えてまいりたいと考えております。どうか皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、結びになりますが、三宅町のますますの発展と議員の皆様のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、退任のご挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりありがとうございました。（拍手）

○議長（辰巳光則君） 金井副町長、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 閉会に当たりまして、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和4年3月三宅町議会第1回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、令和4年度三宅町一般会計予算をはじめとする当初予算5件、補正予算4件、その他の議案16件、承認2件の重要案件について慎重審議いただき、全議案

ご可決、ご同意賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、ご審議いただいたとおり、令和4年度一般会計当初予算は、三宅ビジョンである「自分らしくハッピーにスモール（住もうる）タウン三宅町」の20年後の将来像を実現するために様々な施策を展開するべく4つの仕組みづくりを重点予算と位置づける予算組みを行い、昨年度より1億8,000万円多い38億2,000万円の計上となりました。特に新年度は新たな体制の中、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を行う高齢者一体化予防事業の実施に向けて準備を進めるとともに、大和平野中央プロジェクト事業についても着実な実施を目指すために新たな室を設けることとし、そして、県立大学を核としたスタートアップビレッジを念頭に、本町の特性と今ある地域資源を最大限に活用し、スタートアップにかかわる多様な人材を全国津々浦々から本町へ集積することにより、地域住民の皆様の新たな発想とともに、様々なイノベーションが生み出させるような町づくりへの取組を進めてまいりたいと考えております。

また、議員の皆様にも大変ご心配をおかけしております。まちづくり交流センター「M i i M o」の運営につきましては、一新した体制とする中、地域住民の皆様と行政がさらに相互理解を深めることで、住民主体となる運営のさらなる醸成に努めてまいります。

なお、一般質問及び予算審査特別委員会、各常任委員会にてご審議いただいた課題等につきましては、貴重なご意見として真摯に受け止め、今後の町政に生かしてまいりたいと考えておりますので、議員皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

そのような中、新型コロナウイルス感染で最大の規模となった第6波においては、今月初旬まで1,000人を超えていた県内の感染者数が最近では1,000人を割ることが多くなり、若干落ち着いてきたのではないかと感じております。

しかしながら、この新型コロナウイルスとの闘いはさらに長期間にわたる可能性も考えられることから、本町といたしましては、自治体としての役割を再認識し、地方創生臨時交付金事業の早期実施を目指しながら、引き続き住民の皆様にワクチン接種の有効性と安全性についてご説明するとともに、3回目のワクチン接種が予定どおり完了するよう役場一同全力を尽くしてまいります。

最後になりますが、朝夕肌寒い日もございますが、日増しに暖かさを感じ、春の訪れを感じる季節となりました。

議員皆様におかれましては、新年度にかけて公私何かとお忙しい時期とは存じますが、くれぐれも健康にご留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げますと共に、より一層のご支援

とご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和4年3月第1回定例会の閉会に当たりまして
のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辰巳光則君）　ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（辰巳光則君）　これをもちまして令和4年3月三宅町議会第1回定例会を閉会いたします。

議員各位におかれましては、慎重審議ありがとうございました。

（午後　0時03分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員